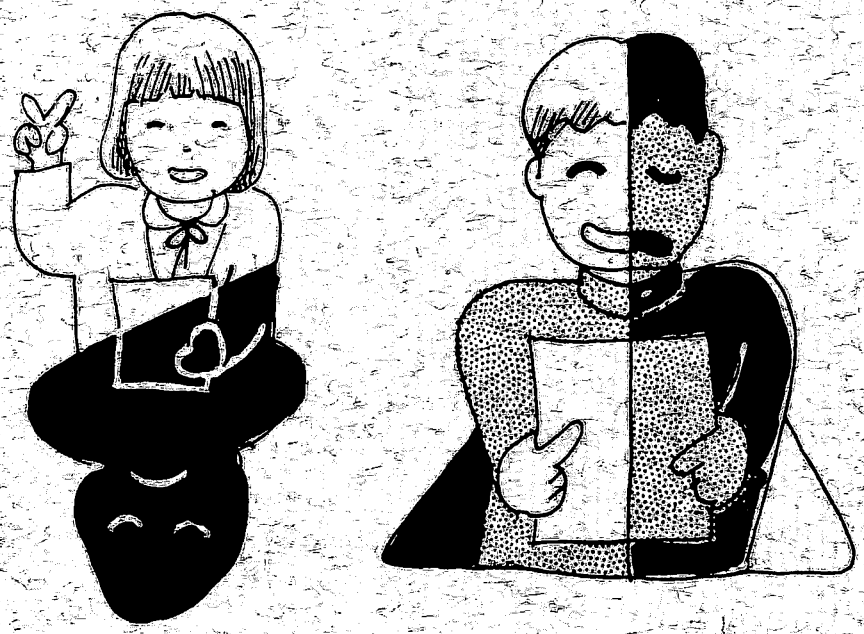
いま,「複合選抜制」を問う

愛知県公立高校入試制度
文書と資料・1984～2000



あいち県民教育研究所(あいち民研)
高校入試制度と中等教育問題研究部会

表紙絵　綿貫公平《全国進路指導研究会》

序

あいち県民教育研究所長　　折出　健二

愛知の複合選抜制度は、１９８０年代半ば以降の教育界における市場原理拡張に対応する新たな競争選抜制度化と中等教育をはじめとする教育の複線化という制度的改編との“はざまで”成立したものです。

事態の経緯をみれば、当時の臨時教育審議会答申が、多角的な観点からの高校入試の再編及び受験機会の複数化などの施策を打ち出し、いち早く愛知県がこれに対応すべく、比較的合理的なしくみとされている愛知の学校群制度をやめて、複合選抜制度導入を押し進めました。県民の疑問や反対の声を押し切る形で。

同制度の実施後、まもなく第１４期中央教育審議会答申(１９９１年)は、先の臨教審さえも明確には提起できないでいた、学歴主義と競争の抜本的な克服に向けて、高校教育の改革に関わる３つの柱を提示しました。①量的拡大から質的拡充へ、②形式的平等から実質的平等へ、③偏差値偏重から個性重視・人間尊重へ、がそれです。そして、学校教育をさまざまな教育・学習システムの１つと見なす、これからの生涯学習への転換を求めています。

さらに最近では、中等教育学校の設置が学校教育法一部改正によって制度化されるなど、中学校と高校との接続は、まだ一部分ですが、入試による適格者選抜主義から明らかに変わってきています。ただし、その中等教育学校といえどもエリート教育機関化していく局面はあるわけですから、学歴主義と競争の問題は形を変えていまなお重く思春期の子どもたちにのしかかっているといえます。

ともあれ、高校入試をめぐる考え方のちょうど変わり目のところで出された受験機会の複数化をそのまま真っ正直に実施してきた愛知県は、このままでは中央の教育行政レベルでさえも切り換えていこうとしている中学校・高等学校接続のあり方に対して、旧態依然たる制度に寄り掛かることになるのではないでしょうか。

中等教育学校に関しては、この４月から名古屋大学に併設型の中高一貫校ができましたし、愛知教育大学は６年間一体型の中等教育学校を構想しているところです。そうなりますと、同じ年代の子どもにおける中等教育を受ける機会の原理的な均等から見まして、一方には現行の制度のような「推薦」「学力」「一芸」による入試選抜がおこなわれ、他方には、無試験による進級・編入学が見込まれるという矛盾・格差が生じます。

今後も中等教育学校は増設の意向のようですが、そうなりますと、高校どうしの序列化による縦の格差に加えて、こんどは、中学校から高等学校への接続という平面での横の格差が起こります。事態は却っていっそう複雑になるし、その年代の子どもにとっては葛藤・不安もいっそう深刻になるのではないでしょうか。

おそらく保護者の心理としては、中学校への入学時に「将来へのより有利な進路を」と思う気持ちが強まり、学歴主義と競争が中学校入学段階にまで低年齢化するおそれも十分にあります。

第１５・１６期中教審が明言した「教育の複線化」とはまさにこのような問題をはらみつつ進行しているのです。

繰り返しますが、愛知の複合選抜制度は、このような教育複線化への端緒となる入試の制度化であったし、それゆえに同年代の若者の心を千々に引き裂く矛盾をもはらんでいるといえます。

実施から１２年を経たいま、中学生における「荒れ」「いじめ」問題、不登校のいっそうの増加傾向、さらには学年レベルでの「クラス崩壊」現象など、問題山積の現実があり、受け入れる高等学校側でも「授業不成立」や「個人生活およびクラス活動の指導困難」な事態が広がると言われる現実があります。

果たしてこのまま現行の複合選抜制度を存続させるのか、それとも今一度、抜本的な再検討の作業に着手するのか。

こうした問を込めて、ここに貴重な討議資料集が集成されました。

子ども・若者たちの、高校進学に寄せる願いや声にならない声を読み取り聞き取るためにも、この資料集が県下の各方面で活用され、いったい愛知県は２１世紀の時代をになう若者にどのような豊かな教育環境を用意するべきなのかについて、大いに対話・討論を起こしていただきたいと願うものです。

本資料集の作成に当たられた会員各位のご労苦に感謝いたします。

刊 行 に あ た っ て

発刊の経緯と意図

全国に先駆けて導入された「複合選抜方式」による高校入試制度(以下,「複合選抜制度」)のもとで,早くも１２年が過ぎました。どのような制度も１０年をこえれば,おのずと問題が蓄積されてきても不思議ではありません。まして,導入をめぐって激論を巻き起こした複合選抜制度であれば,なおさらです。対立点のいくつかは,解決されないまま現在にいたったり,困難の度合いをいっそう深めたりしています。

一方では,複合選抜制度を強硬に導入した県当局およびその周辺は,機会ある度に「安定定着した」とか「順調にすすんでいる」などと自己評価したり,「愛知だけがまじめに取り組んでいる」と誇示したりしてきました。

このような状況のなかで,わたしども,あいち県民教育研究所（あいち民研）の「高校入試と中等教育問題」研究部会（第４部会）は,愛知の高校入試を今後どのように改革するかを検討するにあたって,共通の議論の場を用意することが必要であると考えました。１０余年を振り返り,入試改革の歩みを冷静に精査し,できるだけ客観的にその実態を直視して,何が問題なのかを明らかにすることが求められていると考えました。

学校群制度(総合選抜制度)に肯定的な評価を下していた県教委が,なぜ態度を急変して複合選抜制度導入にこだわったのか,それに対して県民はどのように反応したのか,また,制度導入後にその結果をそれぞれがどのように評価したのか,等々。

これらの点を検証するために,第４部会は,県教委と教育関係諸団体が公表してきた各種の文書や統計資料を収集し,２年近くにわたって検討・分析をすすめてきました。

わたしたちの分析はまだ完結していませんが,研究結果の発表とは別に,収集した文書・資料を議論のための「共通素材」として提供することが必要と判断しました。

このような経緯と意図によってまとめたのが本資料集です。

複合選抜制度の系譜と位置

ところで，複合選抜制度がどのような制度であるのか，「教育改革」の流れのなかに置いて概観してみましょう。

1980年代半ばから90年代初頭までの全国の「高校入試改革」の震源は，「自由化・多様化」を求める84年７月20日の文部省通知「公立高等学校の入学者選抜について」(7･20通知，Ⅰ－２－⑩)でした。

7･20通知は，そのひと月前の６月22日に発表された，高校入学者選抜方法改善に関する検討会議（木田宏国立教育研究所長を座長とするため略称が木田会議）の「報告」(Ⅰ－２－⑨）をそっくりそのままもりこんでいました。そして木田会議は，83年当時，二選を目指した中曽根康弘首相が「偏差値よりも人柄を」を選挙向けスローガンに掲げていましたが，その具体化の指示を受けて，文部省が同年12月に発足させたものでした（国民教育研究所・木下春雄編『高校入試制度の改革』労働旬報社，88年)。

木田報告＝7･20通知の方向性は，やはり中曽根内閣が翌84年８月に設置した臨時教育審議会(臨教審）に引き継がれ，より鮮明に議論され，87年４月の第３次答申では「後期中等教育の多様化」促進の重点施策として高校入試の「改善」が強調されました。さらに，ここでの「自由化・個性化」をめぐる議論は，90年代に入って第14期中央教育審議会（中教審）を経て明確な方向を確定していきました。こうして登場した新たな複線化路線は，高校入試では，「偏差値完全排除と全面多様化入試」を強要する93年２月22日の文部省通知となり，教育制度全体としては，橋本内閣で着手され目下は中曽根弘文文相のもとで推進されている包括的な「教育改革プログラム」となっています。

このようにみてくると，7･20通知＝木田報告は，現在進行中の全面的な大改変の，顕在的な端緒のひとつであったということができます。

木田報告＝7･20通知を待ちかまえていたのが愛知県でした。１か月前に愛知県中等教育問題研究協議会(中等協）を設置し終えており，これは臨教審にも２か月先行していました(Ⅴ年表を参照)。中等協，というより県教委は，臨教審の議論をも視野に入れつつ，前代未聞の選抜制度を構想していきました。これが，単独選抜制でも総合選抜制でもない，複合選抜制度です。

こうして，いくつかの県が同時期に入試制度の検討に着手したものの，ほとんどは推薦制導入を軸とする「改革」にとどまったなかにあって，7･20通知の忠実な実施という点では愛知県が突出することになったのです。

この状況は１０余年を経過した現在も同じです(Ⅲ－１－⑥参照)。93年の2･22通知以後の「改革」との共通点と相違点を明らかにする必要がありますが，最低限，複合選抜制度はあまりにも特異な制度であるために，追随する県がないのだという事実の重みを確認しておきたいと思います。

編集の観点と資料の取り扱い

最後に，本資料集の編集の観点とともに，利用に際して了解しておいていただきたい２・３の点を述べます。

文書・資料群は，次のように集成・配列しました。

① 複合選抜制度がどのようにして導入され，どのように評価されてきたか，の視点から諸資料を取捨し構成しました。

② 県教委等の行政による複合選抜制度の導入に至る経過(Ⅰ)，これに対する県民の反対運動のようす(Ⅱ)をつかむために，それぞれについての文書を原則として時間を追って配列しました。

③ 導入後の評価(Ⅲ)についても，県教委・校長会と県民側とを対比できるように，別個に集成しました。

④ 中扉裏に，《解題》として出典や関連文書，注目点等を付しました。

個々の文書・資料は，次のように取り扱いました。

① 原則として，一文書ごと，あるいは，編纂資料はひとまとまりごとに，
【編著者『書誌名』発行年】
のように出典を示しました。

② 原文の採録を心がけ，そのために，縦書きの文書は後ページから前ページにもどって読み進むようになっています。目次でも，原文の先頭ページにあたるページを示しました。

③ 横書き文書もそうですが，とくに縦書き文書の利用の便を考慮して，出典でのページ数字を極力残すようにしました。

目　　次

i　序　　折出　健二
iii　刊行にあたって
vi　目　次

1　I　制　度
3　1　前　史
3　①　高等学校教育研究協議会議　報告(81年)
5　②　公立高等学校通学区域調査研究協議会議　答申(84年)
11　2　中等協
11　①　中等教育問題研究協議会設置要綱(84年)
13　②　第1回協議会　教育長諮問(84年)
14　③　第1回協議会　教育長あいさつ
16　④　第1回協議会　会長あいさつ
17　⑤　委員名簿
19　⑥　組織図
20　⑦　会議開催期日一覧
21　⑧　検討項目一覧
27　⑨　木田報告　高等学校入学者選抜方法の改善について(84年)
31　⑩　文部省通知　公立高等学校の入学者選抜について(84年)
32　⑪　基本答申(85年)
34　⑫　第1次答申(85年)
35　⑬　高校教育・入試制度についてのアンケート(85年)
39　⑭　第3回入学者選抜専門員会　学校群制度の検討(85年)
42　⑮　第4回入学者選抜専門員会　複合選抜方式第1次案(85年)
43　⑯　第2次答申(86年)
45　⑰　第3次答申(86年)
51　⑱　第3次答申後の教育長談話
52　⑲　最終答申(87年)
54　⑳　最終答申への対処
55　3　導　入
55　①　答申から実施までの経過(84～89年)
59　②　人物評価調査研究委員会のまとめ(87年)
61　③　進路指導調査研究委員会のまとめ(87年)
64　④　推薦入学制度の変遷(74～86年)
67　⑤　公立高等学校入学者選抜方法協議会議答申(85年2月)
68　⑥　普通科への推薦入学の導入
71　⑦　公立高等学校入学者選抜方法協議会議答申(85年7月)
74　⑧　推薦入学実施結果(86年)
77　⑨　公立高等学校入学者選抜方法協議会議答申(86年)
78　⑩　公立高等学校入学者選抜方法協議会議答申(87年)
79　⑪　公立高等学校入学者選抜方法協議会議答申(88年)
81　⑫　環境推薦該当事由一覧(88年)

82 ⑬ 三者会議(88年)
84 ⑭ 入学者選抜制度の改正　複合選抜方式の決定(88年)
87 ⑮ 教育委員長談話(88年)
105 ⑯ 複合選抜方式による新しい高校入試制度－一問一答を中心に(88年)
106 ⑰ ７項目の配慮事項への対処(88年)
108 ⑱ 高等学校教育研究協議会議報告(91年)

111 **Ⅱ 運 動**
113 ① 私学協会　要望書(87年)
114 ② １５の春を泣かせない連絡会　アッピール(87年)
171 ③ 愛知県民中等教育問題検討委員会　緊急提言(88年)
172 ④ 連絡会　声明・３８２万署名の「継続審査」決定について(88年)
173 ⑤ 連絡会　複合選抜反対運動の経過と展望(88年)
181 ⑥ 連絡会　今こそ県民合意の入試改革へ！－382万署名不採択に關して(88年)
184 ⑦ 愛高教　複合選抜制度阻止の県民運動(99年)

185 **Ⅲ 評 価**
187 1　県教委・校長会・文部省
187 ① 校長会　高校入試制度に関する一考察(92年)
192 ② 県教委　受験機会の複数化について(92年)
199 ③ 一校長　受験機会の複数化のその後(96年)
200 ④ 校長会　相次ぐ高校入試改革への対応(98年)
201 ⑤ 校長会　21世紀を展望した愛知の教育(98年)
204 ⑥ 文部省　受験機会の複数化(99年)
205 2　県民中等協・教組・民研
206 ① 県民中等協　市民の検証・愛知の複合選抜(89年)
227 ② 私学協会　入選協諮問への基本見解(90年)
228 ③ 民研　中学校教員アンケート(92年)
235 ④ 愛高教　複合選抜入試制度が困難をいっそう深めた(93年)
238 ⑤ 民研　複合選抜制度を高校生・父母・教師はどのようにとらえているか(94年)
244 ⑥ 私教連　高校生・父母アンケート(97年)
245 ⑦ 愛高教　高校生アンケート(91年)
245 ⑧ 愛高教　高校生・父母・教員アンケート(97年)
252 ⑨ 愛高教　複合選抜制度実施から１０年(99年)
253 ⑩ 愛教労　１１年経過した「複合選抜制度」の問題点(99年)

259 **Ⅳ 統 計**
261 1　中学校３年生の進路希望状況(1988～1999年)
261 2　中学校卒業生の進路状況(1988～1999年)
262 3　公立高校入試実施状況(1988～1999年)

267 **Ⅴ 年 表**

277 **Ⅵ 文 献**

280 編集を終えて

I 制 度

《解題Ⅰ》

ここに収録した文書の大半は，県教委が編纂した次のふたつの資料集から採っている。

A　愛知県教育委員会『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』1987年５月

B　愛知県教育委員会『愛知県における公立高等学校入学者選抜制度の推移　第２集』1990年３月

Aは「２中等協」で，Bは「１前史」と「３導入」で多用している(ここで出典を示さないものは，すべてBである)。

AやBの基礎資料で，関連する文書や新聞記事もあわせて収録している資料集としては，下記のものがある。

C　愛知県教育委員会『○○年度各種協議会報告のまとめ』毎年３月付で刊行

また，Bのうちの「推薦入学」部分は，次の報告書を全面利用している。

D　愛知県教育委員会『昭和63年度教育改革の推進に関する研究委託最終事業報告書－高等学校入学者選抜方法の改善』1989年３月

これは，87･88両年度文部省委託研究の推薦入学を中心する報告書であるが，86年度からの３年間にわたるEと一体で進められた。

E　愛知県教育委員会『昭和63年度教育改革の推進に関する研究委託最終事業報告書－高校教育制度の多様化，弾力化をすすめるための方策』1989年３月

さらにまた，DおよびBは，F（その結論部の抄録がⅢ－１－②）にも活用されている。

F　愛知県教育委員会『文部省「教育方法の改善に関する調査研究」委託　受験機会の複数化について』1992年３月

Dの「研究のねらい」には「臨時教育審議会の提言を踏まえ，学力検査と調査書の活用，推薦入学と入学後の学習・活動等との相関について調査研究」云々とある。中等協や複合選抜を“臨教審路線の先頭ランナー”あるいは“臨教審の先取り”といいうるゆえんである。

さて，注目される文書を限定して，手短なコメントをつける。

１－②　中等協の「予告」らしき文言がすでに書き込まれている。

２－④　「7･20通知」を想定しているかのごときくだりがある。なお，飯島会長はおって臨教審委員にもなる。

２－⑰　Aによるが，Bのみにある「口頭補足」を付した。
「配慮事項」の⑮からの「変更」点の評価は単純にはできない。

３－⑤･⑦･⑨～⑪　82年度に発足した入選協の役回りに，現在もふくめて注意。

３－⑯　志願変更(→Ⅲ－１－②)以外は現在も使われている制度説明の文書。

３－⑱　複合選抜そのものとは別の，「計画進学率」の策定方針に関する基礎文書であるが，必要性を判断して収録した。

1　前　史

①　高等学校教育研究協議会議　報告(81年)

【愛知県教委『愛知県における公立高等学校入学者選抜制度の推移』90年】

3　高　研　協

(1)　高研協の発足

愛知県高等学校教育研究協議会議（以下「高研協」という）は、県内の高等学校教育の充実発展を図るための基本的な問題について研究協議を行う目的で、学識経験者、県議会関係者、県関係者、市町村関係者、公立学校関係者、私立学校関係者を構成委員として、昭和42年8月に発足したものである。

(2)　昭和50年までの主な協議事項

第1回（42. 8. 28）～第5回（42. 12. 11）
　高等学校入学志願者収容対策

第6回（43. 9. 20）～第14回（45. 7. 24）
　本県公立高等学校の通学区域制

第15回（46. 7. 24）～第16回（46. 12. 10）
　名古屋市及びその周辺地域における公立高等学校の適正配置について

第17回（47. 2. 26）～第18回（47. 8. 14）
　公立高等学校通学区域の改正について

第19回（48. 2. 20）～第24回（48. 12. 4）
　私学問題の検討について

第25回（50. 9. 12）～第26回（50. 12. 19）
　父母負担について

(3)　昭和56年度の報告書

高研協は、昭和56年度に、中学校卒業見込生徒の急増期と、それに続く急減期に対する公私の受け入れ比率、受け入れ方法等について協議を行い、昭和56年9月4日に報告書を発表した。

昭和62年1月8日の三者会議合意事項の3の(2)にある「昭和56年9月の愛知県高等学校教育研究協議会議（高研協）報告の付帯事項」は、この報告書に示された付帯事項をいうのである。

愛知県高等学校教育研究協議会議報告

（昭和56年9月4日知事に報告）

本協議会議は、中学校卒業見込み者数の急増急減期における生徒の受け入れ方法について協議した結果、次のように取りまとめましたので報告します。

（まとめ）

今回の中学校卒業見込生徒数の急増は、昭和63年を頂点とし、その後は下降に転じ、69年には現在とほぼ同程度の状況になるものと予想される。その間、57年には急減がみられ、また、同年からは高等学校学習指導要領の改訂に基づく新しい教育課程による高等学校教育が始まることとなっている。後期中等教育機関としての専修学校等も次第に整備されることが予想され、民間や地域における教育活動の充実とともに、生涯学習への準備は一層促進されるものと思われる。

他方、国をあげての行財政改革が始まろうとしており、少なくとも数年は財政再建を目指して、国、地方ともに厳しい措置が余儀なくされるものと思われる。

このような環境下において、今後、高校進学希望者をどのように受入れるかについては、見通しの困難な点もあるが、基本的方向としては次のように考えられる。

1　進学見込者数について

今後の高等学校進学者数を予測するに当たり、進学率については、現在の状況等からみて若干の上昇若しくは現状程度による推移が考えられる。

2　公、私立高等学校の受入れ比率について

公、私立高等学校の受入れ分担については、公私が協力して対応するものとし、急増急減期を通して、全県でおおむね公2、私1の比率になることを基準として計画をすすめることが望ましい。

3　公立高等学校の生徒受入れ方法について

公立高等学校における生徒の受入れ方法に関しては、急増急減期の全体を通して公私が協調して円滑に受入れをすすめることができるよう、その学級編制、学校規模について弾力的な取扱いをするとともに、なお所要の学校新設により対応することが必要と考えられる。

付　帯　事　項

1　公私協調による円滑な受入れをすすめるためにも、また、教育の機会均等のためにも、公私における父母負担の格差是正及び私学における教育条件の向上は重要な要件になると思われる。したがって、今後とも私学の経営努力と相まって私学助成を一層推進するとともに、その他の必要な措置をとることが望ましい。

2　中学校における進路指導に当たっては、生徒の能力、適性等に応じて幅広く進路の選択ができるよう、高等学校以外の教育機関についても更に整備充実をすすめることが望ましい。

---

(4)　昭和63年度の高研協

高研協は、昭和56年以来中断されていたが、先の三者会議の合意事項の4にある「急減期における公私の生徒の受け入れ」等について協議するため、昭和63年6月27日に開催された。（会長　前名古屋大学長　飯島宗一氏）。

協議会議は、協議事項を次のように定め、同協議会議の専門部会に付託し、昭和63年、64年の両年度にわたって検討を行うこととなった。

（協議事項）

中学卒業生の急減期における高等学校への生徒受入れについて

ア　高等学校への進学見込者数について

イ　公・私立高等学校の受入れ比率について

ウ　公・私立高等学校の生徒受入れ方法について

エ　その他

② 公立高等学校通学区域調査研究協議会議

【愛知県教委『愛知県における公立高等学校入学者選抜制度の推移』90年】

第2章　通学区域、学校群制度の見直し

1 通研協の発足と協議の経過

(1) 通研協の発足

愛知県教育委員会は、学校群制度の安定・定着を図る一方、改正の基本方針に示された「（学校群制度への）改正後、適当な期間を経て再検討を加え改善を図る」との趣旨を踏まえ、実施7年後の昭和54年8月29日、県教育長の諮問機関として、愛知県公立高等学校通学区域調査研究協議会議（議長　愛知教育大学名誉教授　橋爪貞雄氏（以下「通研協」という）を発足させ、通学区域及び学校群制度のあり方について検討を依頼した。

(2) 諮問事項

愛知県公立高等学校の通学区域及び学校群制度について調査、研究を行うこと。

会議は、この諮問事項を受けて、第1回協議会議において、次の2つの事項を専門員会に付託した。

ア　大学区制の長所・利点を生かしつつ、学区を縮小することの可否について

イ　学校群受検者の配分に当たって、入学する学校について受検者の希望を認めることの是非等について

(3) 協議の経過

通研協は、5年間にわたって、協議会議3回、専門員会16回の会議を重ね、昭和59年1月24日に最終まとめを教育長に答申した。

ア　第1回協議会議（昭和54年8月29日）

①　本県の学区制にかかわる中・高等学校教育の現状分析

②　専門員会への付託事項の決定

イ　第2回協議会議（昭和55年5月23日）

①　専門員会の中間報告

②　今後の研究・検討の進め方について

ウ　第3回協議会議（昭和59年1月24日）

①　専門員会からの報告

②　協議会議のまとめについて

エ　専門員会

第1回　昭和54年10月　1日　　第5回　昭和55年　6月　3日
第2回　昭和55年　2月　1日　　第6回　昭和55年　7月21日
第3回　昭和55年　4月　3日　　第7回　昭和55年　9月　6日
第4回　昭和55年　4月22日　　第8回　昭和55年11月25日

第　9回　昭和56年　1月21日　　第13回　昭和57年　9月　7日
第10回　昭和56年　4月28日　　第14回　昭和58年　6月21日
第11回　昭和56年　7月29日　　第15回　昭和58年10月18日
第12回　昭和57年　6月　8日　　第16回　昭和58年11月19日

2 通学区域・学校群制度に関するアンケートの結果

県教育委員会は、通研協の審議の基礎資料とする目的で、県内公立中学校・公立全日制高等学校の生徒・保護者・教員を対象に、通学区域及び学校群制度についてのアンケート調査を実施した。

(1) 調査時期

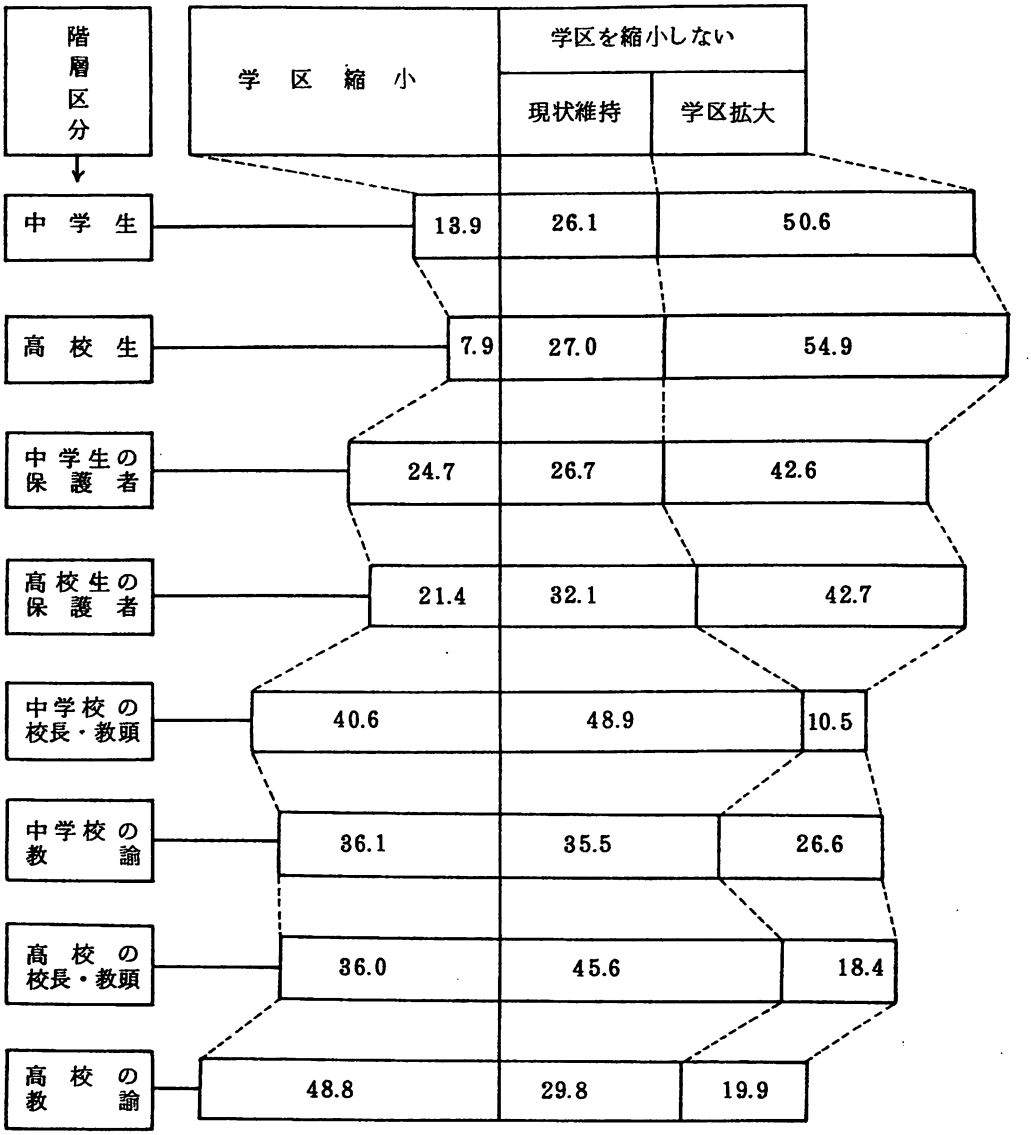
昭和56年12月

(2) 調査対象者数及び回収結果

対象区分			調査対象者数	有効回答数	有効回収率
生徒	公立中学校1～3年生		2,859	2,844	99.5%
	公立全日制普通科高校1年生		3,069	3,049	99.3
保護者	公立中学校1～3年生を子女に持つ者		2,863	2,065	72.1
	公立全日制普通科高校1年生を子女に持つ者		3,069	2,412	78.6
教員	公立中学校勤務者	校長・教頭	354	325	91.8
		教諭	1,034	912	88.2
	公立全日制高校勤務者	校長・教頭	242	239	98.8
		教諭	837	719	85.9
総数			14,327	12,565	87.7

⑶ 調査の結果

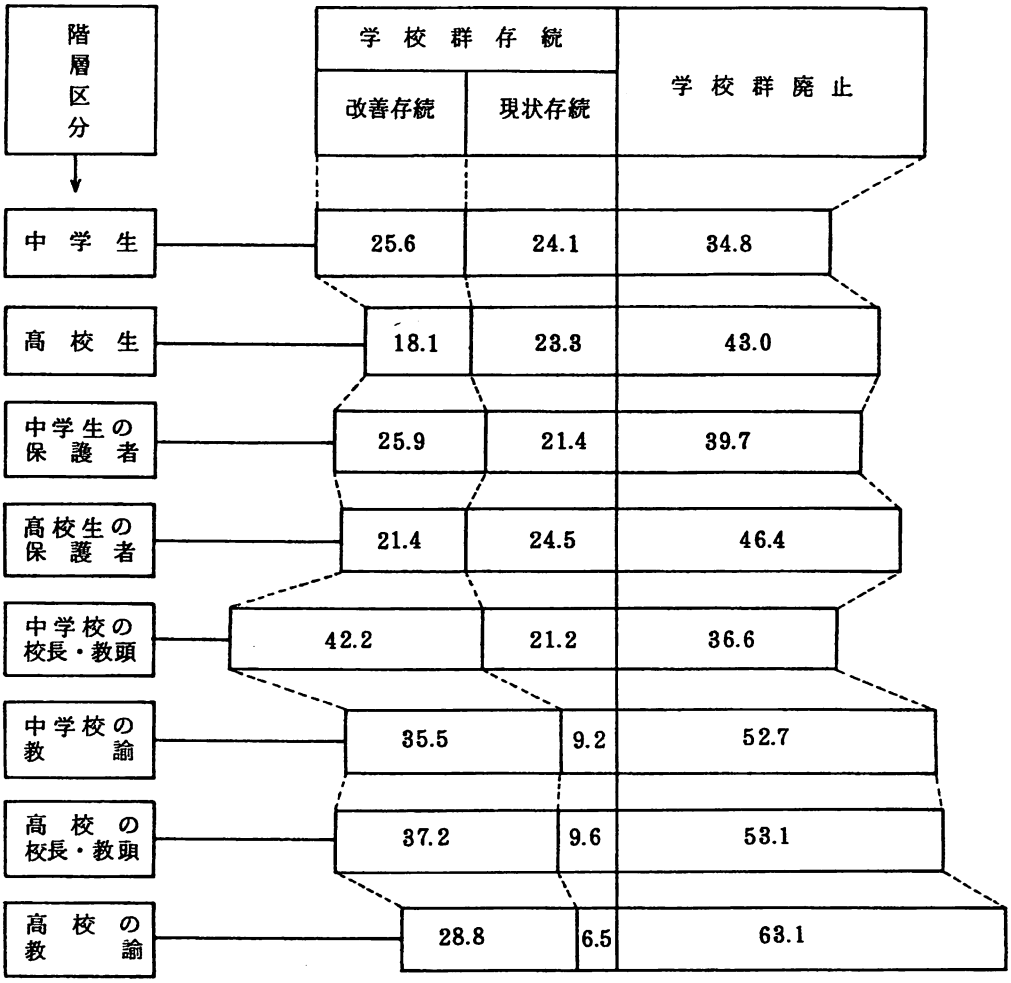
ア　現在の通学区域制度についてどう考えるか



注1　数字は各階層の計に対する比率である。

2　「わからない」・無答は除いてある。

イ　現在の学校群制度についてどう考えるか。



注1　数字は各階層の計に対する比率である。

2　「わからない」・無答は除いてある。

3 通研協のまとめ

通研協は、5年間に及んだ研究・協議の結果をとりまとめ、昭和59年1月24日に、奥田信之教育長に答申した。以下は、まとめの本文である。

本県の通学区域制度は昭和48年度学校群制度導入以後、学校格差の縮小、入学者に占める地元出身者の増加、男女の比率の平準化等、一応所期の目的を果たし、若干の欠点はあるとしても、現在のところ、安定・定着の傾向にあり、直ちに改善しなければならないほどの状況にはなっていな

いと考えられる。

特に、今日、高校生の急増・急減の時期にさしかかっており、県内の生徒数の状況は地域によって必ずしも一様ではないので、高校入学希望者の学校選択や、受け入れ数の調整等において変動を余儀なくされることが予想されることから、現在は、通学区域制度を改めるのに適当な時期ではないと考えられる。

一方、国においても教育制度や高校入試制度について見直しの気運が高まっている。

このような状況から、本県における教育的・社会的諸情勢の変化を見極めるための研究を継続するとともに、入試制度を含め、高校教育についての総合的な検討を行うことが望まれる。

検討の過程で得られた意見をまとめると次のとおりである。

(1) 大学区制の長所・利点を生かしつつ、学区を縮小することの可否について

ア 県内を5～6学区に縮小することについては、東三河と西三河の間の学区の線引きにおいてはおよそその合意は得られるが名古屋市及びその周辺においては学区の設定が困難である。

イ 昭和56年度末に県教委が実施した「通学区域・学校群制度に関する意識調査」の結果によれば、学区縮小を希望する回答は多いとはいえず、学区縮小への方向性を見出すことはできなかった。

ウ 中学校卒業見込者数が、昭和63年度を頂点として、急増から急減へと変化する。しかも、この変化は地域によって必ずしも一様ではない。変動の激しい時期においては、学区が小さいと学区ごとの志願者数に対する受け入れ可能数の割合を一定に保つことが困難である。

エ 現行の2大学区制は、その欠点を補うために導入された学校群制度がほぼ順調に機能しており、中学校における進路指導の効果とあいまって、特定の学校への志向が集中する傾向は緩和され、地域の学校への志向が強くなって、現時点では一応定着の傾向にある。

(2) 学校群受検者の配分に当たって、入学する学校について受検者の希望を認めることの是非等について

ア 現在の学校群制度は、2大学区制の中で生じた受験競争の過熱化を緩和するために、2大学区の長所を生かしつつ、その欠点を補完するという目的で導入され、学校格差の縮小や生徒の地元定着に効果をもたらした。

イ 学校群制度の中で、希望を認めることは、学校格差の拡大につながり学校群制度実施の趣旨・目的に反することになる。

また、希望を認めたとしても、すべての受検者の希望を満たすことは不可能であり、意に反する学校へ配分された者にとっては、希望を認めない現行の制度よりも不満の問題は複雑化し、より深刻になるおそれがある。

ウ 昭和56年度末に実施された「通学区域・学校群制度に関する意識調査」の結果によれば、意見は分散しており、おおかたの合意が得られるような改善の方向は見出せなかった。

エ　なお、学校群制度の将来について、一部に次のような意見があった。

(ア)　入学する学校は、本人が学校の特色をみて自分の個性に合った学校を選ぶべきものであり、それによって学校もまた、いっそう特色ある学校づくりの推進を図ることができる。将来は学校群制度を廃止すべきである。

(イ)　いわゆる群相互間の格差や、群の学校と単独校との間の格差の意識の問題等もあるので、将来は学校群の組みかえや学校群制度の拡大をすべきである。

以上のまとめを答申したうえで、通研協は、昭和59年で幕を閉じた。このため、本県公立高等学校の通学区域及び学校群制度に関する研究に一応の終止符が打たれることとなったが、このまとめの本文に記された「本県における教育的・社会的諸情勢の変化を見極めるための研究を継続するとともに、入試制度を含め、高校教育についての総合的な検討を行うことが望まれる。」という文言の趣旨は、中等教育を総合的な視野から検討を加えるために同年6月に発足した愛知県中等教育問題研究協議会に受け継がれることとなった。

2 中等協

① 愛知県中等教育問題研究協議会設置要綱

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

第1 趣　旨

本県中等教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県中等教育問題研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 研究協議事項

中等教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

第3 構　成

(1) 協議会は、次に掲げる委員20名以内をもって構成する。

ア 学識経験者、一般有職者　10名程度

イ 公立高等学校の校長及び教諭　2名程度

ウ 市町村立中学校の校長及び教諭　2名程度

エ 市町村教育委員会関係者　2名程度

(2) 委員は、県教育委員会教育長が委嘱する。

第4 会長及び副会長

(1) 協議会には会長及び副会長を置く。

(2) 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

(3) 会長は協議会を主宰する。

(4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときはその職務を代理する。

第5 協議会の招集

協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

第6 専門員会

協議会には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員会をおくことができる。専門員は、県教育委員会教育長が委嘱する。

第7 意見聴取

協議会及び専門員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

第8　幹　　事

協議会には幹事をおく。幹事は協議会の事務について委員を助ける。協議会の事務は、県教育委員会学校教育部高等学校教育課において処理する。

第9　雑　　則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附　　則

この要綱は、昭和59年6月12日から実施する。

一部改正　昭和59年6月22日

② 諮 問 事 項

昭和59年６月12日

愛知県中等教育問題研究協議会長
飯 島 宗 一 殿

愛知県教育委員会教育長
奥 田 信 之

愛知県における中等教育の改善について（諮問）

本県の学校教育については、県民の皆様の御理解、御協力と教育関係者の御努力により、児童・生徒の健全育成を目指して、落ち着いた雰囲気の中で、着実な教育活動が行われております。

一方、国際化、情報化をはじめとする今日の社会の著しい進展に思いをいたすとき、学校教育の場においても、新しい時代を担うにふさわしい、自立心に富む人間を育成するために備えるべき教育の内容について、広い視野から総合的な検討を行う必要があると考えております。

ついては、中学校、高等学校の関連を重視しつつ、学校教育のあり方、人間形成のための教育のあり方、人格、識見の備わった指導力のある教員の養成のあり方及び高等学校入学者選抜のあり方等、本県教育の当面する課題について、将来的観点に立って御検討いただきたく、ここに諮問いたします。

なお、御検討をお願いする期間は、昭和61年度末までの３年間といたします。

③　第１回協議会における教育長あいさつ

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

奥田信之教育長あいさつ　　（昭和59年６月12日）

本日、愛知県中等教育問題研究協議会を開催いたしましたところ、皆様方には、快く委員をお引受けくださり、御多用の中を御出席くださいまして、ありがとうございます。

皆様、既に御案内のように、最近、政府、文部省をはじめ、国民各界におきまして、教育の抱える諸問題を整理し、その改善を図る機運が高まっております。かような時機に当たり、日ごろ本県教育に格別の御協力をいただいている皆様方をお迎えして、この協議会を開催できますことは、まことに意義深いことと存ずるのでございます。

本協議会は、本県の中等教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について高い立場から御協議いただくことを、その目的としているのでございます。

伝え承るところによりますれば、都道府県段階では初めての発足になるとのことでございまして、県民の関心、期待もまた高いものがあろうかと存ずるのでございます。本県におきましては、義務教育及び高校教育に関するいくつかの協議会等をもっているのでございますが、そのうち、公立高校の通学区域及び学校群制度を検討する公立高等学校通学区域調査研究協議会議が、本年１月、５年間にわたる協議を終了いたしたのでございます。その折に、本県の中学校・高等学校の教育を一体的にとらえて、広範な検討をする機関の設置を望むとの意見がございまして、このことが本協議会発足の一つの契機となったのでございます。

本県は、山と海に囲まれた変化に富む地勢と、温和で勤勉な人的資源に恵まれており、かような土地柄を反映して、学校教育におきましても、比較的落ちついた雰囲気の中で、着実な実践活動がなされていると存じているものでございます。

中学校、高等学校における非行、あるいは高校における中途退学者の数をみましても、全国平均をかなり下まわっておりまして、それなりの努力はいたしていると存ずるのでございます。

しかしながら、中等教育を取り巻く現下の情勢はなお厳しいものがございます。

それゆえに皆様に御検討をお願い申し上げたい事柄は多々あるのでございますが、識者の方々から御指摘いただいておりますのは、

第１に、今日、技術革新がますます進み、国際化の時代を迎えておりますが、次の時代を担うにふさわしい自立心に富む生徒を育成するために学校は何をなすべきか、ということでございます。

具体的に申しますならば、道徳、情操、創造性に関する教育のあり方、社会奉仕活動をはじめとする人間形成のための教育のあり方あるいは、国際人育成のための国際理解や語学教育のあり方等の問題があろうかと存じます。また、これらの教育のために、人格、識見の備わった指導力のある優れた教員の養成のあり方も重要な課題であると存ずるのでございます。

第２は、高校入試に関する問題でございます。

高校入試のあり方につきましては、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議の御協議の結果を踏まえて、年々改善をいたしてまいりましたが、中学校における進路指導のあり方をはじめ、選抜方法の多様化等広く高校入試の問題について、引き続き考えてまいるべきものと存ずるのでございます。

第３は、高等学校の多様化に伴う問題でございます。

高校進学率の上昇に伴い、多用な資質を持つ生徒が入学する状況を踏まえ、高等学校の教育内容は、中学校との関連を重視しつつ、いっそうの工夫と充実がはかられなければならないと存じます。さらに、新しいタイプの学校や学校関連携のあり方等の問題もあろうかと存ずるのでございます。

皆様方におかれましては、かような諸問題に御配慮賜りつつ、21世紀を展望した人づくりという観点から、本県教育のあり方につきまして御協議いただきたくお願い申し上げます。

今後の予定につきましては、３年を目途に御協議をいただき、御答申を頂戴いたしたいと存じているのでございます。なお、急を要する事柄につきましては、その都度御答申をいただければ幸いに存じます。いずれにいたしましても、誠に多岐にわたる重要な問題を御検討いただくことになりますので、皆様方の格別のお力添えをお願い申し上げます。

終わりに、皆様方の御健康をお祈り申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

④ 第１回協議会における会長あいさつ

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

飯島宗一会長あいさつ（要旨）　（昭和59年６月12日）

この中等教育問題研究協議会は、現在の愛知の教育を勉強しつつ、よりよい愛知の教育を目指して研究協議をしてまいりたい。

協議会のすすめ方については、次のようにしたい。

1　協議会は、３年間を目途に作業をすすめ、提言、答申を出すことになっているので、年間３～４回の開催をお願いすることになろう。

2　場合によっては、その時々の問題について、そのつど提言を出すこともある。

3　本協議会で話題になり、必要と思われるものについては、専門員会を組織し、より専門的なメンバーで研究する分科会をつくってまいりたい。

4　本協議会の研究対象は、中学校・高等学校育を中心として研究協議をするが、必要があれば、社会教育、家庭教育、幼児教育など、他の分野にも触れることになろう。

教育制度や大学入試にかかわることは国が考えることである。

当面する高校入試の問題については、国で方針が示されれば、その方針の中で、本県としての特色をどのように出していくかという点を中心に議論をしてまいりたい。

⑤ 愛知県中等教育問題研究協議会委員名簿

（順不同・敬称略）

(1) 愛知県中等教育問題研究協議会委員 （16名）

飯島宗一	名古屋大学長 （会長）
丸井文男	愛知教育大学長 （副会長）
伊藤剛次(59.60年度)	名古屋市立諏訪小学校教諭
佐藤泰介（61年度）	名古屋市立港北中学校教諭
梶井健一	名古屋鉄道株式会社取締役社長
越山あつ子	東京音楽学院理事長
小林素三郎	愛知淑徳大学長
白石國彦	東陽倉庫株式会社取締役会長
小出正一（59年度）	西春日井郡新川町立新川中学校長
鈴木依治（60年度）	岡崎市立竜美丘小学校長
毛利元孝（61年度）	瀬戸市立本山中学校長
小木曽照行（59年度）	愛知県立旭丘高等学校長
竹内實（60年度）	愛知県立半田高等学校長
中川昌三（61年度）	愛知県立岡崎高等学校長
竹見淳一	日本碍子株式会社取締役社長
富田和夫	東亜工業株式会社取締役社長
外山滋比古	お茶の水女子大学教授
鳥居大	名古屋市教育委員会教育長
花木蔦雄	愛知県都市教育長会長
福永孝雄	愛知県立春日井高等学校教諭
前田忠一	株式会社丸栄取締役相談役

(2) 専門員会座長、副座長

ア 学校教育専門員会 （13名）

堀　内　　守　　名古屋大学教授　　（座長）

今　榮　國　晴　　愛知教育大学教授　　（副座長）

イ　人間形成教育専門員会　（15名）

江　藤　恭　二　　名古屋大学教授　　（座長）

潮　木　守　一　　名古屋大学教授　　（副座長）

ウ　教員の任用、研修に関する専門員会　（13名）

橋　爪　貞　雄　　名城大学教授　　（座長）

三　枝　孝　弘　　名古屋大学教授　　（副座長）

エ　入学者選抜に関する専門員会　（14名）

丸　井　文　男　　愛知教育大学長　　（座長）

平　野　一　郎　　愛知教育大学教授　　（副座長）

オ　総合調整専門員会　（13名）

飯　島　宗　一　　名古屋大学長　　（座長）

丸　井　文　男　　愛知教育大学長　　（副座長）

(3)　調査研究委員会委員長、副委員長

ア　教育方法調査研究委員会　（13名）

今　榮　國　晴　　愛知教育大学教授　　（委員長）

坂　田　正　英　　愛知県立東郷高等学校長　（副委員長）

イ　教育制度調査研究委員会　（12名）

潮　木　守　一　　名古屋大学教授　　（委員長）

高　井　龍　三　　愛知県立豊田西高等学校長（副委員長）

ウ　人物評価調査研究委員会　（10名）

岩　井　勇　児　　愛知教育大学教授　　（委員長）

鶴　田　　功　　愛知県立一宮西高等学校長（副委員長）

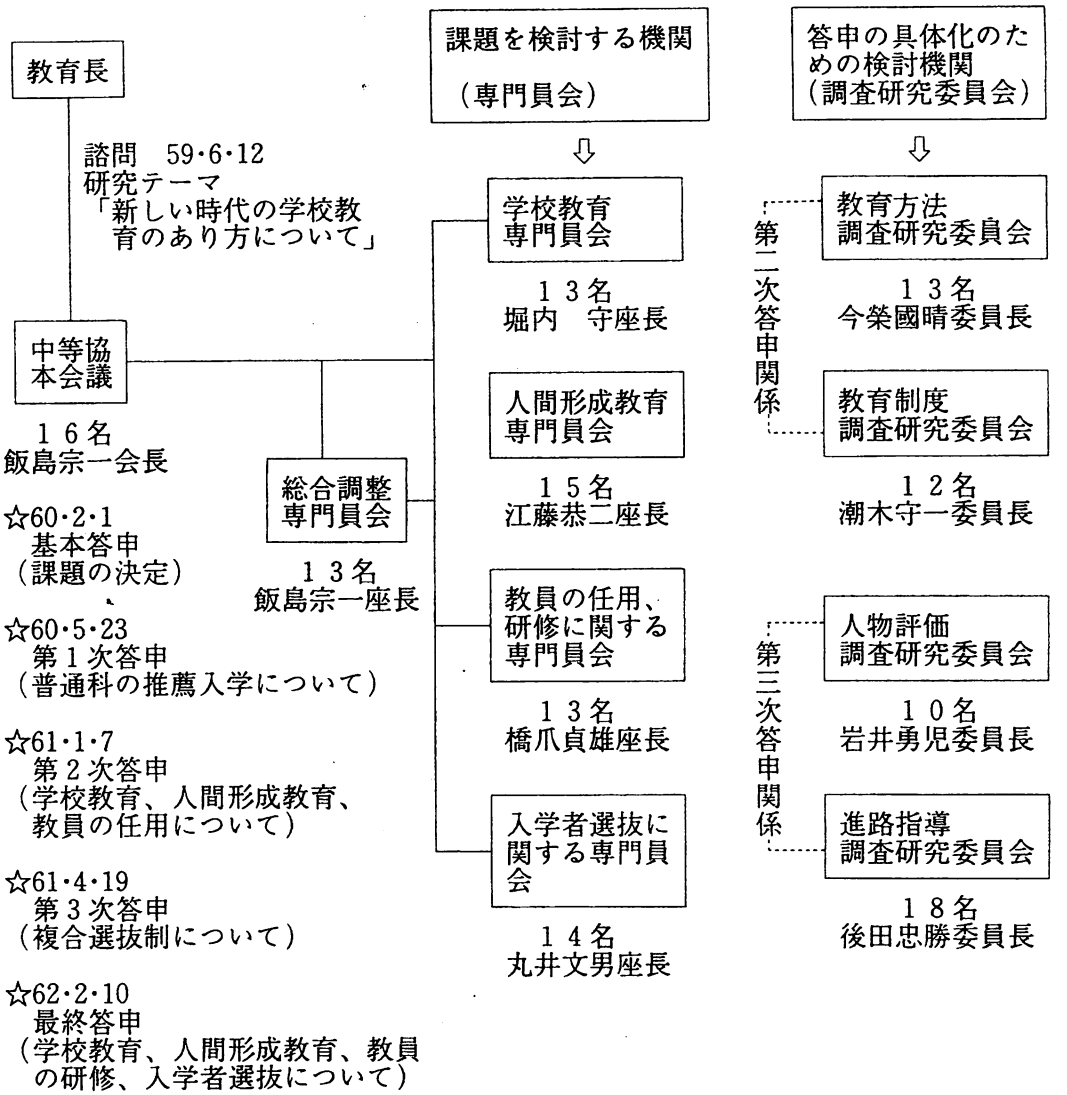
エ　進路指導調査研究委員会　（18名）

後　田　忠　勝　　愛知教育大学教授　　（委員長）

尾　下　利　彦　　名古屋市立大曽根中学校長（副委員長）

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

⑥ 愛知県中等教育問題研究協議会組織図



実務運営のためのプロジェクトチーム

⇩

推薦入学制度改善方法検討会議

検討事項
○61年度推薦入学の分析
○推薦入学制度の改善

複合選抜制にかかる入学者選抜システム検討会議

検討事項
○コンピュータ処理を中心とする選抜システムの研究

⑦ 会議開催期日一覧

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

昭和59年度

(1)協議会
- 第1回 59・6/12
- 第2回 59・8/8
- 第3回 60・2/1

(2)基本問題専門員会
- 第1回 59・10/15
- 第2回 59・11/22
- 第3回 60・1/24

(3)入学者選抜に関する専門員会
- 第1回 59・10/16
- 第2回 59・12/4
- 第3回 60・1/17

昭和60年度

(1)協議会
- 第1回 60・5/23
- 第2回 61・1/7

(2)入学者選抜に関する専門員会
- 第1回 60・4/23
- 第2回 60・5/9
- 第3回 60・10/18
- 第4回 60・12/2
- 第5回 60・12/13

(3)学校教育専門員会
- 第1回 60・5/2
- 第2回 60・6/1
- 第3回 60・7/10
- 第4回 60・10/25
- 第5回 60・12/3
- 第6回 60・12/27
- 第7回 61・1/8
- 第8回 61・1/23
- 第9回 61・2/18
- 第10回 61・3/19
- 第11回 61・3/29

(4)教員の任用、研修に関する専門員会
- 第1回 60・5/2
- 第2回 60・6/10
- 第3回 60・7/25
- 第4回 60・10/5
- 第5回 60・11/26

(5)人間形成教育専門員会
- 第1回 60・5/16
- 第2回 60・7/1
- 第3回 60・7/19
- 第4回 60・10/30
- 第5回 60・12/4

(6)総合調整専門員会
- 第1回 60・7/11
- 第2回 60・11/22

昭和61年度

(1)協議会
- 第1回 61・4/19
- 第2回 61・6/20
- 第3回 62・2/10

(2)入学者選抜に関する専門員会
- 第1回 61・5/30
- 第2回 61・7/17
- 第3回 61・10/18
- 第4回 61・11/20
- 第5回 62・1/19

(3)学校教育専門員会
- 第1回 61・5/31
- 第2回 61・7/16
- 第3回 61・10/28
- 第4回 61・11/29
- 第5回 62・1/22

(4)教員の任用、研修に関する専門員会
- 第1回 61・5/29
- 第2回 61・7/17
- 第3回 61・10/21
- 第4回 61・12/19
- 第5回 62・1/20

(5)人間形成教育専門員会
- 第1回 61・5/26
- 第2回 61・7/16
- 第3回 61・10/17
- 第4回 61・12/17
- 第5回 62・1/26

(6)総合調整専門員会
- 第1回 61・6/11
- 第2回 62・1/13
- 第3回 62・1/27
- 第4回 62・1/24
- 第5回 62・1/31

(7)教育方法調査研究委員会
- 第1回 61・6/14
- 第2回 61・7/25
- 第3回 61・10/3
- 第4回 61・12/17

(8)教育制度調査研究委員会
- 第1回 61・6/9
- 第2回 61・10/20
- 第3回 61・12/13
- 第4回 62・1/24

(9)人物評価調査研究委員会
- 第1回 61・6/12
- 第2回 61・10/6
- 第3回 61・11/7
- 第4回 61・12/16
- 第5回 62・1/23

(10)進路指導調査研究委員会
- 第1回 61・6/11
- 第2回 61・6/30
- 第3回 61・8/26
- 第4回 61・9/27
- 第5回 61・11/1
- 第6回 62・1/28

⑧ 愛知県中等教育問題研究協議会検討項目（細目）

第１次答申

普通科における推薦入学

1　普通科推薦入学の趣旨
2　対象とする学校
3　選抜の基準

第２次答申

第１部　学校教育のあり方

1　転居を伴わない転学
2　異なった学科間の転科
3　海外帰国子女の編入学
4　中途退学者の編入学
5　単位制
6　単位制高等学校
7　６年制中等学校
8　学科間連携
9　学校間連携
10　中・高の連携
11　高・大の連携
12　学校と他の教育機関との連携
13　選択科目及び類型の拡充
14　類型間の移動
15　習熟度別学習指導（中・高）
16　特別活動の充実（中・高）
17　特別活動の評価（中・高）

第２部　人間形成教育のあり方

1　集団宿泊生活を伴う教育活動
2　勤労、生産的活動の推進
3　郷土学習活動の推進
4　文化活動の推進
5　奉仕活動の推進
6　体育的活動の推進
7　国際性を育てる教育活動

第３部　教員の任用等のあり方

1　教員採用１次試験出題のあり方
2　専門学科教員の選抜方法
3　授業場面による２次試験の実施
4　推薦制の導入
5　教育実習の評価
6　リクルート活動
7　社会人の登用
8　教員の考課

第３次答申

公立高等学校入学者選抜制度の改善

1　複合選抜方式の趣旨
2　複合選抜方式の概要
3　改善にあたっての配慮事項

最終答申

第１部　学校教育のあり方

1　国際化教育の理念
2　外国語教育の充実
3　外国人語学講師の登用
4　帰国子女の編入学
5　外国人交換学生の受け入れ
6　中・高校生の国際交流
7　高校生の海外研修
8　教職員の海外派遣
9　国際化に対応した学科の設置
10　情報活用能力の育成
11　専門的情報処理技術者育成のための基礎教育
12　情報教育施設、設備の拡充
13　情報教育指導教員の養成

第２部　人間形成教育のあり方

1　学校家庭間連携推進のための諸会議のあり方
2　学校行事への保護者の参加
3　学校の広報紙の活用
4　家庭教育講座、家庭教育学級
5　ＰＴＡ地区別懇談会
6　ＰＴＡ地域セミナー
7　ＰＴＡ指導者研修
8　地域ぐるみ児童生徒健全育成
9　青少年団体、社会奉仕団体等への参加
10　地域社会の人材の登用
11　教員研修の充実
12　生徒のリーダーの養成
13　学校施設の開放
14　文化活動推進の環境づくり
15　青少年教育センター（仮称）、臨海野外教育センター（仮称）の活用
16　相談機関と学校の連携の推進
17　専門的知識をもつ人材の配置

第３部　教員の研修のあり方

1　研修の精選と体系化
2　研修内容の改善・充実
3　校内研修の改善
4　選択方式による研修
5　派遣研修
6　研修部等の設置
7　研修の記録
8　研修の考課
9　自己啓発の奨励
10　管理職員の研修
11　初任者研修

第４部　入学者選抜のあり方

1　傾斜配点の趣旨
2　傾斜配点の実施方法、時期及び配慮事項
3　調査書の記載内容と評価の方法

とともに、広く本人が海外で得た経験や能力等を的確に評価しうるよう、学力検査の実施教科やその実施方法について工夫するほか、作文や口述試験的な面接の実施等、入学者選抜方法に相応の改善・工夫を加えた特別の方法によって選抜を実施することが望ましい。帰国子女のために入学定員の一定枠をあらかじめ留保したり、通学区域の扱いについて特別の配慮をすることなども検討する必要があろう。

イ　国内転勤者の子女が転居予定地において高等学校入学者選抜試験又は転入学試験を受けようとするときは、保護者の転勤というやむをえない事情があることに照らし、その出願手続き、定員枠、入学者選抜等について、可能な限り弾力的に取り扱うことが望ましい。

(4)　通学区域

通学区域の設定は、特定の高等学校への入学志願者の過度の集中を避け、高等学校教育の機会の均等を図り、生徒の就学、通学の適正を図るためのものである。したがって、生徒の居住地によって高等学校受験の機会が大きく異なることのないよう、適切な配慮を行い、地域の歴史的経緯も考慮しながら、その社会的諸条件の変化に対応して、適宜定めることが望ましい。

なお、特色ある高等学校の学科等については、可能な限り広い範囲から受験できるようにすることが望ましい。

6　中学校の進路指導の在り方について

高等学校入学者選抜方法の改善を実効あるものとするためには、これと深くかかわっている中学校の進路指導の改善を併せて進めていくことが必要である。中学校においては、偏差値のみを重視することなく、生徒の能力・適性・進路希望等を十分踏まえた適切な進路指導が推進されなければならない。

このためには、全教員による主体的な校内の進路指導体制を整備し、生徒の入学時から教育活動の様々な機会を通じて、その能力・適性や進路希望等を把握するとともに、生徒が将来への展望に立って自らの進路を主体的に選択する能力や態度の十分な育成を図ることが望まれる。

また、高等学校の特色やその入学者選抜方法について高等学校等との間で情報や意見の交換を行ったり、生徒の体験入学等を活用したりするとともに、生徒の家庭との密接な連絡を図りながら進路相談などを充実して、生徒の能力・適性・進路希望等や学校・学科の特色を踏まえた適切な志望校を選択させ、生徒が意欲を持って進学できるように指導する必要がある。

資料として貴重であり、一層積極的な利用が図られることが望まれる。その際、これらの記録を安易に点数化して利用することなく、調査書の趣旨が生きるように適正な評価の在り方について、十分配慮する必要がある。

エ　調査書は、中学校生徒指導要録（以下「要録」という。）に基づいて作成されるものであるが、現状では要録記載事項をそのまま引き写して作成される場合が少なくない。要録と調査書のそれぞれの目的と機能を明確に区分し、調査書には入学者選抜の資料として真に必要な事項を精選して記載するように、各都道府県において、調査書の様式について工夫する必要がある。

なお、推薦入学等の特色ある選抜方法をとる場合において、調査書のほかに志願者についてのより詳しい情報を必要とする際には、中学校に過大な負担を求めることのないように配慮しつつ、推薦書等別途その目的にふさわしい資料によるものとすることが適切であろう。

4　受験機会の複数化について

公立高等学校の学力検査は、都道府県ごとに同一時期に実施すべきものとされ、受験機会が一回に限られているが、このことが教師の進路指導や生徒の進路選択を制約する要因となり、また、生徒や父母の不満の原因となっている。こうした事態を改善するためには、受験生に複数の受験機会を与えるなどの工夫をすることが必要であろう。受験機会の複数化を図ることについては、その方法や取り扱いに解決すべき課題が多いとは思われるが、例えば、同じ高等学校においても定員の一部を留保して入学者選抜を二回にわたって実施することなどが考えられる。ただし、この場合、一部の志願者のみの利益に帰することがないよう十分な配慮が望まれる。

5　その他の改善方策について

(1)　推薦入学の拡大

推薦入学は、私立高等学校や公立高等学校の職業教育を主とする学科を中心に実施されており、その成果が認められているところである。今後とも、これを一層拡大するとともに、学校によっては普通科においてもこれを導入し、学校の教育目標や教育課程の類型の特色等にふさわしい能力・適性等を有する者などを選ぶことができるよう配慮する必要がある。

なお、推薦入学を実施するに当たっては、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、必要がある場合には、中学校長から推薦書の提出を求めたり、面接を併用するなどの工夫が望まれる。

(2)　面接の利用

選抜方法の多様化、特色のある生徒の選抜等の観点から、面接を積極的に利用することが望ましい。面接を実施する場合には、その方法や基準を明確にしておくこと、複数の試験官が面接すること、可能な限り時間をかけることなどの配慮が必要であろう。なお、学校、学科等によっては、面接により教科の学習到達状況を見るなど、これを口述試験的に利用することも検討されてよいであろう。

(3)　帰国子女等に対する特別の配慮

ア　帰国子女については、外国における教育事情の違いなどに照らし、機械的に一般の子女と同一の基準によって入学又は編入学の可否を決定することは必ずしも適当ではないことが多いと考えられる。そのため、帰国子女に係る出願手続きや編入学の時期等について、可能な限り弾力的に取り扱う

たっては、従来どおり、都道府県及び市町村の教育委員会が協力して行うことが望ましいが、その結果の利用については、その評価方法を学校、学科、課程ごとの工夫にゆだねることも認められてよいであろう。また、学力検査の実施についても、学校等の特色に応じてその実施教科を適切に定めたり、あるいは、試験問題の一部を共通必須問題とし、残部については各学校がその教育目標等の特色に基づいて選択する方法等も検討に値しよう。

(2) 試験問題の在り方

ア 公立高等学校における学力検査の問題の作成については、原則として都道府県教育委員会が作成するという現在の方式を維持することが望ましい。

イ 学力検査の問題については、中学校学習指導要領の範囲を逸脱しないようにするとともに、中学校における学習の到達状況を見るような問題とする必要がある。なお、独自の入学者選抜を行っている国立及び私立の高等学校の一部には、その出題傾向が生徒に特別の受験勉強を強いている面が見られるので、関係者が自主的に改善に取り組むよう切に希望する。

ウ 問題の作成に当たっては、その出題傾向が中学校の学習指導に望ましい影響を与えるものとなるように、出題の内容、方法に十分留意する必要がある。単に記憶力を問うのみでなく、理解力、応用力、分析力を問うことのできる適切な問題が作成されなければならない。また、問題の作成について、都道府県や学校法人等の設置する教育研究機関の活用を図る等、恒常的な研究体制を整え、日ごろから問題についての研究とその集積に努めなければならない。

エ 問題の作成については、過去に出題された問題との重複や類似が許されないとする考え方が一般的風潮となっており、問題作成者にとって大きな負担となっている。しかし、試験問題は中学校学習指導要領の範囲内で作成されなければならないという原則のもとで、常に新しい出題をしようとすることには自ずから限度があること、試験問題は基礎的・基本的な能力・適性等を問うものであることなどを考えると、試験問題が常に過去に出題されたことのないものであることにこだわるのは必ずしも適当ではない。関係者がより柔軟な考え方をとることが望まれる。

3 調査書について

ア 調査書は、中学校在学期間中に培われた一人一人の生徒の多面的な能力・適性等を見るという趣旨から、学力検査とともに、今後とも、高等学校入学者選抜の重要な資料として尊重される必要があるが、その利用に当たっては、学力検査と調査書の比重の置き方その他の取り扱いについて、高等学校の特色等に応じた工夫があってよいと考える。

イ 調査書の各教科の学習成績の取り扱いについては、点数主義をあおったり、個性に応じた伸び伸びとした教育を阻害したりすることのないよう、一層の改善・工夫が図られる必要がある。このため、例えば、中学校における低学年からの学習成績の調査書への記入の可否や、高等学校の学科の特色等に応じて教科によって学習成績の比重の置き方に工夫をすることなども検討する必要がある。

ウ 調査書の各教科の学習成績以外の記録は、生徒の幅広い能力・適性等を判断する

校、学科、課程の特色に対して十分な配慮がなされておらず、高等学校の個性化、多様化を推進するに当たって一つの阻害要因となっている。

このような状況を改善するため、各学校、学科等の特色に応じて多様な選抜方法が行えるようにするなど、高等学校入学者選抜方法の在り方について新たな改善・工夫を加え、各高等学校が地域や生徒の実態に応じて活力ある高等学校教育が行えるようにする必要がある。

3　その他の観点

高等学校入学者選抜方法の在り方は、地域の諸事情や沿革、公立及び私立の高等学校の設置状況と深くかかわるものであるから、各都道府県において、広く関係者が意見を交わし、それぞれの実情に応じた総合的かつ長期的な取り組みを行う必要がある。

また、高等学校教育の在り方は、従来から大学入学者選抜方法の在り方と深くかかわっている。高等学校教育の多様化による特色ある人材の育成、及びこれにふさわしい高等学校入学者選抜方法の改善が極めて重要な時代の要請となっている現在、大学入学者選抜方法及び入学後の大学教育も、この課題に十分に配慮して一層の改善・工夫が行われることを強く希望する。

更に、今日みられる受験競争の背後には、学歴偏重の社会的風潮や、父母が子供の教育や進路に関しややもすれば有名校志向に陥りがちであるなどの問題がある。また、いわゆる受験産業が、有名校への進学状況を誇大に宣伝するなど、必要以上に父母や子供の不安、競争心をあおっている傾向がみられる。これらのことが、生徒の進学塾への依存を一層強めるなど、生徒の心身の成長発達に好ましくない影響を与えている。このような事態を抜本的に改善するためには、教育関係者が学校教育をより一層充実するよう努力するとともに、父母の側においてもその意識を改めることが望まれる。進学塾等の受験産業関係者に対しては、受験競争の過熱化をもたらすことのないよう十分の自戒を求めたい。

Ⅱ　具体的改善方策

1　入学者選抜の方法について

ア　高等学校入学者選抜方法については、上記の基本的な考え方に立って、都道府県ごとに、それぞれの地域や学校の実情に応じて適切な改善を行う必要がある。

イ　高等学校の入学者選抜は、中学校から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

なお、推薦入学、帰国子女等の入学、その他通常の学力検査を行うことが必ずしも適切でない場合においては、例えば、面接によるなど、これに代わる方法を工夫することが望ましい。

2　学力検査について

(1)　学力検査の方法

ア　公立高等学校の学力検査は、同一時期に同一問題によって実施され、その結果の利用も一般的には画一的になされている。しかし、中学校卒業者で高等学校進学を希望する者のほとんどすべてが高等学校に入学し、その多様な能力・適性等に応じた特色ある高等学校教育が推進されている現在、全公立高等学校が学力検査の実施やその結果の利用について一律的であることは必ずしも必要ではない。

イ　公立高等学校に係る学力検査の実施に当

記

I　基本的な考え方

1　中学校教育への配慮

高等学校入学者選抜の在り方は、中学校教育に多大の影響を与えるものであるから、その改善に当たっては、健全で伸び伸びとした中学校教育の実現に資するよう、十分な配慮がなされなければならない。

高等学校入学者選抜に関しては、これまでもいろいろな工夫が行われているが、多くの場合、学力検査の成績と調査書に現れた学習成績との総合得点の高順位者から合格者を決めるという単一の方法がとられており、その結果、中学校教育に知識偏重の弊害をもたらすとともに、生徒の進学塾への依存、偏差値のみによる進学指導といった望ましくない結果が生じている。特に、一部の高等学校において、中学校学習指導要領の範囲を逸脱した試験問題による学力検査が実施され、この傾向に拍車をかけている。

また、中学浪人を出さないことを重視した中学校の進学指導のために、生徒がその希望する学校を受験してみることが困難になっている場合が多いこと、公立高等学校については、現行制度の下では受験機会が一回しか与えられていないことなどが、生徒や父母の不満を増大させている面がある。更に、調査書に関しては、生徒が学習成績にこだわり、低学年からその評価を意識し抑圧された学校生活を送りがちになっていること、調査書の扱い方によっては高学年になってからの積極的な学習努力の成果が必ずしも正当に評価されにくいことなどの問題が生じている。

このような事態を改善するためには、選抜方法の多様化、選抜の尺度の多元化などの工夫を行うとともに、公立高等学校における受験機会を複数化するなど、可能な限り希望する学校を受験できる機会をつくり、個性的な能力を持った者等にもその能力が生かされる方途を工夫することが必要である。また、中学校においては、進路指導の一層の充実を図るとともに、調査書についてもその信頼を高めるよう不断の努力を行う必要がある。

2　高等学校教育への配慮

昭和四〇年代当初には約七〇％であった高等学校への進学率が、昭和五〇年代に入ると九〇％を越え、最近では、希望者のほぼ全員が高等学校へ進学するようになり、高等学校教育を多様化するという問題が極めて重要な課題となった。そのため、昭和五三年に告示された新しい高等学校学習指導要領は、学校の主体性を尊重し、特色ある高等学校教育を推進すること、生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすることなどをその基本方針として掲げ、昭和五七年度から実施されている。このような高等学校の個性化、多様化という考え方は、昭和四〇年前後の高等学校の量的拡充期から課題とはされながらも、必ずしも十分な対応がとられなかったものであるが、高等学校の量的発展がほぼ極限にまで達した昨今、極めて重要な意味を持つようになっている。高等学校入学者選抜方法もこのような新しい要請に応じて多様なものであってよいと考えられる。

しかし、現在の高等学校入学者選抜は、調査書その他の書類及び学力検査の成績等を資料として行われており、これらの資料の利用については、いろいろな改善・工夫の努力が払われているが、なお能力・適性等の判定が調査書の学習成績や学力検査の成績という点数化しやすい尺度によって行われることが多く、生徒の能力・適性等やそれぞれの高等学

改善に関する検討会議座長

木田　宏

高等学校入学者選抜方法については、昭和四一年の文部省初中等教育局長通達の趣旨に基づいて、各都道府県において、数々の改善努力が積み上げられてきた。しかしながら、このような改善努力にもかかわらず、いわゆる偏差値問題や受験産業への依存、過度の受験競争による人間形成のひずみ等、高等学校入学者選抜をめぐって多くの問題点が指摘されるようになった。

本検討会議では、時代の変化に伴う中学校教育及び高等学校教育の基本的な在り方の検討の上に立って、高等学校入学者選抜が中学校教育に望ましくない影響を与えないようにすること、高等学校の特色に応じた多様な選抜方法が実施できるように配慮すること等の観点を踏まえ、慎重審議の結果、高等学校入学者選抜方法の改善について、下記のような成案を得たので報告する。

本検討会議は、文部省が、この報告の趣旨に従って、高等学校入学者選抜方法について適切な改善のための措置をとるよう希望する。

【文部省『教育時報』84年8月号】

〈別　添〉

⑨ 高等学校入学者選抜方法の改善について

昭和五九年六月二二日

高等学校入学者選抜方法の

に、早期に入学者選抜を行い、あらかじめ入学許可の内定を行うことも考えられる。	10　保護者の転勤に伴なうその子女の入学者選抜については、昭和五九年三月一日付け国初第八号「保護者の転勤に伴う高等学校生徒の転入学の許可等の取り扱いについて」に基づいて、可能な限り弾力的に取り扱うものとする。		11　通学区域の設定に当たっては、生徒の居住地によって高等学校受験の機会が大きく異なることのないように留意し、特色ある高等学校の学科等については、可能な限り広い範囲から受験できるようにすることが望ましい。
	7　入学者の選抜にあたり、特に必要がある場合には、健康診断を実施して、その結果を選抜のための資料に加えることができる。	8　都道府県教育委員会は、高等学校に進学しうる資質と能力がある者に対して、適正な機会が与えられるよう適切な入学調整の措置をとることが望ましい。 なお、公立高等学校の通学区域特に普通科の通学区域の定め方については、前記昭和三八年八月二三日付け通達において示したところによる。	

進路指導等
12　中学校における進路指導は、昭和五八年一二月八日付け文部事務次官通知文初職第三二五号「学校における適正な進路指導について」に基づいて、適正に実施するとともに、調査書の取扱いについても適正を期するよう努める必要がある。 なお、いわゆる体験入学については、その機会の拡充と内容の充実を一層図ることが望ましい。

	調査書	5 調査書は、学力検査とともに入学者選抜の重要な資料として重視される必要があるが、その利用に当たっては、調査書と学力検査の比重の置き方やその他の取り扱いについて、中学校教育への影響に十分留意するとともに、各高等学校、学科等の特色に応じた適切な配慮を行うものとする。 6 調査書の各教科の学習成績以外の記録については、これを積極的に利用することとするが、安易に点数化して利用することのないよう十分に配慮することが望ましい。 なお、調査書の記載事項については、入学者選抜の資料として真に必要な事項を精選するものとする。
	推薦入学	7 推薦入学については、高等学校、学科等の特色にふさわしい者を選抜するため、積極的に実施することが望ましく、高等学校によっては普通科においてもこれを実施することを考慮することが望ましい。推薦入学を実施する場合には、推薦書の提出を求めたり、面接を併用するなどの工夫を行うものとする。
	面接	8 面接については、これを積極的に利用することが望ましい。面接を実施する場合には、その方法や基準を明確にしておくこと、複数の試験官が面接することなどの配慮を行うものとする。
帰国子女に対する配慮		9 帰国子女については、あらかじめ入学定員の一定枠を設けたり、通学区域について弾力的な扱いをするなどの配慮を行うとともに、選抜の時期、選抜の方法、学力検査等について、可能な限り弾力的な取扱いをすることが望ましい。 なお、諸外国の学校の学期の始期、終期の違いにより、学年の途中で帰国する帰国子女については、一般の出願者とは別

	検査することができるような問題を作成すること。 実技を伴う教科について学力検査を実施する場合には、その方法についてはじゅうぶん検討すること。
	2 選抜にあたっては、調査書をじゅうぶん尊重することとし、調査書の信頼性と客観性を高めるため、記載内容および取り扱い等については、各都道府県において、じゅうぶん研究して適切に定めるものとする。
	6 入学者の選抜にあたっては、受験者の進路に対する意思の確認等、調査書の記載事項とも関連して、受験者に対する理解をいっそう深める必要がある場合には、面接を実施して、その結果を選抜のための資料に加えることができる。

公立高等学校入学者選抜について（昭和五九年通知）の昭和四一年通達との対称表

	昭和五九年通知	昭和四一年通達
選抜の在り方	1　高等学校の入学者選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。	1　高等学校の入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なうものとする。心身に異常があり修学に堪えないと認められる者その他高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当でない。
受験機会の複数化	2　受験機会については、同じ高等学校においても定員の一部を留保して、入学者選抜を二回にわたって実施するなど、受験生に複数の機会を与える工夫を行うことが望ましい。ただし、この場合、一部の受験生のみの利益に帰することがないように配慮する必要がある。	
学力検査	3　学力検査実施教科などその実施方法及びその結果の利用方法については、各高等学校、学科等の特色に応じた工夫が行われ得るように配慮するものとする。 4　学力検査の問題の作成に当たっては、その出題傾向が中学校の学習指導に望ましい影響を与えるものとなるよう配慮し、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、その内容の基本的な事項について出題するものとする。特に、単に記憶力を問うのみでなく、理解力、応用力、分析力を問うことのできる適切な問題を作成するよう配慮するものとする。	3　学力検査の実施教科は、各都道府県において、従来の入学者選抜の実施状況とその中学校教育への影響を考慮し、高等学校の種類と実状に応じて適切に定めるものとする。 なお、学力検査の実施教科を限定する場合には、学力検査の対象としない教科を固定しないで、状況により、適宜、これを実施教科とすることを考慮すること。 4　学力検査の実施教科の決定および問題の作成にあたっては、中学校ならびに高等学校関係者の相互の理解と協力に基づき、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資するよう配慮するものとする。 5　学力検査の問題は、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に則し、内容の基本的な事項について出題するものとし、解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏したりしないようにし、できるだけ理解力、応用力、考え方などを

学校教育法施行規則の一部改正について（通達）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が、昭和五九年七月二〇日文部省令第三十九号をもって公布され、同日から施行されました。

この省令改正の概要及び留意すべき事項は下記の通りでありますから、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、都道府県教育委員会にあっては、その所管の学校及び管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事及び国立大学長にあっては、その管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるよう願います。

記

1　公立高等学校に係る学力検査は、従来、同一時期に同一問題によって各都道府県内いっせいに実施すべきこととされていたが、これを改め、必ずしも同一時期に同一問題により実施する必要はないこととしたこと。（第五十九条第四項の削除）

なお、都道府県及び市町村の教育委員会は、相互に協力して学力検査を行うよう努めるべきことは従前と同様であり、また、市町村の設置する高等学校に係る学力検査の問題は、当該都道府県教育委員会が作成することが望ましいこと。

2　転学を希望する生徒のあるとき、従来は、欠員のある場合には転学を許可することができるとされていたが、これを改め、欠員のある場合に限らず、教育上支障がない場合には転学を許可することができることとしたこと。（第六十一条）

なお、公立高等学校については、教育上支障がないかどうかの校長の判断が円滑に行われるよう、あらかじめ所管の教育委員会において適切な指導等を行うことが望ましいこと。

文初高第二八三号
昭和五九年七月二〇日

各都道府県教育委員会　殿

文部省初等中等教育局長
高石邦男

⑩　公立高等学校の入学者選抜について（通知）

このことについては、昭和四一年七月一八日付け文初中第四一一号「公立高等学校の入学者選抜について」により各都道府県において実施されてきたところでありますが、文部省においては、今日までの高等学校入学者選抜の実施状況や高等学校教育のその後の進展等を踏まえ、関係者の協力を求めてその改善について検討を加えてきました。

その結果、高等学校入学者選抜については、所要の省令改正（「学校教育法施行規則の一部改正について」昭和五九年七月二〇日付け文初高第二八二号文部事務次官通達参照）を行うほか、下記趣旨によることといたしたいので、貴教育委員会におかれては、公立高等学校入学者選抜の適切な実施に努められるようお願いします。

なお、貴教育委員会が総合的な検討を行う際には、「高等学校入学者選抜方法の改善に関する検討会議」の取りまとめ（別添）の内容を十分参考とされるようお願いします。

記

⑪ 基 本 答 申

昭和60年２月１日

愛知県教育委員会教育長　奥田信之　殿

愛知県中等教育問題研究協議会長　飯島宗一

愛知県中等教育問題研究協議会　基本答申

昭和60年度以降の愛知県中等教育問題研究協議会においては、21世紀を展望した「新しい時代の学校教育のあり方」を研究主題とし、以下のとおり研究・検討をすすめることが望ましい。

1　昭和60年度以降新たに検討すべき内容

(1)　学校教育のあり方

社会の変化に対応し、新しい時代に即した学校教育の内容及び方法等について検討する。

ア　中学校教育

イ　高等学校における普通科教育、職業科教育

ウ　中・高連携教育

(2)　人間形成教育のあり方

学校教育において、国際的視野をもち、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな生徒を育成するための教育のあり方について検討する。

ア　知育・徳育・体育の一体化

イ　情操教育のあり方

ウ　家庭教育、社会教育との連携

(3)　教員の任用、研修のあり方

幅広い視野に富み、豊かな資質と専門性をそなえた人間性豊かな教員の育成の方策について検討する。

ア　教員の任用

イ　教員の研修

2　昭和60年度以降新たに設置する専門員会

(1)　学校教育専門員会

(2)　人間形成教育専門員会

(3)　教員の任用、研修に関する専門員会

(4)　総合調整専門員会

（注）入学者選抜に関する専門員会は、昭和59年度から引き続き設置する。

3　昭和60年度以降の入学者選抜に関する専門員会の検討課題

入学者選抜の基本理念を踏まえ、高等学校入学者選抜における中・高及び公・私の連携のあり方に配慮しつつ、次のように検討をすすめる。

(1)　優先検討課題

○　普通科等における推薦入学のあり方

(2)　中・長期的な検討課題

○　学校群制度及び通学区域のあり方

○　受験機会の複数化のあり方

○　入学者選抜方法のあり方

⑫ 第 1 次 答 申

昭和60年 5 月23日

愛知県教育委員会教育長　奥田信之　殿

愛知県中等教育問題研究協議会長　飯島宗一

愛知県中等教育問題研究協議会　第 1 次答申

昭和61年度以降の愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜にあたっては、普通科において、推薦入学を実施することが望ましい。

1　趣　　旨

(1) 学力中心の選抜尺度に偏せず、人間評価の観点を多様化し、個性の優れた面を尊重する選抜方法を導入する。

(2) 推薦入学を実施することによって、受験機会の複数化を推進するとともに、入学志願者の負担軽減を図るなど、中学校教育のいっそうの充実に資する。

(3) 各高等学校の教育目標に合った入学者の増加を図る。これによって、各学校の活性化をすすめるとともに、それぞれの特色が発揮できるようにする。

2　対象とする学校

(1) 昭和61年度入学者選抜においては、先導的に30校程度で実施する。

(2) 実施校の選定にあたっては、次の点に配慮する。

ア　地域の特色及び地域間の均衡

イ　伝統校と新設校

ウ　普通科単独校と普職の併置校

エ　進学者数と就職者数の多少

オ　学校の特色

(3) 当分の間、学校群に所属する学校は対象としない。

3　選抜の基準等

出願資格、提出書類、合否判定の基準、合格者の決定方法及び推薦入学の定員枠等、実施上の具体的な方法については、昭和61年度に実施する職業に関する学科及び体育に関する学科における推薦入学の実施方法との関連に配慮しつつ、適切に定める。

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

⑬ 高校教育・入試制度についてのアンケート調査

(1) 実施目的

中等協は、昭和60年5月23日に第1次答申「普通科等における推薦入学のあり方について」を提出した。ついで、中等協の入学者選抜に関する専門員会は、基本答申に示された次の課題である「学校群制度及び通学区域のあり方」並びに「受験機会の複数化」について検討を行うこととなった。

県教育委員会は、この検討のための基礎資料を得る目的で、昭和60年9月に「高校教育・入試制度についてのアンケート調査」を実施した。

(2) 調査の概要

ア 調査項目

(ア) 高校教育のすすめ方について

(イ) 転校・転科の弾力化について

(ウ) 入学者選抜方法のあり方について

① 入学者選抜方法の基本的な考え方について

② 教科数や教科ごとの配点を変えることについて

③ 受験機会の複数化のあり方について

(エ) 学校群制度について

① 学校群制度の見直しについて

② ①の選択肢を選んだ理由等について

イ 調査対象

6,465人 (無作為抽出法)

区　　分	調査対象者数
1 中学生	1,113
2 中学生の保護者	1,125
3 普通科の高校に在籍する生徒	1,033
4 職業科の高校に在籍する生徒	299
5 普通科の高校に在籍する生徒の保護者	1,029
6 職業科の高校に在籍する生徒の保護者	304
7 大学・短期大学の学長	52
8 私立中学校・高校の校長	54
9 企業関係者	102
10 市町村長	88
11 市町村教育委員会教育長	88
12 中学校長	392
13 中学校教諭	392
14 高校、特殊教育諸学校の校長	198
15 高校、特殊教育諸学校の教諭	196
合　　計	6,465

ウ　調査時期及び調査方法

昭和60年9月、　郵送法

エ　有効回収率

94.4 %

(3) 調査結果

アンケート調査の結果は、昭和60年10月に公表され、同時に、中等協の入学者選抜に関する専門員会に報告された。

このうち、受験機会の複数化のあり方及び学校群制度のあり方についての調査結果は、次のように発表された。

ア　受験機会の複数化のあり方について　（問4）

（問4）　高校を受験する機会を、現在のように1回だけでなく2回以上受験できるようにすることが望ましいといわれています。そのための方法として次のようなことが考えられます。

1　すべての高校で推薦入学を実施し、その後で学力検査による入学試験を実施すればよい ……	23.6 %
2　高校によって入学試験の期日を別の日にして実施すればよい ……	34.6 %
3　各高校が一定の割合で募集定員を2つに分けて実施すればよい ……	10.8 %
4　推薦入学を行い、さらに2又は3の方法を併用して入学試験を実施すればよい ……	17.7 %
5　そ　の　他 ……	2.8 %
6　わからない ……	9.7 %
7　無　記　入 ……	0.7 %

◇　受験機会の複数化については、全体の傾向としてほとんどが賛成しているが、その方法については考え方が分散している。中でも「高校により時期を変える」が34.6 %と比較的多い。

◇　調査対象別の傾向についてみると、「高校により時期を変える」が生徒・保護者に多く、「推薦入学と学力検査の併用方式」は中学・高校・大学関係者に多い。

◇　定員の一部留保方式はいずれの調査対象においても少ない。

イ　学校群制度の見直しについて　（問５）

（問５）　学校群制度は行き過ぎた受験競争をやわらげるとともに、高校間の差を改めるなどの目的のために昭和48年度から取り入れられた制度で、実施されてから12年が経過し、一応定着しています。

しかし、最近、この制度は、生徒からみれば「学校を選ぶ自由が認められていない」・「学校に愛着がわかない」、学校からみれば「特色ある学校づくりがすすめられない」「学校群の間に差が生じた」などの指摘が多くなってきました。

あなたは、この学校群制度については、今後どのようにしたらよいとお考えですか。

1	見直しを検討する必要がある	73.3 %
2	見直す必要はない	12.4 %
3	わからない	13.7 %
4	無　記　入	0.6 %

◇　学校群制度の見直しについては、「見直しを検討する必要がある」とする意見が73.3％と圧倒的に多く、「必要がない」とする意見は12.4％にすぎない。

◇　調査対象別についてみても、ほとんどすべての調査対象において「見直しを検討する必要がある」が極めて高い割合で支持され、学長は100％、高校長は94.5％となっている。

ウ　見直しの理由について　（問６、A…問５で１と答えた人のみ）

（問６）　あなたは、どのような理由から見直しが必要であるとお考えですか。また、見直しについて、どのような考え方をお持ちですか。

（A）　見直しの理由は

1	学校を選ぶ自由を認め、希望する高校を受験できるようにするため	59.1 %
2	生徒の個性や進路に合った特色ある学校づくりをすすめるため	19.5 %
3	学校群の間で差が生じるなど、新たな問題が生じているため	11.5 %
4	中学生の受験競争をやわらげるため	8.3 %
5	そ　の　他	1.2 %
6	無　記　入	0.4 %

◇　見直しの理由については、全体の傾向として、「希望する学校を受験できるようにするため」という意見が59.1％と多く、特に普通科に在籍する生徒（71.0％）及びその保護者

（69.0％）にその傾向が顕著である。

◇　調査対象別にみてみると、市町村教育長や中学校・高校関係者においては、前項の理由に加えて、「特色ある学校づくり」、「新たな問題が生じている」にもかなり分散している。

---

⑭ 第3回入学者選抜専門員会　学校群制度の検討

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

3　学校群制度の問題点

一つの制度が実施された場合、その安定、定着を図ることが最も肝要である。それと同時に、実施結果について追跡的に調査を行うとともに、制度の長所、短所について常に分析、検討を継続する必要がある。

本県の学校群制度についても、発足の際の基本方針の一つに、「改正後、適当な期間を経て再検討を加え、改善を図る」とあるように、制度発足の時から改善の必要なときに備えて、選抜実施結果の調査、合格者の追跡調査、愛知県公立高等学校通学区域調査研究協議会議における検討、県民の意識調査、他府県の動向調査等をとおして、さまざまな角度から検討が加えられたのである。

昭和60年10月18日に行われた愛知県中等教育問題研究協議会第3回専門員会においては、学校群制度の問題点等について次のように示されている。

---

(1)　学校群制度導入の理由

ア　過熱した受験競争の鎮静化

イ　男女比の平準化

ウ　学校間格差の是正

エ　地元高校への進学の促進

(2) 実施の結果評価できる点

ア 学校格差の是正 ― 過熱化した受験競争の緩和

イ 男女比の平準化

ウ 生徒の地元定着率の向上

エ 単独学校群における群内学校間の活性化

(3) 問 題 点

ア 希望する学校に入学出来ない（学校選択の自由がない）

イ 特色ある学校づくりの理念との矛盾

ウ 伝統校の良き伝統、校風の稀薄化

エ 群間格差の拡大

オ 複合学校群の同一群内学校間の格差の拡大

カ 同一学校内生徒の多様化（複合学校群の一部校）

(4) 群制度発足以来の教育事情の変化

ア 県内新設校の成果

① 地元に結びついた特色ある教育の推進

② 伝統校に劣らぬ大学進学の実績

イ 学習指導要領の改訂

① 基準の弾力化による特色ある学校づくりの推進

ウ 大学入試改革

① 共通一次の実施

エ 国の教育改革の動き

① 個性尊重の教育重視

② 高校入試改善通知

③ 臨教審の学校教育改革の動き

オ 教育に対する県民意識の変化

この他、学校群制度については、次のような点も指摘された。

① 平等指向から個性尊重へと変化しつつある時代の風潮。

② 隣りの岐阜県も廃止しており、全国的にみて、学校群制度実施県が少なくなっている。

③ 希望しない方の学校へ配分された受験生の保護者が訴訟を起こすという他府県の事例が生じるに至り、学校群制度を維持・推進する雰囲気が薄くなってきた。

② 学校内格差の復活防止

すべての学校を公平かつ適正にA・B二つのグループに分けることによって、現行の学校群制度の長所を維持する。

③ 学力水準の向上

志願校を自由に選択させることによって、学校への帰属意識や学業への意欲を高め、充実した高校生活を送らせるとともに、学力水準の一層の向上をめざす。

④ 中学校教育の充実

挑戦意欲を喚起することによって、活力ある学校生活を送らせるとともに学力に偏らない選抜方法を導入することによって、知、徳、体の調和のとれた人間形成をはかり、中学校教育の一層の充実に資する。

⑮ 第４回入学者選抜専門員会　複合選抜方式第１次案

【愛知県高等学校教職員組合【愛高教５０年史　下巻】99年】

県教委事務局による第一次案（一九八五年一二月二日）

第四回の専門員会には県教委事務局から複合選抜方式の第一次案がだされた。

趣旨

① 受験機会を拡大すると共に、志願する高等学校を自由に選択できるようにする。
② 学力に偏せず、個性の優れた面を尊重し、人物を多角的に評価できるようにする。
③ 受験機会を複数化することによって挑戦意欲の高揚をはかる。
④ この新しい選抜制度によって、中学校教育の一層の充実に資するとともに、高等学校においても地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する。

基本方針

① 推薦入学は、原則としてすべての高等学校で実施する。
② 入学検査については、すべての高等学校をA・B二つのグループに分け、それぞれ別の期日に実施、志願者はそのいずれをも受験することが出来る。また、入学検査の結果、欠員の生じた学校・学科については、第二次入学検査を実施する。なお、第二次入学検査については志願変更を認める。
③ 進学区域は現行通り（普通科にあっては尾張、三河の二大学区制、専門学科にあっては県内全域）とする。

入学者選抜制度改善にあたっての配慮事項

新しい入学者選抜制度を検討するにあたっては、次の事項に配慮した。

① 受験競争の激化防止
従来の学力に偏りがちな選抜方式を改め、多角的な選抜基準による推薦入学や面接の実施によって、人物評価の尺度の多元化を図る。
また、受験機会を複数化することによって最高四回まで受験することができるようになった。

42

⑯ 第 2 次 答 申

昭和61年１月７日

愛知県教育委員会教育長　奥田信之　殿

愛知県中等教育問題研究協議会長　飯島宗一

愛知県中等教育問題研究協議会　第２次答申

昭和61年度以降の愛知県における学校教育、人間形成教育及び教員の任用等のあり方については、次のようにすすめることが望ましい。

第１部　学 校 教 育 の あ り 方

Ⅰ　教育制度の弾力的運用のあり方

1　転学・転科・編入学

転学・転科・編入学については、生徒の個性を生かし、希望に基づいて進路の適正な選択ができるよう、弾力的に運用するものとする。

(1) 転　　学

転居に伴う転学については、今後も弾力的に取り扱うものとする。

転居を伴わないものについては、公正なルールを設け、第１学年または第２学年修了時に認めるものとする。

(2) 転　　科

異なった学科間における転科については、公正なルールを設け、第１学年修了時に認めるものとする。

(3) 編　入　学

ア　海外帰国子女の編入学は、県立千種高等学校国際教養科及び名古屋市立名東高等学校英語科において受け入れる。将来的には、帰国子女数の推移により受け入れ校について検討する。

イ　中途退学者の編入学は、年度の初めに認めるものとする。

2　単位制と単位制高校及び6年制中等学校

生徒が自らの能力を伸ばし適性を生かせるよう、現行制度の弾力的運用を図るとともに、新しい制度について検討するものとする。

(1) 単　位　制

ア　進級及び卒業の認定に当たっては、必要な教科・科目及び修得単位数について弾力化を図る。

ただし、単位の認定に当たっては、学習評価を適正に行い、厳正な認定を行うものとする。

また、すべての生徒に履修させる基礎的な教科・科目については、単位の修得を要するものとする。

イ　定時制・通信制課程においては、単位制を更に推進するものとする。

(2) 単位制高校と6年制中等学校

単位制高校は、多様な学習者の受け入れを可能にするなどの長所が考えられる。国の動向を踏まえて、設置目的、設置形態、教職員の配置、学級編成、施設・設備、教育課程等について検討する。

6年制中等学校については、長所・短所等について検討されたが、なお、残された課題が多い。教育内容のあり方、教職員に係わる諸問題、施設・設備等について、国の動向を踏まえて、今後検討する。

3　学科間・学校間連携

生徒の多様な能力・適性・進路・興味・関心等に応じた教育を実施するために、学科間・学校間連携の充実を図る。

そのため学科間連携の実施校及び実施教科・科目の拡大を図るとともに、現在の普職連携教育の学校間連携（2校間連携）を拡充する。

更に、同一地域の各種の高等学校数校を1グループとする学校間連携の実施について検討する。

4　中高連携

学習指導、生徒指導及び進路指導の充実を図るため、学校行事、クラブ活動、部活動、教員の相互研修等において中学校・高等学校間の連携を今後積極的に推進する。

⑰ 第３次答申

昭和61年４月19日

愛知県教育委員会教育長　小金　潔　殿

愛知県中等教育問題研究協議会長　飯島宗一

愛知県中等教育問題研究協議会　第３次答申

愛知県公立高等学校入学者選抜制度等については、今後、次のようにすすめることが望ましい。

愛知県公立高等学校入学者選抜制度等の改善について

愛知県公立高等学校（全日制課程）においては、推薦入学と入学検査を併用した複合選抜方式による新しい入学者選抜制度を実施する。

複合選抜方式による入学者選抜制度は条件が整いしだい実施①し、あわせて複合選抜方式の実施年度から学校群制度を廃止する。

Ⅰ　趣　　旨

新しい入学者選抜制度は、現行の通学区域の長所を生かし、高等学校への受験機会を拡大するとともに、志願する高等学校を自由に選択できるようにする。

入学者選抜にあたっては、学力に偏せず、個性の優れた面を尊重し、人物を多角的に評価できるようにする。

受験機会を複数化することによって、達成意欲の高揚を図る。

この新しい選抜制度によって、向上心や意欲に富む中学校生活を送らせるなど中学校教育のいっそうの充実に資するとともに、高等学校においても、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進すること等をねらいとするものである。

Ⅱ　複合選抜方式の概要

推薦入学と二つの学校グループにおける実施期日をずらした入学検査による選抜とを、複合選抜方式と総称する。

１　通学区域

(1) 通学区域は現行どおり（普通科にあっては、尾張、三河の２大学区、専門学科にあっては県内全域）とする。

(2) 学校群制度は廃止する。

2 推薦入学

(1) 推薦入学は、中学校長の推薦を得た者に対して、学力検査を行わず、面接を実施し、その結果及び中学校長から提出された資料により合否判定を行うものである。

ただし、県教育委員会が必要と認めた専門学科においては、特別検査を行うことができる。

(2) 推薦入学を原則としてすべての高等学校において実施する。

その際、②高等学校の活性化のために、高等学校長が希望する場合には教育委員会と協議のうえ、地元中学校出身者を一定の割合③で合格させることができる。

(3) 推薦入学は、入学検査の出願期日前に行うものとし、実施するすべての高等学校について同一期日に実施するものとする。

(4) 推薦入学合格者は、入学検査を受験することはできない。

3 入学検査

入学検査は、入学志願者に対して、学力検査、面接を実施し、その結果、及び中学校長から提出された資料により合否判定を行うものである。

ただし、県教育委員会が必要と認めた専門学科においては、特別検査を行うことができる。

(1) ④群及びグループの設定

ア 普通科については、学区内のすべての高等学校を二つの群に分け、各群をさらにＡ・Ｂ二つのグループに分ける。

イ 専門学科については、県内のすべての高等学校をＡ・Ｂ二つのグループに分ける。

ウ 群及びＡ・Ｂのグループ分けについては、それぞれの募集人員総数のほか、次の点において均質になるよう配慮する。

（ア）普通科高等学校（専門学科を併置する高等学校を含む。）

a　進学者数と就職者数の多少

b　地域的な均衡

c　学校規模

d　伝統校と新設校

（イ）専門学科を設置する高等学校

a　学校及び学科の地域的な均衡

b　学校規模

c　伝統校と新設校

エ　複数の学科を設置する高等学校は、いずれの学科とも同一期日に入学検査を実施できるよう調整する。

オ　群及びA、Bのグループを構成する高等学校の組み替えは、当分の間これ⑤を行わない。

(2)　入学検査の期日等

ア　入学願書受付け及び締切りは、A、Bグループ同一期日とする。

イ　入学検査の実施期日は、Aグループを先に、Bグループを後にし、別の期日に行うものとする。

ウ　入学検査の実施期日の先後は、A、Bグループについて数年⑥ごとに入れ替えを行うものとする。

(3)　志望校の選択

ア　受験者は、A、Bグループのいずれか一方、又はその双方の学校の入学検査を受けることができるものとする。

ただし、普通科を2校受験する場合については、同一群内の学校を受験するものとする。

イ　A、Bグループ双方の学校の入学検査を受ける場合は、入学願書に第1志望、第2志望を記入する。

ウ　志願変更

志願者は、第1志望、第2志望のいずれか1校に限り志願変更することができる。

(4) 合否の判定

学力検査、面接の結果及び中学校長から提出された資料により合否判定を行う。

(5) 合格者の決定

⑦

合格者の決定は、次の順序により行う。

ア　第1志望校に合格した受験者は、第2志望校の合否のいかんにかかわらず、第1志望校を合格校とする。

イ　この結果、欠員の生じた場合は、その学校を志望校とした受験者の中から繰り上げて合格者を決定する。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、A、Bグループ同一期日とする。

(7) 入学辞退

合格者の発表後、入学意志のない者は、定められた期日までに出身中学校長経由で、入学辞退書を高等学校長に提出する。

4　第2次入学検査

(1) 入学予定者が募集人員に満たない高等学校は、第2次入学検査を行うものとする。

(2) 第2次入学検査については、学区内のすべての高等学校に出願することができるものとする。その際、志願変更を認める。

(3) 第2次入学検査に出願することのできる者は、本県の国公私立いずれかの高等学校を受験し、その結果いずれの高等学校にも合格しなかった者とする。

Ⅲ　入学者選抜制度改善にあたっての配慮事項

⑧

新しい入学者選抜制度を改善するにあたっては、特に次の事項に配慮する。

1　受験競争の激化の防止

従来の学力に偏りがちな選抜方式を改め、多角的な選抜基準による推薦入学や面接の実施によって、人物評価の尺度の多元化を図るとともに、受験機会を複数化することによって、受験競争の激化を防止する。

2　学校間格差の復活防止

普通科を設置する高等学校について、二つの群及びそれに属するA・B二つのグループを、公平かつ適正に分けることによって、現行の学校群制度の長所を維持する。

3　学力水準の向上

志望校を自由に選択させることによって、学校への帰属意識や学業への意欲を高め、充実した高校生活を送らせるとともに、学力水準のいっそうの向上を目指す。

4　中学校教育の充実

達成意欲を喚起することによって、活力ある学校生活を送らせるとともに、学力に偏らない選抜方法を導入することによって、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図り、中学校教育のいっそうの充実に資する。

また、第3学年の学校生活を充実させるために、学習指導、生徒指導及び学校行事・入学者選抜の日程等について、高等学校教育との関連にも配慮しつつそのあり方を具体的に検討する専門機関を設ける。

5　公私連携の推進

中学校教育の充実と入学者選抜の円滑化を図るため、公私連携の推進に努める。

6　中高連携の推進

中学校における進路指導の充実と適正な進路選択を可能にするため、中学校・高等学校間の連携の推進を図る。

7　推薦入学実施方法の改善

普通科における推薦入学については、推薦入学の趣旨が十分生かされるように、当面、現在の実施校において改善を図ったうえで、拡大するものとする。

(3) 補足説明

協議会へ報告された際、入学者選抜に関する専門員会の丸井文男座長から、口頭で補足の説明がなされ、協議会の了承を得られたが、それは、本文中の下線①から⑧までについてであった。

①の「条件が整いしだい実施」としたのは、A、Bの学校の分け方、電算機のプログラミングとシミュレーション、推薦入学実施校の追跡調査、中学校や父母への説明等の条件を整え、中学校卒業生徒数が減少にかかる時期等を考慮し、昭和64年春実施を一応の目途としたためである。

②の「原則として」をつけたのは、高等学校のさまざまな特色のありようを想定して、柔軟な対応ができるようにしたものである。

③の「一定の割合」とは、推薦入学定員枠の80％程度が目安と考えられる。

④の「群及びグループ」の分け方については、県教育委員会において原案を作成する。

⑤の「当分の間これを行わない」とした趣旨は、安易に組み替えを行うと、中学校に混乱をひき起こすことも考えられるので、相当長期間、変更しないことを前提としている。

⑥の「数年」とは、3～6年を目安とする。

⑦の「合格者の決定」の手順は、コンピュータを利用して行うこととする。

⑧の「配慮事項」については、県教育委員会の責任において、名古屋市教育委員会との連携のもとに、可能な限り具体的に、きめ細かく配慮し、実施に当たって遺漏のないよう求めたものである。

⑱　第３次答申後の教育長談話

昭和61年４月19日

愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善について

愛知県教育委員会教育長　小金　潔

本日、愛知県中等教育研究協議会より、愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜のあり方について、答申をいただきました。

本県の入学者選抜制度は、昭和48年以来、学校群制度による入学者選抜を実施し、年々改善を加えて今日に至っております。

その間、学校選択の自由を希望する県民のみなさまの御意見、群間格差の拡大、特色ある学校づくりをすすめる新しい学習指導要領の実施等、教育をとりまく諸情勢に変化が表れてまいりました。

このため、県教育委員会は、愛知県中等教育研究協議会に、学校群制度及び通学区域のあり方並びに受験機会の複数化のあり方について御検討をお願いいたしました。

これをうけて同協議会は、入学者選抜に関する専門員会を設置し、昭和60年４月23日以来、11回にわたって慎重な研究協議を重ねられました。

その結果、本日、推薦入学と入学検査を併用した複合選抜方式による新しい入学者選抜制度を実施し、その実施年度から学校群制度を廃止することが望ましい旨の答申をされたのであります。

協議会の委員のみなさま方の御苦労に対しまして、心から感謝申しあげます。

県教育委員会は、この答申に基づき、具体的に検討を加え、諸条件を整備したうえで、この制度を実施する所存であります。

この改善によって、中学校における日常の学習成果を生かし、希望する高等学校への進学が促進されるとともに、高等学校において特色ある学校づくりの推進に資するなど、本県中等教育のいっそうの発展が図られるものと期待いたします。

中学校、高等学校をはじめ各教育機関並びに県民のみなさまにおかれましては、改善の趣旨をじゅうぶん御理解くださるとともに、本県教育の充実、発展に、引き続き御協力くださるようお願いいたします。

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

⑲ 最 終 答 申

昭和62年２月10日

愛知県教育委員会教育長　小金　潔　殿

愛知県中等教育問題研究協議会長　飯島宗一

愛知県中等教育問題研究協議会　最終答申

「新しい時代の学校教育のあり方について」

愛知県における学校教育、人間形成教育、教員の研修及び公立高等学校入学者選抜のあり方については、今後、次のようにすすめることが望ましい。

第４部　公立高等学校入学者選抜のあり方について

1　傾斜配点

(1) 趣　　旨

各高等学校・学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定するために、学力検査実施教科間の配点の比重の置き方について、各学校・学科ごとに弾力的に取り扱うことができるようにする。

特に、専門学科においては、学校・学科の特色に応じて、弾力的に取り扱うことができるようにする。

(2) 実施方法

学力検査実施教科間の配点の比重の置き方について弾力的な取り扱いを希望する場合には、当該高等学校長は、教育委員会と協議のうえ実施することができるものとする。

(3) 実施時期

中学校教育への影響をじゅうぶん配慮して、適切な猶予期間を置いて実施することが望ましい。

(4) 配 慮 事 項

ア　中学校における進路指導の充実に資するよう配慮するとともに、中・高連携をいっそう密にする。

イ　各高等学校は、その特色づくりに努めるとともに、各高等学校の教育目標、教育内容等について、中学校関係者に対し、理解を深めるよう努める。

2　調査書の記載内容と評価の方法

(1) 調　査　書

入学者選抜の資料として必要な事項を精選するため、調査書の記載事項、記載方法について検討を加える必要がある。

なお、検討にあたっては、受験者の優れた個性を評価できるよう工夫する。

(2) 評価の方法

中学校教育への影響をじゅうぶん配慮するとともに、入学者選抜におけるより公平で客観的な資料を得るための評価のあり方についてさらに研究する必要がある。

⑳ 最終答申への対処

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

1 基本方針

答申の具体化にあたっては、教育委員会事務局において直接対処する事項と、調査研究委員会を設置して検討する事項とに分けて、具体化を図る。

2 対応策

(1) 教育委員会事務局において直接対処する事項

ア 教員の研修

イ 家庭教育、社会教育との連携

ウ 特色ある高校づくり

エ 調査書の記載内容と評価の方法（具体的な方法については「入選協」に諮る。）

オ 傾斜配点の方法（同上）

カ 人物評価の多角化（同上）

(2) 調査研究委員会を設置して検討する事項

ア 「教育制度調査研究委員会」

① 転学・転科・編入学のあり方

② 学校間連携のあり方

③ 中・高及び高・大の連携のあり方

④ 単位制、単位制高校及び6年制中等学校について

イ 「学校教育調査研究委員会（仮称）」

① 情報化・国際化に対応する学校教育のあり方

② 人間形成教育推進のための環境づくり

〔参考〕新入試制度への対処について

新入試制度については、昭和64年春の実施を目途に、第3次答申に示された配慮事項への対処をはじめとする条件整備に努めているが、昭和62年度においては、次の会議を設置し、準備をすすめていく予定である。

「複合選抜にかかる入学者選抜システム検討会議」

「推薦入学制度改善方法検討会議」 「新入試制度運営連絡会議（仮称）」

3　導　入

①　答申から実施までの経過(84～89年)

【愛知県教委『愛知県における公立高等学校入学者選抜制度の推移』90年】

1　答申から実施までの経過

昭和61年4月19日に、愛知県中等教育問題研究協議会（中等協）から第3次答申を受けて以来、県教育委員会は、複合選抜方式による新しい入学者選抜制度実施の目途を昭和64年に置き、実施のための年次計画を立てるとともに、選抜システムの確立、群・グループ所属校の決定、シミュレーションの実施、答申に示された7項目の配慮事項への対処、県内各方面への説明、広報活動など、実施のための諸課題の解決を図りつつ準備をすすめることになった。

(1)　新入試制度の概要

第3次答申に示された新入試制度の骨組みは、次のようであった。

ア　新入試制度の趣旨

①　受験機会の複数化（A・B二つのグループ各1校受験可能）

②　学校選択の自由（学校群を廃止。希望を生かした学校選択）

③　選抜尺度の多角化（全校・全学科に面接及び推薦入学を実施）

イ　新入試制度の骨子

①　通学区域は現行どおりとする。普通科は学区内を二つの群に分け、群をさらにA・Bグループに分ける。専門学科は、全ての学校をA・Bグループに分ける。

②　志願者は、A・Bグループのいずれか一方または双方の学校（普通科については同一群内）へ、志望順位をつけて出願する。

③　入学検査は、Aグループを先に、Bグループを後にし、別の期日に行う。

④　第1志望校、第2志望校ともに合格圏内にあるときは、第1志望校を合格校とする。この結果欠員の生じた場合は、当該校を志望校とした受験者の中から、繰り上げて合格者を決定する。

⑤　合格者の発表は、A・Bグループ同一期日に行う。

⑥　入学予定者が募集人員に満たない学校については、第2次入学検査を行う。

ウ　群・グループ所属校模式図

普通科

尾張　77校	
1群　（38校）	2群　（39校）
A　（19校）	A　（19校）
B　（19校）	B　（20校）

三河　47校	
1群　（23校）	2群　（24校）
A　（11校）	A　（12校）
B　（12校）	B　（12校）

専門学科

県内全域　79校
A　（40校）
B　（39校）

(2) 準備のための年次計画等

答申後に立てられた実施のための準備計画及び「配慮事項」への対処計画は、次のようであった。

ア　実施のための年次計画

昭和６１年度

① 全体計画、準備日程の策定。配慮事項、条件整備への対応。

② 選抜システムの検討。

③ 新入試制度に対応した学校教育のあり方についての検討。

昭和６２年度

① コンピュータ処理について全県的シミュレーションの実施。

② 新入試制度に対応した学校教育のあり方について研究実践校で実践。

③ 群及びＡ・Ｂグループ所属校の決定。

④ 新入試制度に関する説明会・広報活動。

昭和６３年度

① 昭和６４年度公立高等学校入学者選抜の基本方針基本事項、実施要項の決定。

② 通学区域等に関する教育委員会規則の改正。

③ 隣接県教育委員会への説明・協議。

④ 中学校・高等学校への説明会。

イ　第３次答申の「配慮事項」への対処計画

① 受験競争の激化の防止……人物評価の多元化等（人物評価調査研究委員会）。

② 学校間格差の復活防止……群及びＡ・Ｂグループ所属校の適切な配置。

③ 学力水準の向上……進路指導調査研究委員会、研究グループによる研究。

④ 中学校教育の充実……教育内容、選抜日程等の検討（進路指導調査研究委員会）。

⑤ 公私連携の推進……入試に関する公・私連絡会を設置し、検討。

⑥ 中高連携の推進……中、高校長会中心に連携。進路指導調査研究委員会で検討。

⑦ 推薦入学実施方法の改善……今春の推薦入学結果分析（プロジェクトチーム）。
入選協における検討。人物評価調査研究委員会における検討。

(3) 実施までの経過

新入試制度の実施に至る主な経過は、次のようであった。

○59. 1. 24　愛知県公立高等学校通学区域調査研究協議会議（通研協・橋爪貞雄議長）最終答申。

趣旨「入試制度を含め、高校教育についての総合的な検討を行うことが望ましい。」

○59. 6. 12　愛知県中等教育問題研究協議会（中等協・飯島宗一会長）発足。

諮問「愛知県における中等教育の改善について」

入試については、入学者選抜に関する専門員会（丸井文男座長）で協議。

○59. 7. 20　文部省初等中等教育局長通知「公立高等学校の入学者選抜について」

文部事務次官通達「学校教育法施行規則の一部改正について」

○60. 2. 9　愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（入選協・芦田　淳議長）答申。

趣旨「商業に関する学科を新たに加え、職業に関するすべての学科及び体育科において推薦入学を実施することが望ましい。」

○60. 5. 23　中等協第1次答申。

趣旨「公立高校普通科において、推薦入学を実施することが望ましい。」

○60. 7. 15　入選協答申。

趣旨「普通科における推薦入学を30％枠で実施することが望ましい。」

○60. 9.　高校教育・入試制度についてのアンケート調査実施。

「学校群制度の見直しは73.3％が賛成。受験機会の複数化も賛成多数。」

○60. 12　複合選抜制度案を中等協・入学者選抜に関する専門員会で検討。

○61. 3. 29　同専門員会まとめ。

○61. 4. 19　中等協第3次答申。

趣旨「公立高校において、複合選抜制度を実施することが望ましい。」

○61. 7. 15　入選協答申。

趣旨「普通科における推薦入学は、学力に偏らないことが望ましい。」

○62. 7. 19　入選協答申

趣旨「学校群関係校25校の普通科を除くすべての学校・学科で推薦入学を実施し、普通科の推薦入学定員枠を15％とすることが望ましい。」

○62. 11. 25　三者会議（私学協会、県総務部、県教育委員会）発足。

新入試制度の実施年度等について協議。

○62. 12.　第1回シミュレーション実施（公立中学2年生の14％対象）。

コンピュータ等、システムの正確な稼働を確認。

○63. 1. 8　三者会議合意。

○63. 1. 12　教育委員会が、新入試制度の64年実施、大綱及び群・グループ所属校を決定・公表。

○63. 2.　実施の延期等を求める県議会請願（継続審査）。

○63. 5.　第2回シミュレーション実施（公立中学3年生の進学希望者全員対象）。

新入試制度に対する趣旨・内容の理解及び出願、志願変更から合格発表までの

諸手続きの実践的体験。

○63. 7. 15　入選協答申

趣旨「推薦入学を全校全学科で実施、普通科推薦入学定員枠を１０％に、学費支払い困窮者の子女の推薦入学、中国帰国子女に関する選抜及びデザイン科推薦入学に特別検査（実技）を実施することが望ましい。」

○63. 7. 18　通学区域及び学校群に関する教育委員会規則を改正し、新たに、「愛知県公立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」を公布。

○63. 7. 25　昭和６４年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針並びに基本事項を決定・公表。

同入学者選抜実施日程を公表。

○63. 7. 28　尾張地区中学校進路指導研究協議会において、新入試制度について説明。

○63. 7. 29　三河地区中学校進路指導研究協議会において、新入試制度について説明。

○63. 9. 5　全県の中学校長を対象に、新入試説明会を実施。

○63. 10　実施の延期等を求める県議会請願（不採択）

○63. 10. 22　尾張地区中学校対象入学者選抜実施要項説明会

○63. 10. 25　三河地区中学校対象入学者選抜実施要項説明会

○63. 10. 26　公立高等学校長対象入学者選抜実施要項説明会

○63. 10. 31～11. 2　公立高等学校実務担当者対象入学者選抜実施要項説明会

○63. 11. 4　名古屋市中学校対象入学者選抜実施要項説明会

○63. 11. 8　名古屋市立高等学校実務担当者対象入学者選抜実施要項説明会

○63. 11. 11　昭和６４年度入学者募集要項告示

○63. 11. 18　合格者発表方法公表

○63. 11. 28　県立学校事務長幹事会入学者選抜実施要項説明会

○元　2. 10　公立高等学校推薦入学、帰国子女選抜の受付開始。

○元　3. 9　Ａグループ学力検査実施。

○元　3. 13　Ｂグループ学力検査実施。

（この間、中学校関係者、高等学校関係者、市町村教育委員会関係者、私学関係者等と数多くの連絡・調整のための会議が重ねられた。）

8　第3次答申の「配慮事項」への対処

(1)　受験競争の激化の防止……人物評価の多元化等（人物評価調査研究委員会）

(2)　学校間格差の復活防止……群及びA・Bグループ所属校の適切な配置。

(3)　学力水準の向上……進路指導調査研究委員会、研究グループによる研究。

(4)　中学校教育の充実……教育内容、選抜日程等の検討（進路指導調査研究委員会）

(5)　公私連携の推進……入試に関する公・私連絡会を設置し、検討。

(6)　中高連携の推進……中、高校長会中心に連携。進路指導調査研究委員会で検討。

(7)　推薦入学実施方法の改善……今春の推薦入学結果分析（プロジェクトチーム）。
入選協における検討。人物評価調査研究委員会における検討。

②　人物評価調査研究委員会まとめ

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

入学者選抜における人物評価の多角化

1　基本的な考え方

(1)　選抜資料の多角化、総合化

入学者選抜において、中学校における教科以外の諸活動の評価及び面接等にあらわれた生徒の優れた側面の評価に努め、教科学習の評価（以下学力評価という。）とあわせて、選抜資料のいっそうの多角化、総合化を図る。

(2)　中学校教育の充実

生徒一人一人の個性を伸ばし、生き生きとした中学校生活を送らせるため、学力評価に偏ることなく、特別活動、部活動、奉仕活動等、中学校における学習活動全般について広く評価する。

(3)　高等学校教育の充実

人物を多角的に評価することにより、多様な個性をもった生徒の入学を促し、

高等学校教育の活性化を図るとともに、多様な個性に応じた教育が行えるようにする。

2　人物評価多角化の方法

(1)　調査書・推薦書の改善

調査書・推薦書については、入学者選抜の資料として、受験者の個性、特性等が的確に把握できるよう、記載項目について、いっそうの改善・工夫を図ることが望ましい。

また、調査書・推薦書の記載にあたっては、公平かつ客観的な資料とするため、記載方法について改善を図ることが望ましい。

(2)　調査書・推薦書の活用

入学者選抜における人物評価の評価基準は、特色ある高等学校づくりが可能となるよう、各高等学校ごとに定めることが望ましい。

その際、客観的な資料を得るために、記載項目によっては、数量化・客観化など、評価方法を工夫することも考えられる。

3　配慮事項

(1)　生徒一人一人の教科以外の諸活動の状況が累積して登録されるよう、各中学校において、今後いっそう資料の整理・整備に努める。

(2)　人物評価にあたっては、学校生活全般にわたる観察に努め、目立つ行動のみでなく、目立ちにくいが評価すべき行動にも配慮する。

(3)　入学者選抜における人物評価の多角化にあたっては、中高の信頼関係を高めるため、中高連携をいっそうすすめる。特に、各高等学校は、教育目標、教育内容等について、中学校関係者に対し、理解を深めるよう努める。

③　進路指導調査研究委員会まとめ

【愛知県教委『愛知県中等教育問題研究協議会答申集』87年】

新しい高等学校入学者選抜制度に対応する「中学校における進路指導のあり方」については、以下のようにすすめることが望ましい。

1　基本的な考え方

新しい複合選抜方式による入学者選抜制度は、「現行の通学区域の調査を生かし、志願する高等学校を自由に選択できるようにして、向上心や意欲に富む中学校生活を送らせようとする」（第３次答申）のがねらいである。これに対処するための中学校における進路指導と、これに関連する学校行事等のあり方について研究する。

そのための視点として次のことがあげられる。

(1)　中学校３年間をとおしての進路指導のあり方

(2)　進路指導充実のための施設・資料のあり方

(3)　入学者選抜に関する事務の軽減方策

(4)　第３学年の学校生活を充実させるための入学者選抜日程のあり方

(5)　入学者選抜日程とのかかわりからみた卒業式・入学式の期日設定方針

2　中学校における進路指導及び第３学年の学校生活の充実策と配慮事項

(1)　中学校における進路指導の充実

ア　中学校３年間をとおしての進路指導

進路指導にあたっての幅広い学習を基盤にして、達成意欲を喚起する指導と日々の中学校生活を充実させる指導とが、中学校３年間にわたって継続的・計画的に行われなければならない。

そのため次のような配慮が望まれる。

（ア）学級指導における進路指導にとどまらず、学校行事として先輩・企業人・高校関係者から学ぶ機会を設定するなどして、その充実を図る。

（イ）３年間をとおした進路指導計画の中へ、親子で進路について考える機会を効果的に位置づける。

（ウ）進路指導の専門的力量を持つ進路指導主事等の配置と、資料作成や相談のための時間確保について保障する。

イ　進路指導充実のための施設・資料の充実

生徒や父母の進路選択にあたっての相談に対して、的確に指導助言することは、主体的な学習態度の形成と、充実した中学校生活を送らせるために大切なことである。そのため、3年間にわたって随時対応できる相談体制が確立され、必要な資料が整備されていることが必要である。

そのため次のような配慮が望まれる。

（ア）進路相談に応ずるための、生徒個人の記録及び進路指導のための過去のデータの整備と保管

（イ）進路選択のための、進路先にかかる情報の蒐集と整理・保管

（ウ）進路指導のための啓発環境・指導資料の作成と整備

（エ）進路相談室及び資料保管・整理のための備品等の充実

(2)　入学者選抜に関する事務の軽減

高等学校入学者選抜制度の改善にともない、私立高校推薦入学、同一般入試に引き続き、公立高校推薦入学、二グループに分かれての一般入試、そして私立・公立の二次入試と定時制・通信制高校入試と連続する高等学校入学者選抜制度においては、中学校3年生担任に膨大な関係書類作成のための事務が予想される。それは中学校の教師にとっては当然の本務ではあるが、制度改善にあたっては、その事務の軽減についての関係者の理解と協力が必要である。

そのため次のような配慮が望まれる。

ア　調査書の内容の精選と簡素化を図る。

イ　複写に限らず、乾式コピーを認める。

(3)　第3学年の学校生活を充実させるための入学者選抜日程

高等学校入学者選抜制度の改善にともない、入試日程が長期にわたることとなる。このために、中学校第3学年3学期の学習指導をはじめ、全教育活動に及ぼす影響が大きい。そこで、入学者選抜にかかる日程の作成にあたっては、授業時間数の確保のためにも、極力その期間を短縮する必要がある。

そのため次のような配慮が望まれる。

ア　A・Bグループ入試から合格発表までの期間短縮について、最大限の努力

をする。

イ　志願変更期間は、極力短縮する。

(4)　入学者選抜日程とのかかわりからみた卒業式・入学式の期日

中学校教育の充実という見地からは、卒業式・入学式のあり方は重要な課題である。

ア　卒業式の期日の設定にあたっては

高等学校入学者選抜制度の改善にともなう入試日程との関係から、卒業式の期日の設定について二つの考え方が出された。それは、次の二案である。

A案……出席日数の確保という意味から従来の卒業式の期日に準じ、A・Bグループ入試と同合格発表の間に設定する。

B案……生徒指導上の問題等、地域の実情によっては、従来どおり卒業式を終えてから公立高校一般入試を受けさせるよう設定する。

本調査研究委員会としては、市町村教育委員会が第3学年の生徒への影響を最も重視して、A案・B案の検討のうえ、期日を設定する必要があると考える。

イ　入学式の期日の設定にあたっては、

入学者選抜日程を最大限遅らせるために、新年度体制確立準備の日数の関係から、従来より期日を遅らせることも止むを得ない。

(5)　推進のための手順

中学校における進路指導についての具体的な方策は、中学校の研究実践をとおして検討される必要がある。そのため次の手順をふむ必要がある。

ア　複数以上の実験校による実践研究

イ　実験校の実践結果を踏まえ、プロジェクトチームによる一般化を図る。

第７章　推薦入学制度

【愛知県教委『愛知県における公立高等学校入学者選抜制度の推移』90年】

④　推薦入学制度の変遷

(1)　推薦入学制度の発足

本県の推薦入学制度は、昭和４９年度に発足した。実施学科は、農業に関する学科、工業に関する学科及び水産に関する学科であった。

ア　制度導入のねらい

①　興味・関心、目的意識等をはっきり持った生徒の入学を促進するので、生徒の学習態度に活気が生まれ、学校全体のモラールを高める。

②　学力検査受検の必要がなくなるので、生徒が受検のためでなく中学校本来の目標に合った学習に努力をする態度を育成する一助となる。

③　中学校の３か年を通じて、生徒、父母および教師がともに能力・適性等についていっそう関心を深め、よりよい進路の選択をする契機となる。

イ　昭和４９年度推薦入学実施要項（骨子）

①　農業、工業および水産に関する学科においては、推薦入学を行う。

②　推薦入学の出願者に対しては、学力検査を行わず、面接を経て合格させるものとする。

③　推薦入学を出願できる者は、次の条件を満たす者で、中学校長の推薦を得た者とする。

(1)　当該学科を志望する動機・理由の明白・適切であること。

(2)　当該学科に対する適性、興味および関心を有すること。

(3)　人物がすぐれていること。

(4)　調査書の「学習の記録」の評定が平均値４（評定合計７２）以上であること。

④　推薦にあたっては、通学時間等を考えて、通学に便利な学校に推薦するよう指導するものとする。

ウ　昭和４９年度推薦入学実施結果

	農　業	工　業	水　産	計
対象学校数	9	19	1	29
対象学科数	34	74	5	113
募集人員 (A)	1,640	5,280	180	7,100
志願者のあった学校数	5	14	—	19
志願者数	12	91	—	103
合格者数 (B)	12	91	—	103
B／A×100 (%)	0.7	1.7	—	1.5

(2) 以後の実施学科

ア　家庭に関する学科及び厚生に関する学科

昭和５５年度入学者選抜から実施した。出願資格、合格者の決定等については、これまでと同じとした。

イ　普通科（体育コース）

昭和５６年度入学者選抜から推薦入学が実施された。

出願資格に、「学習成績が優良で運動の分野において顕著な活躍をした者であること」を加えた。

提出書類に「文部省制定スポーツテスト記録」を加えるとともに、合格者の決定にあたっては、体育コースの一般入試の際に行う運動能力テストは行わないこととした。

出願資格の「学習成績が優良で」とは、調査書の「学習の記録」の評定合計が３２以上であることとし、「運動の分野において顕著な活躍をした者」とは、原則として「体力テスト」１級又は２級の取得者とし、更に２級以上がとれなかった場合でも、相撲、柔道等に実績をあげた者については、中学校長から推薦できることとした。

普通科（体育コース）は、昭和５９年度から体育科となったが、同じ方法で推薦入学が行われた。

ウ　商業に関する学科

昭和６１年度入学者選抜から実施した。これによって、職業に関するすべての学科で推薦入学が実施されることになった。

エ　美術科、音楽科、英語科、国際教養科

昭和６３年度入学者選抜から実施した。美術科、音楽科の推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、特別検査（実技）と面接を行うこととした。

オ　普通科

普通科については、昭和６１年度入学者選抜から、２６校において先導的に実施され、翌６２年度も継続された。昭和６３年度には、学校群関係校２５校を除く９９校４分校で実施され、平成元年度からは、すべての普通科（１２４校と４分校）で実施された。

カ　推薦入学　昭和49年度～60年度資料

(　)内は女子、内数。体育科の58年以前は普通科（体育コース）

区分＼学科＼年度		家庭	農業	工業	水産	厚生(衛生看護)	体育	計
志願者数	49	—	12	91	0	—	—	103
	50	—	11(2)	84(4)	0	—	—	95(6)
	51	—	11(3)	71	0	—	—	82(3)
	52	—	17(7)	90(3)	0	—	—	107(10)
	53	—	12(2)	106(8)	0	—	—	118(10)
	54	—	11(5)	111(5)	0	—	—	122(10)
	55	43(43)	6	131(10)	1	26(26)	—	207(79)
	56	53(53)	8(1)	140(4)	2	15(15)	20(8)	238(81)
	57	52(52)	7	148(11)	1	19(19)	8(3)	235(85)
	58	73(73)	12(4)	184(12)	0	35(35)	10(4)	314(128)
	59	89(89)	8(1)	202(9)	1	48(48)	6(2)	354(149)
	60	102(102)	6(2)	217(7)	0	54(54)	12(4)	391(169)
合格者数	49	—	12	91	0	—	—	103
	50	—	11(2)	84(4)	0	—	—	95(6)
	51	—	11(3)	71	0	—	—	82(3)
	52	—	17(7)	90(3)	0	—	—	107(10)
	53	—	12(2)	106(8)	0	—	—	118(10)
	54	—	11(5)	111(5)	0	—	—	122(10)
	55	43(43)	6	131(10)	1	26(26)	—	207(79)
	56	53(53)	8(1)	140(4)	2	15(15)	20(8)	238(81)
	57	52(52)	7	148(11)	1	19(19)	8(3)	235(85)
	58	73(73)	12(4)	184(12)	0	35(35)	10(4)	314(128)
	59	88(88)	8(1)	202(9)	1	48(48)	6(2)	353(148)
	60	89(89)	6(2)	217(7)	0	54(54)	12(4)	378(156)

昭和60年度における推薦入学合格者数378人は、公立高等学校入学者募集人員11,073人の3.4％（49～60年間の最高）に相当する。

(3) 推薦入学実施方法の改善

ア 昭和60年度における定員枠

それまでは、推薦入学定員枠を設定せず、推薦入学合格基準（調査書の評定が平均値4以上）にあれば全員合格とする（いわゆる100%枠）こととしていたが、昭和59年7月19日の愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（入選協）の答申で、「昭和60年度入学者選抜における家庭、農業、工業、水産及び厚生に関する学科並びに体育科の推薦入学合格者は、当該学校、学科の募集人員の80%以内とする。」

とされ、昭和60年度は、定員枠80%で実施されたが、家庭に関する学科の一部に80%を超える志願者があり、中学校長の推薦した者はすべて合格させるというこれまでの考え方の変更を迫られることとなった。即ち、一般入学志願者を圧迫しない定員枠のあり方を含めた推薦入学実施方法について検討することが必要となった。

イ 昭和61年度の変更点

⑤ 昭和60年2月9日、入選協は、推薦入学実施方法（出願資格、合否判定の基準、合格者の決定等）の改善について教育長に答申した。

答申の骨子は、次のとおりである。

(ア) 改善のねらい

① 各高等学校・学科の教育目標に合った入学者の増加を図る。これによって、各学校・学科の活性化をすすめるとともに、それぞれの特色が発揮できるようにする。

② 推薦入学制度の拡大によって、受験機会の複数化を推進するとともに、入学志願者の負担軽減を図るなど、中学校教育のいっそうの充実に資する。

(イ) 推薦入学実施方法（骨子）

① 対象学科

推薦入学は、農業、工業、商業、水産、家庭、厚生及び体育に関する学科において行う。

② 出願資格

推薦入学を志願できる者は、下記の条件を満たす者で、中学校長の推薦を得た者とする。

㋐ 当該年3月に中学校を卒業する見込みの者であること。

㋑ 当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であること。

㋒ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

㋓ 人物及び学習成績が優れていること。

㋔ 体育に関する学科を志願する者については、運動の分野において顕著な活躍をした者であること。

③ 合否判定の基準

推薦入学の合否判定にあたっては、次の㋐から㋓までのいずれかの選抜基準に基づいて行う。

㋐ 調査書の「学習の記録」が優秀である者。

㋑ 文化、芸術、奉仕活動等の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者。

㋒ 運動の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者。

㋓ 将来、農業又は水産に関する職業に就く、若しくはこれらの後継者となる意志を有する者。（農業又は水産に関する学科の志願者の場合のみ。）

④ 合格者の決定

㋐ 推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接を実施し、合格者を決定するものとする。

㋑ 合否の判定は、提出された書類の内容及び面接の結果を資料として、「③ 合否判定の基準」により、総合的に行う。

㋒ 合格者数の上限は、当該学校・学科の募集人員の30％程度とする。

ただし、特別の事情がある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、この範囲を超えることができる。この場合、合格者は、当該学校・学科の募集人員の40％以内とする。

⑥ 普通科における推薦入学の実施

(1) 導入の背景

推薦入学は、従来、職業学科と一部の専門学科において実施されており、当該学科への適性、興味、関心があり、志願の動機、理由が明白であり、学習成績やリーダー性に優れた生徒の入学を促し、職業教育の発展に成果をもたらしてきた。

これに対し、普通科については、目的意識、適性等の判定は困難とされ、推薦入学を実施する都道府県はなかったが、しだいに高まる個性尊重の風潮と人物評価を多角化する等の観点から推薦入学制度が見直され、昭和60年度には、佐賀、静岡両県が実施に踏み切っている。

本県において普通科の推薦入学導入が検討された背景には、特色ある学校づくりがすすめられてきたこと、新設校を中心に、地域に根ざした吸引力のある高等学校が増えてきたこと、昭和59年7月20日付け文部省初等中等教育局長通知により、公立高等学校普通科に推薦入学を積極的に導入する気運が生じたことなどがあった。

(2) 先導県における実施状況等

昭和60年度においては、佐賀県（県立佐賀北高校）、静岡県（県立清水南高校ほか県立5校及び静岡市立静岡高校の計7校）が普通科に推薦入学を実施しており、更に、宮崎県は、県下全域で昭和61年度から実施する旨を発表していた。

ア 佐賀北高校の実施結果

① 推 薦 枠　　募集人員　585人の5％　30人

② 志 願 者　　38人

③ 合 格 者　　30人

④ 内　　訳

部　　門	定　員	志願者	合格者
A 学　業　優　秀	15人	15	15
B 文化・芸術・奉仕活動	6	12	6
C 体　育　活　動	9	21	9

イ 静岡県の実施結果

① 実 施 校　　県立清水南、静岡東、沼津西、三島南、掛川東、浜松江の島、静岡市立静岡　（計　7校）

② 推 薦 枠　　募集人員の5～10％

③ 7校志願者の合計　　179人

④ 合 格 者　　172人

ウ 宮崎県の推薦入学実施案（昭和60年6月時点）

① 検討の観点

- 特色ある高校づくりを推進する入試の工夫。
- 中学校で望ましい教育が確保、増進されるような入試の工夫。
- 学力中心の選抜尺度から脱却し、調和のとれた人格の発達、進路に対する目的意識なども勘案できる方法。

② 普通科を含む全日制課程の全ての県立高校で、募集人員の30％を目安とした推薦入学を実施する。

③ 全受験生に対して面接を実施する。

④ 推薦条件は、各校の特色に応じたものとすることが望ましい。

(3) 中等協の基本答申

昭和59年6月12日に発足した愛知県中等教育問題研究協議会（中等協）は、昭和60年2月1日に、以後の研究、検討の課題を整理した形で、基本答申を県教育長に提出した。

その中で、入学者選抜に関する専門員会の検討課題を次のように示している。

○ 入学者選抜の基本理念を踏まえ、高等学校入学者選抜における中・高及び公・私の連携のあり方に配慮しつつ、次のように検討をすすめる。

ア 優先検討課題

- 普通科等における推薦入学のあり方

イ 中・長期的な検討課題

- 学校群制度及び通学区域のあり方
- 受験機会の複数化のあり方
- 入学者選抜方法のあり方

(4) 中等協の第1次答申

基本答申において優先検討課題とされた「普通科等における推薦入学のあり方」については、その後、中等協の入学者選抜に関する専門員会において検討が重ねられ、昭和60年5月25日に、協議会の第1次答申としてとりまとめられ、飯島宗一会長から奥田信之教育長に提出された。答申の本文は、次のとおりであった。

愛知県中等教育問題研究協議会　第1次答申

昭和61年度以降の愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜にあたっては、普通科において、推薦入学を実施することが望ましい。

1　趣　旨

(1) 学力中心の選抜尺度に偏せず、人間評価の観点を多様化し、個性の優れた面を尊重する選抜方法を導入する。

(2) 推薦入学を実施することによって、受験機会の複数化を推進するとともに、入学志願者の負担軽減を図るなど、中学校教育のいっそうの充実に資する。

(3) 各高等学校の教育目標に合った入学者の増加を図る。これによって、各学校の活性化をすすめるとともに、それぞれの特色が発揮できるようにする。

2　対象とする学校

(1) 昭和61年度入学者選抜においては、先導的に30校程度で実施する。

(2) 実施校の選定にあたっては、次の点に配慮する。

ア　地域の特色及び地域間の均衡

イ　伝統校と新設校

ウ　普通科単独校と普職の併置校

エ　進学者数と就職者数の多少

オ　学校の特色

(3) 当分の間、学校群に所属する学校は対象としない。

3　選抜の基準等

出願資格、提出書類、合否判定の基準、合格者の決定方法及び推薦入学の定員枠等、実施上の具体的な方法については、昭和61年度に実施する職業に関する学科及び体育に関する学科における推薦入学の実施方法との関連に配慮しつつ、適切に定める。

---

(5) 入選協の答申

中等協第1次答申をうけて、県教育委員会は、普通科（全日制課程）における推薦入学のあり方について、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（議長　名古屋大学名誉教授　芦田淳氏）に対し、昭和60年6月8日に諮問した。協議会議は、これを専門員会に付託し、検討を重ね、昭和60年7月15日に奥田信之教育長に答申した。答申の本文は次のとおりであった。

---

⑦

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議まとめ

I　昭和61年度以降の愛知県公立高等学校（全日制課程）普通科における推薦入学については、次のようにすることが望ましい。

1　出願資格

推薦入学を志願できる者は、下記の条件を満たす者で、中学校長の推薦を得た者とする。

(1)　当該年3月に中学校を卒業する見込みの者であること。

(2)　当該高等学校普通科を志望する意志が強く、動機・理由が明白・適切であること。

(3)　人物及び学習成績が優れていること。

2　提出書類

推薦入学志願にあたっては、下記の書類を提出するものとする。

(1)　推薦入学願書　　(2)　推薦書　　(3)　調査書　　(4)　学習成績等評定一覧表

3　合否判定の基準

推薦入学の合否判定にあたっては、次のいずれかの選抜基準に基づいて行う。

(1)　人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者。

(2)　人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者。

4　合格者の決定

(1)　推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接を実施し、合格者を決定するものとする。

(2)　合否の判定は、提出された書類の内容及び面接の結果を資料として、「3　合否判定の基準」により、総合的に行う。

(3)　合格者数の枠は、募集人員の30％以内とする。

5　推薦にあたって中学校長のとるべき措置

(1)　推薦の厳正、公平、適切を期するため、推薦委員会を設ける。

(2)　推薦委員会は、校長、教頭及び教員をもって組織する。校長は、教頭及び教員の中から適宜の人数の者を委員として選ぶ。

(3)　推薦委員会は、推薦入学志願者に関する事項を取扱い、被推薦者の決定は校長が行う。

(4) 推薦にあたっては、通学時間を考えて、通学に便利な学校に出願するよう指導する。

---

(6) 高校教育・入試制度についてのアンケート

県教育委員会が昭和60年10月に実施した「高校教育・入試制度についてのアンケート」のうち、入学者選抜方法のあり方については、「入学者選抜方法の基本的な考え方について」という質問があった。

このうち、「入学者を選ぶ方法の基本的考え方は」との設問に対して、「学習成績だけでなく、人物の優れた面とともに運動・文化・芸術・奉仕活動等をとおしてみられる受験者の優れた点も加えて、総合的に評価する方がよい」という評価の多様性を支持する意見が85.2％と圧倒的に多かった。この結果は、「学力検査と調査書の学習成績だけでよい」とする解答が8.2％と極めて少なかったことと考えあわせて、高等学校入学者選抜において、すべての学科で推薦入学を実施することに対して幅広い支持があると解された。

(7) 実施校26校及び推薦入学定員枠の決定

中等協第1次答申に「先導的に30校程度で」と示された普通科推薦入学実施校については、県教育委員会で選定作業がすすめられ、学校群関係校を除いた普通科99校4分校の中から、県立25校、名古屋市立1校の合計26校を、昭和61年実施校として決定され、昭和60年7月15日に発表された。

実施校の選定にあたっては、次の点に配慮された。

ア　地域の特色及び地域間の均衡
イ　伝統校と新設校
ウ　普通科単独校と普職の併置校
エ　進学者数と就職者数の多少
オ　学校の特色

その後、各学校において推薦入学定員枠が決定され、60年11月に行われた昭和61年度入学者募集人員の発表にあわせて、次のように公表された。

学　校	募集人員	推薦入学の募集定員枠	学　校	募集人員	推薦入学の募集定員枠
天　白	470人	25％(118人)程度	五　条	470人	25％(118人)程度
名古屋南	470	25％(118人)程度	半田東	470	25％(118人)程度
瀬　戸	376	30％(112人)以内	横須賀	376	25％(94人)程度
春日井西	470	25％(118人)程度	大　府	282	25％(71人)程度
高蔵寺	470	25％(118人)程度	岡崎西	470	25％(118人)程度
東　郷	423	25％(106人)程度	豊田北	470	25％(118人)程度
名古屋市立山田	470	25％(118人)程度	安城東	470	25％(118人)程度
一宮南	470	25％(118人)程度	西　尾	470	25％(118人)程度
江　南	470	25％(118人)程度	知　立	141	25％(35人)程度
木曽川	282	25％(71人)程度	高　浜	329	30％(98人)以内
小　牧	470	25％(118人)程度	豊橋西	470	25％(118人)程度
津　島	470	25％(118人)程度	蒲郡東	423	25％(106人)程度
美　和	470	28％(132人)程度	鳳来寺	94	30％(28人)以内

(8) 実施までの経過

普通科における推薦入学について、答申から実施までの主な経過は、次のようであった。

ア　昭和60年2月　1日　　愛知県中等教育問題研究協議会　基本答申

イ　昭和60年5月23日　　愛知県中等教育問題研究協議会　第1次答申

ウ　昭和60年7月15日　　愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議　答申（別添）

エ　昭和60年7月15日　　普通科推薦入学実施校26校発表

　　昭和61年度入学者選抜方法の基本方針・基本事項発表

オ　昭和60年　8月　1日（尾張地区）
　　8月　2日（三河地区）　　中学校進路指導研究協議会において説明
　　8月　7日（名古屋地区）

カ　昭和60年　9月　6日（尾張地区）
　　9月11日（三河地区）　　中学校対象、進学指導資料説明会において説明

キ　昭和60年10月　2日（名古屋・尾東地区）
　　10月　4日（西三河地区）
　　10月　8日（尾西北地区）　　中学校対象、推薦入学地区別説明会
　　10月　9日（知多地区）　　（県教育委員会及び実施校校長による説明）
　　10月12日（東三河地区）

ク　昭和60年　9月下旬　　実施校ごとに定員枠決定

ケ　昭和60年10月下旬　　実施校ごとに推薦入学実施要項決定

コ　昭和60年10月25日（公立高等学校対象）
　　10月26日（教育事務所・市町村教委対象）
　　10月29日（三河地区中学校対象）
　　11月　5日（尾張地区中学校対象）
　　→ 昭和61年度入学者選抜実施要項説明会

サ　昭和60年11月　　昭和61年度愛知県公立高等学校入学者募集人員発表
　　同推薦入学募集定員枠発表

シ　昭和60年11月～12月上旬　実施校ごとに中学校対象推薦入学説明会

ス　昭和60年　9月～12月　　普通科推薦入学実施26校に対する説明会（4回開催）
　　教育公報、教育時報等において一般向けに広報

セ　昭和61年　2月　　推薦入学実施

⑧

3　推薦入学実施結果とその改善

(1)　昭和61年度推薦入学とその結果

ア　昭和61年度推薦入学

昭和61年度は、本県推薦入学制度が大きく変更された年であった。

主な変更点は次のとおりであった。

① 選抜尺度の多角化の観点から推薦入学制度全体が見直されたこと。

② 選抜基準、定員枠に大幅な変更が行われたこと。

③ 商業に関する学科が新たに加わり、これによってすべての職業学科において推薦入学が実施されたこと。

④ 普通科に推薦入学が導入され、先導的に26校で実施されたこと。

イ　実施結果の調査

県教育委員会は、大幅な制度変更のもとに実施された昭和61年度推薦入学の結果を把握し以後の改善に役立てるために、県下の全公立中学校及び推薦入学実施高等学校を対象に調査を行った。

以下は、その調査の結果である。

Ⅰ　調査対象　　県下公立中学校　402校
　　公立高等学校（昭和61年推薦入学実施）　108校

Ⅱ　調査日時　　昭和61年5月15日

Ⅲ　調査結果の概要

1　志願者・合格者数

学科		普通	農業	水産	工業	商業	家庭	厚生	体育	合計
募集人員(A)		26校 10,716	1,640	180	6,080	6,627	2,550	200	80	28,073
志願者数		3,031	505	72	1,489	2,387	829	49	20	8,382
合格者数(B)	男	1,192	296	72	1,383	189	2	0	14	3,148
	女	1,643	199	0	82	2,043	823	46	6	4,842
	計	2,835	495	72	1,465	2,232	825	46	20	7,990
B/A × 100(%)		26.5	30.2	40.0	24.1	33.7	32.6	23.0	25.0	28.5

2　選抜基準別合格者数

〔普　通　科〕

学習成績	運動	文化・芸術	奉仕活動
57.1%	28.6	8.3	6.0

〔普通科以外〕

学習成績	運動	文化芸術	奉仕活動	農業水産後継者
68.2%	18.3	6.4	2.0	5.1

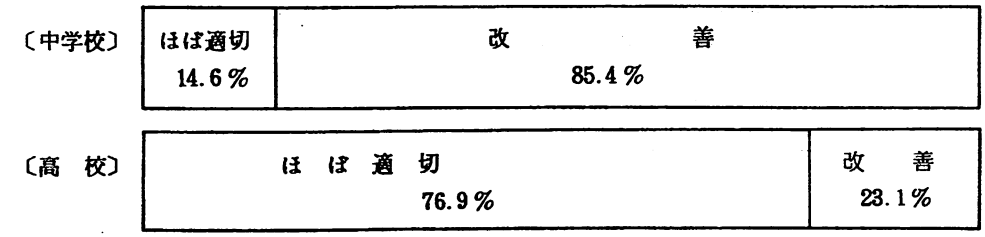
〔全　　体〕

学習成績	運動	文化・芸術・奉仕活動等
64.2%	22.0	13.8

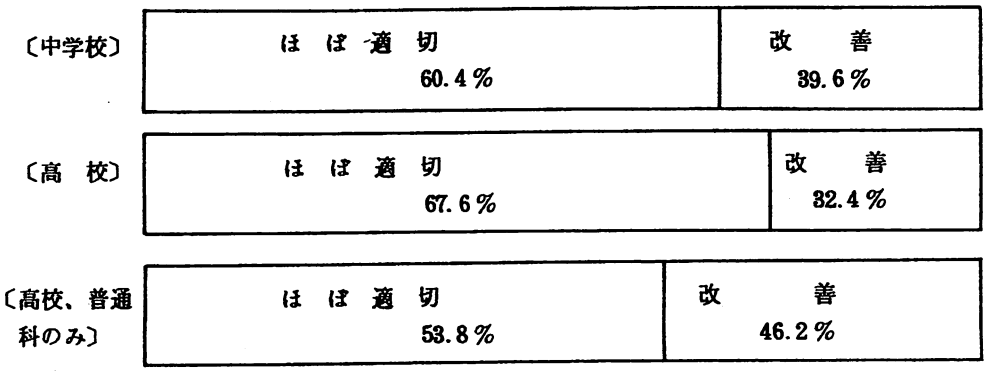
3　推薦入学不合格者の同一校再受検の状況

	不合格者数	再受検者数	再受検率
普通科	194	118	60.8%
普通科以外	189	123	65.1
計	383	241	62.9

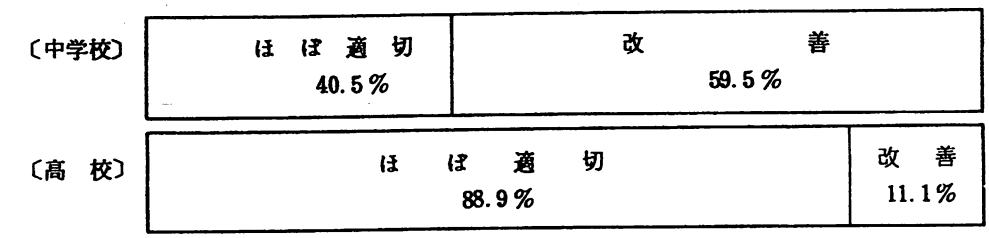
4　推薦入学の選抜基準について



5　推薦入学定員枠について



6　推薦入学の実施時期・日程について



ウ　次年度以降の課題

昭和61年度推薦入学の実施結果等からみて、普通科以外の推薦入学については、制度の趣旨が生かされ、適切に実施されたとされた。しかし、普通科の推薦入学については、次のような課題が指摘された。

①　選抜基準が学習成績に偏りがちではなかったか。

②　定員枠は適切であったか。

③　推薦入学の趣旨が中学校によく伝えられたか。

(2)　昭和62年度における推薦入学

入選協は、昭和61年度推薦入学の実施結果と課題を踏まえて、次年度以降において改善すべき点について検討し、そのまとめを、昭和61年7月15日、芦田淳議長から小金潔教育長に答申した。

答申の本文は、次のとおりであった。

---

⑨ 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議まとめ

昭和62年度愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜における推薦入学の選抜基準及び定員枠については、次のようにすることが望ましい。

Ⅰ 農業、水産、工業、商業、家庭、厚生及び体育に関する学科の推薦入学については、選抜基準、定員枠ともに現行のとおりとする。

Ⅱ 普通科の推薦入学について

1 選抜基準について

入学者選抜実施要項に示す選抜基準については、現行のものに次の項を加える。

ただし、選抜基準のうち『人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者』に該当する合格者数の上限は、推薦入学による合格者数の50％程度とする。

2 定員枠について

合格者数の上限は、当該高等学校普通科の募集人員の25％程度とする。

ただし、特別の事情がある場合は、当該高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、この範囲を超えることができる。この場合、合格者数は、当該高等学校普通科の募集人員の30％以内とする。

Ⅲ 各高等学校においては、学習成績に偏ることなく、人物の多角的評価に努め、推薦入学の趣旨が生かされるよう配慮する。

特に、普通科においては、「人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」の調査書の「学習の記録」による選抜基準については、当該高等学校の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点にたって適切な基準を設けることに努める。

Ⅳ 中・高連携を密にするとともに、推薦入学の趣旨及び選抜基準等について保護者、生徒にじゅうぶん理解させるよう努める。

昭和62年度の普通科推薦入学においては、定員枠を改めるとともに、各高等学校において、「人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」（いわゆる特技推薦）の選抜基準について、答申の趣旨を踏まえて改善を行い、更に『人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者』（いわゆる学力推薦）に該当する合格者数を、推薦入学合格者数の50％までとするなどの改善を加えて実施された。

なお、普通科推薦入学の実施校は、昭和61年度と同じ26校のままで実施された。

(3) 昭和63年度における推薦入学

昭和61年度に推薦入学制度が大幅に改定されて以来、2年間を経て、中学校・高等学校及び教育関係者の努力で、ほぼ円滑に実施された。しかし、なお、普通科における定員枠のあり方を検討するとともに、学力に偏らない推薦入学の趣旨をいっそう徹底させることが課題であった。

入選協は、昭和63年度の推薦入学のあり方について検討を行い、昭和62年7月17日、次の3点を骨子とした答申を県教育長に提出した。

ア　普通科推薦入学の定員枠を更に5%下げる。

イ　新たに、英語科、国際教養科、美術科、音楽科において推薦入学を実施する。

ウ　学力に偏らず個性の優れた面を積極的に評価するという推薦入学の趣旨のいっそうの徹底を図る。

なお、昭和63年度においては、普通科推薦入学実施校を、学校群関係校25校を除くすべての普通科（99校4分校）で実施された。

答申の本文は、次のとおりであった。

---

⑩　愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議まとめ

昭和63年度以降における愛知県公立高等学校（全日制課程）の推薦入学については、次のようにすることが望ましい。

Ⅰ　普通科の推薦入学について

普通科における推薦入学合格者数の上限は、当該高等学校普通科の募集人員の15%程度とする。

ただし、特別の事情がある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、この範囲を超えることができる。この場合、合格者数は、原則として、当該高等学校普通科の募集人員の20%以内とする。

Ⅱ　英語科及び国際教養科の推薦入学について

英語科及び国際教養科における推薦入学の定員枠及び選抜基準については普通科に準ずる。

Ⅱ　美術科及び音楽科の推薦入学について

美術科及び音楽科における推薦入学の定員枠は普通科に準ずることとし、選抜方法及び選抜基準は次のとおりとする。

1　推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接及び特別検査を実施し、合格者を決定するものとする。

2　合否の判定は、提出された書類の内容、面接及び特別検査の結果を資料として、次の選抜基準に基づいて、総合的に行う。

人物が優れており、当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者。

Ⅳ　推薦入学を実施するにあたっては、高等学校、中学校及び県・市教育委員会相互の連携を十分に図り、昭和61年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議の答申の趣旨の徹底にいっそう努め、学力に偏せず、個性の優れた面を積極的に評価する。

---

(4)　平成元年度における推薦入学

複合選抜方式による新しい入学者選抜制度が実施に移される昭和64年度（平成元年度）における推薦入学のあり方については、昭和63年度推薦入学の結果をうけて、入選協において検討が重ねられた。協議会議のまとめは、昭和63年7月15日に県教育長に提出された。

その本文は、次のとおりであった。

---

⑪

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議まとめ

昭和64年度以降における愛知県公立高等学校全日制課程入学者選抜については、次のようにすることが望ましい。

1　普通科における推薦入学実施校数、定員枠及び選抜基準のあり方並びに学費支払困窮者の子女の入学に関する特例措置について

(1)　普通科における推薦入学実施校数

昭和64年度以降においては、すべての普通科で推薦入学を実施する。

(2)　普通科における推薦入学の選抜基準

普通科における推薦入学の選抜基準を次のとおりとする。

㋐　人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績を有する者。

㋑　人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。

㋒　人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者。

各高等学校は、特に選抜基準㋐及び㋑に関する基準を設定するにあたっては、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って適切な基準を設けることに努める。

また、推薦入学の趣旨を生かし、学力に偏らない基準となるよう今後とも努める。

(3)　普通科における推薦入学の定員枠

普通科における推薦入学の定員枠を次のとおりとする。

ア　選抜基準㋐及び㋒に該当する合格者数の合計の上限は、当該高等学校普通科の募集人員の10％程度とする。

ただし、特別の事情がある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、

この範囲を超えることができる。この場合、合格者数は、原則として、当該高等学校普通科の募集人員の15％以下とする。

また、選抜基準㋑に該当する合格者数は、選抜基準㋐及び㋑に該当する合格者数の合計の50％以下とする。

イ　選抜基準㋑に該当する合格者数は、当該高等学校普通科の募集人員のおおむね5％とする。

ただし、特別の事情がある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会と相談し、弾力的に運用するものとする。

(4)　普通科以外の学科における推薦入学のあり方

普通科以外の学科についても、上に準じて改める。

2　デザイン科の推薦入学における特別検査について

工業に関する学科のうち、デザイン科へ推薦入学を志願する者に対しては、学力検査を行わず、面接及び特別検査を実施し、合格者を決定するものとする。

これをうけて、県教育委員会は、普通科設置の公立高等学校124校4分校のすべてに推薦入学を実施することに決定した。これによって、県内公立高等学校の全校・全学科において推薦入学が実施されることになった。

また、学力に偏しない推薦入学の趣旨をいっそう徹底するため、普通科におけるいわゆる学力推薦による合格者数を、特技推薦による合格者数を上まわらないように決めた。

なお、デザイン科に特別検査（実技）を実施することとしたが、この結果、推薦入学において特別検査を実施する学科は、美術科、音楽科及びデザイン科の3学科となった。

更に、推薦入学の選抜基準に、「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。」（いわゆる環境推薦）を新たに加え、募集人員のおおむね5％を定員枠として実施することになった。この基準による推薦については、本人の申告に基づくこととし、プライバシー保護の立場から、中学校・高等学校においてその取り扱いを慎重に行うこととした。また、志願の公平を期するため、保護者の生活困窮の程度について、県立高等学校における授業料減免規定を参考に、次表のとおり規準を定めるとともに、この制度の周知のために、印刷物を作成し、県内すべての中学3年生に配布した。

「恵まれない環境」に該当する事由及び証する書類

推薦入学における「恵まれない環境」とは、保護者が次表の事由のいずれかに該当する場合をいう。

また、それぞれの事由を証する書類は「証する書類」欄のとおりとする。

⑫ 環境推薦該当事由一覧

事　　由	証　す　る　書　類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	(1) 福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証する書類又は既に発行されたもので現に保護を受けていることが立証できる場合はその写。
(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付していない者	(2) 税務署長が発行する納税証明書又は源泉徴収票。
(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者	(3) 福祉事務所長等が発行する要保護者であることを証する書類。
(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者若しくは納付する市町村民税所得割の額が年額、5,000円以下の者	(4) 市町村長が発行する非課税証明者若しくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書の写。
(5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている者	(5) 社会保険事務所長が発行する保険料の免除を証する書類。ただし、国民年金手帳の写で保険料の免除を立証できる場合はその写。
(6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者	(6) 県知事が発行する児童扶養手当認定通知書の写。ただし、児童扶養手当証書又は児童扶養手当受給者名簿等の写で当該手当の支給を受けていることが立証できるときはその写。
(7) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている者（現在、要保護、準要保護に該当している者）	(7) 市町村教育委員会若しくは学校長が発行する就学援助を受けていることを証する書類。

なお、以上の7項目については、保護者がある場合の事項であるが、養護施設や里親のもとにいる者が少数ながらあることにかんがみ、平成2年度推薦入学から、次の一項目を加えることとなった。

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定されているもののうち、養護に欠ける児童として措置されている者	(8) 児童相談所長若しくは児童福祉施設長が発行する措置されていることを証する書類。

(5) 平成元年度における推薦入学実施結果

Ⅰ 調査対象　　公立中学校　405校　　公立高等学校　167校、4分校

Ⅱ 調査日時　　平成元年4月6日

Ⅲ 調査結果の概要

⑬ 三 者 会 議

(1) 設置の経緯

昭和62年度に入って、愛知県私学協会から、県総務部を通じて、県教育委員会に対して、公立高等学校の新入試制度は、本県の私立高等学校にとって死活問題であるとの認識に立って、「制度に基本的に反対、昭和64年春実施の延期、公立高等学校の推薦入学制度廃止」を基本的立場として、次の6点の要望が出された。

ア　公・私の収容比率「おおむね2：1」は、減少期にも守られたい。

イ　推薦入学について、少なくとも普通科においては廃止されたい。

ウ　新入試制度の実施年度を64年春とせず、延期されたい。

エ　受験競争が激化することが予想されるが、その解決策を示されたい。

オ　中学校教育の充実等、配慮事項7項目の条件整備を具体化されたい。

カ　低所得者層の子弟を公立高校が優先的に入学させる方策を講じられたい。

これをうけて、県教育委員会は、県総務部と協議を行った結果、県総務部、私学協会及び県教育委員会によるいわゆる「三者会議」を設置し、要望を中心に協議を行うこととなった。

(2) 会議の開催

ア　本会議　4回　第1回　62年11月25日　第2回　62年12月　4日

第3回　62年12月14日　第4回　63年　1月　7日、8日

イ　予備会議　7回

(3) 会議の結果

三者会議は、昭和63年1月8日、県議会議長の斡旋を得て、次のような合意事項を、「会議の結果」として発表した。

複合選抜制度に関する三者会議の結果について

昭和63年1月8日

愛知県公立高等学校の入学者複合選抜制度の実施について、愛知県教育委員会、愛知県私学協会、愛知県総務部の三者による会議を予備会議7回、本会議を4回開催し、検討してきたが、事態収拾のため、私学協会は愛知県議会議長の斡旋を受入れた。その後の三者会議の結果は次のとおりである。

1　実施時期について

県教育委員会は昭和64年実施を目途としており、私学協会は昭和64年実施の計画を1年延長し、昭和65年実施を強く要請したところである。

しかしながら、次の2から6までの項目についてお互いに尊重し、実施時期については、早期に県教育委員会が決定することが望ましいとの県議会議長の斡旋を踏まえ、また、実施時期の決定をこれ以上引きのばすことは、受験生や父母をはじめ県民の不安をまねき、本県の中学校・高

等学校教育の振興に支障を及ぼすことなどが憂慮されるため、県教育委員会が決定することとなった。

2　学費の支払いが困窮すると思われる者に対する特別措置については、公立高等学校において特別推薦入学枠等を定める方向で検討する。

3　公私の格差是正について

(1)　中学校の進路指導については、今後とも適正化に向けて配慮する。

(2)　父母負担の格差是正については、昭和56年9月の愛知県高等学校教育研究協議会議（高研協）報告の付帯事項を尊重し、学校に対する経常費補助金と父母に対する授業料軽減補助など私学助成の充実に今後もより一層努力する。

4　急減期における公私の生徒の受け入れについては、「全県でおおむね公2、私1の比率」の原則を守り、将来的展望に立って、それに付随する問題点を双方充分協議し、適切に対処する。

5　公立高等学校普通科の推薦入試については、推入の枠、合否判定基準、学校群への拡大について、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（入選協）において検討する。

6　複合選抜制度を実施した結果において、本県公私立の学校教育に支障を来たした場合は、改善に向けて検討する。

以上の問題の具体的方策について、公私協議をすすめる機関として、現在の三者会議を継続するものとする。

なお、お互いの立場を尊重し、公私の連携を深め、公私協調の体制でもって本県高等学校教育の振興に努めることを確認した。

---

(4)　昭和63年度における会議

三者会議は、昭和63年度においても、推薦入学、学費支払い困窮者への特別措置、中学校の進路指導及び私学助成等について協議が行われた。

本会議は、昭和63年7月1日、7月4日、7月8日、9月29日の4回開催された。予備会議は7回であった。

⑭ 入学者選抜制度の改正　複合選抜方式の決定

5　新入試制度の大綱及び群・グループ分け

昭和６３年１月１２日に、県教育委員会は、それまでにすすめてきた諸準備の進捗状況や名古屋市教育委員会及び愛知県小中学校長会、愛知県公立高等学校長会をはじめ教育関係者との調整並びにシミュレーションの実施結果等を踏まえ、更に、三者会議における合意をうけて、新入試制度の６４年春の実施を決めるとともに、入学者選抜制度の大綱及び群・グループ所属校を決定し、同日公表した。

全文は、次のとおりである。

Ⅰ　愛知県公立高等学校全日制課程入学者選抜制度の改正について（63. 1. 12 教育委員会）

1　改正の理由

現行の公立高等学校入学者選抜制度においては受験機会が１度であるため、受験者の個性・能力等を生かした主体的な進路選択が行われ難いという状況がみられる。

また、現行の入学者選抜方法について、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指す中学校教育の成果を十分評価するように改める必要があるとの指摘がある。

さらに、現行の学校群制度については、学校選択の自由が認められない不満があり、群間格差の拡大という問題も生じている。

このような実情を是正し、中・高等学校教育の本来の目的を達成するため、総合的な施策が必要である。

この施策の一環として、公立高等学校入学者選抜制度を改正し、推薦入学と入学検査を併用した複合選抜方式による新しい入学者選抜を次のように実施する。

2　改正の基本方針

(1) 現行の通学区域の長所を生かし、公立高等学校への受験機会を拡大するとともに、志願する高等学校を自由に選択できるようにする。

(2) 入学者選抜にあたっては、選抜尺度の多角化を図り、学力に偏せず、個性の優れた面を積極的に評価できるようにする。

(3) 中・高等学校教育の充実に関する総合的な施策の一環として改正する。

(4) 改正後、適当な期間を置いて検討を加え改善を図る。

3　新入試制度（複合選抜方式）の概要

(1) 趣　旨

ア　受験機会の複数化

イ　学校選択の自由の拡大（学校群制度の廃止）

ウ　人物評価の多角化（選抜尺度の多元化）

(2) 複合選抜方式

推薦入学と、二つに分けた学校グループにおける実施期日をずらした入学検査による選抜とを複合選抜と総称する。

ア　通学区域は現行どおりとする。

イ　推薦入学は原則としてすべての高等学校で実施する。

ウ　入学検査は、学力検査、面接、中学校長から提出された資料により合否判定を行う。

エ　普通科は、学区内を二つの群に分け、群をさらにA、Bグループに分ける。

オ　専門学科は、県内のすべての高等学校をA、Bグループに分ける。

なお、群及びA、Bグループ分けは、別紙Ⅰのとおりとする。

カ　志願者は、A、Bグループのいずれか一方または双方の学校（普通科については、同一群内）へ出願し、受験することができる。

キ　志願変更は、第1志望、第2志望のいずれか1校に限り認める。

ク　入学検査はAグループを先に、Bグループを後にし別の期日に行う。

ケ　複数の学科設置校は、いずれの学科も同一期日に入学検査を実施する。

コ　第１志望校、第２志望校とも合格圏内にあるときは、第１志望校を合格校とする。この結果、欠員の生じた場合は、当該校を志望校とした受験者の中から、繰り上げて合格者を決定する。

サ　合格者の発表は、Ａ、Ｂグループ同一期日に行う。

シ　合格者の発表後、入学意志のない者は入学辞退書を、定められた期日までに当該高等学校長へ提出する。

ス　入学予定者が募集人員に満たない高等学校については、第２次入学検査を行う。

セ　第２次入学検査に出願することができる者は、本県の国公私立いずれかの高等学校を受験し、いずれの高等学校にも合格しなかった者とする。

ソ　第２次入学検査については、群及びグループにかかわりなく、学区内のすべての高等学校（専門学科は県内全域）に出願できるものとする。

その際、志願変更を認める。

(3)　昭和６４年度第１学年入学者選抜から実施し、現行の学校群制度は廃止する。

Ⅰ　群及びグループ分け

普通科				
	尾張学区		三河学区	
	尾張第１群	尾張第２群	三河第１群	三河第２群
Ａグループ	旭丘、惟信、熱田、瀬戸北、春日井、豊明、日進西、一宮北、津島、江南木曽川、尾西、小牧南、丹羽、半田東、常滑北、知多東、緑、名東 （１９校）	明和、松蔭、昭和、名古屋南、瀬戸、春日井西、高蔵寺、長久手、一宮、一宮南、津島北、犬山、稲沢東、新川、蟹江、横須賀、大府、内海（分校を含む）向陽、山田 （２０校）	岡崎、豊田東、衣台、豊田南、西尾東、知立、一色、三好、加茂丘、豊橋東、蒲郡東、成章（分校を含む） （１２校）	岡崎西、刈谷、豊田、松平、安城、高浜、豊丘、豊橋西、国府、新城東、田口（分校を含む）鳳来寺 （１２校）
Ｂグループ	名古屋西、中村、守山、鳴海、天白、瀬戸西、春日井東、東郷、一宮西、犬山南、尾北、小牧祖父江、美和、半田知多、東浦、菊里、富田 （１９校）	瑞陵、千種、南陽、春日井南、旭野、日進、一宮興道、津島東、平和、岩倉、西春、五条、海南、東海南、大府東、阿久比、武豊、桜台、名市北 （１９校）	岡崎東、岩津、刈谷北、豊田西、豊野、安城南、吉良、豊橋南、蒲郡、御津、福江 （１１校）	岡崎北、碧南、豊田北、安城東、西尾、知立東、幸田、足助、時習館、本郷、作手、小坂井 （１２校）
計	（３８校）	（３９校）	（２３校）	（２４校）

学科別	専門学科	
	県内全域	
農業	佐屋、半田農、安城農林、田口、渥美農 （5校）	Aグループ
工業	東山工、名南工、春日井工、一宮工、起工、常滑、碧南工、豊田工、豊橋工 名市工芸 （10校）	
商業	愛知商、緑丘商、津島北、犬山、木曽川、半田商、岡崎商、知立、国府、成章 西陵商、若宮商 （12校）	
家庭	一宮、佐屋、常滑、大府、松平、安城、高浜、一色、豊丘、田口、鳳来寺 成章 （12校）	
その他	旭丘（美術）、明和（音楽）、桃陵（看護）、三好（体育） 名東（英語） （5校）	
農業	稲沢、猿投農林、西尾実業、新城、作手 （5校）	Bグループ
工業	愛知工、瀬戸窯業、小牧工、佐織工、半田工、岡崎工、刈谷工、西尾実業 豊川工、名市工業 （10校）	
商業	中川商、瀬戸窯業、春日井商、一宮商、古知野、岩倉、東海商、碧南、豊橋商 蒲郡、新城、名古屋商 （12校）	
家庭	瑞陵、古知野、祖父江、岩津、吉良、幸田、足助、豊橋南、本郷、宝陵、福江 桜台 （12校）	
その他	千種（国際教養）、三谷水産（水産）、宝陵（看護）、菊里（音楽） （4校）	
計	Aグループ（44校） Bグループ（43校）	

なお、この公表と同時に、16項目からなる一問一答集「新入試制度 Q and A」が発表され、中学校・高等学校へ送付された。

県教育委員会委員長は、同日、次のような談話を発表した。

（教育委員長談話）

---

⑮ 愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改正について（昭和63年1月12日）

愛知県教育委員会委員長 藤岡太郎

本日、愛知県教育委員会は、現行の公立高等学校入学者選抜制度を改正し、複合選抜方式による入学者選抜を昭和64年度第1学年入学者選抜から実施することを決定いたしました。

本県の入学者選抜制度については、学校群制度の導入を図るなど逐次改善を加えてまいりましたが、近年、受験者の個性・能力等を生かした主体的な進路選択ができるよう受験機会を拡大するこ

と、学力に偏りがちな選抜方法を改めて生徒の個性の優れた面を積極的に評価するよう選抜尺度を多角化すること、学校選択の自由を拡大すること等の要請が高まってまいりました。

このような要請を受けて、愛知県教育委員会は、本県公立高等学校入学者選抜制度のあり方について、愛知県中等教育問題研究協議会にご検討をお願いいたしました。同協議会は、昭和59年6月12日以来、入学者選抜制度に関するアンケート調査の結果をはじめとする県民の皆様のご意向を踏まえて、大所高所から慎重な審議を重ねられ、昭和61年4月19日に「愛知県公立高等学校入学者選抜制度等の改善について」を答申としてまとめられたのであります。

県教育委員会は、この答申をいただいて以来、中学校、高等学校をはじめとする教育関係者、市町村教育委員会、私学関係者及び教育関係諸団体等のご意見を伺いながら慎重に準備をすすめ、ここに、受験機会の複数化、選抜尺度の多角化、学校選択の自由の拡大をその趣旨とする新しい入学者選抜制度を昭和64年度第1学年入学者選抜から導入することを決定した次第であります。

申すまでもなく、入学者選抜制度の改善は、中等教育の充実発展に資する総合的な施策の一環として行うものであります。

今後、新入試制度の趣旨の実現を目指して、中学校及び高等学校においては、教育内容の一層の充実を図り、本県教育の発展のために格段のご努力をお願いしたいと存じます。

新入試制度が円滑に実施され、その所期の目的が達成できますよう、教育関係者をはじめとして広く県民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いする次第であります。

昭和六十二年度の一般入試の平均倍率は一・〇四でした。新入試制度では、複数校が受験可能となるため、単純に考えると二倍近くになることが予想されます。しかし、この高倍率はあくまでも見かけ上のものであり、高校の定員枠や一人が一校しか合格しないことを考えれば、実質倍率は現行と同じ程度になるものと考えられます。

16　合格者の発表はどうなりますか。

合格者本人への通知は、現行どおり出身中学校長を通じて本人に通知します。なお、掲示による合格者の発表は、受験したそれぞれの高等学校で行う予定にしています。

17　第二次入学検査の受験資格はどうなっていますか。

本県の国公私立のいずれかの高等学校を受験し、いずれの高等学校にも合格しなかった者とします。したがって、合格辞退者や私立高校合格者は受験資格がないことになります。

18　面接は、どの学校でも実施するのですか。

面接は受験生の態度・目的意識等、選抜にあたっての総合判定のための資料を得るために実施します。

新入試制度では、すべての高等学校で面接を実施します。

なお、その具体的な実施内容、方法等については、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議において検討を加える予定です。

19　追検査は実施されますか。

現行の制度では、学力検査当日、突然の病気等で受験できなかった受験生に対して、所定の手続きを経た者は追検査が受けられるようになっています。

新入試制度においても、追検査を実施することにしています。

20　新入試制度が実施されたとき、定時制課程の入試はどのように行われますか。

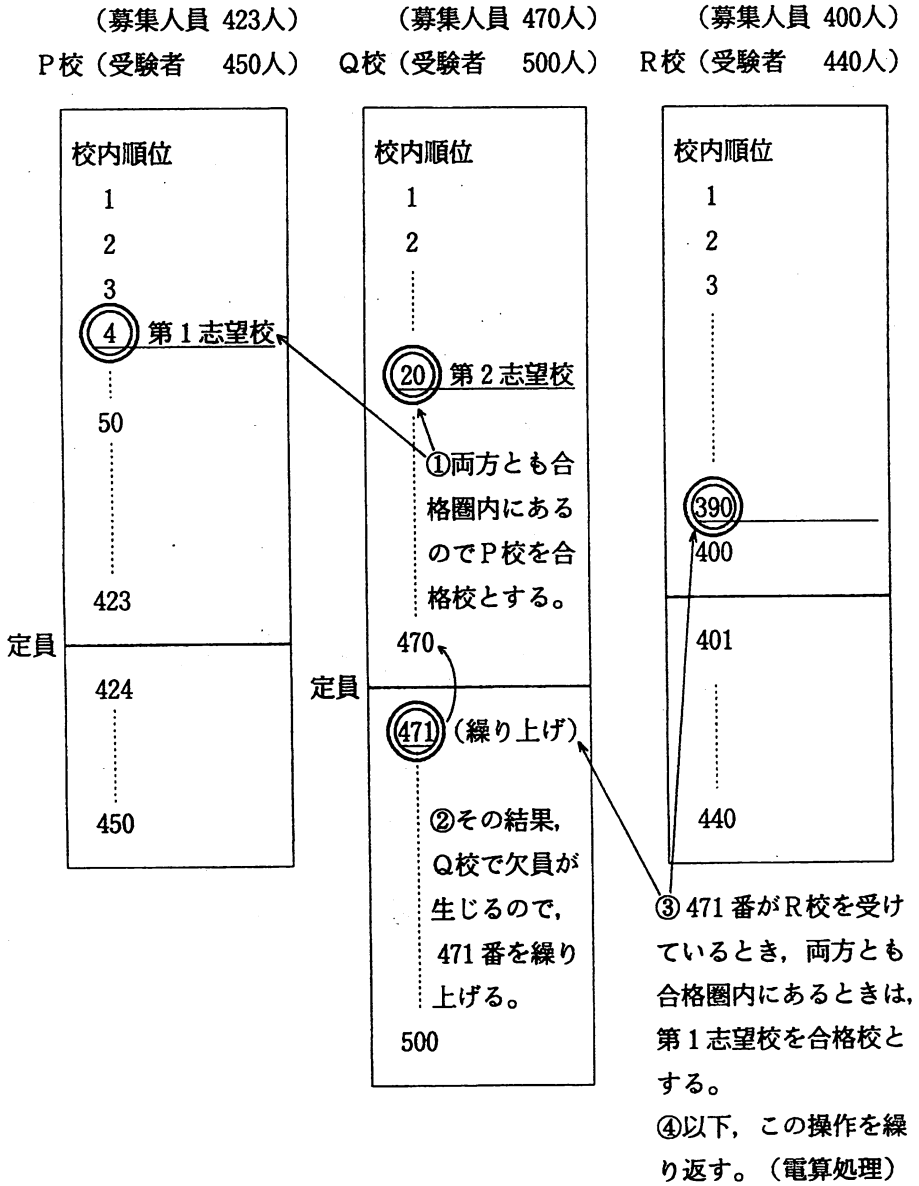
定時制課程の入試は、現行どおり、「教科A類」又は「教科B類」の学力検査を実施します。

出願から合格発表までの日程は、全日制課程の第二次入学検査の選抜日程にほぼ並行して行われる予定です。

図表6　電算処理のしくみ

電算処理のしくみについて

たとえば，ある生徒が尾張1群のAグループからP校を，BグループからQ校を受験した場合について考える。



図表5

（案）

第1志望校用

入　学　願　書

志願課程・学科	全日制課程　　科
志願学区・群・	学区　　群
グループ	グループ
※ 受検番号	

昭和　年　月　日

立　　高等学校長 殿

本人氏名

保護者氏名　㊞

貴校（　　分校）全日制課程　　科に入学を志願いたします。

本人	（ふりがな） 氏名	男 女（昭和　年　月　日生）
	出身中学校	中学校 昭和　年　月　日 卒業 卒業見込
	現住所	
保護者	氏名	本人との 続柄　（　）
	現住所	

受検番号	生徒番号	性別	志望順位	志願変更
			1	
*			*	*

（参考）第2志望

志願校・学科	高等学校　　科
志願学区・群・グループ	学区　　群 グループ

上記の記載事項に誤りはありません。

なお，調査書は　　月　　日に発送します。

昭和　年　月　日

出身中学校所在地　　（〒　　）

学校名・校長氏名　　印

切り取り線（高校で切り取る）

※ 受検番号　　番

入学願書提出校が県立高校である場合は，　　円分の愛知県収入証紙をはる。

切り取り線（出願時に切り取る）

第2志望校用

入　学　願　書

志願課程・学科	全日制課程　　科
志願学区・群・	学区　　群
グループ	グループ
※ 受検番号	

昭和　年　月　日

立　　高等学校長 殿

本人氏名

保護者氏名　㊞

貴校（　　分校）全日制課程　　科に入学を志願いたします。

本人	（ふりがな） 氏名	男 女（昭和　年　月　日生）
	出身中学校	中学校 昭和　年　月　日 卒業 卒業見込
	現住所	
保護者	氏名	本人との 続柄　（　）
	現住所	

受検番号	生徒番号	性別	志望順位	志願変更
			2	
*			*	*

（参考）第1志望

志願校・学科	高等学校　　科
志願学区・群・グループ	学区　　群 グループ

上記の記載事項に誤りはありません。

なお，調査書は　　月　　日に発送します。

昭和　年　月　日

出身中学校所在地　　（〒　　）

学校名・校長氏名　　印

切り取り線（高校で切り取る）

※ 受検番号　　番

入学願書提出校が県立高校である場合は，　　円分の愛知県収入証紙をはる。

（数字）、出席番号の順に各々必ず二けたで記入します。

例えば、地区番号01、中学校番号05、クラス7組、出席番号28番の者は「0105072 8」となります。地区番号、中学校番号については、県教育委員会で指定します。

なお、一校のみ受験する場合は、第一志望校用の願書にのみ記入して提出します。

10　電算処理のしくみがわかりにくいので説明してください。

合格候補者の決定はコンピュータで処理することになります。そのしくみは、各高校が受験者に付ける校内順位のみをコンピュータに入れ、コンピュータが、第一志望校、第二志望校とも合格圏内にあるときは、第一志望校を合格校とし、第二志望校の合格候補者から除かれるため、次点者を繰り上げることになっています。

この操作を繰り返すことにより、各高校の合格候補者を決定します。この処理を模式図で示したものが24頁の図表6です。

11　電算処理によって合格候補者を決定することになっていますが、学力検査の得点をコンピュータに入れるのですか。

コンピュータに学力検査の得点や調査書の評定点を入れるわけではありません。コンピュータに入れるのは、当日の学力検査、調査書及び面接の結果等を総合的に判定して各高等学校がつけた校内順位だけです。したがって、校内順位の決定までは、現行どおり、採点も含めて各高等学校において処理することになっています。

12　校内順位をつけるとき、第一志望者が第二志望者より有利に扱われますか。

校内順位のつけ方は、先に述べたとおり総合的につけますが、その際、第一志望の人も第二志望の人も同じ条件で行いますので、志望順位による有利・不利はありません。

13　第一志望校、第二志望校ともに合格することがありますか。

第一志望校、第二志望校ともに合格圏内にあるときは、第一志望校だけが合格校となります。国公立大学入試で話題になったような一人の人が二校に合格したり、合格者を定員以上に発表したりすることはありません。

14　志願者数及び倍率の発表は、第一志望、第二志望別に行われますか。

志願者数・倍率は、ともに第一志望と第二志望を合わせた合計数・合計倍率を発表する予定です。

15　一人が二校受験できるため、競争率が高くなり、合格しにくくなりませんか。

第一志望校又は第二志望校いずれか一方の出願が無効となることがあります。誤った出願をしないように出願の組み合わせには特に注意が必要です。

6　志願変更の際、第一志望校と第二志望校を入れ替えることができますか。

志願変更は、第一志望、第二志望のいずれか一校（一学科）に限り認めることになっています。

第一志望と第二志望を入れ替えることは、二校（二学科）志願変更することになりますので認められません。

7　普通科と商業科が併置されているP高校の普通科から、同じP高校の商業科へ志願変更することができますか。

同じ高校であっても、複数の学科が併置されている高校では、志望順位を変えなければ志願変更が認められます。

したがって、同一高校の、例えば、普通科から商業科へ、あるいは機械科から電気科への志願変更が可能です。

8　いわゆる調整区域に居住する受験者の志願変更は、どのような扱いになりますか。

例えば、大府市に居住する受験生が知立高校（普通科）と刈谷北高校を選んで出願した場合、三河学区の普通科には志願変更可能な高校が見当たりません。この場合、志願変更はできないことになりますか。

調整区域に居住する受験生が、普通科二校を志願する場合、その組み合わせは特例として、同一群内だけでなく学区をまたがった別群の出願も認めています。

したがって、知立高校と刈谷北高校の場合、例えば知立高校を尾張1群又は尾張2群のAグループの高校へ志願変更することができます。

もう一つ例をあげて説明します。

高浜市に居住する受験生が高浜高校（普通科）と東浦高校に出願した後、東浦高校を他の学校へ志願変更したい場合、東浦高校の属する尾張1群Bグループ内には志願変更できる高校がありませんので、三河学区から選ぶことができます。その際は、高浜高校と同じ三河2群のBグループの中から選ぶことになります。

他の組み合わせの場合も、同様な考え方で志願変更することができます。

9　願書の形式は、現行とどのように変わりますか。

新入試制度における全日制課程の願書は、現在22・23頁の図表5のような様式を考えています。

二校受験する場合は、第一志望校用と第二志望校用の双方を作成します。電算処理をする関係上、生徒番号を記入します。この生徒番号は、地区番号、中学校番号、クラス番号

図表４　群及びグループ配置模式図

	普通科				専門学科
	尾張学区		三河学区		県内全域
	尾張１群	尾張２群	三河１群	三河２群	
Ａグループ	Ｐ校 （19校）	Ｒ校 （20校）	（12校）	（12校）	Ｔ校 （44校）
Ｂグループ	Ｑ校 （19校）	Ｓ校 （19校）	（11校）	（12校）	Ｕ校 （43校）

3　必ず二校受験しなければなりませんか。

もちろん、一校だけの受験も認められます。ただし、その学校の志望順位は第一志望とします。

4　同じ高校の普通科と専門学科をそれぞれ第一志望、第二志望として出願し、受験することができますか。

複数の学科がある高校は、いずれも同一期日に入学検査を行います。このため、同じ高校の普通科と専門学科を志望し、受験することはできません。

5　同じＡグループに所属する学校二校へ誤って出願してしまった場合、どんな取り扱いになりますか。

このような誤った出願が後でわかった場合、

図表３　調整区域居住生徒の受験（普通科を２校出願する場合）

居住地	学区	受験できる高等学校	受験例
大府市 豊明市 知多郡東浦町	尾張学区	尾張学区の高等学校の他 刈谷高等学校　刈谷北高等学校 知立高等学校	尾張学区Ａグループと三河１群Ｂグループの刈谷北高等学校 尾張学区Ｂグループと三河１群Ａグループの知立高等学校，三河２群Ａグループの刈谷高等学校 三河１群Ａグループの知立高等学校と三河１群Ｂグループの刈谷北高等学校
愛知郡東郷町	尾張学区	尾張学区の高等学校の他 豊田西高等学校　豊田東高等学校 衣台高等学校　三好高等学校	尾張学区Ａグループと三河１群Ｂグループの豊田西高等学校 尾張学区Ｂグループと三河１群Ａグループの豊田東，衣台，三好高等学校 三河１群Ａグループの豊田東，衣台，三好高等学校と三河１群Ｂグループの豊田西高等学校
刈谷市 知立市	三河学区	三河学区の高等学校の他 東浦高等学校　大府高等学校 豊明高等学校	三河学区Ａグループと尾張１群Ｂグループの東浦高等学校 三河学区Ｂグループと尾張２群Ａグループの大府高等学校，尾張１群Ａグループの豊明高等学校 尾張１群Ａグループの豊明高等学校と尾張１群Ｂグループの東浦高等学校
高浜市	三河学区	三河学区の高等学校の他 東浦高等学校	三河学区Ａグループと尾張１群Ｂグループの東浦高等学校
豊田市 西加茂郡三好町	三河学区	三河学区の高等学校の他 東郷高等学校	三河学区Ａグループと尾張１群Ｂグループの東郷高等学校
知多郡南知多町篠島 知多郡南知多町日間賀島	尾張学区	尾張，三河両学区に属する普通科からＡグループ，Ｂグループ１校ずつ選べる。 ただし，尾張学区から２校受験する場合及び三河学区から２校受験する場合は，１，２群にまたがって選んではならない。	尾張学区Ａグループと尾張学区Ｂグループからそれぞれ１校 尾張学区Ａグループと三河学区Ｂグループからそれぞれ１校 尾張学区Ｂグループと三河学区Ａグループからそれぞれ１校
幡豆郡一色町佐久島	三河学区		三河学区Ａグループと三河学区Ｂグループからそれぞれ１校

図表２　群及びグループ分け（案）

普通科				
	尾張学区		三河学区	
	尾張１群	尾張２群	三河１群	三河２群
Aグループ	旭丘，熱田，天白，瀬戸北，春日井，豊明，長久手，一宮北，一宮南，津島，江南，木曽川，尾西，稲沢東，常滑北，知多東，阿久比緑，名東 （19校，187学級）	明和，松蔭，昭和，名古屋南，瀬戸，春日井西，高蔵寺，日進西，一宮，津島北，犬山，小牧南，新川，丹羽，蟹江，横須賀，大府，内海（分校を含む）向陽，山田 （20校，185学級）	岡崎，豊田東，衣台，豊田南，西尾東，知立，一色，三好，加茂丘，豊橋東，蒲郡東，成章（分校を含む） （12校，93学級）	岡崎西，刈谷，豊田，松平，安城，高浜，豊丘，豊橋西，国府，新城東，田口（分校を含む），鳳来寺 （12校，89学級）
Bグループ	惟信，名古屋西，中村，守山，鳴海，春日井東，春日井南，東郷，一宮西，犬山南，尾北，小牧，祖父江，美和，半田，知多，東浦菊里，富田 （19校，189学級）	瑞陵，千種，南陽，瀬戸西，旭野，日進，一宮興道，津島東，平和，岩倉，西春，五条，海南，半田東，東海南，大府東，武豊桜台，名市北 （19校，182学級）	岡崎東，岩津，刈谷北，豊田西，豊野，安城南，吉良，豊橋南，蒲郡，御津，福江 （11校，92学級）	岡崎北，碧南，豊田北，安城東，西尾，知立東，幸田，足助，時習館，本郷，作手，小坂井 （12校，89学級）
計	（38校，376学級）	（39校，367学級）	（23校，185学級）	（24校，178学級）

（　）内は昭和62年度第１学年学校・学級数

学科別	専門学科 県内全域	
農業	佐屋，半田農，安城農，田口，渥美農 （５校，21学級）	Aグループ
工業	東山工，名南工，春日井工，一宮工，起工，常滑，碧南工，豊田工，豊橋工　名市工芸 （10校，81学級）	
商業	愛知商，緑丘商，春日井商，津島北，犬山，木曽川，半田商，岡崎商，知立，国府，成章　若宮商 （12校，75学級）	
家庭	一宮，佐屋，常滑，大府，松平，安城，高浜，一色，豊丘，田口，鳳来寺，成章 （12校，24学級）	
その他	旭丘（美術），明和（音楽），桃陵（看護），三好（体育）名東（英語） （５校，10学級）	
農業	稲沢，猿投農林，西尾実業，新城，作手 （５校，20学級）	Bグループ
工業	愛知工，瀬戸窯業，小牧工，佐織工，半田工，岡崎工，刈谷工，西尾実業，豊川工　名市工業 （10校，74学級）	
商業	中川商，瀬戸窯業，一宮商，古知野，岩倉，東海商，碧南，豊橋商，蒲郡，新城　西陵商，名古屋商 （12校，70学級）	
家庭	瑞陵，古知野，祖父江，岩津，吉良，幸田，足助，豊橋南，本郷，宝陵，福江　桜台 （12校，30学級）	
その他	千種（国際教養），三谷水産（水産），宝陵（看護）　菊里（音楽） （４校，８学級）	
計	Aグループ（44校，211学級）　Bグループ（43校，202学級）	

調査書の「学習の記録」が優秀である者と、運動、文化・芸術、奉仕活動等の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者とされています。また、農業及び水産に関する学科の志願者については、農業・水産業への就業希望者や後継者も推薦入学で選抜できる道もひらかれています。

なお、推薦入学合格者は、一般入試を受験することはできません。

Ⅲ　一般入試の出願から第二次入学検査までの留意点を中心に

1　二つの高等学校へ出願したいとき、志望校の組み合わせとして、どのような組み合わせがありますか。

まず、二校へ出願する場合には、あらかじめ第一志望校、第二志望校を決めておくことが必要です。

次に、実際に二校を選ぶ場合について、19頁の図表4の「群及びグループ配置模式図」によって説明します。

(1)　尾張1群のP校を第一志望校とした場合

①P校――Q校、②P校――U校の組み合わせが可能です。すなわち、普通科を二校選ぶ場合は同一群内において選び、一校を専門学科から選ぶ場合は別のグループから選ぶことになります。しかし、P校――S校、P校――R校、P校――T校のように、二つの群にまたがって出願したり、同一グループの二校へ出願することはできません。（調整区域の扱いについては、18頁参照）

(2)　専門学科のT校を第一志望校とした場合

①T校――U校、②T校――Q校、③T校――S校の組み合わせが可能です。しかし、T校――P校、T校――R校の組み合わせは認められません。

以上、普通科高校が尾張学区の場合を例にして説明しましたが、三河学区の場合も同じ考え方で選ぶことになります。

2　二校へ出願したとき、志願変更はどのように行えばいいのですか。

志願変更は、第一志望校、第二志望校のいずれか一校に限り認められます。

例えば、図表4において、第一志望校を尾張1群のP校、第二志望校を同じ群のQ校として出願し、第一志望校であるP校を志願変更したい場合は、P校が所属している尾張1群Aグループ内の高校、又は専門学科のAグループ内の高校のいずれかに変更することができます。その際、志願変更した高校はあくまでも第一志望校のままとします。

すなわち、一校に限り志願変更は認められますが、志望順位の変更は認められません。

したがって、第一志望校として出願したP校を志願変更したうえに、第二志望校として出願したQ校を第一志望校に変更することはできません。

また、二校とも専門学科に出願し、第一志望校であるT校を、尾張学区の普通科へ志願変更したい場合は、尾張1群AグループのP校又は尾張2群のAグループのR校へ、第一志望校として志願変更することができます。

調整区域とは、「愛知県公立高等学校の通学区域及び学校群に関する規則（昭和四十七年六月十四日・教育委員会規則七号）により定められた地域に居住する受験者が、普通科を志願する場合の通学区域上の特例措置です。該当する市・町は次のとおりです。

大府市、豊明市、知多郡東浦町、愛知郡東郷町、刈谷市、知立市、高浜市、豊田市、西加茂郡三好町、知多郡南知多町篠島、知多郡南知多町日間賀島、幡豆郡一色町佐久島

新入試制度においても通学区域は、調整区域を含めて現行どおりとしますので、調整区域からの出願、例えば、三河学区の豊田市及び三好町から尾張学区の東郷高校への出願は従来どおり認められます。

「群・グループ所属校」案に基づいて、調整区域から普通科二校に出願する場合の例を示すと、18頁の図表3のようになります。

6　新入試制度では、推薦入学を原則としてすべての高等学校で実施するとされていますが、推薦入学の趣旨としくみについて説明してください。

推薦入学制度は、本県においては昭和四十九年度入学者選抜から、農業、工業、水産の三学科で実施されましたが、その後、実施学科が拡大され、昭和六十三年春には、学校群関係校の普通科を除くすべての学校・学科において実施されます。

新入試制度発足の年には、原則としてすべての学校・学科において推薦入学が実施されることになっていますが、その具体的な実施方法については、今後、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議において、新入試制度の趣旨の一つである選抜尺度の多元化を生かす方向で検討されることになっています。

なお、以下に述べる現行の推薦入学の趣旨や方法も、当然、生かされることになります。

まず、推薦入学を実施する趣旨については、中等協の第一次答申に、次のように述べられています。

(1)　学力中心の選抜尺度に偏せず、人間評価の観点を多様化し、個性の優れた面を尊重する選抜方法を導入する。

(2)　推薦入学を実施することによって、受験機会の複数化を推進するとともに、入学志願者の負担軽減を図るなど、中学校教育のいっそうの充実に資する。

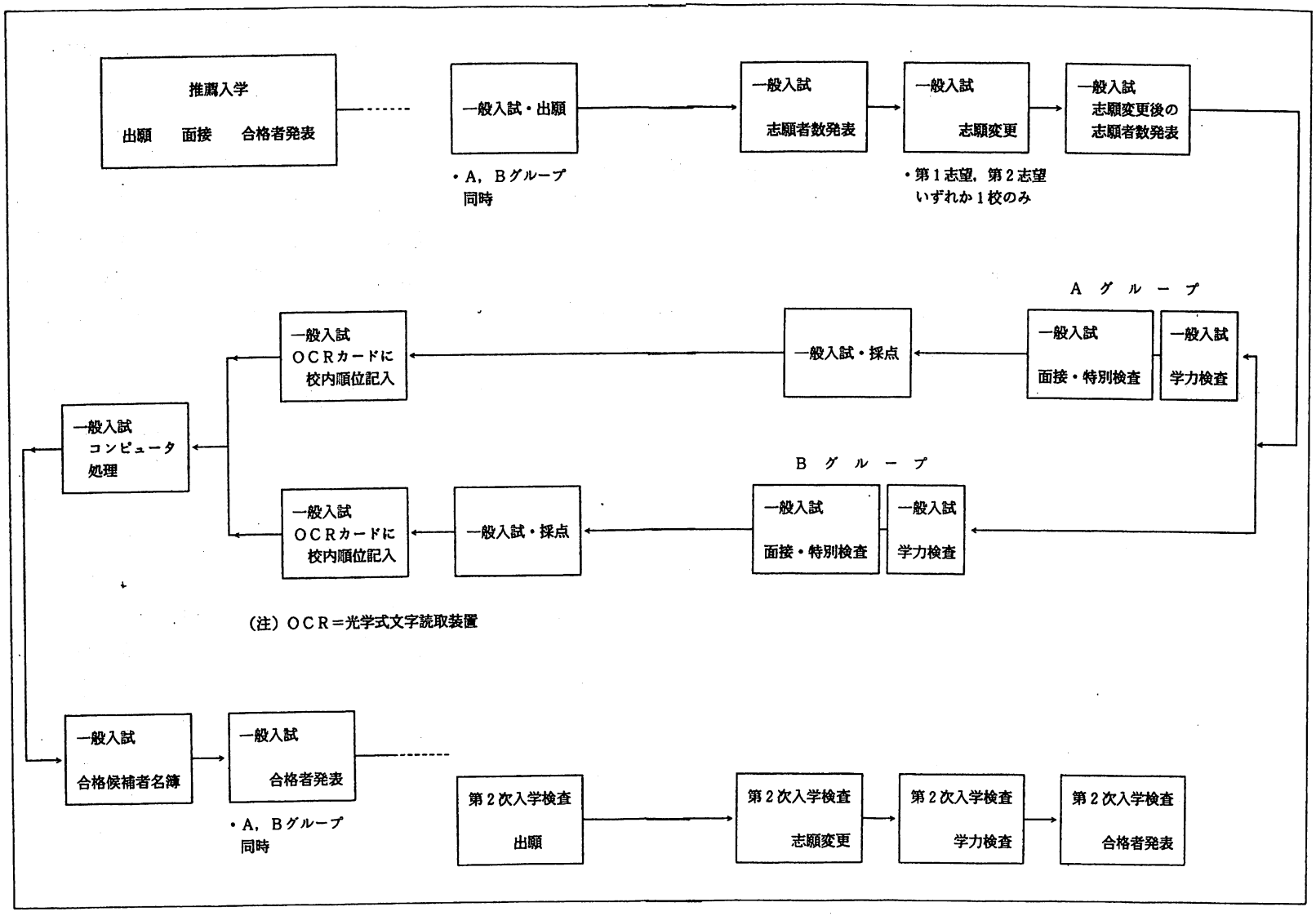
(3)　各高等学校の教育目標に合った入学者の増加を図る。これによって、各学校の活性化をすすめるとともに、それぞれの特色が発揮できるようにする。

次に、推薦入学に出願できる者は、人物及び学習成績が優れており、志望する学科への興味・関心が高く、志望する動機・理由・意志が明白・適切であることなどとなっています。

また、推薦入学志願者に対しては学力検査を行わず、推薦書等の中学校から提出された資料と面接の結果をもとに、総合的に合否の判定が行われます。ただし、音楽科・美術科については、特別検査（実技）を行い、合否判定の資料に加えられます。

更に、合否判定の際の選抜基準については、

図表１　新入試制度「推薦入学　　から第２次入学検査まで」（全日制課程）



(2) 入学検査

入学検査は、まずAグループの学力検査、面接、特別検査を行った後、Bグループの学力検査、面接、特別検査を行います。

(3) 合格者の決定

合格者の決定方法は、まず、各高等学校において学力検査の結果、面接の結果及び中学校から提出された資料（調査書）に基づき、総合的な評価を行い、全受験者について校内順位を決定します。

次に、各高等学校から報告を受けた県教育委員会は、各高等学校ごとに決定された校内順位をコンピュータに入れ、全校一斉に電算処理をします。

電算処理の内容は、各高等学校で決定された校内順位に基づき、各高等学校ごとに合格圏内（定員内）に入っている第一志望の受験者を合格候補者とし、その受験者が第二志望校では合格候補者とならないようにチェックします。すなわち、第一志望校、第二志望校ともに合格圏内にある受験者は、第一志望校への合格候補者とされ、同時に第二志望校の合格候補者からはずされます。すると、第二志望校では合格圏内の人数に欠員が生じることになりますので、この欠員の生じた人数分だけ、その高等学校の受験者の中から校内順位にしたがって繰り上げ、合格候補者を決定します。

最後は、各高等学校において、コンピュータから打ち出された合格候補者名簿に基づいて選抜会議が開かれ、合格者が決定されます。

なお、合格者発表の期日は、A、Bグループとも同じです。

4 新入試制度における群・グループ分けはどのような原則で行われましたか。
また、各群・グループへの所属校はどのようになっていますか。

県教育委員会は、昭和六十二年九月十二日に、群・グループ所属校の事務局案を発表しましたが、この案をまとめるにあたっては、次の七項目を基本原則としました。

(1) 募集人員総数が、普通科にあっては群及びグループごとに、専門学科にあってはグループごとに、ほぼ同数となるようにする。

(2) 大規模校と小規模校が特定の群及びグループに偏らないようにする。

(3) 専門学科については、特定の学科が特定のグループに偏らないようにする。

(4) 学校及び学科数の地域的な均衡に配慮する。

(5) 普通科高校については、大学進学者数の多少と就職者数の多少とに配慮する。

(6) いわゆる伝統校と新設校が群及びグループごとに、ほぼ同数となるようにする。

(7) 現行の学校群に所属する学校が特定の群及びグループに偏らないようにする。

次に、群及びA、Bグループ所属校の事務局案を一覧表にすると、16・17頁の図表2のようになります。

5 新入試制度においては、いわゆる調整区域の扱いはどのようになりますか。

(4) 普通科は、学区内を二つの群に分け、群をさらにA、Bグループに分ける。

(5) 志願者は、A、Bグループのいずれか一方又は双方の学校（普通科については同一群内）へ出願し、受験することができる。

(6) 志願変更は、第一志望、第二志望のいずれか一校に限り認める。

(7) 入学検査はAグループを先に、Bグループを後にし、別の期日に行う。

(8) 複数の学科設置校は、いずれの学科も同一期日に入学検査を実施する。

(9) 第一志望校、第二志望校とも合格圏内にあるときは、第一志望校を合格校とする。この結果、欠員の生じた場合は、当該校を志望校とした受験者の中から、繰り上げて合格者を決定する。（電算処理）

(10) 合格者の発表は、A、Bグループ同一期日に行う。

(11) 合格者の発表後、入学意志のない者は入学辞退書を定められた期日までに当該高等学校長へ提出する。

(12) 入学予定者が募集人員に満たない高等学校については、第二次入学検査を行う。

(13) 第二次入学検査に出願することができる者は、本県の国公私立いずれかの高等学校を受験し、いずれの高等学校にも合格しなかった者とする。

(14) 第二次入学検査については、群及びグループにかかわりなく、学区内のすべての高等学校（専門学科は県内全域）に出願できるものとする。

その際、志願変更を認める。

2 新入試制度における推薦入学から第二次入学検査までを、順を追って、わかりやすく示してください。

新入試制度における推薦入学から第二次入学検査までの概要を、受験機会が複数化される一般入試を中心に図表で示すと、12・13頁のようになります。（図表1）

3 新入試制度における一般入試のしくみの要点について説明してください。

一般入試（入学検査という）は、二つの学校を受験することができます。もちろん、一校だけの受験でもかまいません。そのしくみは次のとおりです。

(1) 出願

通学区域（学区）は、現行どおりで、普通科は尾張、三河の二つの学区であり、専門学科は全県一学区となっています。なお、調整区域についても現行どおりです。

出願にあたっては、普通科二校へ出願する場合は、学区内の同じ群のA、B各グループから一校ずつ選択し、第一志望校、第二志望校を決めて入学願書を提出します。専門学科二校へ出願する場合は、A、B各グループから一校ずつ選択します。また、普通科と専門学科を組み合わせた二校への出願もできます。

次に、願書締め切り後の志願変更は、第一志望校、第二志望校のいずれか一校に限り認められますが、志望順位を変えることは認められません。

なお、願書受付け開始日と締め切り日は、A、Bグループとも同じ日となります。

等協は慎重に研究・検討を行い、昭和六十一年四月十九日に、「推薦入学と受験機会の複数化を骨子とする複合選抜方式による新しい入学者選抜制度を実施することが望ましい」旨の答申を行いました。（資料二参照）

その際、答申に盛り込まれた配慮事項に留意しつつ、昭和六十四年春の実施を目途に条件整備をすすめることとされました。

2　新入試制度は、どのような趣旨に基づいた入試改革ですか。

複合選抜方式による新入試制度は、「受験機会の複数化」、「学校選択の自由の拡大」及び「選抜尺度の多元化」をその趣旨としていますが、この入試改革案がまとめられた背景には、先に述べたアンケート調査結果に見られるような、現行の公立高校の入試に関する要望に対しての配慮がされています。

その第一は、公立高校の受験機会は一回しかなく、そのために受験生の心理として「入りたい高校より入れる高校へ」という、いわゆる安全志向が働くことへの配慮として、新入試制度では公立高校をもう一校チャレンジできるようになっています。

その第二は、現行の学校群制度は昭和四十八年度から学校間格差の縮小等を目的として実施されてきました。しかし、十年余を経た現在では、新たに群間格差が生じているという問題点が指摘されたり、学校選択の自由を認めてほしいなどの希望が出されるようになってきました。新入試制度では現行の学校群制度を廃止して、学校を自由に選べるようになっています。

その第三は、従来の高校入試がともすれば学力に偏りがちで、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指す中学校教育の成果を十分に評価していないのではないかという指摘があります。この指摘に対して、公立高等学校では、昭和六十一年春から普通科二十六校においても推薦入学を実施するとともに、推薦基準を改め、学力だけでなく、運動、文化・芸術、奉仕活動等の分野における実績等を評価できるようにいたしました。

新入試制度では、推薦入学を原則としてすべての高等学校で実施するとともに、一般入試においても個性の優れた面を積極的に評価することとし、全校での面接の実施や調査書の記載内容の重視等、選抜尺度を多元化することとしています。

Ⅱ　新入試制度の内容

1　新入試制度の概要について説明してください。

新入試制度は、推薦入学と、二つに分けた学校グループにおける実施期日をずらした入学検査による選抜とを骨格とするもので、全体を複合選抜方式と称します。その概要は次のとおりです。

(1)　通学区域は現行どおりとする。

(2)　推薦入学は原則としてすべての高等学校で実施する。

(3)　入学検査は、学力検査、面接、中学校長から提出された資料により合否判定を行う。

はじめに

愛知県公立高等学校（全日制課程）の入学者選抜制度については、昭和六十一年四月十九日の「愛知県中等教育問題研究協議会」の第三次答申において複合選抜方式が提言され、これをうけて県教育委員会を中心に研究・検討をすすめ、去る九月十二日に、群及びA・Bグループの所属校の案を発表しました。

答申が出されてから一年半の間に、この制度の内容やシステムなどについて、いろいろなご質問をいただきましたので、この機会にそれらを整理し、制度の概要とともに一問一答の形にまとめました。

I　新入試制度の経緯と趣旨

1　複合選抜方式による新入試制度は、どのような経緯でまとめられたものですか。

高等学校への進学率の上昇に伴い、各高等学校においては、生徒一人ひとりの個性や資質に応じた教育が行えるよう、教育内容を多様化することが重要な課題となっています。

そのため、各高等学校の特色づくりをよりいっそう推進するとともに、入学者選抜においても選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化を図る必要があります。

このことに関連して、昭和五十九年七月二十日に、文部省初等中等教育局長から「公立高等学校の入学者選抜について」の通知が出されました。（資料一参照）

その内容は、「受験機会の複数化」、「推薦入学の実施」、「調査書の活用」、「傾斜配点の導入」など十二項目にわたっています。この通知によって、今後、公立高等学校入学者選抜において、各学校・学科の特色に応じて多様な方法による選抜が行えるようにすること、受験機会の複数化など選抜制度のあり方について新たな工夫・改善を加えることが求められることになりました。

また、本県においては、昭和五十九年六月以来、愛知県中等教育問題研究協議会（会長飯島宗一名古屋大学長、委員十六人、以下「中等協」）において、「新しい時代の学校教育のあり方」を研究主題に、本県中等教育の諸問題について、さまざまな角度から検討がなされ、その一環として高等学校入学者選抜制度についても研究・協議が行われました。

特に入学者選抜制度のあり方については、中等協の審議に先立って、昭和六十年八月に「高校教育・入試制度について」のアンケート調査（対象者数・六千四百六十五人）を、県教育委員会において実施しました。調査項目のうち、入試に関するものについては次のような結果を得ました。

① 入学者選抜方法については、「学習成績だけでなく総合的に評価する」ことに、八十五・二㌫が賛成。

② 現行の学校群制度については、七十三・三㌫が「見直す」ことに賛成。

③ 受験機会の複数化については、「入試の実施期日を別々の日にする」という意見を中心に大多数が賛成。

このアンケート調査の結果を踏まえて、中

【愛知県教委編『教育愛知』87年11月号】

特集

⑯ 複合選抜方式による ―一問一答を

験することができますか。

5 同じAグループに所属する学校二校へ誤って出願してしまった場合、どんな取り扱いになりますか。

6 志願変更の際、第一志望校と第二志望校を入れ替えることができますか。

7 普通科と商業科が併置されているP高校の普通科から、同じP高校の商業科へ志願変更することができますか。

8 いわゆる調整区域に居住する受験者の志願変更は、どのような扱いになりますか。

9 願書の形式は、現行とどのように変わりますか。

10 電算処理のしくみがわかりにくいので説明してください。

11 電算処理によって合格候補者を決定することになっていますが、学力検査の得点をコンピュータに入れるのですか。

12 校内順位をつけるとき、第一志望者が第二志望者より有利に扱われますか。

13 第一志望校、第二志望校ともに合格することがありますか。

14 志願者数及び倍率の発表は、第一志望、第二志望別に行われますか。

15 一人が二校受験できるため、競争率が高くなり、合格しにくくなりませんか。

16 合格者の発表はどうなりますか。

17 第二次入学検査の受験資格はどうなっていますか。

18 面接は、どの学校でも実施するのですか。

19 追検査は実施されますか。

20 新入試制度が実施されたとき、定時制課程の入試はどのように行われますか。

〈参考資料〉

一 文部省初等中等教育局長通知
（59・7・20）
「公立高等学校の入学者選抜について」

二 愛知県中等教育問題研究協議会第三次答申
（61・4・19）
「愛知県公立高等学校入学者選抜制度等の改善について」

新しい高校入試制度(案)
中心に―

県教委・高等学校教育課

目次

はじめに

Ⅰ 新入試制度の経緯と趣旨

1 複合選抜方式による新入試制度は、どのような経緯でまとめられたものですか。

2 新入試制度は、どのような趣旨に基づいた入試改革ですか。

Ⅱ 新入試制度の内容

1 新入試制度の概要について説明してください。

2 新入試制度における推薦入学から第二次入学検査までを、順を追って、わかりやすく示してください。

3 新入試制度における一般入試のしくみの要点について説明してください。

4 新入試制度における群・グループ分けはどのような原則で行われましたか。また、各群・グループへの所属校はどのようになっていますか。

5 新入試制度においては、いわゆる調整区域の扱いはどのようになりますか。

6 新入試制度では、推薦入学を原則としてすべての高等学校で実施するとされていますが、推薦入学の趣旨としくみについて説明してください。

Ⅲ 一般入試の出願から第二次入学検査までの留意点を中心に

1 二つの高等学校へ出願したいとき、志望校の組み合わせとして、どのような組み合わせがありますか。

2 二校へ出願したとき、志願変更はどのように行えばいいのですか。

3 必ず二校受験しなければなりませんか。

4 同じ高校の普通科と専門学科をそれぞれ第一志望、第二志望として出願し、受

⑰

4　配慮事項への対処

中等協第３次答申に示された「入学者選抜制度改善にあたっての配慮事項」については、答申直後から、その対処方法について検討が行われた。主として、中等協の人物評価調査研究委員会及び進路指導調査研究委員会、義務教育問題研究協議会、中高連絡会、推薦入学改善方法検討会議等において検討が重ねられ、昭和６３年８月までに、次のような基本的な方向が示された。これを踏まえて、新入試制度の実施にあたっては、配慮事項の趣旨を実現するため、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会はもとより、中学校、高等学校をはじめ県内教育関係者の連携・協力のもとに努力が続けられた。

（配慮事項への対処）

(1)　受験競争激化の防止

受験競争激化を防止するためには、学力に偏りがちな選抜方式を改めるとともに、著しい学校間格差が生じないようにすることが肝要である。

そのため、新入試制度では、

① 選抜尺度を多角化し、個性の優れた面を積極的に評価することとし、推薦入学のみならず一般入試においても面接を実施するとともに調査書の記載内容を重視する。

② 学校間格差の復活を防止するとともに受験生が特定の学校に集中することがないようにするため、普通科設置校については、学区内で２群に分散し、それを更に２グループに分割するとともに、各群・グループの均等・均質化に努めた。

(2)　学校間格差の復活防止

現行の学校群制度導入前にみられたような著しい学校間格差の復活を防止するために、群・グループ所属校の県教委案をまとめるにあたっては、次の７項目の基本原則に則り、群グループの均等・均質化に努めた。

① 募集人員総数を群・グループごとにほぼ同数とする。

② 大規模校と小規模校が、特定の群・グループに偏らない。

③ 特定の学科が、特定のグループに偏らない。

④ 学校及び学科の地域的な均衡に配慮する。

⑤ 大学進学者数や就職者数が多いか少ないかに配慮する。

⑥ いわゆる伝統校と新設校を群・グループでほぼ同数とする。

⑦ 現行の学校群所属校が、特定の群・グループに偏らないようにする。

(3) 学力水準の向上

新入試制度へ移行しても、これまでと同じように県民の信託にこたえうる公立高校でなければならないのは当然のことである。その基盤として必要なことは、学ぶ生徒が意欲的な学校生活を送ることである。新入試制度では、学校群制度の廃止と２校受験の仕組みをとおして学校選択の自由を拡大することにより学校への帰属意識を高めることが、意欲的な高校生活を送らせることになる。

(4) 中学校教育の充実

① 選抜尺度を多角化し、個性の優れた面を積極的に評価する新入試制度は、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指す中学校教育の充実に資するものである。

② 中学３年生の３学期における教育活動の充実については、公私がともに適切な選抜日程を組むことが肝要である。この点については、義務教育問題研究協議会において、中学校３年間の進路指導のあり方や３学期の学校行事のあり方について検討し、答申を受けた。また、昭和63年度から２５学級以上の大規模な中学校107校に専任の進路指導主事を配置するとともに、「進路指導の手引」を新たに作成し、中学校教育の充実に努めている。

(5) 公私連携の推進

昭和６２年１１月２５日以来、私学協会、県総務部及び県教育委員会の三者で会議を重ね、昭和６３年１月８日に、６項目の合意を得た。

三者会議の合意項目の具体化にあたっては、公私の連携を推進する機関として三者会議を継続することとしている。また、合意項目のうち、教育委員会にかかる内容については、入選協に諮問しており、７月１５日に答申を得た。

(6) 中高連携の推進

推薦入学の実施校が拡大されるのに伴い、その適切な実施に向けて、中高連携は積極的に行われている。今後、新入試制度の実施を控え、中・高校長会を中心とした連携がさらにすすむことになっている。

(7) 推薦入学実施方法の改善

普通科における推薦入学については、今春の入学者選抜において、99校４分校に拡大するとともに、推薦入学に関する実態調査を継続的に行い、推薦入学の趣旨に沿った実施に努めている。また、来春以降の推薦入学については、７月１５日の入選協の答申をうけて、すべての高等学校・学科で実施することとした。なお、普通科の推薦入学定員枠を縮小するとともに、学力に偏らない選抜基準を設定することとした。

⑱

愛知県高等学校教育研究協議会議報告

（平成３年１０月３０日知事に報告）

【原資料】

本協議会議は、中学卒業生の急減期における高等学校への生徒受け入れについて協議した結果、次のように取りまとめましたので報告します。

（まとめ）

本県の中学校卒業者数は、昭和６３年3月卒業生の１１６，４５０人をピークに年々減少し、平成１０年には８０，０００人程度と約３６，０００人の減少（約３１．３%減）が見込まれ、特にここ数年間はその傾向が顕著となる見込みである。また、後期中等教育を担う高等学校を始め専修学校高等課程等においては、能力、適性、進路、関心等の極めて多様な生徒を受け入れ、２１世紀を担う優れた人材を育成すべく、公私格差の是正を含めて教育環境条件の一層の整備充実に努めていくことが強く求められている。

このような状況をふまえ、今後、公私が協調して高校進学希望者をどのように円滑に受け入れるかについての基本的方向としては、次のようなことが考えられる。

1　高等学校への進学見込者数について

今後の高等学校への進学見込者数を予測するに当たり、進学率については、現在までの推移及び専修学校高等課程への進学状況等を勘案して当面は９１%を基準として計画を進め、その確実な達成に努めることが望ましい。

なお、今後、進学率は中学校卒業見込生徒数の減少等に伴い上昇が予測されることから、中学校における進路希望状況及び進学率の実績を勘案しながら、状況の変化に対応して適時、適切にその見直しを検討する必要がある。

2　公・私立高等学校の受入れ比率について

公・私立高等学校の受入れ分担については、公私が協力して対応するものとし、生徒減少期においても全県でおおむね公２、私１の比率になることを基準として計画を進めることが望ましい。

3　公・私立高等学校の生徒受入れ方法について

公・私立高等学校の生徒受入れ方法については、中学校卒業見込生徒数の減少の推移に対応して円滑に受入れを進めることができるよう、公私が協調して教育環境条件の整備充実に努めていく必要があると考えられる。

(1) 学級編制、学校規模等の教育条件の改善

(2) 家庭の経済環境や生徒の能力、適性等に配慮した受入れ

(3) 特色ある学校づくりや教育課程の弾力化に対応した施設、設備の整備充実

(4) 男子・女子の受入れ比率の改善

(5) 地域的な進学率の不均衡の改善

4　関連事項

(1) 中学校における進路指導のあり方について

中学校における進路指導に当たっては、生徒、保護者及び学校の3者が相互理解のもとに、生徒の能力、適性、希望等に応じ、多様な選択肢の中から、生徒が自ら決定していくことができるよう一層の配慮をすること。

(2) 私立高等学校に対する助成について

私立高等学校にあっては、公私格差の是正に努め公立高等学校と同一水準の教育環境条件を確保しつつ、安定的経営を続けていくことが望まれる。そのため、私学経営者の自助努力に期待しつつ、学校に対しては教育条件の整備充実という観点から、また、保護者に対しては父母負担の一層の軽減という観点から、生徒急減期における特別措置を含め各種の助成策を総合的に推進していくこと。

Ⅱ　運　動

《解題Ⅱ》

運動団体の膨大な文書があるはずだが，「１５の春を泣かせない連絡会」が運動の節目に公表した文書と，連絡会が生み出した愛知県民中等教育問題検討委員会（県民中等協）の『提言』にしぼった。

連絡会の４文書②・④～⑥は，編集者がもつ原資料が部分的に不鮮明となっているため，新たに打ち直したものである。ただし，⑤に収載されている新聞記事はすべて省略した。

③『提言』は，表紙をふくむ全体で，本資料集中の最大文書であり，４分の１近くのページをしめる。編集に当たって，そのような評価をしたということである。

① 私学協会 要望書

【愛知県私学協会『愛知県私学協会五十年史』98年】

（1）公立高等学校推薦入学制度について

◎ 推薦入学制度については、全廃又は縮小の方向で検討されたい。

理由 推薦入学制度は、独自の建学の精神を持ち特色ある教育を目指す私立高等学校には意義があるが、入学者選抜の機会均等を建前とすべき国公立高等学校にはなじまない。

（2）公立高等学校複合選抜制について

◎ 制度については、現在も基本的に反対である。

理由 愛知県私学協会から昭和六〇年一二月二六日愛知県中等教育問題研究協議会に提出した意見書のとおり、公私立高等学校は、それぞれの立場から良い意味で競合し、互いにより良い教育を目指して努力していくところに両者の存在の意義があると考えられる。

しかし、現在公私立高等学校間には学費の父母負担の較差や教育経費の較差が存在しており、同一条件下にはない。

公私立高等学校間の良い意味での競争は、このような較差を解消したうえで始めて成り立つものであり、従ってこの改革案には私学に対する考慮が払われているとはいえない。県下の高等学校教育を考える上で、私学の存在は県民の立場からも無視できぬものである。

◎ 当面、昭和六四年実施を延期されたい。

理由 ア 前記協議会第三次答申の「配慮事項」がすべてクリアーされているとはいえない。

イ 昭和六四年度は、中学卒業者数急減期の初年度であり、特に生徒急減期へ向けての実施は私立高等学校に与える影響が大き過ぎる。

ウ 前記の公私間格差を事前に十分手当てする必要がある。

②

複合選抜方式導入に反対し、県民合意の入試改革をすすめる
１５の春を泣かせない連絡会「アッピール」

複合選抜方式反対！　近づく中学卒業者の「急減期」を生かして高校への「受験競争の緩和」と「希望者全入」、「４０人～３５人学級」、「学費の公私格差の解消」など、父母・県民の切実な要求を実現させ、“１５の春を泣かせない”ために力をあわせましょう！

【中卒者の「急減期」は受験競争緩和・希望者全入、４０人学級実現のチャンス】

いま、愛知の中学校卒業者は毎年１１万人をこえ、昭和６３年の春には１１万７千人にもなります。しかし、この数は６３年ピークにそのあとは年々減少し、昭和７２年には８万人にまで落ち込みます。つまり、高校からすれば、昭和６４年以降は毎年「容れもの」が余っていく時期、空き教室が大量に出る時期となります。これが「高校生の急減期」です。

私たちは、昭和６４年から始まるこの「急減期」こそ、高校への「受験競争の緩和」と「希望者全入」の絶好のチャンスだと考えます。高校に入りたくとも、“狭い門”にはばまれてあきらめてきた中学生、子とともに泣くしかなかった親……の嘆きを解消し、学びたいと思い学ぶ意欲をもつ中卒者を全員高校に受け入れるように、「全国最低」の愛知の高校進学率（昨春９０．６%、全国平均９４．０%）を高めるよう、行政も努力すべきだと考えます。

また私たちは、この「急減期」こそ“すしづめ学級”やマンモス校を改め、「４０人学級」から「３５人学級」へ向かうのをはじめ、公私の学費や教育条件の格差解消を進めるなど、「おちこぼし」のない、ゆきとどいた教育のための条件整備の絶好のチャンスだとも考えます。── つまり「急減期」は、私たちの運動と行政の努力次第で、“１５の春”を泣かせず、より多くの者のより豊かな高校生活を実現できる、またとない好機であるわけです。

【父母・県民の願いに背を向け、入試競争をうんと激しくする県教委の入試改変プラン＝＝『複合選抜方式』】

ところが愛知の県教育委員会は、「急減期」の始まるこの昭和６４年から、入試競争をいっそう激化させ「できない」子には早々と高校進学をあきらめさせる「高校入試制度の改悪」を強行しようとし、それを今年の秋（９月）にも正式に決定しようとしています。昨年の４月、「愛知県中等教育問題研究協議会」（略称「中等協」、会長＝飯島宗一名大学長）が、県教育委員会の要請を受けて答申した「複合選抜方式」がそれです。

この「複合選抜方式」は、①一部エリート校を除く全公立高校で推薦入学を行い、一定枠をとる。②その後、全公立高校をＡグループとＢグループに分け、受験日をずらし一人が２校受験できるようにする（このとき、学校群は廃止する）。③受験生には第一志望、

第二志望を明記させ、両方合格圏に入った者は第一志望１校のみ合格とする。④定員割れの起きた学校は二次募集を行う —— というもの。一見すると「一発勝負でないので受験生の負担が軽くなる」「希望する高校に入りやすくなる」かのように見えますが、実際には次のように、全くの改悪と言わなければなりません。

(1) 〈入試を不明朗にする推薦制の拡大〉 「推薦入学」に問題があるのは、この２年間で既に実証ずみです。「学力に偏らない推薦」となると公平な推薦基準は決めにくく、結局、「学力」中心になります。これを改めようとする推薦に不公平・不明朗感がつきまといます。県教育委員会は「来年から学校群を除く全公立高校で推薦入学を行う」と一方的に決めようとしており、「複合選抜方式」の地ならしをねらっていますが、中学の先生も高校の先生も悩んでいます。

(2) 〈２倍になる受験競争〉 次に、Ａ・Ｂグループ分けによる２回受験は、１人の受験生が２校出願できるため、競争率は今の２倍になります。できる子には有利でも普通の子やできない子には大変きびしく、２校とも不合格という子も出るでしょう。このことは、今年の国公立大学で実施された複数受験実証されています。“１５の春”は、今以上につらい春になります。

(3) 〈学校格差がもっとひどくなる〉 希望が特定の高校に集中して、超エリート校から「底辺校」＝第二志望だけの学校まで、公立高校の学校間格差はいま以上にひろがります。今、愛知の高校教育は、公立・私立の格差をはじめ、群と単独校、普通科と職業科、全日制と定時制……など、その学校格差は歴然としていますが、これがもっとひどくなります。「底辺校」へ行かされた生徒の屈辱感は大変なものになると思われます。

(4) 〈中学３年生の後半は受験でモミクチャに〉 こうして中学生は、今よりももっときびしい大変な受験競争の中へ放り出されますが、とくに３年生の後半は、公・私立を含めて受験校の複雑に入りくんだ選択に悩まされることになります。２学期の半ばから受験校の決定に悩み、３学期に入ると、①私学の推薦入学、②私学の複数受験（最高４回まで受験可）、③公立の推薦入学、④公立の複数受験……と進学受験がつづき、それ意外にも就職や専門学校への入学検査等もあって、中３の３学期はモミクチャになります。

【子どもを実験台にするのは許せない。“１５の春を泣かせない”ため、
当面「複合選抜方式」りタナ上げを】

「複合選抜方式」は、このように“百害あって一利なし”です。中卒者の「急減期」は本来なら高校にはもっと入りやすくなって当然だし、「４０人～３５人学級」なども夢ではないはずなのに、なぜ県教委は“１５の春”を泣かせる入試改悪を強行しようとするのでしょうか。しかも、全国のトップを切って —— 。

「中等協で十分協議され、答申も出たことだから」と県教育委員会は言います。そして、この秋（９月）には、Ａ・Ｂのグループ分けを発表し、「昭和６４年実施」（現在の中学２年生から！）を正式に決定すると言います。しかし、中等協専門委員会では明確に賛成したのは県立学校の校長会などごく一部で、高校・中学の組合代表はもとより、中学の校長会や私学関係者、名古屋市教委など、多くの反対や慎重論があったと聞きます。これを

受けて、中等協本会議でも、飯島会長が「今後も十分検討し、官僚的には処理しないよう」注文をつけたと聞いています。多くの人が疑問や危惧を抱いているのです。

子どもたちを入試改変の“実験台”にすることは許されません。当面、少なくとも県教育委員会は「複合選抜方式」の「６４年導入」方針を撤回すべきだ。そして、改めて広く父母・教職員・教育研究者の声を聞き、みんなの納得・合意できる改革案をさぐるべきだ —— 私たちは、こう思います。私たちが本日、結成した『１５の春を泣かせない連絡会』は、そうした思いからつくられた連絡会です。

私たちは、当面、①“１５の春”をこれ以上苦しめないために、「複合選抜方式」の見直しを求める１００万県民署名を行い、併行して②全県下で網の目のように学習会、討論会をくりひろげます。③９月には、その署名を積み上げての県教育委員会交渉をもちたいと考えています。

父母・県民のみなさん。みなさんには、どうかこの趣旨をご理解いただき、連絡会への加入をはじめ、私どもの運動にご協力・ご参加いただけますよう、心から訴えます。

“１５の春”をこれ以上泣かせないために、「急減期」にこそ「受験競争の緩和」と「希望者全入」、「４０～３５人学級」、「学費の公私格差の解消」など、切実な県民要求を実現させるために、みんなで手をつないでがんばりましょう。

よびかけ人・賛同者（1987年６月15日現在）

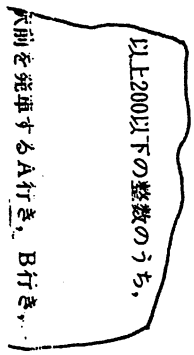
小川　利夫（名古屋大学・教育学部・教授）
鈴木　英一（名古屋大学・教育学部・教授）
佐々木　享（名古屋大学・教育学部・教授）
榊　　達雄（名古屋大学・教育学部・教授）
新海　英行（名古屋大学・教育学部・助教授・愛知ＰＴＡ問題研究会）
森山　昭雄（愛知教育大学・教育学部・教授）
折出　健二（愛知教育大学・教育学部・助教授）
坪井　由実（愛知教育大学・教育学部・助教授）
子安　　潤（愛知教育大学・教育学部・助教授）
森田逓三郎（愛知県立大学・文学部・教授）
山田　正敏（愛知県立大学・文学部・教授）
五十嵐　顕（中京大学・社会学部・教授）
新村　洋史（中京女子大学・助教授）
柿沼　　肇（日本福祉大学・社会福祉学部・教授）
近藤　正春（名古屋短期大学・教授）
内山　道明（名古屋大学・文学部・教授、私学をよくする愛知父母懇談会）
猿田　正機（中京大学・商学部・助教授、愛知郡に豊かな教育を育てる会）
梅原浩次郎（名古屋市立工芸高校教諭、なごや北部教育子育てセンター）
小林たず子（ちくさ子育て教育連絡会）
山田　清文（名古屋市立港明中学校教諭、教育を語る港区民の会）

溝口　　保（南区ひがし子どもを守る会）
長縄　行延（愛知県立千種高校教諭、民主教育を守る春日井市民の会）
山本　和史（愛知県立長久手高校教諭、瀬戸子育てセンター）
木俣　光悟（岡崎市立竜海中学校教諭、岡崎子育て連絡会）
神保　登代（名古屋短期大学・教授、千種母親学級代表）
荒牧　正也（名古屋大学・理学部・講師、愛知の高校問題を考える会）
堀川　道子（いずみの会・教育問題研究会）
奥田　陸子（天白子どもセンター）
細田　愛子（天白子どもセンター）
青山　三枝（新日本婦人の会愛知県本部会長）
水野　磯子（新日本婦人の会愛知県本部副会長）
金子　章子（愛知学童保育連絡協議会事務局長）
村田　徹也（名古屋市立本城中学校教諭）
井上　　勲（名古屋市立名塚中学校教諭）
山田　隆幸（小牧市立応時中学校教諭）
福永　孝雄（愛知県高等学校教職員組合委員長）
一ノ瀬正己（名古屋市立高等学校教員組合委員長）
寺内　義和（愛知県私立学校教職員組合連合委員長）

１９８７年６月１５日

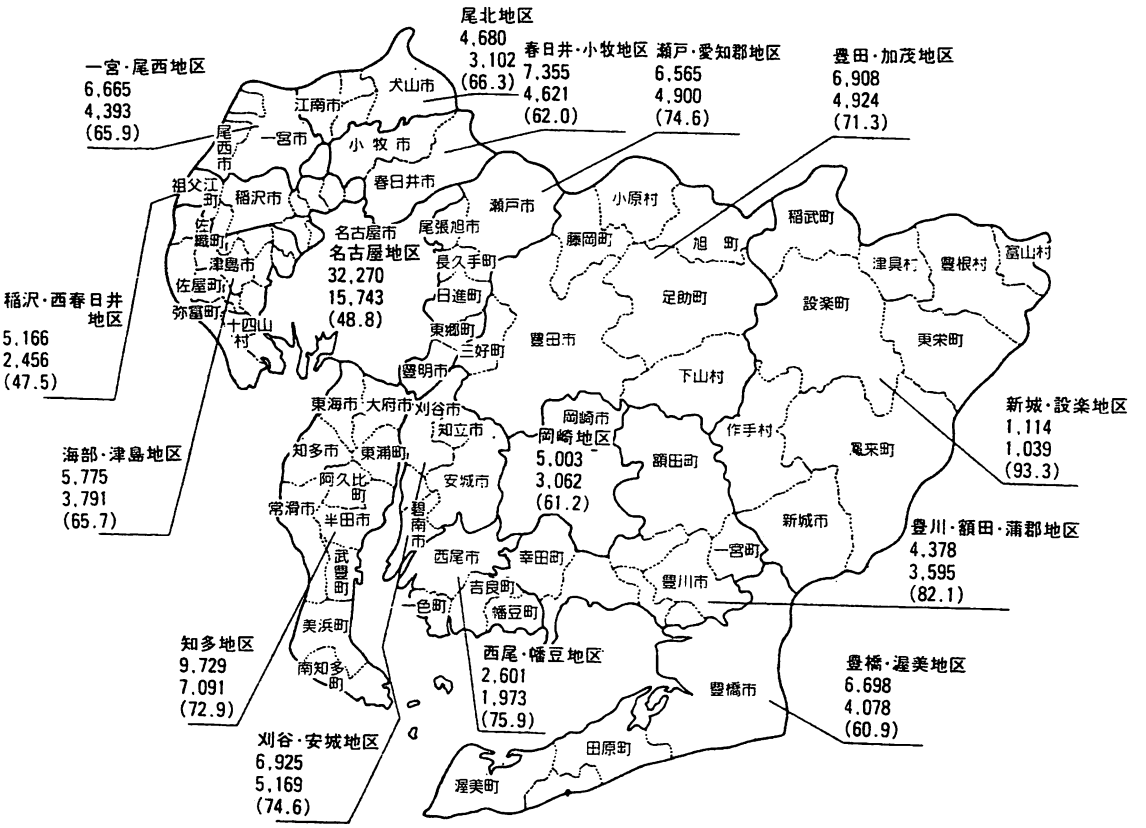
複合選抜方式導入に反対し、県民合意の入試改革をすすめる
「１５の春を泣かせない連絡会」設立の日に





私たちの求める高校入試改革
—— 複合選抜制度の問題点と急減期に向けての緊急提言
1988年5月25日 発行
著者／愛知県民中等教育問題検討委員会
発行／15の春を泣かせない連絡会
(愛知高教組 261-8155
名古屋市高教 261-1117
愛知私教連 881-4346)

資料8　愛知県における公立高校収容可能率（1987年度）



（注）上段は地区の中学卒業者数を示し、下段はその地区の公立高校入学定員を示します。収容可能率（％）が低いほど高校増設を必要としていることを意味します。

（出所）小川利夫編『愛知の高校入試改革』（エイデル研究所　1987年）238頁。

資料7　地区別県立高等学校新設状況

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	計
名古屋地区			南陽	守山 ＊富田	春日井西	鳴海 豊明	天白	春日井東 日進	＊山田	高蔵寺			春日井工業 日進西	名古屋南 ＊名東		春日井南			13校 ＊ 3校
尾張地区	岩倉商業 稲沢東 蟹江 東海商業	旭野 五条	東浦	丹羽 知多	一宮北 常滑北	佐織工業 武豊	尾西 東海南	瀬戸西 犬山南 津島東 西春	一宮南 平和 海南 阿久比	半田東 江南 小牧南			大府東 知多東 興道 美和	瀬戸北		新川			32校
西三河地区	豊田工業	幸田 加茂丘	碧南工業	衣台	岡崎東 三好	西尾東 安城東			豊田北	豊田南			安城南 豊田	岡崎西	吉良	豊野 知立東			17校
東三河地区		豊橋南 新城東				小坂井							豊橋西			御津			5校
計	5校	6校	3校	4校 ＊1校	5校	7校	3校	6校	5校 ＊1校	5校	0校	0校	9校	3校 ＊1校	1校	5校	0校	0校	67校 ＊ 3校

（注）＊は名古屋市立高校を示す。

名古屋地区には名古屋市のほか春日井市、豊明市、愛知郡が含まれています。なお、この地域区分は県教委が使っているものです。

資料6　愛知県における行政投資の事業別推移（1975～1983年度）

（単位　百万円）

		1975		1976		1977		1978		1979		1980		1981		1982		1983	
産業基盤	道路	98,273	13.3	117,502	14.8	139,117	14.9	168,674	15.9	180,169	16.7	197,318	17.2	200,260	16.8	214,376	18.1	216,993	18.6
	港湾	13,029	1.8	14,248	1.8	15,857	1.7	16,407	1.6	15,736	1.5	16,717	1.5	13,673	1.1	18,816	1.6	17,717	1.5
	空港	661	0.1	919	0.1	780	0.1	1,697	0.2	4,300	0.4	3,885	0.3	4,685	0.4	3,030	0.3	2,986	0.3
	その他交通手段	48,866	6.6	60,794	7.7	94,159	10.1	103,055	9.7	79,835	7.4	82,533	7.2	95,414	8.0	95,546	8.0	72,498	6.2
	電気・ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	港湾整備	16,632	2.2	16,871	2.1	12,903	1.4	9,351	0.9	9,846	0.9	11,236	1.0	10,838	0.9	2,831	0.2	2,839	0.2
	工業用水道	7,289	1.0	6,249	0.8	8,684	0.9	7,861	0.7	7,614	0.7	8,574	0.7	9,033	0.8	8,453	0.7	11,489	1.0
	農林水産	38,717	5.2	41,866	5.3	53,368	5.7	62,247	5.9	67,361	6.2	73,274	6.4	68,425	5.8	67,435	5.7	70,997	6.1
	計	223,467	30.2	258,449	32.6	324,868	34.7	369,292	34.9	364,861	33.8	393,537	34.2	402,328	33.8	410,495	34.6	395,519	34.0
生活基盤	都市計画	22,206	3.0	23,927	3.0	30,535	3.3	35,667	3.4	40,971	3.8	45,104	3.9	45,621	3.8	50,994	4.3	61,901	5.3
	住宅	98,312	13.3	106,873	13.5	100,013	10.7	102,277	9.7	99,277	9.2	102,525	8.9	109,906	9.2	103,071	8.7	93,453	8.0
	宅地造成	19,838	2.7	18,672	2.4	19,191	2.1	20,215	1.9	19,962	1.9	29,815	2.6	28,636	2.4	36,887	3.1	44,077	3.8
	環境衛生	17,251	2.3	16,546	2.1	20,429	2.2	31,265	3.0	32,466	3.0	32,079	2.8	35,532	3.0	35,815	3.0	35,031	3.0
	上水道	40,318	5.4	44,285	5.6	50,263	5.4	47,338	4.5	46,047	4.3	38,657	3.4	36,868	3.1	43,887	3.7	43,303	3.7
	下水道	44,032	5.9	50,774	6.4	63,630	6.8	68,838	6.5	72,824	6.7	75,087	6.5	85,417	7.2	81,346	6.9	74,646	6.4
	厚生福祉	21,898	3.0	19,946	2.5	27,720	3.0	35,187	3.3	43,696	4.0	42,720	3.7	50,796	4.3	34,858	2.9	42,249	3.6
	文教施設	95,845	13.0	91,052	11.5	110,924	11.9	147,906	14.0	146,359	13.6	167,952	14.6	168,600	14.2	158,467	13.3	143,498	12.3
	観光	48	0.0	19	0.0	162	0.0	33	0.0	795	0.1	1,627	0.1	1,484	0.1	1,181	0.1	1,434	0.1
	その他	1,706	0.2	1,239	0.2	4,857	0.5	7,026	0.7	7,112	0.7	8,146	0.7	7,729	0.6	3,234	0.3	4,015	0.3
	計	361,154	48.8	373,333	47.1	427,724	45.7	495,752	46.9	509,509	47.2	543,712	47.3	570,589	48.0	549,740	46.3	543,607	46.7
国土保全その他	治山治水	41,384	5.6	47,312	6.0	61,413	6.6	71,802	6.8	77,717	7.2	77,644	6.8	70,537	5.9	73,963	6.2	77,444	6.6
	海岸保全	1,094	0.1	1,087	0.1	1,595	0.2	2,002	0.2	2,079	0.2	3,395	0.3	2,973	0.2	3,470	0.3	2,712	0.2
	災害復旧	11,544	1.6	12,760	1.6	8,118	0.9	2,288	0.2	3,019	0.3	3,081	0.3	2,676	0.2	8,687	0.7	7,529	0.6
	対策	3,737	0.5	3,959	0.5	4,294	0.5	4,423	0.4	4,389	0.4	4,337	0.4	4,092	0.3	3,525	0.3	3,365	0.3
	計	57,759	7.8	65,118	8.2	75,420	8.1	80,515	7.6	87,204	8.1	88,457	7.7	80,278	6.7	89,645	7.5	91,050	7.8
	官庁営繕	12,063	1.6	11,623	1.5	15,236	1.6	20,365	1.9	17,783	1.6	13,713	1.2	16,883	1.4	16,132	1.4	20,574	1.8
	収益事業	2,133	0.3	2,126	0.3	1,496	0.2	1,062	0.1	796	0.1	2,383	0.2	3,611	0.3	3,889	0.3	2,962	0.3
	その他	83,171	11.2	81,211	10.3	90,368	9.7	90,807	8.6	98,805	9.2	107,826	9.4	116,195	9.8	117,581	9.9	110,948	9.5
	計	97,367	13.2	94,960	12.0	107,100	11.5	112,234	10.6	117,384	10.9	123,922	10.8	136,689	11.5	137,602	11.6	134,484	11.5
合計		740,047	100.0	791,860	100.0	935,112	100.0	1,057,793	100.0	1,078,958	100.0	1,149,628	100.0	1,189,884	100.0	1,187,482	100.0	1,164,660	100.0

（注）国や自治体によって行われる公共事業に対する投資を総称して「行政投資」と呼んでいます。この行政投資を産業基盤整備事業費、学校（文教施設）建設を含む生活基盤整備事業費などに分けてみると、国や自治体が何を重点に予算配分しているか、その傾向を知ることができます。愛知県の場合、第4次地方計画（1976～1985年度）下では、高校建設事業がすすめられ、1980年度には全体の14.6％を占めていました。しかし、第5次地方計画下では、その比率は急激に低下しつつあり、道路建設事業費の増加傾向と対象的になっています。（出所）愛知県職員組合行政改革対策会議編『くらしと自治の創造――愛知県行政改革への提案』52頁。

資料5　愛知県高校教育関係予算の推移（1984～1988年度）

（単位　億円）

	1984	1985	1986	1987	1988
県予算総額 （指数）	11,204 (100)	12,074 (108)	12,995 (116)	13,361 (119)	14,251 (127)
教育費（総予算にしめる％） （指数）	3,842(34.29) (100)	4,097(33.93) (107)	4,378(33.69) (114)	4,516(33.80) (118)	4,686(32.88) (122)
教育総務費（うち学校教育費）	7.4	8.0	8.5	8.9	9.5
公立高校等進学奨励費 公立高校定時制通信制教育推進費	1.1 1.6	1.1 1.4	1.1 1.4	1.3 1.4	1.3 1.3
高校教育費（総予算にしめる％） （指数）	769.0(6.86) (100)	826.6(6.85) (108)	827.6(6.37) (108)	843.6(6.32) (110)	866.4(6.08) (113)
高校教育費（教職員給与、諸手当など） 学校整備費（学校建設、改築など） その他	632.9 131.9 4.3	689.1 133.3 4.3	744.4 78.9 4.4	776.8 62.4 4.3	803.6 58.5 4.4
私立学校費 （指数）	261.8 (100)	279.1 (107)	304.7 (116)	322.9 (124)	343.2 (131)
経常費補助（幼・小・高・専修・各種学校合計） 高校生一人当たり（単位　円） 専修（高等課程）（単位　円）	209.0 160,000	223.1 165,100 28,100	248.0 179,800	266.3 189,700 32,300	285.7 198,200 33,800
私立学校					
授業料軽減補助金	18.3	18.9	19.7	20.8	21.8
定時制・通信制教育推進費	3.1	3.5	3.6	3.9	3.8
奨学資金（対象人員）	2.1(2200人)	2.1(2200人)	2.1(2200人)	2.1(2200人)	2.1(2200人)
奨励資金補助金（対象人員）	0.4(900人)	0.4(900人)	0.5(900人)	0.5(900人)	0.6(1100人)
専修学校（高等課程）					
奨学資金補助金（対象人員）	0.2(410人)	0.3(500人)	0.4(520人)	0.4(600人)	0.6(840人)

(注)1988年度については、予算(案)です。この5年間、総予算に占める高校教育費は高校増設事業を打ち切ってしまっているため、6.66％から6.08％へ急激に低下してきています。

出所『愛知県当初予算説明書』各年版より作成。

資料4　第３次～第５次愛知県地方計画における高校進学率「目標」

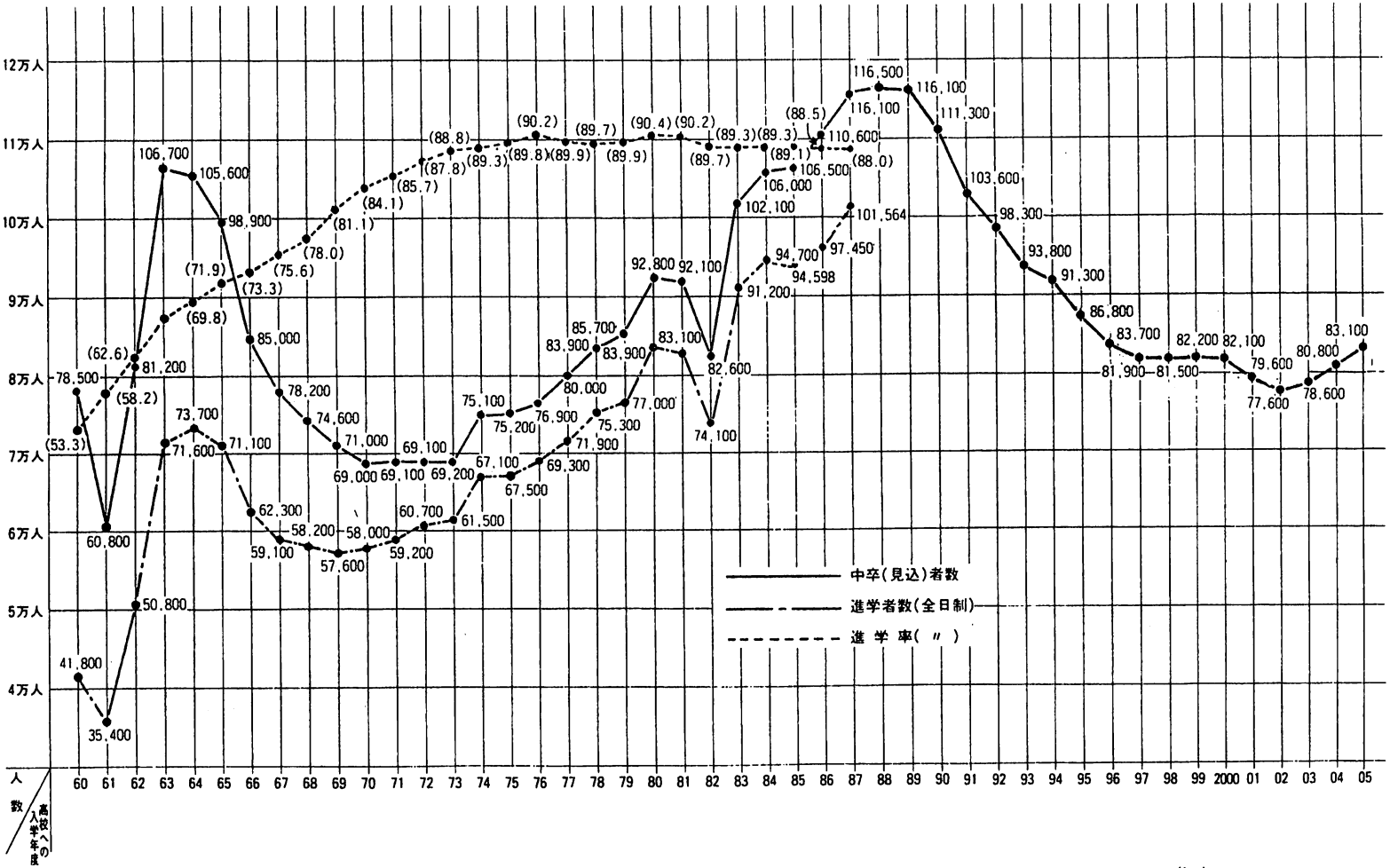
年度	1970	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1995	2001
進学率実績	85.8	91.1	91.9	91.9	91.5	90.9	91.0	90.6	90.1	89.5					
第３次（1970～1985）	・	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
第４次（1976～1985）		・	―	９５％	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
第５次（1982～1990）					・	―	―	―	90 ～92%	→	→	→	→	→	→
1982～84推進計画					・	→	91.2%								
1984～86推進計画							・	→	91%						
1986～88推進計画									・	→	91%				
第６次（1988～2001?）											・	→	→	→	?

（注）第３次及び第４次の高校進学率「目標」は95～96% であったのにたいし、第５次では90～92%としており、愛知県は明らかに高校進学率抑制策をとっていることがわかります。

また、現在策定中の「愛知県２１世紀計画（第６次地方計画）」は高校進学率をどのようにしていく展望をうちだすか注目されます。この点、県民中等協は「全国平均を1990年代前半に実現し、さらに希望者全員入学を保障していく」ことを盛り込むよう提言しています。

（出所）『愛知県地方計画』各年次版より作成。

資料３　愛知県における中学卒業者及び高校への進学者（全日制）などの推移



（出所）愛知県企画部統計課の『愛知の学校統計（昭和62年度）』及び『あいちの人口（昭和62年10月１日現在）』より作成。

資料2　中学卒業者の都道府県別進学率

単位：%

順位	都道府県名	1987年3月卒	1986年3月卒	対前年比増減(△)
	全国平均	93.9	93.8	0.1
	男	92.8	92.8	0.0
	女	95.0	94.9	0.1
1	富山	98.2	97.9	0.3
2	山形	96.9	96.6	0.3
3	長野	96.5	96.3	0.2
4	山口	96.4	96.1	0.3
5	広島	96.3	96.2	0.1
6	鳥取	96.3	96.0	0.3
7	山梨	96.2	96.4	△0.2
8	愛媛	95.9	95.8	0.1
9	香川	95.8	95.9	△0.1
10	鹿児島	95.8	95.4	0.4
11	大分	95.7	95.4	0.3
12	新潟	95.7	95.2	0.5
13	岡山	95.6	95.8	△0.2
14	奈良	95.5	94.9	0.6
15	熊本	95.4	94.6	0.8
16	石川	95.4	95.6	△0.2
17	徳島	95.3	95.1	0.2
18	福岡	95.3	94.7	0.6
19	北海道	95.2	94.5	0.7
20	宮崎	95.1	95.1	0.0
21	佐賀	94.9	94.7	0.2
22	福井	94.7	94.3	0.4
23	島根	94.6	94.1	0.5
24	長崎	94.5	94.4	0.1
25	群馬	94.5	94.6	△0.1
26	岩手	94.5	94.3	0.2
27	岐阜	94.3	94.2	0.1
28	青森	94.2	93.2	1.0
29	滋賀	94.1	93.0	1.1
30	秋田	94.1	94.0	0.1
31	和歌山	93.8	93.8	0.0
32	東京	93.7	94.0	△0.3
33	茨城	93.7	93.9	△0.2
34	神奈川	93.7	93.7	0.0
35	兵庫	93.6	93.7	△0.1
36	千葉	93.6	94.0	△0.4
37	宮城	93.6	94.0	△0.4
38	京都	93.4	93.1	0.3
39	栃木	93.3	93.6	△0.3
40	大阪	93.0	92.4	0.6
41	福島	92.4	92.3	0.1
42	静岡	92.4	92.6	△0.2
43	三重	92.1	92.8	△0.7
44	高知	91.9	91.1	0.8
45	埼玉	91.7	92.8	△1.1
46	沖縄	90.7	91.3	△0.6
47	愛知	89.8	90.4	△0.6

（注）高校の通信制課程への進学者は除かれています。

（出所）『内外教育』一九八七年八月一八日号。

資料1　愛知県における中学卒業者の進路状況（1970春—1987年春）

	1970年春	1975年春	1980年春	1985年春	1986年春	1987年春
中卒者総数	68,936	75,201	92,758	106,163	110,155	115,424
進学者	59,129(85.8)	69,102(91.9)	85,490(92.1)	96,705(91.1)	99,764(90.6)	103,952(90.1)
高等学校	58,885(85.4)	68,914(91.6)	85,219(91.9)	96,340(90.7)	99,392(90.2)	103,509(89.7)
全日制	57,446(83.3)	67,430(89.7)	83,676(90.2)	94,598(89.1)	97,450(88.5)	101,564(88.0)
定時制	1,439(2.1)	1,484(2.0)	1,543(1.7)	1,616(1.5)	1,808(1.6)	1,687(1.5)
通信制	—	—	—	126(0.1)	134(0.1)	258(0.2)
高等専門学校	244(0.4)	188(0.2)	184(0.2)	203(0.2)	208(0.2)	249(0.2)
盲・聾・養護学校高等部	—	—	86(0.1)	162(0.2)	164(0.1)	194(0.2)
教育訓練機関等入学者	—	—	2,930(3.2)	4,651(4.4)	5,490(5.0)	6,450(5.6)
専修学校	—	—	1,451(1.6)	3,217(3.0)	4,068(3.7)	5,047(4.4)
各種学校	—	—	885(1.0)	787(0.7)	844(0.8)	861(0.7)
公共職員訓練施設等	—	—	594(0.6)	647(0.6)	578(0.5)	542(0.5)
就職者（定時制、通信制などに進学している内数）	7,294(10.5) (1,175)	4,801(6.4) (1,211)	5,239(5.6) (1,272)	5,582(5.3) (1,316)	5,637(5.1) (1,371)	5,524(4.8) (1,224)
無職者	—	—	347(0.4)	517(0.5)	615(0.6)	702(0.6)

（出所）文部省『学校基本調査報告書』各年度版及び愛知県企画部統計課『昭和62年度学校基本調査結果（速報）』より作成。

県民中等協改革提言の特色について

——中等協と対比して

県民中等協事務局　1988年3月8日

項目		県民中等協	中等協	備考
提言の対象		父母・県民へ直接提起	愛知県教育委員会教育長に答申	県民に直接提起している。
メンバー構成		父母代表3名参加、私学を含め幅広い、現場教師、教育研究者の参加のもとにすすめている。	特に、母親や私学の現場教師の参加はない。	
提言までの審議経過の特色		3回の審議で一定まとめられた案を2回の県民公開討論会に示し、父母・県民の意見を盛り込んだ。また、手紙、電話なども多く寄せられ、参考にした。	限定されたアンケートはおこなったが、検討されていた案を広く県民に問うことはしなかった。	
改革提言の内容	基本理念	希望者全員入学をめざし、当面、受験競争の緩和の具体策を県民合意のもとにすすめていく。	「学校選択の自由」を最高の価値とし複合選抜制度を導入する	
	学校群の扱い	改善・拡充	廃止	学校群を拡充することで学校間の格差の縮小をはかる
	通学区域制度	尾張を3学区、三河を2学区にし、将来的には中学区規模にまで縮小する。	尾張、三河の2〝巨大〟学区のまま。	全国に例をみない巨大学区を縮小し、学校間格差を縮める。
	推薦制度	公立普通科での推薦入学の廃止。	原則として、すべての公立高校での推薦入学の実施。	
	私立高校の位置づけ	私学助成を拡充し、学費格差の解消及び教育条件整備をすすめる。公私連携を発展させ、各私学の自主性にもとづき、学区に参加することも可能にする。	私学の位置づけ、将来性については、一切ふれていない。	公私連携による総合的な高校入試制度改革をめざす。
	めざす高校像	「地域に開かれた公立高校づくり」と「公私格差を是正し、父母と提携した学園ぐるみの私学づくり」を2つの柱として、21世紀を前にすべての青年に、共通教養と専門教育を保障する。	特色ある高校づくり	
	高校進学率と教育条件整備	希望者全入をめざし進学率の向上をはかる。また、マンモス校の解消、1学級定員の縮小、高校増設をすすめる。	進学率の向上や条件整備についてはふれず、選抜方法の改変のみをすすめようとしている。	
	子どもと教育の現実についての見方	子どもの叫びに耳を傾けながら、学校の教育評価制度の問題など、父母、教師にとって切実な子どもと学校の現実を分析するなかで、入試改革を提言している。	いま愛知で生きている子ども・青年の分析はとりたてて行なわれていない。	
	改革の進め方	地域の子育て・教育運動の発展のなかで、市区町村及び県レベルに協議会をもうけ、県民合意のもとにすすめる。	県民の合意づくりをめざすことなく、県教委（教育長）の独断専行ですすめようとしている。	

県教委または名古屋市教委が担当（管理）し、私立高校は県知事が担当（所轄）するという、二元的なシステムになっています。公私連携による県民参加の高校づくりを総合的かつ計画的にすすめていく協議機関として、「愛知県公私立高等学校協議会」を条例により設置することが必要です。なお、文部省の「教育委員会の活性化に関する調査研究協力者会議」も「私立学校をも視野に入れた総合的な教育行政を推進する」ため、「公私立高等学校協議会」の設置を提言していることも付言しておきます（同会議の報告書「教育委員会の活性化について」一九八七年十二月四日）。

(2) 協議会の性格と運営上の基本原則

この協議会では、例えば次のような課題を検討します。①学校群の改善・充実および公立高校通学区域の調整・再編②公私間の諸格差の改善方策③希望者高校全入にむけての計画策定④普職連携による高校教育課程づくり⑤年度毎の公私立高校入試の実態把握など。

また、県民による教育改革を推進していくため、協議会は以下のような点に留意し組織・運営することが必要です。

第一に、文部省や臨教審の政策をそのまま具体化する機関としてではなく、県民合意のもとに教育政策をすすめていくという、自主性ないし教育の地方自治の原則を大切にすること。また、各高校とりわけ私立高校の自主性についても十分配慮していかねばなりません。

第二に、協議会メンバーとして、地域の子育て・教育運動の代表や、教職員組合の代表、さらには市区町村学校協議会の代表を加えるなど、構成が民主的であること。この民主主義の原則は地方自治の原則とあいまって、協議会運営においても、地域、市区町村レベルからの積み上げによる、県民合意形成をはかることにより貫かれねばなりません。

第三に、幅広い県民の参加をすすめていくうえで、会議の公開の原則は不可欠です。

県民のための協議会は、このような自主・民主・公開の原則を最大限に尊重して運営されねばなりません。

三、県民による中等教育改革の推進

1、父母・住民と教職員の連携による地域子育て・教育運動を

一九八〇年代にはいり、県下のいくつかの地域では、父母・住民と保母・教職員が力をあわせ、幼保・小・中・高をとおした子育て・教育運動が広がってきています。この運動には、小中学校の教職員や公立、私立高校の教職員が重要な役割を果たしていることも注目されます。県民による高校入試改革と学校づくりをすすめていくためには、こうした地域教育運動を、全県民の参加する運動に発展させていくことが、緊急の課題になってきています。この運動のなかで、父母・住民と教職員との相互信頼関係は、一層深められていくことでしょう。この信頼関係にうらうちされた父母・住民と教職員との学校および地域における連携こそ、高校入試を改善し、さらには全廃していく大きな力となっていきます。

2、住民参加の「市区町村学校協議会」を設置する

私たちは地域に開かれた公立高校づくりの立場から、通学区域の縮小を提起していますが、この通学区域は、同時に高校づくりの基礎単位でもあると考えています。学校群の改善・充実や通学区域の再編・縮小は、県民の強い関心事であり、県下八八市町村から、慎重に時間をかけて合意づくりを積み上げていくことが必要です。そのためには、各市町村教委のもとに、地域学校協議会を設置（名古屋市は各区毎にも設置）することが必要です。市区町村学校協議会は、地域の中学校や高校と密接に連絡をとり、現に起こっている高校入試に関わる諸問題についても協議、検討していきます。この協議会には、各市町村立中学校の父母及び教職員代表、近隣の公私立高校の父母及び教職員代表を中心に、市町村教育委員全員の参加も要請されます。この協議会をとおして、市町村教委は高校入試制度改革に積極的に参加し、地域住民を代表して県教委に対して提言してゆくことが必要です。

3、県民参加の「愛知県公私立高等学校協議会」を設置する

(1) 協議会の設置目的

現在の高校教育行政は、公立高校は

ハンディキャップを負っている生徒の公立高校への進学の特別措置を講ずる必要があります。特別措置としては、特別育成費や就学援助費の増額、特別入学枠の設定などの整備があげられます。

盲、聾、養護学校高等部については、訪問教育を含めて希望するすべての生徒の進学を保障する体制を整備していくことが課題です。

(4) 中学校と高校の連携により、中等教育六年間を見通したゆきとどいた教育を保障する

高校への希望者全入の体制を計画的に整備していくためにも、中学校と高校が連携して、すべての子どもたちの学習意欲を育て、高校までの見通しをもった学習を援助していくことが求められています。

また、中学校の進路指導も、そのような学習指導と援助の一環として、そのあり方を検討していく必要があります。高等学校の教育についての正しい理解を、生徒や父母が得られるようにするためにも、開かれた高校づくりをすすめていくことが求められます。

高校においては、学力補充のプログラムや学ぶことの意味や生きることの意味を問うプログラムを積極的に用意して、すべての高校生が自立した学習主体として自己形成していくことを援助していく課題があります。

(5) 公・私立高校教育財政を充実する

県の総予算にしめる高校教育費を、一九八八年の六・〇八%から一九八〇年代はじめの七%水準にまで引き上げることによって、約一四〇億円の増額をはかることができます（資料6参照）。この金額は、高校を四校新設できる額であり、また、教職員約二、〇〇〇人の過配にあてれば、高校の当面する課題である普通・商業・家政科の四〇人学級の実現（現在は四七人学級）がただちに可能です。さらにまた、これを私学助成にあてれば、まず一〇〇億円で公私の学費格差は二対一まで縮小できるのみならず、私立学校の条件整備を飛躍的にすすめることができます。

また、現在、県が策定しつつある「愛知県21世紀計画」（第6次地方計画 一九八八～二〇〇一年）の中に、高校進学率の指標（目標）に関して「全国平均を一九九〇年代前半に実現し、さらに希望者全員入学を保障していく」ことを明確に盛り込み、県の行政投資額全体にしめる「文教施設」費を一九八〇年の一四・六%水準まで引き上げれば、さらに年間二〇〇～三〇〇億円の上積みが可能となり、急減期における学校教育の条件整備や「希望者全入」を実現する財政的基盤を確立することができます（資料6参照）。

四〇～三五名）に改め、私学助成の学校配分額が生徒減にともなって減額されないようにすることが必要です。

また、急減期において、学校規模の激変が生じた場合、急減特別助成をおこなうことも必要です。

② 公・私が連携して受験競争を緩和するためには、全体として輪切りによる進路指導を克服することが大切です。すべての中学生が公・私どちらでも選択できるよう、自由な進路決定を保障することが必要です。

3、希望者高校全入をめざす総合教育計画を確立し、その実現をはかる

現在までの入試制度と、県の高校進学率抑制政策によって高校進学をあきらめざるをえなかった潜在的進学希望者（資料5参照）や、家庭の事情、施設入所、障害など、さまざまなハンディキャップゆえに高校（盲、聾、養護学校高等部を含む）への進学をあきらめさせられている潜在的進学希望者を含めて、希望するすべての中学生の高校進学を保障する体制を計画的に整備することが必要です。

(1) 高校進学率を高め、希望者全員の高校進学を保障する高校定員枠を計画的に整備する

中学校卒業者の急減期にむけて、計画的に高校進学率を高めて希望者全員の高校進学を保障する高校定員枠を、公私の協力によって、また行政の責任において計画的に整備することが必要です。現在の全日制高校の生徒募集定員（一九八七年度一〇四、九七二人）を基本的に維持していけば、一九九〇年代の初頭には、希望者全入を保障する定員枠を総数としては確保することが可能です。中学生の志望状況に応じて、各学校の募集定員も地域的に可能な範囲で調整する必要がありますが、調整の結果、必要な場合には公私協議もふまえた高校の増設が必要です。

(2) 定時制の入試を全廃し、定時制、通信制高校教育を充実する

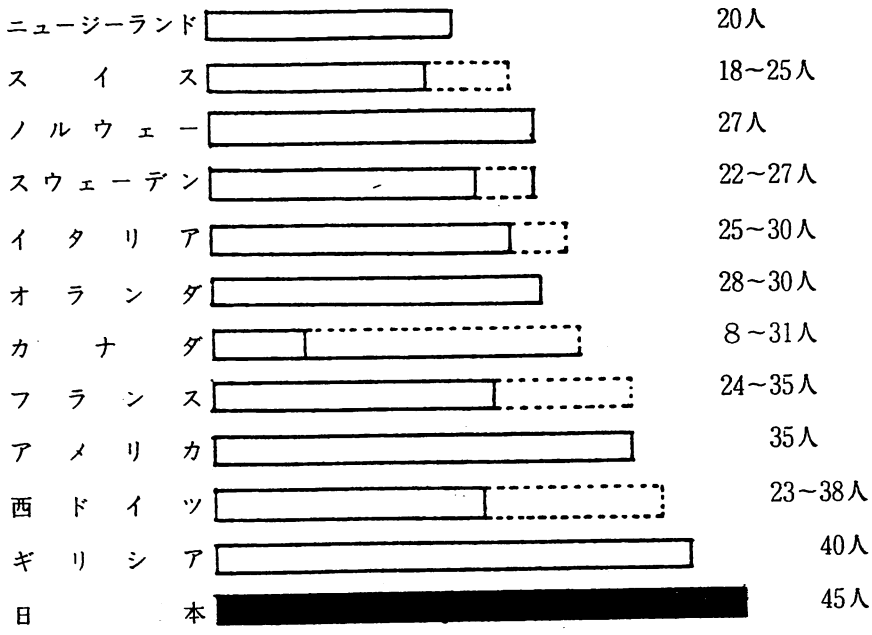
働きながら学ぼうとするすべての青年には、今ただちに選抜なしで入学を保障することが必要です。

そのためには一学級定員を二五人とし、ゆきとどいた教育保障に必要な教員定数の改善など、教育条件の抜本的な整備が行われなければなりません。

また全日制での学習を希望する生徒には、全日制への編入学などができるよう制度を整備することが必要です。

(3) ハンディキャップを負っている生徒の、希望者全員の高校への進学を保障する体制を整備する

ＯＥＣＤ諸国の学級編成基準（中等教育）



（1980　日本教育行政学会「学級編成の諸問題」）

学級・学校規模を適正化するための特別助成を実施することが必要です。

(2) **公私間格差を解消するために、総合的な対策をすすめる**

受験戦争の大きな要因の一つは、学費や教育条件、輪切り進路指導等による公私間の諸格差です。すべての中学生が希望すれば公・私立どちらでも進学できるようにするために、急減期にこそ、公私間の諸格差を解消しなければなりません。そのためには以下の総合対策をすすめることです。

① 当面、学費負担の公私格差を最高一対二に縮小するために、学費格差是正のための経費補助と授業料補助を拡充し、最終的には父母負担の格差を完全に解消することです。

そのさい、経常費補助の算定基準について、生徒一人当たり単価から、クラス当たり単価（一学級

(4) 公立普通科の推薦制は廃止する

①公立普通科の推薦制は廃止する

県教委は、職業高校から公立普通高校（九九校）へと、推薦制の全面的拡大と導入をすすめてきました。これには、大学区制がもたらした入試地獄がこれによって幾分でも緩和されるのではないかという県民の思惑も重なっています。しかし、推薦制の導入は、すでに教育現場と父母・県民に様々な問題をなげかけています。中学校の現場では、生徒が教師の目を意識し、のびのびとした学校生活を送れなくなっていること、また、推薦の対象にならなかった生徒の中の荒れの進行、推薦後の出願手続き、書類の作成などによる三学期の教師の多忙さなど、公立普通高校への推薦制の全面拡大は、計り知れない困難を教育現場につくっているのです。このような現行の推薦制は、希望する者全員に高校進学を保障しようとする「希望者全入」の理念とは本質的に相反するものです。

したがって、公立普通科の推薦制は廃止します。

②職業科と専門学科の推薦制については、職業教育、専門教育の充実・発展の見地から抜本的に検討する。

③私学の推薦枠等についても、公私格差是正、公私連携の達成状況をふまえ検討されるべきである。

2、教育条件の抜本的改善と公私格差の是正をすすめる

中学卒業生の急減期に、受験競争の緩和をすすめるためには、中学と高校、公立と私立とが、たがいに協力しあい信頼の上に立って学校づくりをすすめると同時に、子育てと教育をめぐる地域、父母、県民の自発的なとりくみが大切です。この二つのとりくみが、かたく結びついてすすめられることなしには、青年期の子どもたちの豊かな発達は保障されません。

そのためには、以下の諸条件を整備することが必要です。

(1) 中学・高校、公・私立とも三五人学級を実現し過大な学校規模を適正化する

次頁の図のように、今や国際的には四〇人以下の学級が常識になっています。当面四〇人から三五人学級規模に改善することは、全国有数の富裕県である愛知で実現できないはずはありません。急減期こそ、そのチャンスです。この改善とあわせて、過大な学校規模を一学年八学級程度に適正化することも大切です。

そのさい、行政は私学にたいして、

増設をすすめることが必須の課題です。

(3) 公立高校の学区を現状の巨大2学区制から、大学区、中学区へ縮小する

中・高の教育の接続をはかるためには、地域の高校へ進学することが望ましいことはいうまでもありません。

巨大学区制の下では、入試競争の激化、学校間格差の拡大とともに、高校は地域からますます遠ざかっていきます。反対に、学区を縮小していけば、高校の地域性は強まります。

学区を縮小し、高校を「地域に開かれた高校」にしていくためには、地域における中・高連携の強化や、教育における住民自治の力が大きくなることが大切です。

公・私立高校の地域的偏在の是正、公・私立高校の適正な募集定員の設定、公私間格差是正の達成状況、さらには中学生の進学動態などを総合的に考慮し、巨大2学区を当面、中学区規模に縮小する案を提示します。

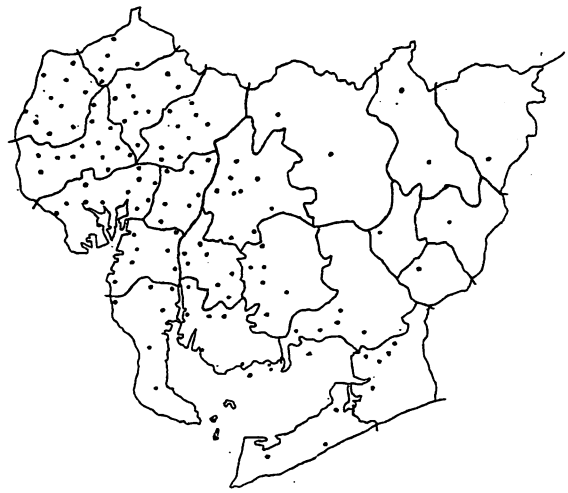
県下公立普通高校の中学区規模の学区縮小案

(1) ここでいう中学区とは、一学区五～六校程度の高校の存在する学区で、それ以上は大学区と考えます。

(2) 公・私立の募集定員の偏在から、部分的には調整学区ができます。

(3) 一学区五～六校程度以上の大学区は、中学区へと順次改めていきます。

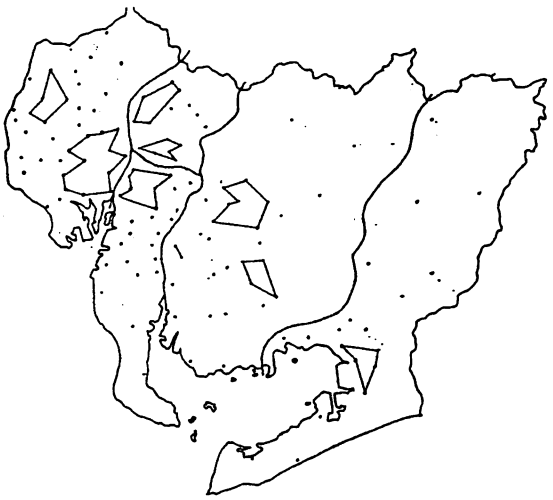
(4) この段階では、公私間格差の完全解消を前提に、一定の条件の下で希望する私立高校を含めた学区の再編をすすめます。



(8)この段階では、学費や輪切り進路指富などによる公私間格差を是正することを平行して行います。

巨大学区の縮小と結び付けて学校群を拡充する案

(1)尾張を三学区ないし四学区に、三河を二学区に分割して、その中に群を編成します。
(2)高校の偏在する名古屋市及びその周辺の学区の線引きは、行政区を基礎に、中学校区の生徒数と高校の収容数を考慮して調整します。
(3)学区内には複合学校群を残し、ひきつづき学校間格差の是正につとめます。



(2) 高校を増設し、地域偏在を是正する

県の従来からの安上がり教育行政の特徴のひとつは、急増期の生徒収容を私学に肩代わりさせてきたことです。さらには、必要な地域にではなく用地取得の容易な地域（地価の安い地域など）に高校増設を行ってきたことです。この結果、現在の高校には地域偏在という大きな問題があります（資料8、9参照）。そのために、急減期においても必要な地域に高校を増設していくことは、重要な課題となります。

とくに、これからの急減期を通して、高校進学率を高めること、また公私立とも過大学級をなくし三五人学級を実現すること、さらに希望者全員の高校進学を保障する、募集定員枠を確保すること、そのためには、必要な地域において公・私の協議をふまえ、高校の

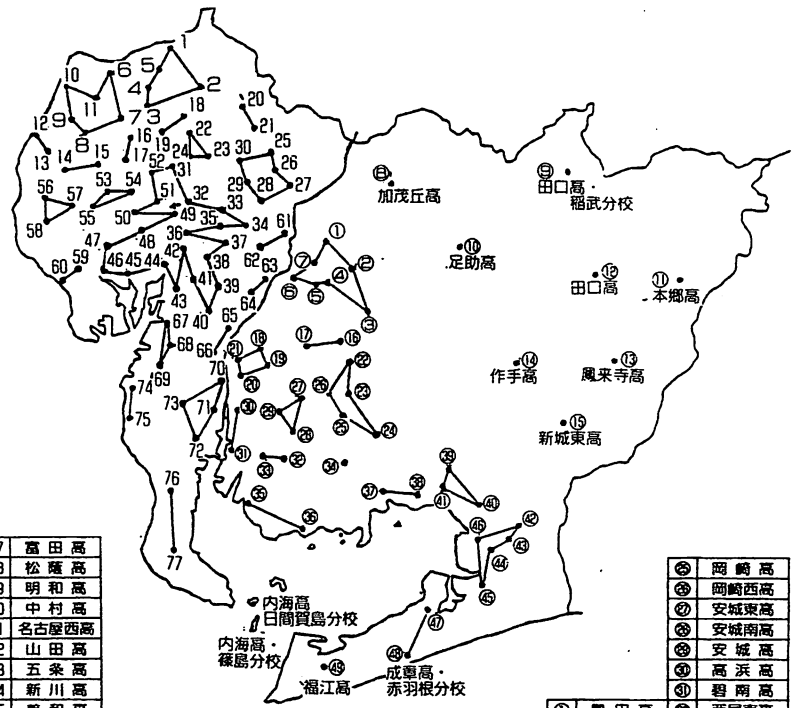
(3)現在、群のない地方中核都市である、豊田・春日井市などに複合学校群を導入します。

(4)上記以外の地域では、二つの隣接高校で単独学校群を組みます。

(5)高校の地域偏在や、隣接校が遠隔地にある場合は、単独校にします。

(6)生徒の配分に際しては、従来の学力均等配分方式に地域配分を加味します。(たとえば、自宅からの通学時間が二対一以上の比になる場合や、身体に障害のある生徒の場合などは、近い方の高校を希望すれば優先します。)

(7)行政と中学校、高校、父母の連携を強め、居住地に近い群高校を受験するよう適切な進路指導を行います。



1	犬山高	47	富田高	71	半田東高
2	犬山南高	48	松蔭高	72	半田高
3	尾北高	49	明和高	73	阿久比高
4	江南高	50	中村高	74	知多高
5	丹羽高	51	名古屋西高	75	常滑北高
6	一宮北高	52	山田高	76	武豊高
7	一宮南高	53	五条高	77	内海高
8	一宮興道高	54	新川高		
9	一宮西高	55	美和高		
10	木曽川高	56	津島北高		
11	一宮高	57	津島東高		
12	尾西高	58	津島高		
13	祖父江高	59	蟹江高		
14	平和高	60	海南高		
15	稲沢東高	61	旦進高		
16	岩倉高	62	日進西高		
17	西春高	63	東郷高		
18	小牧高	64	豊明高		
19	小牧南高	65	大府東高		
20	春日井東高	66	大府高		
21	高蔵寺高	67	横須賀高		
22	春日井西高	68	東海南高		
23	春日井高	69	知多東高		
24	春日井南高	70	東浦高		
25	瀬戸北高				
26	瀬戸高				
27	瀬戸西高				
28	長久手高				
29	旭野高				
30	守山高				
31	北高				
32	旭丘高				
33	千種高				
34	名東高				
35	菊里高				
36	向陽高				
37	天白高				
38	昭和高				
39	緑高				
40	鳴海高				
41	桜台高				
42	瑞陵高				
43	名古屋南高				
44	熱田高				
45	惟信高				
46	南陽高				

①	豊田高	㉕	岡崎高		
②	豊田北高	㉖	岡崎西高		
③	松平高	㉗	安城東高		
④	豊田東高	㉘	安城南高		
⑤	豊田西高	㉙	安城高		
⑥	三好高	㉚	高浜高		
⑦	衣台高	㉛	碧南高		
⑧	豊野高	㉜	西尾東高		
⑨	豊田南高	㉝	西尾高		
⑩	知立高	㉞	幸田高		
⑪	知立東高	㉟	一色高		
⑫	刈谷高	㊱	吉良高		
⑬	刈谷北高	㊲	蒲郡高		
⑭	岩津高	㊳	蒲郡東高		
⑮	岡崎北高	㊴	国府高		
⑯	岡崎東高	㊵	小坂井高		
		㊶	御津高		
		㊷	豊丘高		
		㊸	豊橋東高		
		㊹	時習館高		
		㊺	豊橋南高		
		㊻	豊橋西高		
		㊼	成章高		

学校があっても遠方の学校にまわされるなどの問題も生じ、今日にいたりました。

③ 複合選抜制度と群の解体

今回の複合選抜制度は、すでに述べたように、大学区制の弊害を是正する立場でもなければ、また群制度改善の立場でもなく、これとは反対に、大学区制の「長所」を生かすと称して、群を解体しすべてを単独校とし、これを従来の群とはまったく異質な「1群」・「2群」というグループに分けました。

それどころか大学区制をそのままにして、受験機会の複数化と推薦受験もふくめ何回も単独校を受験することになるので、受験地獄と高校間格差は、今まで以上に激しくなります。

④ 私たちのめざす、学校群制度の改善・拡充案

愛知の現行2大学区制は、他県に類例をみない巨大学区です。私たちはこれを、愛知の「巨大2学区」と呼ぶことにしました（下表参照）

私たちは、まず現行の巨大2学区のもとでも、高校間格差の是正をすすめるために、学校群制度の改善、拡充をすすめます。あるいは、巨大学区の縮小と学校群制度の改善、拡充とセットにしてすすめる改革案も考えられます。

現行の巨大2学区の下で学校群を改善・拡充する案

(1) 名古屋市については、現行の複合学校群に市内の公立普通高校を加えて学校群を再編します。

(2) 現行単独学校群（一宮、豊橋、刈谷、岡崎）に周辺の単独校を加えて複合学校群にかえます。

政令指定都市を含む都道府県の高校通学区域制

都道府県	1986年3月中卒者数	学区数	1学区当たり中卒者数	政令指定都市	1986年3月中卒者数	学区数	1学区当たり中卒者数
北海道	87,735	52	1,687	札幌	22,282	2	11,141
東京	174,996	10	17,500	東京(23区)	118,207	6	19,701
神奈川	123,005	16	7,688	横浜	48,113	6	8,019
				川崎	15,504	2	7,752
愛知	110,155	2	55,078	名古屋	32,845	1	32,845
京都	40,129	9	4,459	京都	22,103	4	5,526
大阪	149,292	9	16,588	大阪	39,840	5	7,968
兵庫	86,475	16	5,405	神戸	22,521	3	7,507
広島	44,923	14	3,209	広島	16,825	3	5,608
福岡	71,139	15	4,743	北九州	16,533	3	5,511
				福岡	16,684	3	5,561



いく絶好の機会です。

父母・県民、中・高、公・私の学校関係者、教育行政当局が力を合わせてとりくむべき高校入試改革について次のように提言します。

1、学校群制度を改善しつつ拡充し、大学区制を縮小・再編する

(1) 学校群制度を改善し拡充する

① どのようにして学校群制度が導入されたか

すでに述べたように、一九七三年に学校群制度が導入されたのは、大学区制が生んだ高校の学校間格差を是正するためでした。すなわち全国にさきがけて実施（一九五六年）された愛知の大学区制の下で、中学浪人を出さないために中学校で行われる点数輪切りによる進路指導と高校の序列化の進行が、受験競争をさらに激しくしました。

知事選においても大学区制は争点になり、県民の批判が高まる中で、県教委は、大学区制が生んだ公立普通高校の格差を是正すると称して、大学区制には何ら手をつけないまま、県下二五校の高校（名古屋一五、一宮二、刈谷二、岡崎二、豊橋二＋二）に群を組み、総合選抜学力均等配分で合格者を群内の高校に配分する方式を採用したのです。最初の数年間は、「富士山が八ケ岳になった」と言われるように、特定のエリート校の平準化が進み、学校間格差の縮小や生徒の地域定着などに一定の効果をもたらしました。

② 現行学校群制度の問題点

しかし、群制度が実施されて一五年を経過した今日、大学区制の下では、受験地獄は一向に解消されていません。あらたに、群高校と群に編成されないった単独新設校が増えるなかで、群高校と単独校間の格差や群間格差が生まれ、また機械的な学力均等配分のため、居住地の近くに

しうる高等学校の教育環境を保障することができます。

私たちは、公私格差を全面的に解消することで、公私連携して、高校進学への中学生の不安を希望に変え、そのたしかな学力と豊かな人格を育てる状況に転じる道が開かれると考えます。それはまた、現にすすめられている父母と提携した学園ぐるみの私学教育の創造をより本格的に発展させる道だと確信します。

(4) 希望するすべての中学生に高校進学の保障を

愛知の高校進学における選抜をめぐる問題の深刻さは、全日制高等学校進学率八九・七%という全国最低の進学率に端的に示されています（資料1、2参照）。希望するすべての中学生に高校への進学を保障し、希望しながら高校進学をあきらめざるをえない生徒を一人も生み出さない愛知の教育条件を実現するならば、選抜のあり方を受験競争の緩和にむけて大きく改善することができます。

高校への希望者全入の意義は、すべての青年たちが、中学校で習得すべき学力を確実に身につけた上に、さらに高校での継続的な学習をとおして現代社会に生きる青年として求められるより豊かな国民的教養と専門性を自らのものにしていくところにあります。

(5) 県民による県民参加の教育改革

県下では、現在、広範な父母・住民と教職員の連携による地域の子育て・教育運動が展開されています。私たちの求める教育改革はこのような運動に依拠しながら、父母・住民・公私立学校教職員、教育行政当局が共同していくことによってはじめて実現されていきます。そのために、地域教育運動を一層発展させていくと同時に、市区町村及び県レベルに、入試改革を含む学校教育の現状とあり方について協議する父母、教職員、学識経験者、議員などの参加する協議会を設置していくことが不可欠な課題です。

二、中学卒業生「急減期」に向けての高校入試の改革提言

一九八八年の一一七、三〇〇人をピークとして、西暦二〇〇〇年を過ぎるまで、中学校卒業生の急減期が続きます。（資料4、参照）この時期こそ、受験競争を緩和し、希望者全入を実現するための諸改革を計画的にすすめて

第二に、それは高校入試の全廃をめざし、地域のすべての青年に開かれた公立高校づくりをめざします。そのため高校における教育実践のいっそうの充実、学校間格差や学校内の学力格差、職業科のあり方、さらに高校の地域的偏在など山積している教育問題の克服に積極的にとりくみます。そして、すべての青年が地域の内と外とを問わず対等平等に交流し、視野を広げながら学びあい、共通教養を深めながら個性的な自立をはかり、未来の主権者としての分別を身につけることをめざします。

第三に、それは地域の住民が管理し運営する高校づくりを意味します。住民は、序列化された高校から一つを「選択」させられる〝消費者〟としてではなく、主権者として、高校の設置及び管理・運営に参加し、そのために必要な地域や市区町村、さらに県レベルの高等学校協議会（仮称）の設置及び管理・運営にも参加します。

このような「地域に開かれた公立高校づくり」をすすめるために、私たちは、当面まず現行の学校群制度や大学区制のあり方を抜本的に吟味し、改善していきます。

(3) 公私格差を是正し父母と提携した学園ぐるみの私学教育の発展を

公立上位校を頂点にした愛知型の高校受験地獄は、入試制度それ自体の問題とともに、公私間のさまざまな格差によってつくりだされたものです。とりわけ、学費負担の格差と私学をすべり止めにした進路指導がその大きな要因になっています。

そもそも「公私連携」とは、県民の教育要求を満たすために、公立と私立とがそれぞれの役割を発揮しながら、両輪となって県下の高校教育をささえることを意味しています。

もちろん、本来的に、公立高校は地域の中学生のすべてにひろく門戸を開き、青年期教育のより豊かな共通教養を築き上げつつ、しかも官僚的な画一主義に陥ることなく、魅力ある教育づくりをすすめなければなりません。これにたいして、国民による学校設置の権利を国民みずからの手で行使し開校した私立高校は、営利的な企業主義に陥るのではなく、公教育の地平に立って県民の教育要求に応えつつ、各学園の教育のより豊かな個性を発展させるべきです。県下の高校教育は、このように地域の全生徒に門戸を開く公立と、その学校の教育理念を選択した生徒を受け入れる私立とが、「高等普通教育及び専門教育を施す」（学校教育法41条）機関として等しく諸条件の整備がはかられ、相互信頼のうえに立って連携することによってこそ、はじめてすべての中学生が安心して学び成長



め、人類への愛と関心を抱きはじめる時期です。そして、一方では人生への疑問や不信にさいなまれながら「希望」と「連帯」をはぐくみ、自らの人生を選択していく時期です。

このような青年期の教育は、本来すべての青年に開かれたものでなくてはなりません。成績の良し悪し、心身の障害の有無、さらに家庭環境によって左右されるものであってはなりません。激しく揺れ動き進歩していく時代を生きぬいていくためには、ものごとを批判的に考える能力や自らの意思を表現する能力、さらに、自分たちが生きている地域や社会、国家や世界の動きを読みとる能力等、たしかな学力を身につけることが必要です。そして、それは自分本位の学力ではなく、他者を理解し、思いやる学力であり、豊かな人格にささえられるものです。

私たちはこうした理念の下に高校入試改革をすすめます。その際、次のような五つの改革の課題を特に重視します。

2、改革の課題

(1) 中学校教育の重視と充実を

今日の高校格差は、そこに進学する生徒の受験学力の高低の格差そのものであるといっても過言ではないでしょう。この受験学力の高低の格差が、その当否は別にして生徒一人ひとりの人格形成にまで影響を与え、一層学校格差を鮮明にさせてきているのが現状です。

この学校格差の存在という現実を前にして、熾烈な受験競争に一層拍車がかけられ、高校進学を希望しながら、受験学力の不足のため進学を断念せざるをえない事態を招いてきているのです。それだけになによりも、高校進学を希望するすべてのものが、高校進学可能な力量を中学校教育において充分保障されていなければなりません。

そのためにも、中学校教育の重視と充実は、私たちの求める高校入試改革の前提的重要課題です。

(2) 高校教育の充実と地域に開かれた公立高校づくり

私たちは、複合選抜制度とむすびついた「学校選択の自由」に反対し、それに対置して「地域に開かれた公立高校づくり」をすすめます。

第一に、それは中学と高校の教育のむすびつき、とくに、日常的な教育実践、教科指導や生活指導、さらに進路指導上の交流や相互批判をとおしての「中高一貫」教育を重視します。

Ⅲ 私たちの求める高校入試改革

すべての青年に、たしかな学力と豊かな人格をはぐくむ中学・高校教育の創造を

これまでみてきたように、今日の愛知の教育は、問題にみちています。中学生は悩み、父母は不安をいだき、教師は苦悩しています。それらを無視する上意下達的な複合選抜制度の強行実施は、今日の事態をさらに一層悪化させる、と私たちは考えます。一八〇万余、さらに三八二万余にのぼる県民の複合選抜制度反対の請願署名に込められた願いは、その意味できわめて重要であり、私たちの求める高校入試改革の基本的な態度と方向をさし示すものです。

もうこれ以上〝十五の春を泣かせない〟ために、私たちは、私たちの求める高校入試改革のあり方について、その基本理念と課題を明らかにし、改革の提言を積極的に提示します。

一、基本的理念と改革の課題

1、基本理念

中学生・高校生の時代は、人生のいわば開花期です。親たちから離れて人生へ旅立つ「自立」の時期であり、「友情」をとおして異性への「愛」に目ざ

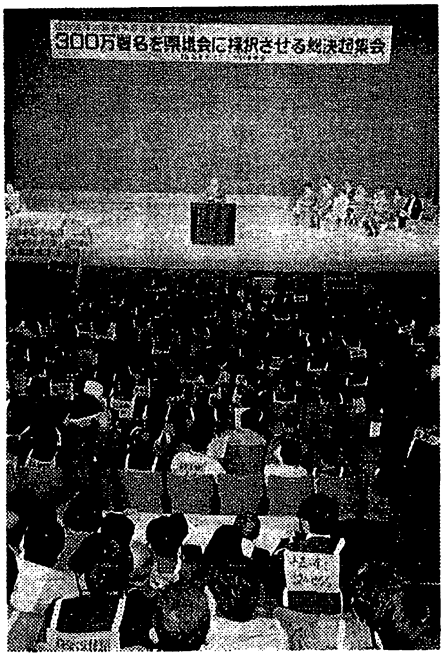


入は公立五三五万円にたいして私立は四八五万円であり、年収二〇〇万円未満の家庭の生徒数は、公立二七四二人（全生徒数対比四％）であるのに比して、私立は四二一五人（同二一％）と、一四七三人も多く就学しています。愛知の私立高校は、過去一七年にわたり全国的にもまれな学費据え置きの努力をつづけてきましたが、公費助成の現状では、なお学費の公私格差を是正するには程遠く、生徒急減期を目前にした一九八八年度の経常費補助にいたっては、生徒一人あたり八五〇〇円の微増（総額一九万八二〇〇円）にとどまる見通しで、むしろ格差拡大の危険さえ強まっています。

また、私学をすべり止めにした公立優先の進路指導についても同じです。県教委は「学校選択の自由」を保障すると言いますが、複合選抜制度そのものによって、公立高校の序列化ばかりか、公私間の輪切り格差は一段と強められる危険がさし迫っています。

このように、複合選抜制度は、公立高校の存在を補う安上りな安全弁として私学を位置づけ、一部の私学は廃校にすら追いやられかねない危険性をもった制度といえます。

以上、複合選抜制度は、子どもの発達を保障する教育の立場からみて、一片の正当性ももちえず、入試制度改善の名に値しないことは明白です。



と考えます。そして、中卒者の一〇％は必ず高校進学の希望をたたれるという、全国一貧困な高校教育制度（整備計画）を、ただちに改めることこそ急務です。

(2) 専修学校入学者や就職者など、一〇％の生徒たちの進路保障

一九八七年春の専修学校（高等課程及び一般課程）など教育訓練機関への入学者は、六、四五〇人にのぼり、中卒者にしめる入学率は、五・六％と全国平均の倍にもなっています（資料1参照）。毎年、専修学校の入学試験は、私立や公立の高校入試に先だって行われ、まず専修学校の定員枠が埋められ、高校進学率が全国最低になっていく構造になっています。この現実を、県教委は愛知の進路指導がすぐれているかのようにいっています。しかし、十分な高校進学可能枠を保障してこそ、中学生は、専修学校にいくか、高校にいくか、進路を自由に選ぶことができるのです。現実には、高校へ進学できないばかりに、専修学校への入学を余儀なくされている中学生が多いのであり、かれらの殆どは、高校選択の自由どころか、高校か専修学校かの選択すら自由にできない状況に追い込まれている場合が多いのです。

このような状況のなかで、県教委は、高校進学率抑制策の一環として、専修学校や定時制・通信制への入学奨励策を財政的にすすめてきています。それらへの入学奨励策として、一九八七年度は経常費補助のほか、「私立専修学校高等課程奨学資金補助金」として四二七二万円（対象人員六〇〇人）と、対前年度比二五％増、また企業と直結した「私立高等学校定時制及び通信制課程教育推進費」は三億五〇四七万円で、九・一％増になっており、いずれもきわだった増加傾向を示しています（資料5参照）。私たちは、これらの助成策はともかく、高校の整備拡充を怠っている現状は、安上りな青年期教育政策であると批判せざるをえないのです。

全国一貧困な高校教育行政によって、中卒者の約一〇％が高校へ進学できないことを、県教委当局はもっと深刻に受け止めるべきです。

(3) 公私間格差と「公私連携」

さらに「公私連携」といいながら、愛知の高校受験地獄の大きな要因になっている学費などの公私格差や公立優先の進路指導について、ほとんど是正のための具体策を示していないことも問題です。

父母負担の格差については、一九八七年度において、公立の初年度納付金が八万六四〇〇円にたいして私立は平均四五万八五四四円と一対五・三にのぼっています。しかも、父母の平均収

（コース別）することにもなりかねません。

戦後教育改革により発足した六・三制単線型学校制度は、中学校を中等普通（共通）教育を施す機関として、すべての子どもに開かれた学校として位置づけ、今日に至っています。また、世界の一九八〇年代の教育改革をみても、すでに、高校入試を基本的に廃止している欧米諸国では、中学校段階はもちろんのこと、高校教育においても、英米の「総合制中等学校（コンプリヘンシブ・ハイスクール）」に代表されるように、より共通教養を重視した中・高一貫のカリキュラム編成を追求するようになってきています。複合選抜制度は、こうした国際的動向にも逆行した、時代錯誤もはなはだしい、日本のみならず世界にも例をみない制度といわねばなりません。

3、複合選抜制度は、高校進学率抑制策であり、安上がり高校教育行政そのものである

(1) 愛知県地方計画にみる高校進学率抑制策

愛知県は、相対的に「富裕な財政」の効率的運営をねらい、一九五〇年代より計画行政を重視し、現在は、「人間性と活力あふれる愛知県づくり」をスローガンに、第五次地方計画（一九八二年～九二年）をすすめています。ところが、このなかにおける高校進学率の指標（目標）は、第四次地方計画までは「一九八五年に九六％」としていたにもかかわらず、第五次地方計画では「一九九〇年を九〇～九二％」とし、この間の三箇年推進計画でも、一九八九年を九一％と見込むなど、一方では県民の高校進学要求を無視し、他方では急減期を見越した徹底的な高校進学抑制計画になっています（資料4参照）。そして、はやくも高校の統廃合すら、とりざたされているありさまです。

〝産業首都づくり〟をめざす愛知県第五次地方計画下の県予算は、総じて、生産基盤（道路、港湾、空港など）の建設に手厚く、生活基盤（学校、病院、住宅など）の充実には手薄になっています（資料6参照）。総予算にしめる高校教育費の割合はジリ貧傾向にあり、高校整備費にいたっては、一三三億円（一九八五年）→七八億円～一九八六年）→六二億円（一九八七年）と、この三年をみても半分以下に落ち込んでいます（資料5参照）。

私たちは、急減期こそ現在の高校収容生徒枠を維持拡大することによって、希望するすべての中学生が、高校で学び得る体制づくりをめざすべきだ

ような制度でも、ある程度の格差はできる。わが国はこれまで教育の平等に重点を置き、それなりの評価は得てきたが、公立高校全体の地盤沈下を防ぐためにも、一部のエート校が必要ではないかと思っている」（『内外教育』一九八五年十二月十三日号）と、臨教審のエリート校育成の路線を露骨に表明しています。また、別の誌上でも、「入試自由化で新たな学校間格差が出てくるのではないか」との質問にたいし、「出てきてもいいと思います。一部では『昔のエリート校の復活』とか言われています。確かにそういう面もあり、できるだけその格差を縮める努力をしているとはいうものの、学校群と比べれば、それは確実に拡がってしまう。が、逆に私はそれでいいと思う」（『経済批判』一九八六年二月号）と答えています。結局、複合選抜制度は、すべての中学生を競争に巻き込み、大多数の子どもを犠牲にして、エリート選抜のしくみとして機能することをねらいとしているのです。

2、複合選抜制度は、高校のみならず、中学校のコース制、能力別学級編成に拍車をかけ、六・三制単線型学校制度を根底から変えるものである

複合選抜制度を、国の教育課程審議会の「答申」（一九八七年十二月二十四日）と重ね合わせてみると、さらに本質的な問題点が浮かびあがってきます。「答申」は、高校教育のみならず、中学校教育段階で「選択履修幅の拡大」や「習熟の程度に応じた指導」を取り入れるとしています。すなわちこの答申によると、中学校の二年では、一週あたり三時間から最高六時間まで選択教科にあてることができ、三年では、一週四時間ないし八時間を全ての教科にわたって選択することができ、非常に多様な履修の実態が予測されます。

こうした教育課程の多様化は、複合選抜制度、なかでも今後実施が検討されている「傾斜配点方式」をテコにして一層拍車がかけられ、能力別コースや学級編成として具体化する危険性はきわめて強いと思われます。三年生の選択履修は、もっぱら受験指導や補習に使われ、特定の高校をめざし特定の入試科目を優先的に選択する傾向はさけられないでしょう。逆に、受験科目以外の教科はますます軽んじられたり、限られた担当教科教員数のなかで、低学力の生徒たちは受験科目以外の授業を選択することを強要されかねません。また複合選抜制度は、困難な教育条件下で「どの子もわかる授業」づくりに取り組んでいる教師たちの実践をさらに困難にし、中学校全体を複線化



ないでしょうか。「学校選択の自由」は、間接的には親の財力に制約されていますし、より直接的には子どもの受験学力によって残酷なまでに制約されています。

「学校選択の自由」は、自由競争を本質とする、受験学力による「弱肉強食」の自由にほかなりません。すなわち、親の立場からみれば、「学校選択の自由」とは、財力を投入して塾通いさせてでもわが子の受験学力を高め、偏差値の高い高校に競って入れる自由にほかならないのです。こうした「学校選択の自由」下では、公・私、普・職の格差は一層拡大し、県下の全ての高校は徹底的にランクづけられることになります。

このように、競争原理を前提とした「学校選択の自由」は、熾烈な受験競争をあおり、学校間格差を一層拡大させるものといってよいでしょう。複合選抜制度を導入しようとする県教委の本質的意図は、この競争にうち勝つ「挑戦意欲旺盛なエリート」づくりなのです。それにもかかわらず、複合選抜制度の実施にあたり、他方で「受験競争の激化の防止」や「学校間格差の復活防止」などに努力するなどということは、およそこの制度の本質的意図に反し、あり得ない、矛盾に満ちた「配慮事項」といわざるをえません。

また、教育現場感覚からいっても、生徒は四回受験できても四回すべるかもしれず、そうした犠牲者を少なくしようとすればするほど、中学校の進路指導は、より徹底した輪切り指導をせざるを得ず、学校間格差の拡大は、火をみるより明らかです。

さらに今春、学校群を除く九十九の公立普通科に推薦入学が導入されましたが、これはあらかじめ受験学力によって輪切りされた中学生を、高校のランク別、普職別に振り分けるシステムであり、複数受験方式とセットにした選抜の体制に他なりません。「学校選択の自由」とはうらはらに、学力のない生徒は推薦入学できない場合が多いのです。

(3) エリート選抜のしくみとしての複合選抜制度

それでは、県教委は、このようにごく一部の受験学力の高い生徒しか「学校選択の自由」がないような体制を、なぜ強引に導入しようとしているのでしょうか。当時の奥田教育長（現総務部長）は率直に述べています。「どの

三、複合選抜制度の本質と問題点

1、複合選抜制度は、公・私、普・職の輪切り受験体制を強め、高校間格差を拡大し、受験競争を一層激化させる

(1) 複合選抜制度は、学校群廃止による完璧な大学区制の復活

複合選抜制度の通学区域制についての改革内容は、大学区制（尾張学区と三河学区）はそのままにし、学校群は廃止するというものです。これは、一九五六年（県教委が通学区域を小学区制から大学区制にきりかえた年）から一九七三年（学校群制度を導入した年）までの制度に引き戻すということです。複合選抜方式は、尾張と三河をそれぞれ二群に分け、あたかも通学区域を縮小しているかのようにみえますが、二つの巨大学区はそのままですから、事実上どこを受験してもよいわけで、完璧な大学区制の復活を意味します。

県教委は「現行の通学区域の長所を生かし」、「学校選択の自由が認められない」学校群は廃止するといういい方をしています。しかし、学校群制度を導入したのは、大学区制の弊害、すなわち受験競争と高校間格差を緩和することをねらいとしていたのではなかったか。そして、さきの通研協の最終答申も「現在の学校群制度は、二大学区制の中で生じた受験競争の過熱化を緩和するために、二大学区の長所を生かしつつ、その欠点を補完するという目的で導入され、学校格差の縮小や生徒の地元定着に効果をもたらした。」と評価していたのです。つまり、「受験競争の緩和」や「学校間格差の是正」に一定の役割を果たした学校群制度を捨て去り、「学校選択の自由」をすべてに優先させるなかで登場したのが、複合選抜制度なのです。

(2) 「学校選択の自由」とは何か

それでは、「学校選択の自由」とは一体何でしょうか。すでに、県教委は、一九五六年四月、今日の受験競争の激化をもたらした高校大学区制の強行導入に際しても、その実施理由の第一として「学校選択の自由」を強調していました。この制度下にある今日、生徒や親が希望する高校を自由に選択することが、はたして可能になっているでしょうか。また、希望する高校に進学できている生徒が、どれくらいいるでしょうか。それは、一部の受験学力の高い生徒に限られているのが現状では

の納得が得られるものとはいえません。議長「斡旋」についていえば、議長権限は、主として「議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」（地方自治法一〇四条）ことにあり、県議会議長は昨年九月議会の「慎重審議」の議会意思を尊重し、議会を代表する立場にあるのであって、このような「斡旋」行為は、不遜のそしりを免れないでしょう。

また、私立学校の所轄庁である県知事が、私学に甚大な影響を与える入試制度改革問題について、「三者会談」のごとき場を設けて処理することを見過ごしたことも、責任を回避するものと批判されるべきでしょう。このことは、私立学校問題全般や私学助成に限っても、県知事任命の「愛知県私立学校審議会」や「愛知県学校法人等助成審議会」などの審議機関があることにてらせば、私学の父母・教職員の代表を含めた幅広い県民参加のもとに、公開で審議しうる機関を整備することこそ、県知事の責務であったはずです。

3、県教委の一月十二日の決定について

このように見てくると、一月十二日の県教委決定は、きわめて正当性を欠くものといわざるをえません。

そもそも、一般行政（民生・経済・土木など）と教育行政を区別して、前者を県知事にゆだね、後者を県教委に任せている教育委員会制度の趣旨は、県教委が政治的取り引きに陥ることなく、子どもの成長・発達を保障していくことを最優先にし、県民・教育現場の意向を聞きながら教育政策を決定していくところにあります。このことを教育基本法は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」（一〇条一項）と述べています。つまり、入試改革は原則として、県民（参加）↓県教委（策定）↓県教育長（政策実施）という流れですすめられなければならないところ、この間の経緯は、文部省↓県教育長↓県教委というように、全く逆立ちした県民不在の決定手続きになっており、教育における地方自治の原則を無視するものといわざるをえません。

一月十二日の県教育委員会会議についても、複合選抜実施にともなう「学校選択の自由と志願調整との矛盾」、「中学校現場の混乱」、「制度の複雑さ」など、県民の声を代弁し、矛盾点や問題点を指摘しながら、県教育長をチェックできなかった県教育委員会の責任は重大です。

かという点です。かえって、中学校にまでコース制や能力別学級編成を持ち込むことを促進することになりはしないか、という問題です。

第五に、政策決定手続き上の問題があります。県教委は、高校入試制度改革に関する県民の合意づくりを十分時間をかけ追求すべきであるにもかかわらず、六十四年春実施を強行することは、「教育の地方自治」の原則（憲法九二条及び教育基本法一〇条）に反するのではないか、という点です。

このような争点をもつ複合選抜制度について、以下、手続き上の問題点と複合選抜制度そのものの問題点に分けて、もう少し詳しく検討します。

二、政策決定手続きの問題点

1、文部省の政策を先取りした県教育長の独断専行

まず、この間の複合選抜制度策定の経緯を振り返ってみます。一九八四年一月段階では、県教委は学校群制度を維持・発展させていく方向をうち出していました（愛知県公立高等学校通学区域調査研究協議会〈略称：通研協〉の最終答申）。ところが同年七月二十日、受験機会の複数化を推進する「文部省通知」が出るやいなや、奥田前県教育長は、「国の方針が変われば考え直さざるをえない」（中等協の専門員会での発言）として、手のひらをかえすように複合選抜制度導入政策へと転換し、小金現県教育長も、この政策を忠実に受け継いできています。

本来（法制度上）、県教育長は、県民の教育要求に耳を傾け、専門的に県教委の政策づくりを助言していくことが仕事のはずです。ところがこの間、県教育長は、県民と教育現場の合意づくりに努力してきたとは言い難く、文部省の政策に真っ先にとびつき、その先導的試行政策に従い、その「使命感」に燃え、県民の意向とは別に、独断専行していると言わざるをえません。

2、三者会談の合意について

今年一月八日には、県議会議長「斡旋」による三者会談（県教委、県総務部、私学協会）の「合意」ができたとされています。しかし、その内容は、「生徒の受け入れに関する公二：私一の比率の原則を守る」のほかは、「私学助成の充実」「生活困窮者の公立高校入学への特別措置」「推薦入学の枠及び合否判定基準の再検討」について、「一層努力」「検討」するという曖昧な表現にとどまっており、決して県民



とめることができます。第一に、複合選抜制度の導入によって、「受験競争の激化」や「学校間格差の復活」を、防止しうるのかという点です。すなわち、中学校教育を充実させるのではなく、高校間格差を拡大したり、受験競争の一層の激化をまねき、中学校教育をさらに困難にすることになりはしないか、という問題です。

第二に、中学校卒業生の急減期をひかえ、今度の入試制度改革をとおして、高校進学率を高めていくことになるのかどうかという点です。高校進学率をたかめることは、県の高校教育行財政にかかわる問題ですが、同時に愛知県の未来そのものにかかわる重要な問題でもあります。それにもかかわらず、この制度の導入による受験競争の一層の激化のなかで、さらに進学率が抑制されないかどうか、という問題です。

第三に、複合選抜制度は、「公私連携」どころか「私学つぶし」の危険性さえもつ、という点です。これまでも県教委は公立の入試制度を変える際、私学への影響については無視してきましたが、公立高校への推薦枠の拡大と、受験機会の複数化を内容とする今回の改革は、さらに私立高校の地位を低下させはしないか、という問題です。これは、中等協の配慮事項にも掲げられた「公私連携」と明らかに矛盾しています。事実、「六十四年春実施」決定後の私学助成予算や、「強制的な進路指導を行わない」という県教育長の議会答弁も、現実の学費格差・輪切り選抜などによる公私格差を是正するには程遠い、微調整的な手直しにすぎません。

現に父母と提携し学園ぐるみでおこなわれている私立高校の教育づくりを発展させるのか、それとも私学つぶしを許すのかは複合選抜制度の重大な争点の一つです。

第四に、複合選抜制度は、県教委のいうようにはたして、「中学校教育のいっそうの充実」につながるのかどう

序により行う。
第一志望校、第二志望校ともに合格圏内にあるときには、第一志望校を合格校とする。この結果、欠員の生じた場合は、当該校を志望校とした受験生の中から、繰り上げて合格者を決定する。
(5) 合格者の発表は、A・Bグループ同一期日とする。
5 実施年度
昭和六十四年度第一学年入学者選抜から実施する。
Ⅳ 改正に伴い行うべき措置
1 受験競争の激化の防止、学校間格差の復活防止に努める。
2 知・徳・体の調和のとれた人間形成を図り、中学校教育のいっそうの充実に努める。
3 地域に根ざした特色ある高等学校づくりを推進する。
4 公・私間及び中・高間の連携を推進するとともに進路指導のいっそうの充実を図る。
5 新入試制度の趣旨の徹底に努め、その円滑な実施を図る。

〈県教育委員会定例会（一九八八年一月十二日）資料より〉

さらに、この複合選抜制度を検討した中等教育問題研究協議会（以下「中等協」と略す）は、第三次答申（一九八六年四月十九日）において、入学者選抜制度改革にあたっての「配慮事項」として、「一 受験競争の激化の防止」「二 学校間格差の復活防止」「三 学力水準の向上」「四 中学校教育の充実」「五 公私連携の推進」「六 中高連携の推進」「七 推薦入学実施方法の改善」という七項目をあげていたことも、あらためて確認しておきたいと思います。これらは、私たち県民中等協も適切かつきわめて重要な指摘であると考えるからです。

2、複合選抜制度の是非をめぐる基本的争点は何か

こうして、県教委の「ねらい」と中等協の「配慮事項」と私たちが前書きでのべた「三つの視点」とをつきあわせてみると、複合選抜制度実施の是非をめぐる基本的争点は、次の五点にま

められない不満があり、群間格差の拡大という問題も生じている。

このような実情を是正し、中・高等学校教育の本来の目的を達成するため、総合的な施策が必要である。

この施策の一環として、公立高等学校入学者選抜制度を改正し、推薦入学と入学検査を併用した複合選抜方式による新しい入学者選抜を次のように実施する。

Ⅱ　改正の基本方針

1　現行の通学区域の長所を生かし、公立高等学校への受験機会を拡大するとともに、志願する高等学校を自由に選択できるようにする。

2　入学者選抜にあたっては、選抜尺度の多角化を図り、学力に偏せず、個性の優れた面を積極的に評価できるようにする。

3　中・高等学校教育の充実に関する総合的な施策の一環として改正する。

4　改正後、適当な期間を置いて検討を加え改善を図る。

Ⅲ　改正の基本事項

1　通学区域等

(1)　通学区域は現行どおりとする。

(2)　学校群制度は廃止する。

2　群及びグループの設定

普通科については、学区内のすべての高等学校を二つの群に分け、各群をさらにA・B二つのグループに分ける。専門学科については、県内のすべての高等学校をA・B二つのグループに分ける。

群及びA・Bグループ分けは別表のとおりとする。

3　推薦入学

(1)　推薦入学は原則としてすべての高等学校において実施する。

(2)　推薦入学合格者は、入学検査を受験することはできない。

4　入学検査

(1)　入学検査は、学力検査及び面接を実施する。

(2)　志願者は、A・Bグループのいずれか一方、又はその双方の学校へ出願し、受験することができる。

(3)　入学検査の実施期日は、Aグループを先に、Bグループを後にし、別の期日に行う。

(4)　合格者の決定は、次の順

Ⅱ 複合選抜の問題点
―入試制度改革の基本的争点は何か―

一、県教委の文書にみる複合選抜制度のねらいと政策骨子

1、県教委の文書にみる複合選抜制度のねらいと政策骨子

複合選抜制度を検討するにあたって、まず、県教委のねらいとその制度概要を以下の資料によって確認しておきます。

愛知県公立高等学校全日制課程入学者選抜制度の改正について

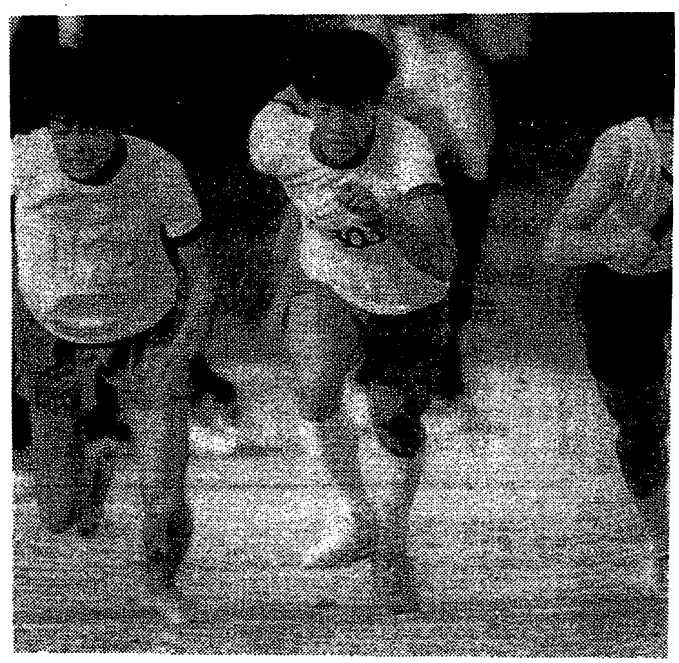
愛知県教育委員会

Ⅰ　改正の理由

現行の公立高等学校入学者選抜制度においては受験機会が一度であるため、受験者の個性・能力等を生かした主体的な進路選択が行われ難いという状況がみられる。

また、現行の入学者選抜方法について、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指す中学校教育の成果を十分評価するように改める必要があるとの指摘がある。

さらに、現行の学校群制度については、学校選択の自由が認



連編『私学にひるがえる旗』、『それぞれの旅立ち』)

他方、公立高校でも、生徒の自治能力の低下と自主的学習能力の弱さが目立つようになり、さまざまな問題をかかえています。なかでも公立職業高校の現実はきびしい。授業が成立しない状態(席に着かない、遅刻する、とめどない私語など)の中で、ややもすれば処分主義に陥るのをのりこえながら教師は悪戦苦闘しています。新設高校の一部では、大学進学をめざしての効率主義が、授業の内外でのきびしい生徒管理と結びつき、管理主義教育の問題が生じています。

わかる授業と民主的なホーム・ルームづくりを核にして、生徒の発達保障の見地から上記のような現実を克服し地域に開かれた魅力ある高校づくりに教職員がとりくむことが、非常に重要になっています。(参照、愛知高教組『愛知の高校教育』、名古屋市立高教組『教育問題研究委員会報告』)

現在でさえ愛知には、公立・私立それぞれに高校のランクが社会的につくられています。複合選抜によって、公立高校の輪切り格差とともに私立高校のランク付けがさらに進むならば、愛知県下全域にわたって、九~一〇万人の高校生間の競争秩序が出来上がっていくことになるでしょう。こういう状態は、公・私、普・職を含む県下各地の高校で始まっている学校づくりをいっそう困難にするでしょう。これは青年の将来にとっても決して望ましいことではありません。高校生たちのさまざまなあつれき・矛盾が吹き出すことは必至でしょうし、このことは愛知県行政が進めている「青少年健全育成」ともまったく矛盾することです。

かつて、近代教育の生みの親であるフランスのルソーは、思春期を人間にとっての「第二の誕生」と呼び、人生のなかに生まれる、つまり人生に目覚める時期であるとしました。

思春期をいまのように過剰な受験の不安・悩みから解放し、有意義に過ごさせたい。巣立っていく最後の一日までが、子どもらにとっては、たった一度の中学時代なのだ。このことを、私たちは、愛知の教育をよくしていくための合意の根底におきたいと思います。



とに、約五％の生徒が進学をあきらめさせられるのです。高校の受け入れ枠の制約だけでなく、それまでに基礎学力の保障がなされてきていないことも重要な問題です。「見放された」という気持ちから、なかには、荒れる生徒もでてきます。

二学期になると、高校進学の希望者の割合は約九五％にされ、校長・各種



主任・担任などから成る進路指導委員会で、受験校の割り振りが行われます。この時点で、さらに約五％の生徒が、専修学校などに進路変更を余儀なくされます。十二月に入ると、データをもとにさらに公立・私立の志願者「配分」がなされます。

こうして、昨年度、愛知で実際に進学したのは、卒業者の八九・八％です（学校基本調査報告による：通信制をのぞく）。進学希望がかなえられないまま卒業していった生徒が、一年の間に約一〇％（約一一、六〇〇人）にも達したことになります。他方、高校に進学した生徒のなかには、徹底した「輪切り」体制のもとで学校、学科を変更させられた者もいます。

前に述べた五段階相対評価でしばられた状況で、中学校の教師が毎年暗い気持ちで進路指導にとりくみ、生徒どうしは進学する者・あきらめざるをえない者に分かれていく。こういう愛知の中学校教育を改めて、希望する生徒が基礎学力を身につけて高校に進学できるようにしてほしい、というのが大多数の県民の願いです。

高校教育の現実

こうした進路指導の実態と現行入試制度のもとで、これまで、私立高校は「やむをえず行く高校」という社会通念がつくられてきました。ある母親は「公立に落ちた時は、雨が降るとカサで顔をかくすことができるのでほっとした」と、教育懇談会で語っています。このような思いでいる生徒・父母に、私学で学ぶ喜びと仲間の連帯・自立をつかみとってもらおうと、私立高校の教職員は多様な教育実践を築きあげてきました。その一端は、映画「それぞれの旅立ち」となって、多くの県民の共感をよびました。（参照、愛知私教

たらし、エリートの育成にもつながると期待しているようです。しかし、これ以上詰め込み教育、暗記中心の学習が広がれば、「できる」子にとってもテストの得点や偏差値はつかめても自分の学力の確かな中身がつかめないので、応用に自信がもてないし、いつも人と比べて自分を見るような生きかたを身につけることになります。

最近、愛知出身の高校生・大学生を見ていて、知的にも大きく伸びていく時期ゆえに見過ごせない問題が多く目につきます。生活の視野が非常に狭かったり、何をするにも人の目や顔色をうかがったり、大学入学後、創造性が要求される学問への関心や探求心が見られなかったり、その延長線上で、研究テーマを立てられなかったりするのです。なかには、まるで「燃え尽きて」しまったかのように虚脱状態に陥っている学生もいます。

また、いつも学年内あるいは模擬テスト受験者総数内でどの辺にいるかという偏差値意識で勉強をしてきた若者が、どういう能力観を身につけるか、これを示す一例があります。「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない……」（教育基本法三条）の意味は、本来、人間の能力の発達の必要に応じて誰にも等しく教育を受ける権利があるということなのに、毎年、クラスの何人かの学生が、能力のある「できる」者には高い教育を、能力のない者にはそれなりの教育を、という歴代政権政党のとってきた能力選別論の立場にスンナリと同意するのです。これは、愛知出身者が圧倒的に多いある国立大学の授業での体験です。

四、愛知の高校進学の実情はどうか

進路指導の実態と全国最低の進学率

「高校へ行って、学びたい」というのは、どの子どもにとっても、本音の要求なのです。ところが、愛知の高校進学率は、いまや全国最低になっています（文部省調べでは、一九八七年三月卒で全国平均九三・九%、愛知八九・八%――資料2（P46）参照）。

愛知では、受験に失敗した生徒（中学浪人）を出さないようにするためとはいえ、「輪切り」と呼ばれる細かな成績ランクごとの進路指導が行われています。中学校三年生の最初は、全員に近い生徒が「高校へ行きたい」と思っています。ところが、一学期の間に定期テスト・業者テストのデータをも

複合選抜制度で起こりうる学力問題

「できる」「できない」に目をうばわれ、「受験体制では詰め込み教育もやむをえない」「わが子（わがクラス）が落ちこぼれては大変だ」とおとなが現状を容認しているうちに、子どもたちの学力の基本や学習意欲が、育ちそこなったり、あるいは失われたりしていくのです。ところが、受験競争が激しくなれば、ますます、このような詰め込み教育が行われていくでしょう。しかも、いまの評価システムでは、五段階相対評価で振り分ける（振り分けられる）、という関係に、中学校の教師と生徒たちがいや応なしに追い込まれていきます。

複合選抜制度が実施されれば、実質的に中学校入学時から授業の進み方がスピード・アップされ、ゆとりのある学習指導はますますできなくなります。現に、ある中学校教師は、「中学二年から正規の授業の他に受験用の復習プリントをさせるなど『二本立て教育』をせざるを得ない」と語っています。いまでも、順次性を無視した教科内容と詰め込み教育のために、小学校の四年生あたりから学力の停滞が起きはじめ、高学年になると、それまで「できる」方であった子どもの学力までが停滞もしくは低下し、中学校にそのまま入ってさらに低下に悩む、というケースは多くあります。こういう生徒が、焦りから、一時的な非行にはしることさえあります。そのうえに「二本立て教育」が当たり前になれば、「剝がれやすい」学力状態のまま中学に入った「できる」生徒も、基礎学力そのものができていない生徒も、ともに落ちこぼされていく恐れがでてくるでしょう。その不安から、親は、いま以上に塾に頼らざるを得なくなるでしょう。

偏差値価値と愛知の高校生・大学生

次のⅡで指摘するように、県教委は複合選抜制度が中学校に「活力」をも



表でみる愛知の学校教育』)。

面接試験や推薦制度の導入とこの「人物評定」とが結びつく結果、生徒たちが、この「評定」を意識するあまり、教師におもねるような行動をとることさえあります。逆に、後で述べるような「輪切り」のなかで進学からはじきとばされた生徒は、自暴自棄となり、校則違反・授業妨害などの問題を引き起こしたり、学校へ行かなくなったりします。

複合選抜制度が導入されると、受験生全体の序列化がすすみ、拍車がかけられます。「人物評定」のあり方について、さらに抜本的に再検討すべきです。

三、受験のための詰め込み教育で子どもはどうなっているか

詰め込み教育での学習の問題点

受験をめぐって「できる」「できない」という場合には、テストの問題に対して、文字や記号を操作し、限られた時間内に正確に知識をくりだしていくことができるかどうかが、子どもの能力を見る目安になっています。

この意味の「受験学力」をつけさせるために、詰め込み教育が行われてきました。

しかし、そこでの学習は、次の点で子どもの能力が開花し豊かな感性と自信が育つのを妨げるものとなっています。

① 「なぜ」「どうして」と問いながら学んでいくという学習の基本がくずされている。

② 暗記中心になるために、自分の生活経験を生かしながら物事を理解し探求していくという思考の働きが抑えられる。

③ テストでの得点順位を上げるための勉強になっていて、仲間と共に学習内容をわかりあう喜びが切り捨てられていく。

④ 受け身の学習になるために、子どもたちの「語る力」「書く力」「考えをまとめる力」が育っていかない。

こうして、「できる」子も、実は、「わからない」部分を多くもっています。テストの時には間に合っても、その後は、メッキのように剝がれやすいのです。

知表をつかうことが慣行となっていて、教職員の話し合いによる各学校ごとの改善がしにくくなっています（東海自治体問題研究所『図表でみる愛知の学校教育』）。

さらに、公立高校入試の際に、中学校側には、第三学年全員について五段階相対評価を明記したものを、上記の「学習の記録」に添えて高校側に提出することが義務づけられているのです。この資料は、学習成績等一覧表と呼ばれています。受験生の「学習の記録」がきちんと相対評価の算定方式どおりにやられているかを確かめるためのようです。これが、第二学年、第一学年の相対評価のしばりを助長しています。

このようにして、愛知では、相対評価を受け入れる教師・子ども・父母の意識がつくられてきたのです。愛知の受験競争は、こういう「相対評価を強

	小学校					中学校				
地域 / 通知票の形式	名古屋	尾張	三河	合計	%	名古屋	尾張	三河	合計	%
A 都・市・町・村の統一形式による	232	264	256	752	81.4	88	118	76	282	82.2
B 同上と一部学校独自の形式の併用	2	36	19	57	6.2	3	7	9	19	5.5
C 学校独自の形式による	3	30	82	115	12.4	3	4	35	42	12.2
D 通知票を作成していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	237	330	357	924	100	94	129	120	343	100

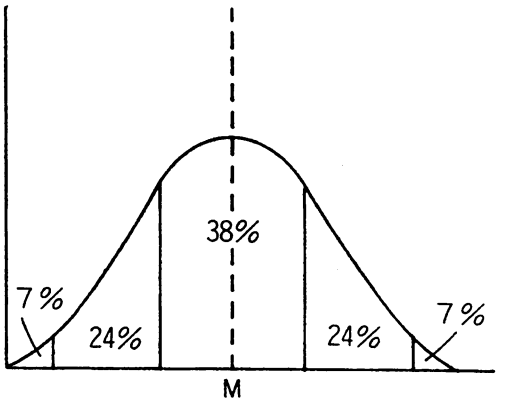
出所）愛知県教育委員会「愛知県公立小・中学校通知票実態調査結果」1980年9月。

いる学校教育」を生んできました。逆に、この教育体制が、受験競争を助長してきたのです。そのことを承知の上で、いま、県教委は、複合選抜制度を導入しようとしているのです。

内申書の「人物評定」はこれでよいか

愛知では、かつて、「人物総評」が大きな問題になりました。内申書の「行動及び性格の記録」の「人物総評」欄に、Aを三〇%、Bを六〇%、Cを一〇%というように三ランクに割り振って記入することが行われていたからです。県民の批判によって、一九八二年以降、この欄はなくなり、「所見」欄にAのみ三〇%以内で記すことになりました。「自主性」「責任感」「公共心」などの項目について、「優れたもの」は＋、「特に指導を要するもの」は－で表すことは、続いています（同上『図

に応用したのが始まりです。これを手がけたイギリスの学者は、人間の「知能」は遺伝的な能力であるから、「大多数」の人間の「知能」の分布に対して、人為的でない植物の分布率をそのまま当てはめることができると考えたわけです。



第二に、相対評価は、一定の集団内の相対的な位置関係だけによって個人の学力を判断することができるし、ここに評価の客観性がある、という考え方にもとづいていることです。

この考え方の問題点については、学者のみならず教師や父母からも、指摘がなされています。その一つは、教科の学習をとおして獲得した成果が学力であるのに、教科の学習指導の目標との関連をあいまいにしておいて果たして子どもの学力を保障しうるのか、ということです。もう一つは、あらかじめ分布率を設けておいて「順序関係」を判断の物差しにすることが子どもたちの競争関係を助長する、という点です。

第三に述べておきたいことは、小・中学校学習指導要領が、相対評価にもとづく競争・序列に拍車をかけてきたことです。つまり、学習指導要領は、教科に対する問題解決の態度（たとえば、～への興味を起こさせる、～についての態度を育てる）に重きをおいて教科の目標を設定しているために、教科の達成すべき学力の中身が抽象的であいまいなものにならざるをえないのです。

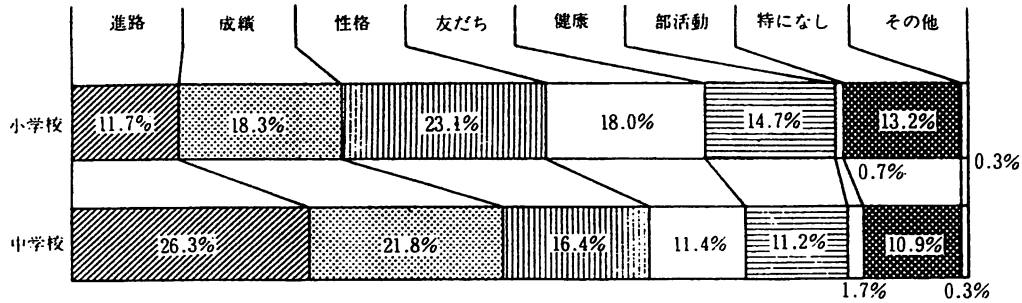
相対評価を強いる愛知の教育体制

教育評価の改善を行おうと思えば、教職員の自主的な教育内容研究いかんによって、現在でもある程度は可能なのです。現に、全国的には、教職員が協力して相対評価に代わる到達度評価の研究を進め、学力評価の改善を行う学校が増えてきています。しかし、愛知では、一部の地域をのぞき、全体としては相対評価が当たり前という傾向が強いといえます。

それは、なぜなのでしょうか。

愛知では、郡市町村単位の教務主任者会などで通知表の様式が改訂されるために、次頁の表のように、同一の通

② あなたのお子さんのことで、今一番不安に思っていることは何ですか



('84.5愛教組調査)

教育基礎情報調査会編『教育アンケート収録年鑑1986年版』(第三巻)・主婦の科学社

5

二、教育評価は今のままでよいか

五段階相対評価とは

子どもたちにこのような重荷を負わせているのが、高校入試・大学入試です。その高校入試の判定資料として使われている内申書(調査書)は、中学校第三学年の「学習の記録」を5、4、3、2、1、「行動及び性格の記録」を+、−の評定で表したものです。当然ながら生徒も親もこの内申書を意識するがゆえに、教師と生徒の関係、生徒どうしの関係から自由さや信頼が失われていきかねない状況があります。

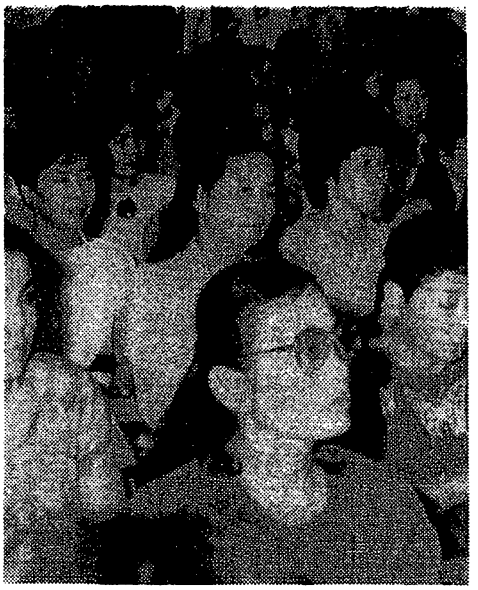
「学習の記録」は、五段階相対評価に基づく九教科の評定のことですが、愛知では、上位5から1へと順におおむね一〇%、二〇%、四〇%、二〇%、一〇%の比率が用いられています。この方法によると、多くの子どもが努力して相当に学力を伸ばしても、評定5はクラスの約一〇%の割合にとどめざるを得ず、逆にクラスの誰かに1の評定を付けざるを得ないことになります。

この評価方法は、戦後、通知表(通信簿)や児童・生徒指導要録の「学習の記録」欄に用いられてきました。

しかし、相対評価には、いくつかの問題点があります。

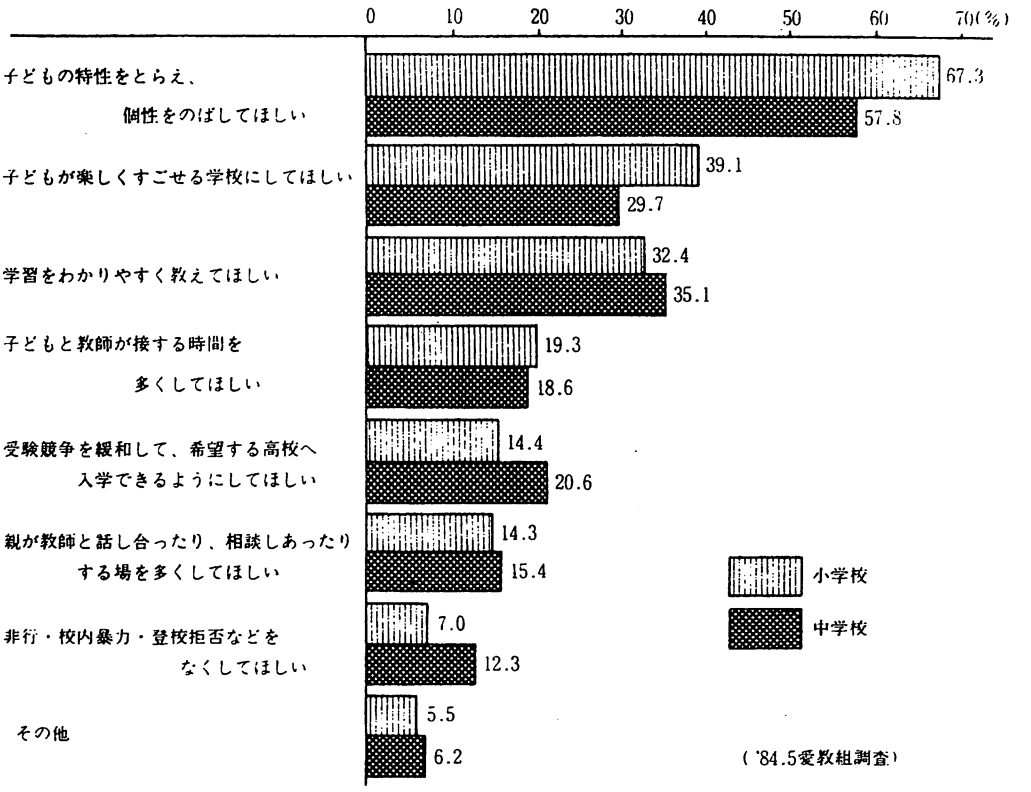
第一に、相対評価の根底には、教育というものを生まれながらの能力・資質の自然成長とみなす考え方があります。

相対評価は、もともと、植物の背丈の分布率を示した次頁の図のような曲線(正規分布曲線ともいう)を「知能」



県下の父母を対象とした調査によると、「学校教育に対しとりわけ強く要望したいこと」として、多いものから順にみると、「子どもの個性をのばしてほしい」「学習をわかりやすく教えてほしい」「楽しい学校にしてほしい」「受験競争を緩和してほしい」などの要望が出されています（グラフ①）。また、小学校と比べて、中学校の父母の半数近くが、子どもの「進路」「成績」のことを非常に不安に思うようになっていることも大きな特徴です（グラフ②）。

① 学校教育についてとりわけ強く要望したいことは何ですか（複数回答）



（'84.5愛教組調査）

I　いま、愛知の子どもと教育はどうなっているか

全国的に見ても、愛知では受験競争が激しく、高校の「輪切り格差」が大きな教育問題となっています。こうした状況で、いま、愛知の子どもと教育はどうなっているのか。複合選抜制度によってさらに問題が広がることはないのかどうか。私たちは、まず、高校入試をめぐる子ども・教師・父母の現実を直視したい。

一、子どもの声なき叫びを聞こう

「受験」という言葉を聞くたびに
僕の背中をいやな感じが走るじつにいやな言葉だ。
母に話すと
母も同じと言った。
母は僕よりもっときらいだと言う。
父にも、また聞いた。
父はいやでもないしきらいでもないと言う。
そして「ない方がいい」と言った。
受験……なぜだ。
なぜ誰も好かないことを無理にやらせる。
これは何かがある。
大きな何かがみんなを苦しめる。
あと一年後
ぼくはその大きな何かと出会わなければならない——。

（一九八七年愛知父母集会『子育てと教育をみんなの力で』から）

愛知のある中学生（中二・男）は、このような詩をとおして受験の不安を訴えています。これは、現代の子どもに共通した叫びでしょう。

受験のプレッシャーや焦りは、中学生の学校嫌いを生んでいます。中学二年生、三年生になって急に「登校拒否」「怠学」の生徒数がふえていることは、多くの教師が指摘しているところです。この背景には、「友だちといたい」「学びたい」という気持をもちながらも、「いじめられる」「授業についていけない」などの理由で悩んでいる中学生の姿があります。

春日　一彦（名古屋市立大森中学校・教諭）
菊地シズ子（母親・愛知父母懇）
近藤　正春（名古屋短期大学・教授）
佐々木　享（名古屋大学・教育学部・教授）
島田　和雄（東海高校・教諭）
鈴木　英一（名古屋大学・教育学部・教授）
田中　良三（愛知県立大学・文学部・助教授）
坪井　由実（愛知教育大学・教育学部・助教授）
中田　照子（名古屋市立女子短期大学・助教授）
原　哲朗（名古屋市立菊里高校・教諭）
広林　卓（愛知県立中村高校・教諭）
藤田　成子（母親・新日本婦人の会）
堀川　道子（母親・いずみの会教育研究会）
室井　力（名古屋大学・法学部・教授）
山田　隆幸（小牧市立応時中学校・教諭）
※山田　正敏（愛知県立大学・文学部・教授）
若林　与子（母親・千種子育て連絡会）

◎委員長、○副委員長、※事務局長

をすすめる
3　希望者高校全入をめざす総合教育計画を確立し、その実現をはかる
三、県民による中等教育改革の推進……42
1　父母・住民と教職員の連携による地域子育て・教育運動を
2　住民参加の「市区町村学校協議会」を設置する
3　県民参加の「愛知県公私立高等学校協議会」を設置する

資料
1　中学卒業者の進路状況
2　中学卒業者の都道府県別進学率
3　中学卒業者、全日制高校への進学者等の推移
4　第三次～第五次愛知県地方計画における高校進学率「目標」
5　愛知県高校教育関係予算の推移
6　愛知県における行政投資別の推移
7　地区別県立高等学校新設状況
8　愛知県における公立高校収容可能率

(9)二月十三日　県教育会館
(10)二月二十一日　県教育会館
(11)二月二十六日　県教育会館
(12)三月三日　丸山荘（合宿）
(13)三月四日　丸山荘
(14)三月六日　県教育会館

愛知県民中等教育問題検討委員会顧問名及び委員名

〈顧問〉
新村　猛（名古屋大学・文学部・名誉教授）
成田　薫（弁護士・名古屋学院理事長）
成瀬　昇（前愛労評議長）
本山　政雄（名古屋大学・教育学部・名誉教授）

〈委員〉
稲打　八郎（岡崎市立福岡小学校・教諭）
◎小川　利夫（名古屋大学・教育学部・教授）
折出　健二（愛知教育大学・教育学部・助教授）
○柿沼　肇（日本福祉大学・社会福祉学部・教授）

三、複合選抜制度の本質と問題点……23
1　複合選抜制度は、公・私、普・職の輪切り受験体制を強め、高校間格差を拡大し、受験競争を一層激化させる
2　複合選抜制度は、高校のみならず、中学校のコース制、能力別学級編成に拍車をかけ、六・三制単線型学校制度を根底から変えるものである
3　複合選抜制度は、高校進学率抑制策であり、安上り高校教育行政そのものである
Ⅲ　私たちの求める高校入試改革
〈すべての青年に、たしかな学力と豊かな人格をはぐくむ中学・高校教育の創造を〉
一、基本理念と改革の課題……29
1　基本理念
2　改革の課題
二、中学卒業生「急減期」に向けての高校入試の改革提言……32
1　学校群制度を改善しつつ拡充し、大学区制を縮小・再編する
2　教育条件の抜本的改善と公私格差の是正

審議の経過

≪本会議≫

第一回　十二月二十四日　名古屋市民会館
第二回　一月十六日　県産業貿易館
第三回　二月十三日　県勤労会館
第四回　三月一日　県中小企業センター
第五回　三月五日　県教育会館

≪県民公開討論会≫

二月十四日(日)県教育会館七階ホール
二月二一日(日)豊橋勤労福祉会館小ホール

≪運営委員会および専門委員会≫

(1)一月八日　名古屋市民会館
(2)一月十四日　県教育会館
(3)一月十六日　県教育会館
(4)一月十九日　県教育会館
(5)一月二六日　県教育会館
(6)一月三十一日　県教育会館
(7)二月二日　県教育会館
(8)二月九日　県教育会館

目次

Ⅰ　いま、愛知の子どもと教育はどうなっているか
一、子どもの声なき叫びを聞こう……7
二、教育評価は今のままでよいか……9
三、受験のための詰め込み教育で子どもはどうなっているか……12
四、愛知の高校進学の実情はどうか……14
Ⅱ　複合選抜の問題点
一、県教委の文書にみる複合選抜制度のねらいと政策骨子……17
1　県教委の文書にみる複合選抜制度のねらいと政策骨子
2　複合選抜制度の是非をめぐる基本的争点は何か
二、政策決定手続きの問題点……21
1　文部省の政策を先取りした県教育長の独断専行
2　三者会談の合意について
3　県教委の一月十二日の決定について

第三は、これからの中学校卒業者急減期こそ、県民合意にもとづき、地域に開かれた高等学校づくりの理念を実現する絶好の機会である、ということです。

私たちは、いまこそ県民による県民のための高校入試改革を進めていきたいと考え、ここに「私たちの求める高校入試改革――複合選抜制度の問題点と急減期に向けての緊急提言――」をまとめ、公表するものです。ぜひ、多くの県民が積極的にご意見を寄せられ、この改革に参加されるよう、心から期待し、お願い致します。

一九八八年三月八日

愛知県民中等教育問題検討委員会



（五回）、公開討論会（尾張部、三河部各一回）、運営委員会（十四回）を開いてきました。

問題は山積していますが、公立と私立の教職員、さらに父母・県民の参加のもとに高校入試改革を論議することは、おそらく全国にも例のないことであり、私たちは、いろいろ困難をのりこえて、誠心誠意、相互の共通理解を求めて努力してきました。

私たちが、基本にすえてきたことは、次の三点です。

第一は、中学校教育をこれ以上困難にしてはならない、ということです。そのためには、校内暴力からいじめ、登校拒否へと、しだいに無力化を強めてきている中学生問題の解決を重視し、「偏差値」でしばられた子どもたちを少しでも解放して、高校進学に希望をもたせることが必要です。

第二は、現在の公私間の学費などの諸格差を含めて高校進学の制度上の諸問題を解決していく、ということです。そのために、希望者全員の高校進学保障へ向けて、中・高、公・私、普・職が連携して受験競争を緩和していくための条件を整えることが大切です。



③　愛知県民中等教育問題検討委員会『私たちの求める高校入試改革
ー複合選抜制度の問題点と急減期に向けての緊急提言』88年

まえがき

私たち愛知県民中等教育問題検討委員会（通称：県民中等協）は、一九八七年十二月二十四日、「複合選抜　六四年春実施」をめぐるきびしい事態を前にして、第一回会合を開きました。

翌八八年一月十二日、県教育委員会は、県民一八四万の反対署名を無視して「六四年実施」を決定しました。しかし、ここにいたる手続きと内容には、ともに黙過しえない重大な問題点がありました。

そこで、私たちは、「緊急アピール・県民合意による、子どもの発達を保障する高校入試の実現を！」を一月二二日に発表しました。これは、県民の英知を集めて、複合選抜制度とは異なる高校入試制度改革の可能性を追求していくことを呼びかけたものです。

私たちは、この呼びかけに対する県民のみなさんの各種のご意見をまとめ、その後も慎重な審議を重ね、ここに改革提言をまとめました。この間、総会



私たちの求める高校入試改革

複合選抜制度の問題点と急減期に向けての緊急提言



④

1988年3月15日

３８２万署名の「継続審査」決定について

十五の春を泣かせない連絡会

広範な県民の声を集めた「十五の春を泣かせない連絡会」の３８２万署名が、県議会文教委員会において「継続審査」の扱いとなった。複合選抜制に大きな疑問と不安を抱き、６４年実施をやめさせるよう求めた３８２万県民の願いが、真正面から受け止められず、文教委員会が署名請願を採択せず、関連予算を凍結しなかったことは、きわめて遺憾である。県議会が、文教委員会の決定にもかかわらず、本会議の場において県民の声に従い署名を採択する勇断を下すよう強く要望する。

同時に、「十五の春を泣かせない連絡会」の呼びかけに応え、署名された３８２万県民まみなさん、特に、自ら署名ょ集めるために寒風をついて多忙の中を奮闘された幾多のみなさんには、心から敬意を表しながら以下の点を確認し、訴えたい。

（1）県教委がいったん６４年実施を「決定」した後に、３８２万という県民の過半数を大きく越える署名が集まったこと自体、非常に画期的なことである。「決定」に対して圧倒的多数の県民が不信任の意思を突きつけたことは、教育行政を県民参加の方向へと民主化する上で、歴史的意味をもつものである。

（2）「継続審査」は、きわめて異例の措置であり、県議会が３８２万県民の不信任の意思を、無視し葬りさることは出来なかったという点では一定の成果である。県教委の「決定」に対しても、県議会として無条件の賛成はできず、議会は引き続き複合選抜制の問題点が解決されていくかどうかを、監視していくということが「継続審査」にはこめられているのである。

（3）県教委は、こうした県民からの不信任や、県議会の監視を真摯に受け止め、また、県政・県議会、教育界を大混乱させたことの重大な責任もふくめて、県民無視の強引な教育行政を今後はあらためることを表明すべきである。

（4）「高校進学率の向上に向けて努力する」「輪切り進路指導を改善する」という教育長の議会答弁や、あるいは「受験競争激化の防止」「学校間格差の拡大防止」「公私連携の推進」など、複合選抜の実施にあたって必ず解決すべき宿題とされた７項目の配慮事項が、「継続審査」による議会の監視のもとで、新たに開催することを約束された「高研協」や、「三者会談」「入選協」などでチェックされていくことを確認し、我々との話し合いの道が開かれた意義も大きい。

（5）我々は、「継続審査」には、県民の良識が一定反映されたものと確信し、その上にたってさらに大きな世論結集の大運動を展開していく覚悟である。一刻も早く複合選抜制を撤回させ、豊かな中学・高校の教育の創造、十五の春を泣かせない入試制度の実現まで闘い続けることを宣言する。

⑤　複合選抜反対運動の経過と展望

８７年９月～８８年３月期

(1)　８７年９月をどういう局面で迎えたか

①　夏までの主な経過…［７月までの「決定」をくいとめる］

８７．２．９　「中等協」解散　　飯島会長“慎重に、現場を大事に、官僚的に対処するな”と、教育長に付言

３．中旬　３教組共闘再開、“複合選抜阻止の一点で幅広く鋭い運動”めざし、市民組織結成、１００万署名など、方針化

５．１６　公立普通科推薦２６校から９９校へと拡大（既成事実化に拍車）

６．１５　「１５の春を泣かせない連絡会」発足、１００万署名開始

６．２２　「１５の春…連絡会」決起集会（１３００名）

６．２４　県議会では「慎重論相次ぐ（中日）」が、教育長は「予定通り６４年春実施（朝日）」と強硬姿勢

６．２８　私学・父母懇談会（２４００名、愛知高田島校長挨拶）マスコミ論調変える

７．　１　このころより県教委の詭弁・開き直り発言目立つ　自己矛盾も露呈

⇩　署名１００万突破　　県教委、愛高教や私学経営者に対し脅迫的策動

７．１１　「１５の春…連絡会」大街宣（栄ほか４地区１６００名参加）

７．２０　署名１５０万突破

⇩　県教委、各党を“悲愴な”決意で説得まわり、公・共＝反対、社・民＝まあよし、自＝両論と把握

⇩　「１５の春…連絡会」団地ローラ作戦、私教連・父母懇中心に議員まわり　　県議会各派（特に自民）も学習会

８．１１　県教委、「新入試運営連絡会」を愛高教・私学協会不参加のまま開催（報道もされず）

②　夏の終わりの状況…［９月「決定」中央突破か「妥協」か］

・県教委はＡ・Ｂグループ分けはじめ、６４実施に向けた実務作戦を「事務屋」に徹して先行
・１００万署名は大幅に超過達成、提出のタイミングを検討
・議会筋は反対世論重視か、「答申」遵守のどちらが得策か、観測
・結局、反対運動の盛り上がりを気にして、「延期・修正」の余地を若干残しながら、議会・当局とも自らの「責任回避」の姿勢をとりつつ、６４年実施の中央突破をねらう

(2)　秋からの運動方針…［いかなる事態になっても、運動を圧倒的に拡大し、県民世論を

束ね突きつけていく］

① ９月県議会を最大の焦点にさせ、９月「決定」阻止

（イ）署名１８０万を突破させる
（ロ）「１５の春…連絡会」で大傍聴をかける
（ハ）議員工作、地方議会「意見書」を並行して重視する
（ニ）教育長交渉を行い、知事交渉をめざす

② 私学の３万人集会、県父母集会を複合選抜反対決起集会として位置づけ、圧倒的に成功させる
③ ９月“中央突破”の場合でも、基本方針は変わらず、とにかく運動を圧倒的に拡大する
（イ）「１５の春…連絡会」を拡充していく
（ロ）網の目教育集会など、草の根から反対を組織していく
（ハ）筋々に決起集会、デモ行進を設定する
（ニ）チラシ、宣伝カーなど、街宣強化
（ホ）急減期に向けての入試制度も含めた総合的な根本政策を確立し、県民に対置していく
(3) 秋＝９月以降の経過（～１／１２県教委ごり押し「決定」まで）

① ９月県議会終了まで…［県政の最大焦点となり、９月「決定」はできず、「公私協議」を宿題にし、１２月議会へ持ち越し］

９．　５　県教委、全県中学校長会で形式的了解（Ａ・Ｂグループ分け中心）
９．　７　県民連合打ち合わせ、愛教組署名原案に「複合選抜」の文言なし（その後県民連合署名取りやめ決定）
９．１１　６００名決起集会と１８４万３２３５名の署名提出。交渉の席上、教育長は世論を一定尊重する姿勢を見せる
自民党教育治安調査会、推進論や私学経営者に対する反発強く、態度決められず。質問に反映させる申し合わせ。
９．１２　Ａ・Ｂグループ実施案発表、教育長「延期や撤回は考慮する気はない」と前日とは違う強硬姿勢
９．２１　県議会傍聴（～２２）、全会派反対・慎重論、教育長「格差是正や競争緩和はグループ分けで具体化」「６４実施の目標は今も持つ」、また公私連携はクリアしていないと認めながら、入試日程に矮小化。知事「公私は両輪、県教委には私学とよく話し合え」
１０．　１　文教委、教育長「６４実施は“めど”～“目標”」「私学との話し合い進展すれば発車信号」「第一に私学協会だが、私教連も念頭」（毎日）「学校選択では進路指導が重大な鍵」（朝日）など、やや柔軟な態度と公私連

携はじめ、問題点にふれる発言。

１０．　２　総務企画委、総務部長「反対の理由と、導入前にクリアされたかどうかが公私協議の中心」

１０．　５　私学協会　収容対策委、６４実施前提では協議にのらない点を再確認

１０．　８　議会終了、「実施時期」「私学代表に私教連を入れるか」を焦点に私学との協議が宿題となる。

② 私学の「３万人大集会」まで…［攻勢的小康状態→議会筋に世論沈静論、成り行きまかせの空気→県教委、私学経営者テーブル引き出し、期成事実化ごり押しの策動→再び騒然とした戦乱状況へ」

１０．１７　（暴風雨警報下）早朝三の丸（１００名）、午後、栄（８００名）統一街宣

１０．２１　小中校長会、グループ分け案に意見書提出

１０．２２　県民連合による県教委交渉、県教委６４実施固執・姿勢硬化
「私教連との話し合いはルールの壁」「クリアかどうかは立場による」

１０．２５　県父母集会（２０００名）、豊橋・岡崎街宣

１０．２６　自民党治安教育調査会、「推薦枠若干縮小、６４実施」の方向。「世論は沈静化した」
名古屋市教委、「クリアまで慎重な対応を求める意見書を県教委に出す」ことを表明。

１０．３０　愛教組教研報告「クリアまで性急な導入はすべきでない」

１１．初旬　“予備の予備”の公私折衝。シミュレーション計画の指令。
⇩　「今やクリア、予算の算定中」「私学と内々の協議中、そこで解決」「あと実施後の日程の研究だけだ」（平井）

１１．１１　私教連父母アンケート、複合選抜に６８％反対（記者発表）

１１．１２　文教委で教育長「公私協議に６４実施の可否も含める」。愛高教に「推薦枠を材料に私学をテーブルにのせる」
⇩　一方で、「延期すれば、つぶされる」と危機感をふりまく。

１１．１５　３万人大集会、圧倒的成功。全党代表挨拶で、複合選抜にふれる。マスコミ含め、再び騒然化。

③ １２月議会を経て「三者合意」「県教委決定」まで…［全面戦争への突入、県側の凶暴な押し込みと私学協会の愚かな屈伏］

１１．１６　「１５の春…連絡会賛同者呼びかけ人会議」　３００万署名、全戸配布、大傍聴、決起集会など運動の圧倒的拡大及び研究者を中心とする対案検討チームり発足など、全面戦争の方針を意気高く確認

１１．２１　シミュレーション開始（～１２／１０）

１１．２５　第一回三者会談、私学側「複数受験撤回」「推薦廃止」「６４実施延期」を主張。県教委「推薦枠見直し」だけ示唆。
１２．　３　私学協会緊急設置者校長部会、強硬反対論。
１２．　４　第二回三者会談、平行線。県教委　次回１４日を最終と表明。
「見切り発車」の情勢濃厚。
⇩　予算要望で、複合選抜について、社公民「慎重審議」、共産「導入中止」を申し入れ。　知事「三者合意なきうちは見切り発車しない」。
１２．　７　「１５の春…連絡会」決起集会（１１００名）、３００万署名突入を決議
１２．　９　私学助成・複合選抜での議長陳情の際、倉知氏「１４日で見切らないよう当局に申しつけてある」。
代表質問傍聴。県教委「必要なら１４日以降も協議」。一方「６４実施めどに近く教育委員会で決定」と年内決着の姿勢。知事「決裂はならぬ。最善の努力を」。あわせて「授業料補助１０％アップ」を示唆。
１２．１０　設置者校長部会　「基本的に反対、延期要求」で意思統一。
１２．１４　第三回三者会談、私学協会　「一年延期、低所得者対策、公私格差是正、収容計画」提案。県教委「実施時期も含めて検討する。可能性はわからない」　「１２月中には決定しない」…次回年明け開催を確認。
１２．１６　文教委、総務企画委、県教委「結論ではないが６４実施は変わりはない。私学協会の５項目は実施時期以外すぐ合意できる」。　振興室長「私学側は反対だが、１年延期でやむをえず、ということ」「県教委は１年延期すれば、その間にまた反対運動が起きると疑心暗鬼」「６４実施堅持では私学は硬化」。　総務部長「４項目決着すれば、実施時期はまとまる」。
１２．２２　私学協会常任会　「６４延期は生命線」「入試日程繰り上げも必要なら突きつける」。
⇩　県教委、教育時報（多色刷り「複合選抜」説明）を全県立高校（１８万）希望中学（６万）の生徒・父母に配布。
１２．２４　県民中等協発足
１２．２８　議長介入　「１月７日に第四回会談で必ず決着せよ」
⇩　市町村教委と校長会、地元議員工作（県教委の差し金～年始にかけて）
１２．３１　「ゆく年くる年大作戦」（熱田、豊川　６００名）
１．年始　県からの執拗な私学協会篭絡攻撃。
１．　６　シミュレーション批判記者会見（名高教、１５の春）
１．　７　午前＝第四回三者会談　実施時期で平行線、中断。
午後＝設置者校長部会　「６４実施絶対認めず」の再確認。
夜　＝県教委、総務部、自民党一部　私学協会を脅迫。「６４実施呑まなければ、すべて御破算にする」「私学のめんどうは見ない。敵にまわす」など。
⇩
１．　８　夕方＝私学協会が屈服。設置者校長部会で「刀折れ矢つきた」「泣く子と地頭には勝てぬ」（小林私学協会長）。
夜　＝議長裁定で「三者合意」。

深夜＝「１５の春…連絡会」事務局　３００万署名の大幅超過を軸に、撤回闘争推進を決定。

１．１０　「１５の春…連絡会」拡大事務局　長い議論を経て、撤回闘争方針承認。

１．１２　県教委　数十名の傍聴希望者（代表８名傍聴）注視の中で無責任な「６４実施決定」の茶番劇。

(4)　県教委「決定」以後…圧倒的県民世論による壮大な“逆襲”

①　運動・体制の奇跡的立て直しから、３８２万署名の達成・提出まで

１．１３　自民党県議団　複合選抜推進。関連予算賛成（署名不採決）を決議。

１．１４　私学振興大会　秩序ある騒乱状況（これをはさんで、２７校の校長が新たに署名協力呼びかけ文書）。

⇩　夜＝「１５の春」決起集会（１５００名）。徹底抗議、３００万署名大幅超過の決意ひろがる。

１．２１　県民中等協　「緊急アピール」。

１．２３　父母懇ブロック、学園世話人大学習会。

⇩　街頭や戸別訪問署名、一般の飛び込み協力に雪崩的な様相。「誰が複合選抜に賛成なのか」（３０青年協東山作戦、３１江南決起集会など各層の動き活発）。

⇩　各党議員工作。極めて厳しい反応続く。

２．　６　３００万署名突破決起集会（２０００名）。

２．　９　社公民３党、団総会で態度決められず。

２．１４　県民中等協、県民公開討論会（名古屋　２５０名）。

２．２１　県民中等協　県民公開討論会（豊橋　２５０名）。

２．２４　提出前夜集会（１０００名）。

深夜＝「１５の春…連絡会」緊急戦術会議。

２．２５　３８２万署名提出。４０００名の包囲集会。傍聴・ハンスト・座り込み・（５０名、３００名）。

②　教育長答弁　ハンスト一時中断から「継続審査」まで

２．２５　４時＝教育長「高研協で審議」「輪切り進路指導の改善」「進学率向上」の三点で踏み込んだ答弁。

６時＝「１５の春…連絡会」緊急戦術会議　上記三点の答弁の積極面と各党が質問に取り上げた点も含め、署名の完全圧殺状況ではなく、一定世論に目を向ける姿勢を引き出したと判断。

９時＝愛高教・名高教・私教連とも緊急機関会議で、上記の審議。三教組とも同様の結論。

⇩

９時３０分＝再び「１５の春…連絡会」戦術会議。ハンストの一時中断決定。

2．２８　父母懇一日研修。
3．　2　自民党総務会。
3．　3　共産党の質問に対し、知事「現行制度を変えるべきと判断。予算をつけた」と断言。
総務政審会長会議　共産＝採択、社会・公明＝継続、自民・民社＝不採択を表明。
3．　4　自民団総会　強硬論主流。
3．　8　県民中等協　『提言』発表。
自民顧問会議（不採択派、なお強硬）（～９自民役員会）。
3．１０　自民団総会　六役一任。「継続」方向へ
3．１５　文教委員会　３８２万署名の「継続審査」決定。

(5)　複合選抜反対運動の概括的特徴

① 県教委側は「公立エリート校づくり」（学校種別化、私学つぶし）の複合選抜制６４年実施を企画した。

② 県教委側は、時が経ち具体化がすすむほど教育破壊と県民無視の本性が露呈し部分的手直しやつくろいをするたびに、自己矛盾をきたした。彼らの既成事実化や宣伝さえもが、県民の問題意識を掘り起こし、自らの首をしめていった。

③ 議会、当局筋は両者の間にはさまれ、それぞれの政治的思惑や立場から、両者へそれぞれの比重をかけながら右往左往した。総じて、前者の先細り、後者の急成長の構図の中で、結局、前者の責任の尻拭いをしつつ、後者に一斉に鞍替えせざるをえなくなった。鞍替えのそれぞれの幅が政治的敗北の深さとなる。メンツを保った（と思える）屈服の姿勢が「継続審議」である。

④ 県教委の複合選抜６４実施そのものは船出することになろう。しかし、当初の完全武装・得意満面の船出の企図は完全

それに対し、「１５の春を泣かせない連絡会」を中心とする部隊が、受験競争緩和、豊かな中等教育の発展という県民要求を掲げて立ち向かった。

「１５の春…連絡会」は、高校三教組を中心に、自覚的な小・中教職員、愛知父母懇や地域子育てセンターなど、多数の父母・研究者から、私学経営者、さらに幅広い一般市民をも巻き込んだ陣地を広げ、加速的な世論結集を実現した。

「１５の春…連絡会」を中核とする部隊は、国策追随・県民無視の県教委にとって変わり、県民世論によって教育施策をすすめる時代へ

に破られ、問題点を衆目にさらしながらしかも早晩自滅する運命を背負ったみすぼらしい船出である。

の大きな足場をつくった。

(6) 大局的に、勝ち取り・築いたものは何か

① 県教委に、歴史上初めて世論への譲歩をさせた……今後、世論無視の施策は困難（県教委の反省と自覚は乏しいが）。
② 大幅な世論争奪戦を通じて、県民が自らの教育要求に目覚め、それを束ねることで、制度・教育内容を変え得ることを体験的につかんだ……草の根教育改革（総合的急減期政策の確立と実施）の精神的基盤。
③「１５の春…連絡会」の中心勢力の団結、相互理解の深まりとともに、地域の教育共闘・協力共同、教育センターの形成が急速にすすんだ……同じく組織的基盤。
④ 議会各党派、当局筋に教育要求にねざした大衆運動の潜在力と脅威を知らしめた。
⑤ その潜在力を引き出し得る強力な組織者が、愛知にはあることを天下に示した。

(7) より具体的な成果の確認

①「継続審議」の意義
（イ）議会は、県民の複合選抜実施不信任を無視できず、県教委決定に無条件の賛成はできないことを明らかにした。
（ロ）県議会が「なお問題があり、監視を続ける」ということであり、県教委の独断専行に歯止めをかける重要な契機となる。
（ハ）いったん、複合選抜推進＝署名不採択を決めた自民党が世論を無視できず、方針を変更した。
（ニ）新たに開催が約束された「高研協」や「三者会談」「入選協」が（アリバイでなく）実質的な役割を果たし得る背景となる。
（ホ）運動体は、「不採択」のダメージを回避し、さらに運動を飛躍させる足場を得た。

② 教育長答弁の積極面（本会議及び文教委員会）

（イ）高研協での審議、総務部と相談し出来るだけ早期に開く……排除しつづけた私教連を含めた第三者機関によるチェック。
（ロ）成績輪切りの強制的進路指導はあってはならない。研究・協議し徹底を図る。
（ハ）基本姿勢として進学率向上をめざす……希望者全入、専修学校問題への切り口。
（ニ）業者テストは好ましくない。それにもとづく進路指導も好ましくない。校長会と話し合い充分指導する。

③　三者会談の５項目も具体化の度合い次第では大きな意義をもつ。
（イ）低所得者対策　　（ロ）急減収容計画　　（ハ）公私格差是正
（ニ）推薦制見直し　　（ホ）問題出れば手直し

(8)　運動前進の要因と教訓

①　県民要求を体現し、圧倒的世論を結集した。
②　鋭い戦術を配置した（ハンスト、議会解散など）
③　とりわけ愛知父母懇が運動の主力となり、署名だけでなく地域での共同前進の接点の役割を果たした。
④　教育共闘が安定して発展し、地域の協力共同が実際に稼働し始めた。
⑤　大量宣伝をやりぬいた（チラシ７種類２５０万枚、宣伝カー作戦、大街宣４回４５００名、決起集会６回９５００名など）。
⑥　各地域、各団体ごとの学習、宣伝、決起集会（通算では２５万人を越す）。
⑦　多面的重層的議員工作（数次の議員まわり、５回５０００名以上の傍聴、自筆及び統一葉書など）。
⑧　最終的には「１５の春…連絡会」の結束と執念。

(9)　問題点と課題

①　複合選抜はとりあえず６４年実施される。
（イ）いかに早く撤回させるか。
（ロ）実施中も、いかに骨抜きにし、実害を少なくするか。
（ハ）「敗北感」を、上記の成果と展望で払拭しなければならない。

②　県教委は何ら責任をとらず、体質は変わっていない。
（イ）当面、議会筋の怒りを県教委に向けさせる。
（ロ）今後起こる混乱を、県教委の失策の結果としてうきぼりのする。
（ハ）準公選制要求も検討する。

③　総合的な対案の合意が、まだ県民の中で論議されて確立していない。
（イ）県民中等協の『提言』の発展と具体化（研究者とのひきつづく連携強化、県民各層での論議）。
（ロ）県民中等協の『提言』を軸に、県教委との議論の場も要請していく。

④「１５の春…連絡会」の強化、地域共同を大切に発展させる。
（イ）あくまでも、県民の要求にもとづき、要求実現の一点で、各団体の相互理解・尊重の原則を重視する。
（ロ）上記の原則を貫き自立した運動体として、さらに広範な、素朴な善意、たどたどしい本音の要求を束ねていく。
（ハ）１５の春を泣かせない、豊かな中等教育の発展をめざし、各地に無数の教育センターをつくり、その大結集をはかっていく。

⑥　今こそ県民合意の入試改革へ！

―― ３８２万署名不採択に関連して ――

１９８８年１０月１１日
十五の春を泣かせない連絡会

複合選抜方式の導入については、今後相当の混乱が予想されているにもかかわらず、県民の不安が解消されていない段階で、３８２万署名（七つの配慮事項クリアー、関連予算の凍結の請願）が、９月県議会で不採択となったことは遺憾である。

同署名が２月議会及び６月議会で継続審査となってきたことは、配慮事項がなお問題を残しており、解決のために県教委はさらに努力せよ、という趣旨であったはずである。したがって県民は、七つの配慮事項「受験競争激化の防止」「学校間格差の復活防止」「学力水準の向上」「中学校教育の充実」「公私連携の推進」「中高連携の推進」「推薦入試実施方法の改善」が、どのように解決されるか注視してきた。

確かに、署名が「継続審査」となっている間に、三者会談や入選協、高研協などが開かれ、それを通じて、「学費支払い困窮者の特別推薦枠」の新設と周知徹底の措置、「輪切り指導」「業者テスト」の抑止、一般推薦基本枠の遵守、公立辞退の自由についての指導・徹底、急減期に父母負担・教育条件の公私格差を出さない視点での私学助成の前向き検討などが約束され、さらに、進学率の向上について協議されるといった前進があった。また、９月県議会文教委員会では「議会答弁や三者会議での合意は誠意をもって守る」「今後も問題点については三者会議、高研協で充分協議する」ことが確認された。これらは３８２万署名の力が生み出した成果であることはいうまでもない。この点は、署名に協力された幾多の県民のみなさんとともに確認したい。

しかしながら、現実には業者テストは時には学校ぐるみで広く実施され、塾通いは激増し、高価な市販問題集もふくめた早朝学習、テストが長時間行われるなど、中学生は「複合選抜」対策の「受験用勉強」を強要されている。進路指導でも、従来以上に早くから高校進学をあきらめさせ、また志望校の「ランク」を下げさせる指導が強まっている。しかも、ここにきて「安全校」の見定めができない、と訴える中学の教師が増え、中学生、父母の不安を一層かきたてている面もある。学校間格差が一層拡がるとの心配も解消されていてない。なお、受験生全員に順位をつける点についても問題を残しており、また、志望倍率の偏りを緩和するために、第一志望、第二志望別に志願状況を発表する、としている点は、それこそ学校序列を固定拡大する重大問題である。

以上のように、複合選抜方式の導入には「学校間格差拡大防止」「受験競争激化防止」「中学校教育の充実」「公私連携の推進」を中心に重要な未解決問題がまだ残っている。遺憾ながら複合選抜の昭和６４年（１９８９年）実施が決まり、それを前提に中学生が準備している現段階では、来春の複合選抜実施取り消しを求めることは、現実的に無理があるが、実現すれば問題点がより鮮明かつ深刻になる点も明白である。したがって我々は、少なくとも、県教委がこれらの点を解決して県民の不安を解消するよう強く要望すると同

時に、それでも問題点が鮮明かつ深刻になれば、その時点で抜本的な見直しを行うよう、あらためて強く要望せざるを得ない。

今後、我々は、教育現場を通じて、また「入試１１０番」などで教師、父母・県民の声を汲みながら、三者会議、高研協などで、さらなる改善をめざすとともに、草の根教育懇談会や「十五の春」の諸会合などで議論をつみ、県民合意の入試改革をめざして、引き続き奮闘するものである。

第四は、文部省の「七月二〇日通知」にもとづく高校多様化を図る入試改変にたいし、愛知の多様なたたかいは全国的に大きな役割を果たした。愛知のとりくみが多くの県・高教組に展望を与えた。茨城県における内申書の「行動の記録」の点数化や岡山県における「総合選抜崩し」は、県民世論を結集して相手の動きを封ずることに成功した。

第五は、公私間の学費格差を一定うめることができた。愛知県は私立学校には経常費補助金を、父母には授業料軽減補助を行い、私学関係者が「全国一」という助成措置がされた。

しかし、この壮大な運動を経験するなかで、克服しなければならない弱点・課題も明確になった。

その第一は、各地域で父母との連携をつよめたが、現に学校に来ている生徒の父母の要求をつかみ、学校づくりを前進させ、父母の信頼をかちとるという点でまだ不十分であることが明確になった。複合選抜阻止に力を尽くしたけれども、地域に根ざした学校を父母・生徒とともにつくる持続的な運動になり得ていない。どこの高校に入るかよりも、どこの高校に入っても、教職員とともに生徒・父母が学校づくりに参加できるようになれば、父母・住民の関心、姿勢は大きく転換されることになる。

第二の問題点は、臨教審路線が政治・経済の枠組みに教育と子どもを巻き込んでいく大きな状況にたいして、さまざまな立場、しがらみをこえて父母・県民の教育要求を実現する運動体、教育における統一戦線を形成していくにはなお大きな課題を残した。「一五の春を泣かせない」連絡会の運営も基本的には、愛高教・名高教・私教連にまかされ、父母・研究者・小中学校の教員も含めたさまざまな賛同・参加団体の力を十分引き出せなかった。

第三の問題点は、中学校との連携の弱さにあった。愛教組は県民連合・愛労評としては複合選抜実施を見合わせるようとりくみを行った。しかし日教組調査団を入れることもなく、「泣かせない会」との共闘はなかった。

推薦入学の枠・基準をめぐって、中・高校長同士の「連携」はすすんでも、複雑な選抜方式であるが故に、現場教職員の間に信頼関係は育っていない。

三　複合選抜制度阻止の県民運動（八六～八八年度）

運動の総括

複合選抜阻止の運動は、八五年から八七年にかけて延べ三年間にわたって持続的に展開されてきた。三八二万県民の請願は県議会での採択は果たせなかったものの、県当局・県議会を揺るがす運動となり、全国的にも大きく注目された。

この運動の成果の第一は、職場を固め、地域の父母・住民と手を結びながら県教委・県当局の動きに対応する集会・宣伝、情報活動など、現代の大衆運動を体験したことである。父母・県民の要求に運動形態がフィットしたとき大きなパワーが発揮されることを示した。富裕県でありながら「全国最低の進学率」、「全国一の巨大学区」、県当局によって私学を公立の補完として位置づけること、「急減期に全国のトップを切る複数受験」という矛盾は宣伝・署名活動、県議会審議のなかで明らかにされた。

第二は、学習会、教育懇談会が各地で開かれ、署名推進委員会がつくられ、学習・宣伝・署名の運動体が形成された。八五年の父母集会は一五会場で行われ、学習を中心とする支部一〇カ所集会は、全県で三九会場、のべ二千三百余人を結集した。八六年には、父母集会は一八会場で行われ、支部一〇カ所集会は全県で五六会場、四千余人が参加した。これまでの地域の教育懇談会と年一回の父母集会は、この複合選抜阻止のとりくみのなかで、子育てセンターという組織体にまとまっての学習会や高校説明会、要求実現の活動など、地域の父母を中心にとりくまれるようになった。

第三は、複合選抜の問題点が明らかになるなかで父母・住民の間に、急減期に公私を含めて「高校をどうすべきか」の展望を求める声が高まり、県民中等協が誕生したことである。子ども・教育に直接かかわる父母、教職員、研究者との間に連帯と信頼が生まれた。県民中等協の活動は小川利夫名大教授を編集者として『愛知の高校入試改革―これからどうする高校進学』（エイデル研究所、八七年一二月二三日発行）が刊行されたし、研究成果は『私たちの求める高校入試改革―複合選抜制度の問題点と急減期に向けての提言』としてまとめられた。この公私立を含めた高校入試改革の提言は子ども・青年の現実への共通の認識となり、父母・教職員、公・私立教職員の連携と確信になった。

Ⅲ　評　価

《解題Ⅲ》

ただの論評だけではなく，統計的なデータに基づく論文や報告の収録に努めたが，漏れは多いと思われる。

1－① カリキュラムに関する部分を割愛した。ダイジェストは，『月刊高校教育』94年5月の「高校入試改革はどう進んでいるか」特集号に，同一の代表者名で「複合選抜制度と生徒の意識」として掲載されている。

1－③ 「学校の特色を活かす高校入試改革」特集号のなかの論文の結論部の抄録である。執筆者は，導入時に県教委高校教育課の入試担当主幹であり，執筆当時は時習館高校長であり，後の1－⑤には公立高校長会会長として登場する。

1－⑤ 導入時の県教委教育長や前出の主幹等の「ざっくばらん」な持論が披露されていて，興味深い。出典には複合選抜入試10年間の詳細な実施経過の年表等が付されている。

1－⑥ 出典は，93年の2・22通知以後の，全面多様化入試への“尻たたき”役を果たした（そして今も果たしている）各県の入試実施状況調査の99年度のまとめである。『高等学校教育の改革に関する推進状況』とセットで文部省高校課高校教育改革推進室が発行している。
表題にだまされないこと。「複数化」の事態が進んでいるのでは，全くない。全校・全学科での全面的な「複数受験」は，依然として愛知のみで，孤立している。

2－③ 出典は，サンプル数は多いとはいえないが，自由記述が豊富で，他に類例がない。そのダイジェスト版である。

2－④ 出典の衝撃的なデータのほんの一部をまとめたに過ぎない。続編として愛高教「困難校」検討委員会編の『「困難校」問題資料集－94・95年度の「困難校」検討委員会のとりくみから』1995年11月がある。

2－⑤ 調査対象者・調査地域の広がりの点で，近年には類がない大規模な調査である。「西尾市O君事件」の直前の調査である。

2－⑥～⑧ 同時期に実施された⑥と⑧のそれぞれの高校生の比較，6年を隔てた⑦と⑧の比較等が可能である。

2－⑩ ③と同じく中学校教員を対象とした調査である。いくつかの制約があるなかでの，これも初めての県下全域にわたるものである。

なお，2－①・⑥以外の出典は，発行団体が現在も有料頒布している。

1　県教委・校長会・文部省

①　高校入試制度に関する一考察

【愛知県公立高等学校長会『平成８年度研究発表要項』91年】

研究責任者　愛知県立福江高等学校長　　久保田　祐　司

Ⅰ　研究主題

愛知県における高校入試制度に関する一考察　――生徒の意識調査を通して――

Ⅱ　主題設定の趣旨

複合選抜方式による入学者選抜は３年目を終え、各学校とも落ち着いた雰囲気が感じられている。３回目ともなれば、生徒にとっては、これが普通の制度であるととらえられている。そこで高校入試に関して生徒はどのような意識を持っているのか調査して、この制度の定着度を検証してみたい。

Ⅲ　研究経過

５月１０日　研究主題の設定と役割分担の決定
６月　５日　研究内容の検討と春季総会での提案説明
７月　９日　研究内容の検討協議
８月　８日　生徒意識調査の方法と項目について検討協議
９月　６日　調査校委嘱と研究内容の検討
10月２２日　調査集計結果の分析と協議
11月１３日　中間まとめについて検討
11月２９日　研究中間まとめを秋季総会で発表
１月１７日　研究のまとめの検討
２月１２日　まとめ

Ⅳ　研究内容

１　はじめに

複合選抜方式による入学者選抜は３回目を終えた。どのような制度であっても、３年続ければ受手側はこれが普通の制度であるという意識を持つであろうと思う。そこで本年度入学の１年生を対象にして、入試とその周辺の事項についてどのような意識や実態であるのか調査した。

調査対象　　普通科１年生　４３６名　（普通科　１０校　各校１クラス）

調査対象の卒業後の進路希望（学校別・人数）

学校	A校	B校	C校	D校	E校	F校	G校	H校	I校	J校
大学	43	43	42	26	35	25	30	10	8	10
短大	0	2	3	9	2	10	11	6	16	6
専門	0	0	0	3	6	4	2	14	10	7
就職	0	0	0	6	1	5	2	12	8	13
他	2	0	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	45	45	45	45	44	45	45	43	42	37

調査時期　　平成３年９月

2　「高校入試・高校生活に関する調査」と集計結果ならびに考察

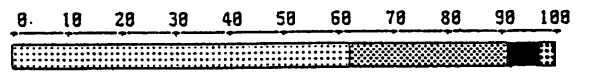
【全体集計の部】

※アンケート回答の選択肢　　- 1　- 2　- 3　- 4　- 5

(1) あなたは自分の意志で志望校を決めましたか。

①そうである　②まあまあそうである　③あまりそうでない　④そうでない

①	②	③	④
272	126	25	11

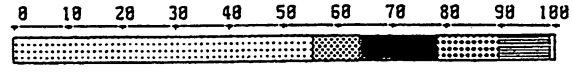


※　志望校決定は6割強が「自分の意志」であり、「大体自分の意志である」を加えると9割以上になる。「生徒の意志を無視した進路指導」などと、マスコミで書いたりするが、本県に関しては、あまりそういう傾向はない。

(2) あなたは志望校を決めるのに一番強い影響を受けたのは次のどれですか。

①自分の考えであり、影響は受けていない　②友人　③保護者　④先生　⑤その他

①	②	③	④	⑤
242	38	62	49	41



※　56%のものが自分独自の判断であり、つぎに多いのが保護者の影響である。先生の影響を受けたものは11%である。A新聞の平成3年11月25日の記事「公立への不信感。特に高校入試の段階で強まる。生徒、父母、先生の三者懇談を通じて受験する高校を決めるといっても、かぎを握るのは偏差値で、事実上、生徒、親には選択権がないといわれる。」は本県のことをいっているようであるが、何を根拠にしていっているのだろうか。

(3) あなたは2校受験できることで、1校はチャレンジ（挑戦）するつもりで受けましたか。

①そうである　②まあまあそうである　③あまりそうでない　④そうでない

①	②	③	④
93	60	84	191

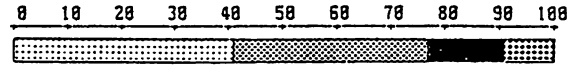


※　「そうである」「まあそうである」で35%。2校受験の機会があるのにしては若干数値が小さい感じもするが、自分の合格が順当な線であるという意識であれば、挑戦の意識は持たないのでこの数値はおおいに評価してよいのではなかろうか。

(4) あなたはこの学校に合格したことで満足しましたか。

①満足した　②まあまあ満足した　③あまり満足しなかった　④満足しなかった

①	②	③	④
179	156	60	40

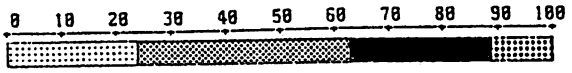


※　平成3年度入試で第1志望合格者が8割強であると聞いている。「満足」と「まあ満足」とで77%である。人は心理では高望みをしがちであるということを考えれば、ほぼ同じ結果であると見てもよかろう。

(5) あなたは中学のとき、入学検査の得点力を高めるために努力しましたか。

①努力した　②まあまあ努力した　③あまり努力しなかった　④努力しなかった

①	②	③	④
104	170	113	48



※ 「まあ努力した」までで63%。努力しないほうの割合を考えると、高校入試のプレッシャーは特に厳しいものとはいえないのではなかろうか。

(6) あなたは中学のとき、受験科目以外の教科の成績を上げるために努力しましたか。

①努力した ②まあまあ努力した ③あまり努力しなかった ④努力しなかった

①	②	③	④
80	169	122	64



※ 前問（5）と関連して、この数値がでているのは、中学生が全体的には比較的まじめに努力しているといえようか。

(7) あなたは高校入試の準備には、中学の授業をまじめにやっておれば十分だと思いますか。

①そう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

①	②	③	④
163	163	88	21

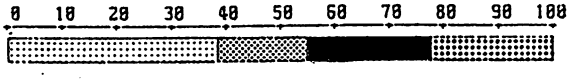


※ 「まあそう思う」までで75%、「そう思わない」と断定的に否定したものが5%であることから、本県の入試のレベルは特別な受験勉強を必要とするものではなく、妥当なものととらえられていると見てよかろう。

(8) あなたは高校入試に備えて学習塾に行く（または家庭教師につく）ことをどれくらいの期間しましたか。

①2年以上 ②2年未満、1年以上 ③1年未満 ④行かなかった

①	②	③	④
167	72	100	97

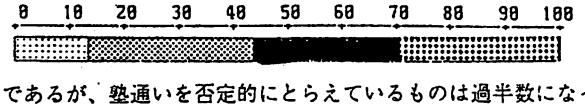


※ 塾通いは都市部と地方とでの開きはなく、予想以上に浸透している。

(9) あなたは高校入試に備えて学習塾に行くことを後輩（下級生）にすすめますか。

①すすめる ②まあまあすすめる ③あまりすすめない ④すすめない

①	②	③	④
59	132	117	127

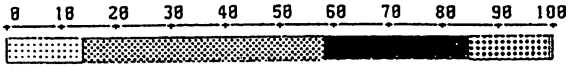


※ 塾通い経験者は約78%であるが、塾通いを否定的にとらえているものは過半数になっている。世間の風潮にのって自分もいったが、その効果については疑問であるとするものが多いということであろう。

(10) あなたは現在の学校生活に満足していますか。

①満足している ②まあまあ満足している ③あまり満足していない ④満足していない

①	②	③	④
61	193	115	64



※ 回答の要因が不確定のため、有意の数値としての読み取りが困難である。

【観点別集計の部】

（1）志望校を自分の意志で決めなかったもの（設問１・③④選択者36名）の状況。３６名のうち

設問３（挑戦）：③（あまりそうでない）→５名、④（そうでない）→24名

設問４（満足）：③　→12名、④　→10名

設問５（入試努力）：③　→10名、④　→14名

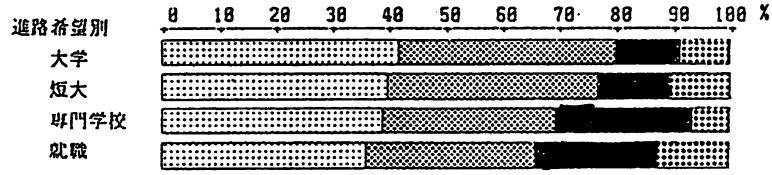
設問11（あり方）：③　→９名、④　→15名

設問13（授業努力）：③　→13名、④　→14名

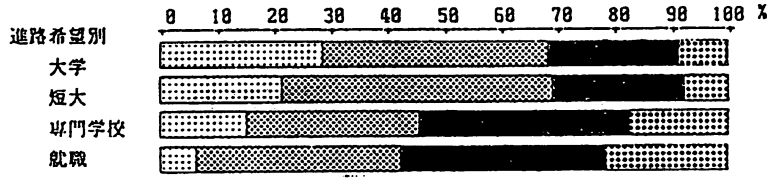
設問14（きびしさ）：③　→11名、④　→18名である。

※　志望校を主体的に意志決定できなかったものは、入試でチャレンジもできなかったし、合格しても満足感を持てない。しかし、入試に対する努力はしておらず、高校に人間形成を期待するでもなく、高校の授業に対しても努力しようとする気持ちが少ない。厳しいことはさけて通りたいという気持ちが強い。３６名中、ごく少数のものは前向きの姿勢が感じられるが、特に前述の全体統計と比較してみると、本人の姿勢にも若干の問題があるように思える。

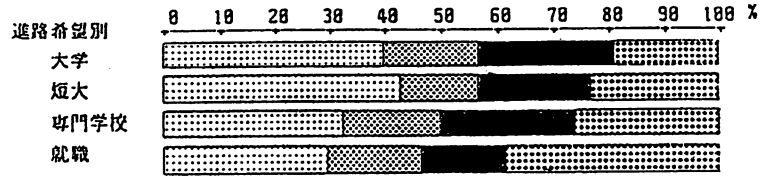
（4）合格の満足度は、進路希望により若干の傾斜がある。



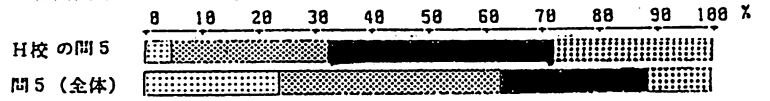
（5）入試努力は、大学進学と就職希望とで差がある。



（8）塾通いは、進路希望により若干の傾斜がある。



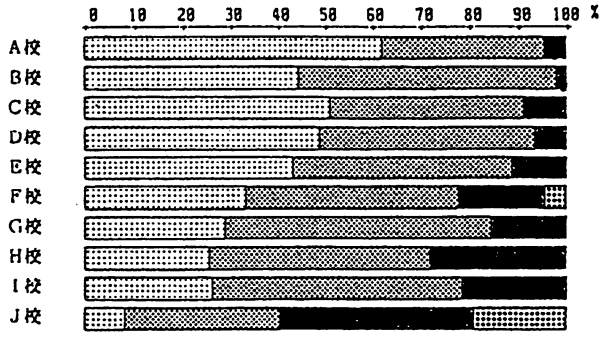
ただし、塾通い経験者が88％といちばん多いＨ校の設問５（入試努力）や進路希望の状況をみると一概に相関関係があると断定はできない。



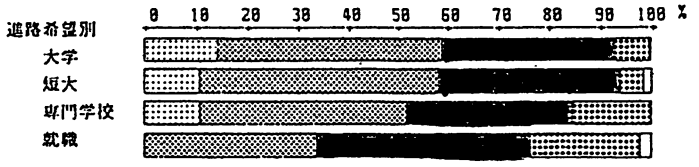
（9）塾通いの必要性を感じているのは中間タイプ校に多い。次の表は、進学の多い学校、就職の多い学校、その中間校各３校をグループにして、％で表したものである。

	①	②	③	④
進 学	11.1	31.9	34.1	23.0
中 間	16.4	40.6	18.0	25.0
就 職	9.1	24.0	28.1	38.8

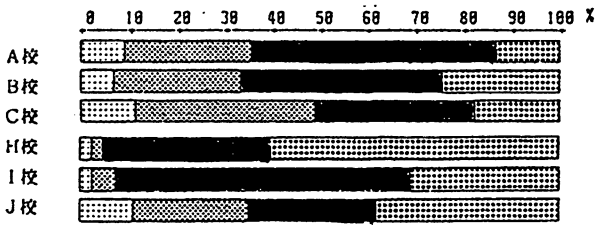
(12) 授業の程度をむずかしいと思う割合は、進学希望の多い学校から就職希望の多い学校へとある程度の傾斜が認められる。



(13) 高校の授業に対する努力は大学進学と就職希望とでは差がある。



(14) 学力をつけるためにきびしい指導を望む気持ちは進学希望の多い学校の方が若干強いが、例えば、C校にはA B校よりもきびしい姿勢を望む生徒が多いとか、J校は (12) のデータから見ると、もう少しきびしい指導を望む生徒もいるとかのように、各校それぞれの特色が出ている。



3 むすび

複合選抜制度による生徒は、複数受験の機会を得て、志望校決定は9割以上が自分の意志でしており三分の一はチャレンジの気持ちの受験をしている。マスコミでいうような教師による偏差値輪切り指導の意識は持っていない。入試には授業をまじめにやれば十分だと大半が思っている。塾通いは8割近くに及んでいるが、過半数の者が塾通いに否定的である。ただ、所謂中間校では肯定するものが若干ふえている。この制度は安定調和の状態にあるといってよいのではなかろうか。

② 【愛知県教委『文部省「教育方法の改善に関する調査研究」委託
受験機会の複数化について』92年】

〈研究委託課題〉

受験機会の複数化について

I 研 究 の 概 要

1 研究の分野

受験機会の複数化について

2 研究のねらい

本県が平成元年度から実施している複合選抜方式による入学者選抜制度について、実施結果等を分析するとともに、受験機会の複数化の在り方及び今後の方向性等について検討し、高等学校入学者選抜制度の改善に資する。

3 研究の期間

平成3年度

4 研究等実施者名及び代表者名

(1) 研究等実施者

愛知県教育委員会

(2) 代 表 者

愛知県教育委員会教育長　　小 金　　潔

5 新入試調査研究会議の委員の構成

愛知県立豊橋西高等学校長 （議長）	小野田 章 二
愛知県立旭野高等学校長 （副議長）	谷 口 誠 示
愛知県教育センター教育情報部長	立 尾 正 義
愛知県立安城農林高等学校教頭	犬 塚 忠 雄
愛知県教育センター教育情報研究室長	越 智 國 義
愛知県尾張情報処理教育センター主査	鈴 木 愼 吾
愛知県三河情報処理教育センター主査	内 藤 克 弘
愛知県教育センター研究指導主事	石 黒 昭 吉
愛知県尾張情報処理教育センター研究指導主事	蜂須賀　豊

愛知県三河情報処理教育センター研究指導主事		藤井章嘉
（幹事）		
愛知県教育委員会高等学校教育課長		水野允
〃	高等学校教育課主幹	野々部幸蔵
〃	高等学校教育課課長補佐	仲谷浩一
〃	高等学校教育課課長補佐	藤城彰
〃	高等学校教育課主査	内藤春彦
〃	高等学校教育課指導主事	川口侃
〃	高等学校教育課指導主事	村山錞司
〃	高等学校教育課指導主事	田中幸博

6　研究の内容

調査研究課題	調査研究の内容
受験機会の複数化について	複数の公立高等学校の受験を可能にすること及び全校・全学科において推薦入学を行うことを主な柱とする複合選抜方式による入学者選抜制度を、平成元年度の入学者選抜から導入し、3回の実施を重ねた。 本研究は、本県で実施している複合選抜方式による入学者選抜制度について、現状、結果等を分析し、受験機会の複数化の今後の方向性等について検討する。

2　受験機会の複数化についての分析

本県が実施している複合選抜方式による入学者選抜制度は、全校・全学科で推薦入学を実施するとともに、A・B二つに分けた学校グループにおいて実施期日をずらした2回の入学検査を行うものであり、受験機会の複数化をその趣

旨の一つにかかげている。

3回の実施結果をみると、推薦入学においては、総募集人員における推薦入学志願者の割合が年々高まっており、推薦入学で不合格になった者が同一校の一般入学を再受験する割合も年々高くなっている。また、一般入学においては、2校受験者の割合が3年連続して80%以上となっている。これらのことから、推薦入学の受験と一般入学の受験（推薦入学合格者は一般入学の試験を受験できない）、それに加えて、一般入学における二つの公立高等学校の受験が可能になったという制度上の利点が十分活用され、受験機会の複数化という複合選抜方式による入学者選抜制度の趣旨が生かされる形で順調に推移しているとみることができる。

現在、大学入試でも指摘されているところであるが、受験機会の複数化をすすめるとき、欠員の問題は一つの克服すべき課題である。本県では、入学願書提出時に第1志望校、第2志望校を事前申告させ、第1志望校、第2志望校ともに合格圏内にある受験者は第1志望校の合格候補者とし、その受験者は第2志望校の合格候補者からはずし、「2校とも合格し、そのうちの1校は辞退しなければならない。」ということが起きないようにしている。その結果、実施初年度においては、欠員数は941人とやや多かったが、2年目からは大幅に減少し、公立高等学校が1校しか受験できなかった旧制度の下とほぼ同じ状況になっている。更に、入学辞退者数も年々減少しており、その面からも、複数受験に伴う欠員にかかる課題は克服されたと考えている。

入学者選抜制度には「最善」というものはないが、本県が実施している、全校・全学科における推薦入学と一般入学で2校受験できる複合選抜方式による入学者選抜制度は、現在の時点では受験機会の複数化を図る制度として望ましいものであると考えている。

3　導入後の検討課題及び改善内容

県教育委員会は、年ごとの実施結果を踏まえて、次年度以降の入学者選抜に向けての検討課題を明確にし、それを愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議に諮問するとともに、事務局内部においても検討し改善を加えている。複

合選抜方式による入学者選抜実施後の各年度における検討課題及び改善内容は次のとおりである。

(1) 平成２年度以降の入学者選抜に向けての改善内容

＜検討課題＞

① 推薦入学における定員枠及び選抜基準について

② 公立高等学校の入学者選抜実施日程のあり方について

③ 志願変更のあり方について

④ 公立高等学校の第２次選抜の出願資格について

＜改善内容＞

「入学者選抜実施日程」については、推薦入学の入学願書受付開始日を、平成元年度より５日遅くし、全体として入学者選抜実施日程を５日間短縮することにより、中学校第３学年３学期の教育活動の一層の充実を図った。

その他の事項については、「現行どおり」とし、今後しばらくの間実施した上で、同じような問題が生じた場合には、検討・改善を加えることにした。

(2) 平成３年度以降の入学者選抜に向けての改善内容

＜検討課題＞

① 志願変更のあり方について

② 国際教養科及び英語科における入学者選抜のあり方について

③ 通信制課程における入学者選抜のあり方について

＜改善内容＞

「志願変更」については、第１志望校、第２志望校のいずれか１校１学科に限り認めるが、志望順位の変更はできないとしていた。これを、志願変更を行う場合は、志望順位の変更も行うことができるよう改善し、受験生にとってより希望にそった学校選択ができるようにした。

このほかに、複合選抜方式による入学者選抜制度とは直接関係はないが、次の２点について改善を図った。

・ 「国際教養科」及び「英語科」においては、学科の特色を生かすため、平成５年度の入学者選抜から、特別検査として「英語の聞き取り」を行

うことにした。

・ 「通信制課程」においては、総合判定のための十分な資料を得るため、平成3年度の入学者選抜から、作文及び面接又はそのいずれかを行うことができるようにした。

(3) 平成4年度以降の入学者選抜に向けての改善内容

複合選抜方式による入学者選抜制度は年々安定・定着していることから、新入試制度にかかる検討課題にかえて、「国際化への対応」と「中学校生徒指導要録の改訂にかかる対応」を図るために、次の2点を検討課題とした。

<検討課題>

① 海外帰国子女にかかる入学者選抜について

② 調査書の記載事項について

<改善内容>

海外帰国子女に対する特別選抜である「海外帰国子女選抜」においては、従来、学力検査は国語、数学、社会、理科、外国語(英語)の5教科で行ってきたが、帰国子女が海外でうけてきた教育事情に配慮し、平成4年度の入学者選抜から、国語、数学、外国語(英語)の3教科で行うことにした。

「調査書」については、中学校生徒指導要録の改訂に伴い、記載事項を総合的かつ専門的に検討する必要があると考え、検討機関として「調査書検討専門員会」を設置し、検討することにした。

4 今後の課題

今後の課題としては、次のことがあげられる。

(1) 事務量軽減の努力

新入試制度は、「受験機会の複数化」、「学校選択の自由の拡大」、「人物評価の多角化」の三つのねらいのもとに導入されたものであり、従来の入学者選抜に比べて受験者数も多くなり、ある程度の事務量の増加はやむを得ないところである。しかしながら、入学者選抜業務全般について、簡素化できるところは可能な限り簡素化を図る必要がある。

その視点の一つとして、電算処理に伴う入学者選抜業務の改善があげられ

る。

現在は、ＯＣＲ装置（光学式文字読取装置：Optical Character Reader）を利用し、入試データの入力を行い、県教育委員会の大型汎用コンピュータにより入学者選抜にかかわる電算処理を行っている。それに伴い、各高等学校は志願データについて

ア　第１ＯＣＲ用紙（願書データとして、受検番号、志望順位等を記入）

イ　第２ＯＣＲ用紙（選抜データとして、校内順位等を記入）

という２種類のＯＣＲ用紙に記入し、定められた２回の入力日に、入力会場へ出向いて大型汎用コンピュータによるデータ登録、修正を行っている。

県教育委員会では高等学校へのパソコン整備に努めており、各高等学校においてはパソコンで各種の統計処理を行うようになってきている。入学者選抜についても、各高等学校で入力しフロッピィディスクに保存した入試データを、そのまま大型汎用コンピュータに登録するのも一つの方法として考えることができる。

しかし、入学者選抜業務には、正確さと厳正さが要求されることや、パソコン機種の互換性の問題もあり、各高等学校のパソコンを利用しフロッピィディスクに保存した入試データを、大型汎用コンピュータに登録する方法については、今後、慎重に検討すべき課題といえる。

また、すべての公立高等学校にファクシミリが設置されているが、これを利用することにより、入学者選抜業務の改善を図ることができるかどうかについても、研究しているところである。

その他、提出書類やその記載内容の精選、簡素化及び提出方法のあり方など、事務量軽減に向けて、検討する必要がある。

(2)　群・グループ分けの見直し

現行の群・グループ分けは、学校間格差の復活防止と学校選択の自由という両面に配慮し、慎重に協議して決定したものであり、しばらくは、現行どおり実施することにしている。

しかし、今後、生徒の急減に伴う各学校の募集人員の減少により、現在の群・グループにおける均等均質性に変化が生じることが考えられ、また、新

しい学科の設置や学科の再編成も考えられる。従って、群・グループ分けの見直しについては、中・長期的な展望の下に慎重に検討することが必要である。

(3) 学校・学科等の特色を生かした入学者選抜

現在、本県では、一部の学科において学科の特色を生かすため特別検査を実施している。

中等協では、将来の検討課題として、学力検査実施教科間の配点の比重の置き方についての弾力的な運用をあげているが、しばらくの間は、複合選抜方式による入学者選抜制度の安定・定着を図ることを第一とし、学力検査実施教科間の配点の比重の置き方については、新入試制度実施の推移をみながら中・長期的な展望に立って慎重に対処する必要がある。

③ 松原眞志夫『受験機会の複数化その後』(抄録)

【『月刊高校教育』86年5月号】

七 実施結果

平成八年度分はまだ公表されていないが、平成七年度までの七回の実施結果は次のとおりである。

① 一般入試の志願者全体の中で、二校受験した者の割合は、七年連続して八〇%以上となっており、受験機会複数化の趣旨が生かされている。

② 推薦入学合格者を含めて第一志望校に合格した者の割合も七年連続して八〇%以上となっている。

③ 合格辞退者数は少なく、平成七年春の入試においては一〇三名(一般入学志願者実数四万五四四四名に対する割合は〇・二%)となっている。

④ 推薦入学における選抜基準別合格者の割合をみると、学習成績による合格者は減少し、運動、文化、芸術、奉仕活動による合格者の割合が増加する傾向にあり、中学校における諸活動が公平に評価されてきたことや生徒の目的意識、帰属意識の明確化がはかられるようになってきたことを示している。

八 今後の課題等

本県の複合選抜制度は、平成元年春に発足して以来、年々改良が加えられ、制度としての完成度がきわめて高くなったと言われている。また、運用面でも、中高連携のもとに正確かつ着実に実施されている。

今後の課題や配慮事項をしいてあげるとすれば、制度面と運用面から次の二点が考えられる。

① 群・グループの分け方についての検討

現行の群・グループ分けは、学校間格差の復活防止や学校選択の自由等に配慮し、募集人員をはじめとして可能な限り均等均質になるよう編成されており、しばらくは現行どおりの組合せで実施することになっている。

しかし、今後十五歳人口の減少等の事情により募集生徒数等に著しい不均衡が生じる場合には、編成を見直す必要が生じるかもしれない。いずれにしても、中長期的な展望のもとに慎重に検討されるものと思われる。

② 運用にあたっての配慮

本県の二校受験の方式は、全受験者を大型コンピュータに入力するため、出願の段階から合格者発表までの、特に人的作業の面において精密さ・正確さが求められている。

これまでは、教育委員会、中学校、高等学校関係者の慎重な配慮と献身的な努力によって厳正かつ円滑に実施されてきた。この実績を踏まえ、今後とも中高の密接な連携のもとに、すべての関係者が自戒しつつ、正確な運用に努めなければならない。

九 おわりに

もとより入学者選抜制度に最善というものはないが、二校受験できる一般入学と全校・全学科における推薦入学を組み合わせた複合選抜方式は、受験機会を複数化する制度として、現時点では十分に機能していると見ることができる。

④ 相次ぐ高校入試改革への対応

荻原克巳

昭和六〇年代はその初頭から、多様化・弾力化の方向の中で、高校入試制度は年ごとに目まぐるしく変化していった。

昭和六〇年度は、それまで、工業・農業・家庭・水産の四科が推薦制を導入していたのに加え、新たに商業科を対象にし、普通科以外は同一歩調をとることになった。そして、従来は「県内私学は同一日に入試」というのが不文律であったが、県内私学は三日間(特定の一校をくわえれば四日間)に分けて入試を実施した。しかも全私学全科に推薦制が導入された。したがって、私学への応募様態は、一般・推薦・単願の三種となった。

昭和六一年度は、県中等教育問題研究協議会の審議も大詰めになり、複合選抜制度の実施を見通す中で、公立高校二五校の普通科で推薦制度が導入された。

昭和六二年度には、公立高校普通科の推薦制度を九九校四分校に拡大した。また、次年度から導入予定の複合選抜制度に備え、その趣旨・内容・方法を理解するため、臨時の全中学校長会を開催し具体的諸問題についても協議した。一方、技術的側面からコンピューター作動のテストも兼ね、実際の受験生を使って複合選抜の大掛かりなシミュレーションが行われた。

そして昭和六三年度には、文部省や全国が注目する中、先陣をきっていよいよ本県で複合選抜制度が実施され、進路指導は新局面を迎えていく。全課程に推薦制・公立高校二校受験可能がその骨子だが、新たに「恵まれない環境にあり、学費支払い困窮者」の推薦枠が特別措置された。

このように、公立・私立の推薦制・複数受験という新事態の中で、中学校現場の進路指導は極めて複雑多様化した。その多忙化への配慮から、この年、二五学級以上の中学校に進路指導担当教諭一名が別枠措置された。

以上は、高校入試改革の当時の過程概要だが、いつの年もいつの時も、本会は常にその矢面に立ってきた。従前からの進路委員会はいうに及ばず、入試改革に対応するため、本会は独自の中等教育問題特別委員会を設け、各地域での検討と並行しながら、県教委や高校側と連日のように慎重な審議を重ねた。加えて、前述のように私学との関わりもあり、私学との協議も度を重ねた。もちろんそれらの協議や折衝は、いつも穏やかに進められたとは限らない。時には激論が相噛み、結論を先送りすることがあった。本会の内部においても意見がきっこうすることがあったが、入試改革は必要だという共通認識のもとに、やがては本会内部の意見はすべてが円満に収れんされていく。

いよいよ実施されてみると、学校現場での指導過程や入試当日・合格発表当日の混乱は全県的に何も見られなかった。これは、学校・受験生・保護者に対する新制度の周知徹底と、周到な準備、関係者それぞれの努力の結果であった。

いま全国の高校入試制度の動向や現状をみるとき、当時の本会の取り組みが、大きな意味を添えて懐かしく甦るのである。

(昭六二・六三　県校長会副会長)

⑤　21世紀を展望した愛知の教育
－50年の回顧と新しい世紀への展望－

出　席　者　（敬称略）

小金　　潔　愛知県教育委員会　委員　　平岡　　容　元名古屋市立高等学校長会 会長
野々部幸藏　愛知県教育委員会 学校教育部長　　松原眞志夫　愛知県公立高等学校長会 会長
高橋和三郎　愛知県公立高等学校長会事務局長　（司会）高橋　邦肇　愛知県公立高等学校長会 副会長

と　き　平成１０年７月２８日（火）　ところ　ルブラ王山

高校入試制度の進展

【小金】　まだ、今話題になっていた昭和４０年代後半から５０年代の初めにかけていろいろなことがあって、お話ししたいことがありますけれども、省略をいたします。

昭和５８年でしたか、私が学校教育部長をやっておりまして、奥田信之さんが教育長でした。そのときに中等教育問題研究協議会という組織を作ったわけです。それを作った理由は、当時義務教育問題研究協議会という組織が教育委員会の諮問機関といいましょうか、協議会の一つに既に設けられておりまして、義務教育レベルの問題については、その協議会で議論が行われていました。それから、もっと下の、幼児教育の問題についても協議会ができておりましたし、大学は、都道府県の教育委員会は管轄が違いますから、国が動く分野であるという理解をいたしまして、都道府県の教育委員会が手がけるべきことは後期中等教育であると、これが中心になるというふうに考えたわけです。これは都道府県の教育委員会の権限の問題にも当然かかわっているわけですけれども、国、県、あるいは、市町村という単位で考えていった場合に、都道府県の教育委員会が手がけるべき問題は、今申しましたように、中等教育だというふうに考えまして、中等教育問題研究協議会――後期中等教育ですね――を作ったわけです。作るに当たって、私が学校教育部長をやめるときの昭和５９年３月に、名古屋大学の学長であった飯島宗一先生のところへ、奥田さんと二人で伺いまして、その協議会の議長をお願いしました。そこで引き受けていただきまして、あの協議会を始めたわけです。

随分たくさんの内容を手がけたわけですけれども、一番話題になりましたのはやはり入試制度の改革という問題です。これは私が学校教育部長のときに仲谷さんに呼ばれて、知事公館へ行ったときに、奥田さんとまいりましたが、仲谷さんが奥田さんに、「奥田君、この問題を手がけると、教育長は三人に一人は首だ。覚悟しろよ」というようなことをおっしゃったことを奥田さんと一緒に聞いていたわけでありますが、その後学校へ出まして、それから２年勤めておりました。そして、知事から電話がありまして、教育長をお受けしたわけですけれども、その昭和６１年４月１９日に、複合選抜方式についての答申が出まして、飯島先生から答申の報告書をいただきまして、その答申に基づいてその仕事を進めたわけです。しかしやってみると、仲谷さんの言葉ではありませんけれども、大騒ぎになりまして、県議会を挙げて、この問題に白熱した議論が行われる、あるいは、いろいろな団体が押しかけてまいりまして、その対応に忙殺されるというようなことが続いておりました。

その中で複合選抜制度というものが導入されたわけですけれども、これは協議会の答申をいただくまでの手間暇も大変でありましたが、それを実行に移す段階になって大騒ぎになったわけです。私は教育長に就任したときに記者クラブへまいりまして、その場の思いつきですが、記者の質問に対して、頭に浮かんだ言葉が、ソフトランディングという言葉であったわけです。それを口にしまして、ソフトランディングを心がけたいというような話をしたんだと思います。新聞にもそのことは紹介をされたと思います。知事からも、「あれでいいぞ」と、こういうお

話を聞きましたけれども、実際はソフトランディングどころではないんで、一斉射撃を受けたような状態になってしまったということであったわけです。このときは学校群制度のときと違いまして、名古屋市の教育委員会にも大変協力をいただきました。それから、愛知県の小中学校校長会あるいは高等学校校長会からも、教員出身の初めての教育長だということで、大変支援をしていただいて、導入にこぎ着けたわけでありますけれども、ああいうことはそうたびたびあることではないと、今後もないと思います。あの県議会の議場ができて初めての満席の傍聴席ということで、私が答弁するときには、議場にはもうほんとにあふれるような人が詰めかけておりました。それが本会議、明けても暮れてもでありましたが、繰り返し繰り返しいろいろの質問を受けて、答えていたわけであります。そうしたいきさつであの制度は導入されました。今は、もう大分時間がたちましたけれども、現在になって考えてみましても、いい変革をしたと私は思っております。

というのは、それまでも学校群制度を変えろという声は随分いろいろなところから出ておりましたが、それ以前の考え方は、大学区制から小学区制まで、地域分割という考え方しかなかったんです。だから名古屋市を一体どういうふうに割れば世論の納得が得られるかということについて、遂に結論は出ませんでした。広小路を中心にして何校に分けるとか、大津橋通りを挟んで四分割にするとか、あれやこれやさまざまな意見が出ましたけれども、どういうふうに筋を引いてみたところで、納得の得られる地域分割はできないということで、手がつかなかったわけでありますが、複合選抜のときに、分割の仕方を、単なる地域分割でなくて、皆さんご存じのように、A群、B群という学校を、別の尺度で二つに分ける方法を導入したわけです。これはそれまでになかった大変おもしろい考え方というか、ユニークな考え方でして、それが成功の一つのきっかけになったと思っているんですけれども、平井眞一さんをはじめとする事務局の皆さんの大変なご尽力があってなしえた仕事だと思っております。

もう一つは、愛知県の教育センターに大型コンピューターが既に導入されていて、入試事務の処理に大型コンピューターを使うことができた。これが複合選抜制度導入の大きな成功の要因であったと、私は今思うわけであります。当時奥田教育長がやっていた時代ですけれども、なかなかの大変なお仕事であったと思います。松原先生も高等学校教育課におられたし、名古屋市の教育長は鳥居　大さんでしたね。ときどきお会いして話をしたりしましたけれども、私が集中砲火を浴びているところをいいかげん間近に見ておられるので、同情をしていただいたりしていろいろ助けてもらいました。複合選抜制度は結局は設計書どおり導入したという結果になったと思いますが、今申しましたような、隠れた成功の要因というものがあったということを、今振り返って思うわけです。そんなことです。

【髙橋（邦）】　ありがとうございました。

では、松原眞志夫先生のお名前が出ましたところで、その当時のお話を、入試制度に関連してお願いしたいと思います。

入試制度と中高連携

【松原】　最近の都道府県の教育の在り方を見ておりますと、私の目から見ると、何か画一的なといいますか、都道府県の特色をなかなかあらわしえないという、そういうところがあるように思います。とりわけ入試制度につきましても、やはり全国的に推薦入学にしても何にしても、ほとんど似たような形に、今なっているというところがありまして、金太郎あめとは申しませんけれども、ややそれに近い状況があるのではないかと思います。もう少し都道府県でそれぞれの特色を生かした入試制度ができれば、ほんとうはいいのかなと思うんですが、なかなかそれができえないというのも現状であると思います。しかし先ほど小金先生がお触れになりまして、大変ご苦労なさって導入してくださいましたこの新入試制度は、受験機会の複数化と、選抜尺度の多元化というのが柱だと思うのですけれども、特に本来の意味で受験機会の複数化を導入することができた県というのはなくて、結局愛知県だけがきちんとやれているという状況にあるのではないかと思うんです。こういうふうに、着実に定着していって、しかも１０回を経てなお安定しているという理由は一体何な

んだろうということをいろいろ思うわけです。とんでもない方向からで恐縮なんですが、県民性とか、あるいは、地域性をやっぱり考えてみたいと思います。私自身は愛知県の出身者ではないものですから、どちらかというと、外側から愛知県の県民性を考えるわけです。もっとも県民性と一口で言われますが、今の世の中で、それほど他と違ったものがあるはずはないのですけれども、ただ、特色としては、一つは、愛知県の尾張、三河の風土は、どちらかというと、尾張のほうが実学尊重ということもありますし、また三河のほうは三河武士の発祥地のように、質実剛健といいますか、そういう気風があると思います。そういうものがやはりこの一つの制度を運用していく際に、かなりあずかって力があるのではないか。決して派手ではないけれども、きちんと事柄そのものをとらえて、じっくりと円熟させて、徐々にいい制度に持っていくという、熟成、醸成の作用が愛知県の県民の中に基本的にあるのではないかという印象を私自身は持っているわけでございます。

学校格差の抑制

【小金】　一言つけ加える形になりますが、複合選抜制度の問題をいろいろ論議している中で、繰り返して言われたことは、学校格差という問題なんです。学校格差ということが、一つの焦点になったわけですけれども、日本の戦後の社会というものを考えてみますと、平等であるということが最高の善であるという思い込みが社会的に非常に広がっていたということで、複合選抜以前の学校群は格差是正ということを錦の御旗にして、仲谷教育長は導入された。したがって、学校群制度が導入されたときの新聞の論調といいますか、批判グループの意見というものは、半歩前進ということを言っていたですね。十分ではないけれども、格差是正ということに向けて、この新制度は若干の改善にはなっているということで学校群制度は導入された。

その当時の全国的な状況を見てみますと、学校群制度があっちこっちで導入されておるんですが、東京もなくなりました。長崎もなくなりました。京都の小学区制は論外ですけれども、これも今はなくなりました。その当時の、とにかく格差を作らない、みんな平等であるという考え方が戦後の日本では非常に大きな流れとしてずっと続いてきたわけです。そのことに複合選抜制度がどういう考え方を持って対応したかということなんですが、議会でも格差ということを随分言われましたけれども、私は格差をなくすという答弁をしたことは一回もありません。格差をなくすんではなくて、たしか格差というものを抑制するという言い方をしてずっと対応したと思います。社会のいろいろの問題を考える際に、学校について言えば、学校格差をなくすという考え方は、中等教育段階だけそういう考え方を持ち込んでやれるかというと、やはりかなり難しい面がある。高等教育との関連ということを、いやおうなしに中等教育段階では考えざるをえないということになりますし、それから、大学から実際に職業につく段階になれば、格差などというものはあまり議論されませんけれども、当たり前のこととして社会では認められていると言っていいような状況があると思うんです。しかし高校段階で学校に差があるということに対しては、非常に、言うなれば、ヒステリックな反発があったということで、それに絶えずぶつかっていたという感じを持っているわけですが、この問題は今完全に解決しているとは実は私は思っていないんです。

多様性論議というものも随分長い間行われてきていますけれども、多様性というのは、格差ということに対する一つの逃げ言葉として使われている面が一面であるという事実を私はときどき指摘しておりました。本来はそうではないという言い方はできると思うんですけれども、平等感が大変混乱して日本の社会で５０数年を経たわけですから、それに対する一つのハードルを越えるための考え方として多様性ということが言われてきたという点で、若干、絶えず疑問を持ってながめているわけです。この辺はまた後半の話題になる点かもしれません。そのことについて、機会があればまた後で申しますけれども、これが複合選抜制のときも、反対意見の中には非常に強い思いとしてぶつけられてきたという感じを持っております。

【文部省『高等学校入学者選抜制度の改善等に関する状況』99年】

⑥ 受験機会の複数化（推薦入学，第２次募集を除く）

受験機会の複数化の方式を実施する県は，平成６年度５県⟶平成７年度６県⟶平成８年度８県⟶平成９年度９県⟶平成１０年度１１県⟶平成１１年度１１県である。

○ あらかじめ選抜日程や募集定員等を定め，生徒に２回以上受験する機会を与え，いわゆる受験機会の複数化（推薦入学，第２次募集を除く）を実施している県は平成６年度には５県，平成７年度には６県，平成８年度には８県，平成９年度には９県，平成１０年度には１１県となり，平成１１年度においても同様の県で実施している。

○ 平成１１年度において実施している各県の実施方法は以下のとおりである。

岩手県：定時制課程の単位制高校１校において，入学定員を区分し，学力検査の実施教科数を変えて実施する。

東京都：全日制課程の９校において，一般選抜の募集人員を分割し，第１次募集期間における募集（分割募集Ａ）と第２次募集期間における募集（分割募集Ｂ）の二回に分けて異なる選抜方法により選抜を実施する。

愛知県：県内の全ての高等学校を，Ａ・Ｂグループに分け，グループごとに異なる日に学力検査を実施する。

三重県：全日制課程の５校において，推薦入学と同時期に「特色化選抜」を行い，定員を分割し，一般選抜とは異なる選抜方法により選抜を実施する。

大阪府：全専門学科及び総合学科において，定員を分割するなどして，第１次選抜として一般入試より先に選抜する。その際，各学科ごと，学力検査の実施教科や配点の比重，調査書の重視する部分を変えて実施する。

奈良県：全日制課程で分割選抜を実施することができることとし，普通科を含め，学力検査を各学校１～２教科とし，配点や調査書の重視する部分を変えるなどの特色を出している。

岡山県：定時制課程普通科１校で募集定員をⅠ期とⅡ期に分けて，学力検査教科数等を変えて実施する。

香川県：単位制定時制普通科１校で募集定員を第１次募集と第１次募集合格者を除いた別日程募集に分けて，学力検査教科数等を変えて実施する。

福岡県：定時制単位制１校で，前（春）期と後（秋）期に分けて実施し，前期試験において，Ⅰ期，Ⅱ期，転・編入学試験を行い，それぞれ定員を分割し，異なる選抜方法で実施する。

佐賀県：各学区１校（計４校）で定員を分割して，学力検査の教科の生徒選択を行い，小論文や作文と併せて行うなど異なる選抜方法により実施する。

長崎県：定時制課程の全校において，入学定員を区分し（前期７０%），それぞれを異なる選抜方法により実施する。

2　県民中等協・教組・民研

特集 市民の検証・愛知の複合選抜

①

【作成委員会『89年愛知の公立高校進学ガイド〈尾張版〉』89年】

特集Ⅰ　「おおむね順調」と県教委は評価したが

―県民25,864人のアンケート結果から―

1.　体験させられた新入生の眼は確か―

―「はっきりいって頭のいい子には有利」―

◆「愛知県の教育界は、現在の政界に似ている。強引な導入＝消費税。責任のがれ＝リクルート。合格発表の日から、ずっと思い出しては泣いています。教育委員長に何千人の不合格者の涙を飲ませて……してやりたいくらい悔しい。」

この一文は、県民中等協が「15の春を泣かせない連絡会」の諮問を受けて、4月から5月初旬にかけて実施した複合選抜の実態と入試改革に関する県民アンケート調査（有効回答数＝公・私立高校1年生14,041、父母・県民8,935、公・私立高校教職員2,888、総計25,864）の自由記述欄に、ある私立高校生が綴ってきたものです。

とかく、社会的無関心さが指摘されがちな若者世代にあって、この一文には私もその認識力の豊かさと、その比喩の鋭さに驚嘆させられました。

彼ばかりではありません。今回の複合選抜を体験させられた生徒達は、この制度の矛盾を自らの体験に関わらせてこう綴ってきています。

◆「友達は公立2校不合格で、次の日、受かった私学の制服や教科書を買ったら、その後すぐ公立の『繰り上げ合格』の通知がきた。その子は素直に合格を喜ぶわけがない。自分達がモルモットみたい。」（私立校生）

◆「自分の落ちた第1志望校が後で欠員校になった悔しさはない。教育委員会は『一応うまくいった』なんてバカなことを言いやがって、ふざけるんじゃねえ。『全国で一番』が必ずしもいいとは限らないことを忘れるな！実験台になった生徒の気持ち、中3の担任の先生、親たち、私立校のことも考えろ。ただでさえ苦しい受験生をもっと苦しくするな！複合選抜やめてくれ。これ以上、中3の教室をギクシャクさせないで。お願い！」（私立校生）

◆「はっきりいって実験材料にされているみたいでむちゃくちゃ気分が悪かった。……泣いた人が数多くいた。泣いた学校が数多くあった。おかしいと思う。いい生徒を欲しがる学校の気持もわかるよう

な気もするが、本当に学歴社会を進めている制度だと思う。受ける人の身になって考えて下さい。そして、私達の二の舞、三の舞を二度としないようにしてください。もう次からの３年生を泣かせないようにしてください。」

下級生を思いやるやさしい心意気を示しながら、生徒たちは複合選抜によって高校が序列化されることを見抜き、自分たちがその「実験台」につかわれたことに大変憤っています。

◆「複合選抜制では、２校受けられるが、選べる高校が制限されてしまう。第２希望で入るくらいなら、私立へ行った方がましだという人が多かった。おまけに複合選抜は、第１希望者をふるいにかけて、下に落としているようなものだから、いい学校とか、程度の低い学校とかできあがってしまうと思う。だから、みんな反対したのに一部の大人の方たちがこの制度をつくってしまったのを残念に思っています。受験生が満足できるそんな受験制度をつくっていくべきです。」

圧倒的大多数の生徒たちは、このように問題点を的確に指摘する文章を書き綴ってくれました。

しかし、その一方で「上位校」に入学した生徒の中には肯定的な見解が目立ちました。

◆「去年と違う『複合選抜』は、何か新しい気がしてよかった。
公立が二つも受けることができたので、安全校と挑戦校とを選べたので得した気分になった。
受験当日から合格発表まで長いので少し不安だった。」

◆「はっきりいって頭のいい子には、有利だった。なぜなら自分の行きたいところをチャレンジできたのだから。」

私たちは、複合選抜制度の導入に際して、その内容の非教育性と、その方法の反県民性を一貫して指摘してきました。

'88年版の本誌においても、その問題点を次のように指摘してきました。

① 中学校では受験競争が一層ひどくなる。
② 超エリート校ができる。
③ 「学校選抜の自由」は、一部の受験生のみ。
④ 事前の志願調整で「受験の自由」さえないか、自由に受験すれば、大量不合格者が出るか。
⑤ 安全校はあるのか。

事前に私たちが予測し指摘したこれらの問題点が、ことごとくその通りに推移したことが実証されたのが今回の調査結果でした。

生徒たちの声でもすでに読み取れるように、今回実施された愛知の公立高校「複合選抜制度」は、一部の県民の子弟には有利にはたらき、圧倒的大多数の県民の子弟には不利にはたらいたことは事実です。

次に紹介する調査結果は、そのことを如実に示しています。

公立高校とは一体なんなのか。大多数県民の子弟のために存在する高校なのか。それとも現行の五段階相対評価のもとで測定された得点能力のある一部の県民の子弟のために存在する高校なのか。県民の合意づくりが要求されるところです。

2．　アンケート結果の報告と分析

－複合選抜の問題点、いっそう鮮明に－

(1)　父母・県民、生徒、教職員とも複合選抜制度を否定

図１

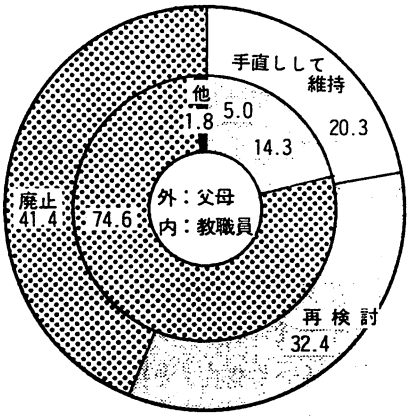


図１．複合選抜の今後

複合選抜制度の評価は、教職員の74%が「早急に廃止」を主張。廃止再検討をあわせ89%。

父母・県民は、「早急に廃止」が41%。「廃止」「再検討」をあわせると、74%。

図２

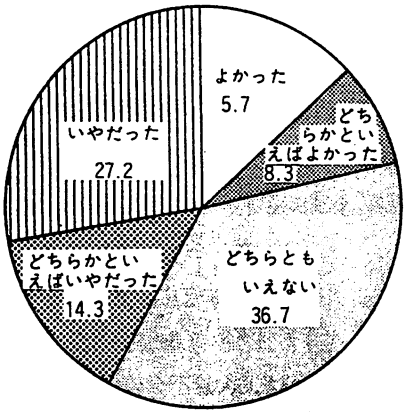


図２．生徒の意見

生徒は「どちらとも言えない」が36.7%と高く、複合選抜へのとまどいを隠しきれない。「いやだった」「どちらかといえばいやだった」は41%。「よかった」「どちらかと言えばよかった」は、14%であり否定的評価が大きく上回っている。

父母・県民、生徒、教職員とも複合選抜制度を否定している。

(2)　県教育委員会が導入に際しかかげた「目標」「配慮事項」は否定的回答が圧倒的

図３

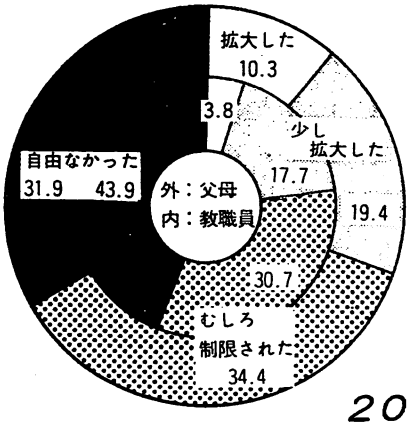


図３．学校選択の自由

「学校選択の自由」の実現については「拡大」「少し拡大」が父母・県民30%、教職員22%あり、むしろ「制限」「自由はなかった」は父母県民66%、教職員74%である。

図４．学力以外の評価

推せん入試や面接による学力以外の要素の評価については教職員の70%、父母・県民の50%は「学力中心は変わらず」と回答。

図４

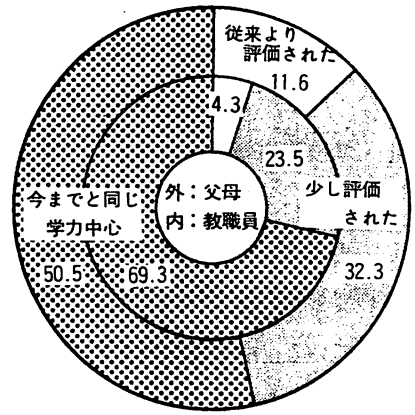


図５

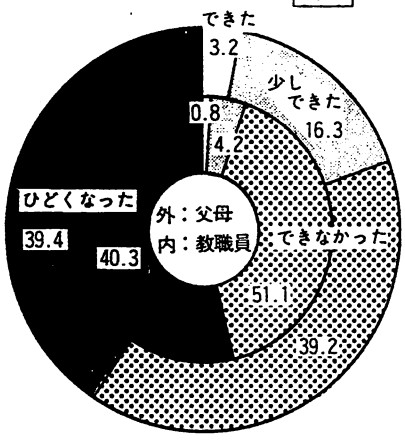


図５．受験激化の防止

受験戦争の激化の防止については教職員の91%、父母・県民の79%が「できなかった」「従来よりひどくなった」と回答。

図６．学校間格差の拡大防止

学校間格差の拡大防止については教職員の97%、父母・県民の76%が「できなかった」「格差が広がった」と回答。

図６

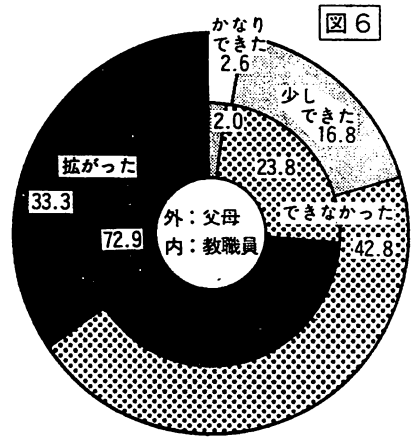


図７

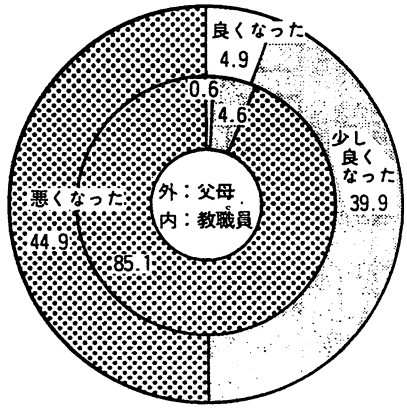


図７．中学校教育の充実

中学校教育の充実については、父母・県民は肯定的評価と否定的評価が相半しているのに対し教職員の85%は悪くなったと回答。評価のズレが認められる。

図８．学校以外の勉強

図９．中学校での特別な勉強

教育委員会が複合選抜制度導入に際し、県民に掲げた「目標」「配慮事項」は、受験競争の激化防止・学校間格差の拡大防止、学校選択の自由の実現については、父母・県民・教職員とも一致して否定的回答が圧倒的である。また、学力以外の要素が評価について父母・県民の半数は否定している。中学校教育の充実については、生徒の回答を重ねてみると、受験に傾斜した充実であることが読み取れる。

図８

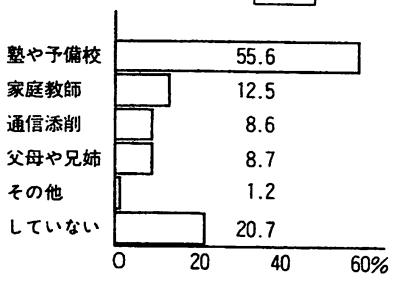
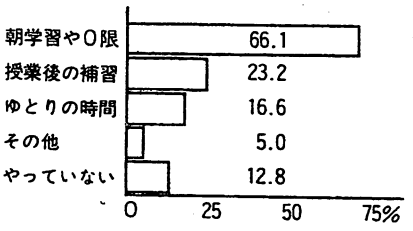


図９



(3) 推せん入試の評価は父母・県民は改善継続、教職員は流動的

図10．公立の推薦入試（教職員）

教職員の推せん入試についての回答は全体として１つの選択肢で50%を超える比率で支持されたものはなく、評価が流動的で多様化していることを示している。

そのなかで、「全廃すべき」27.5%「普通科廃止」35.9%に示されるように、批判的回答を基調にしているといえる。

図10

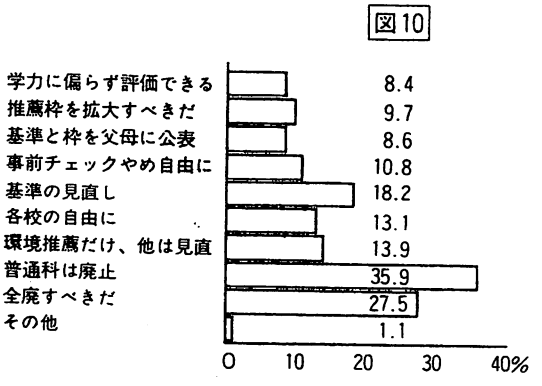


図11. 公立の推薦入試（父母）

父母については、「問題なし」が34%あるものの、受け入れ枠不明朗が48%にのぼり、「不合格の理由がわからず釈然としない」の9.8%をあわせると、57.5%が問題を感じている。

図11

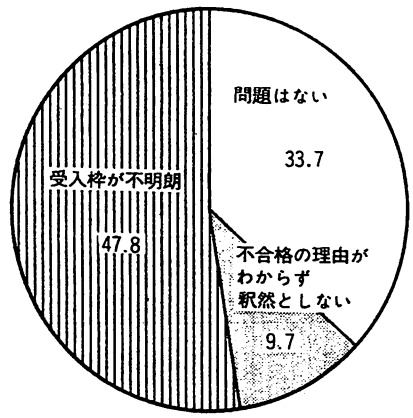
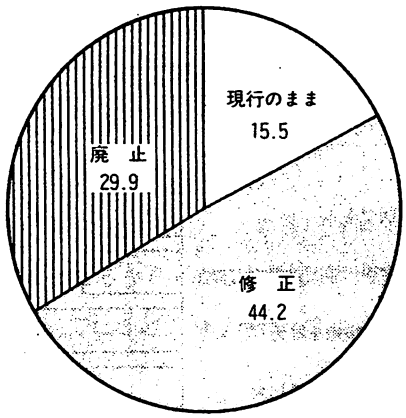


図12



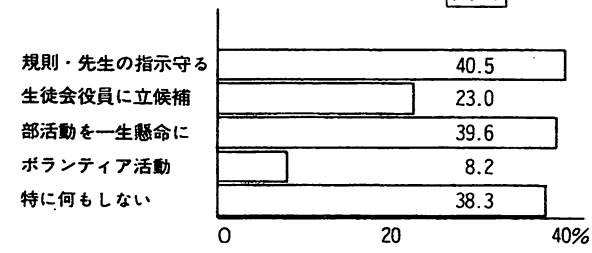
12. 複合選択の元での推薦入試

推せん入試の今後については、「継続してよいが、三つの推せん基準およびそれぞれの受け入れ枠の不明朗をなくしてほしい。」が44.2%と最も多く、「現行のまま継続」15.5%とあわせると、約60%の父母は改善しつつ継続してよいとしている。

図13. 推薦のための努力

生徒については、中学校生活の中で規則を守り、部活動にも熱心にとりくんだというまじめ型の生徒像が浮かぶ。推せん入試制度が、中学生の学校生活に心理的な圧迫も含めて、かなり影響を及ぼしていることがうかがえる。

図13



(4) 受験機会の複数化は父母・県民・教職員、生徒とも否定

図14. 複数受験（父母）

受験機会の複数化について、父母・県民は「問題なし」は12%であり、「問題がある」「過度な競争をおしつけている」をあわせると79%にものぼり圧倒的に否定している。

図14

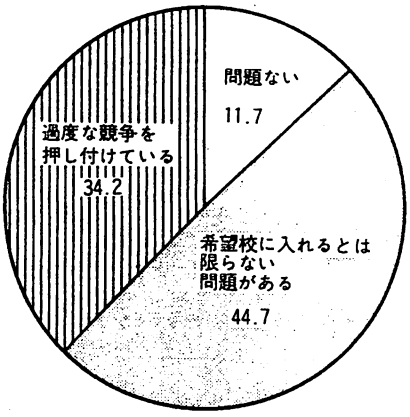


図15. 複数受験（教職員）

教職員は複数化より、「学校間格差拡大」74%「長い選抜は中学生に影響」64%もをはじめ、問題点を指摘しており、評価できるは7%である。

図15

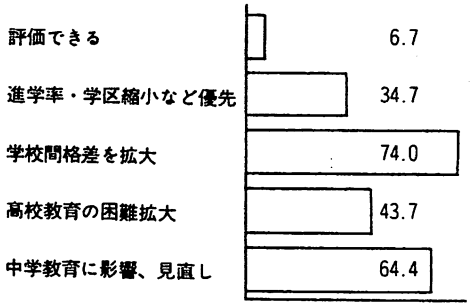
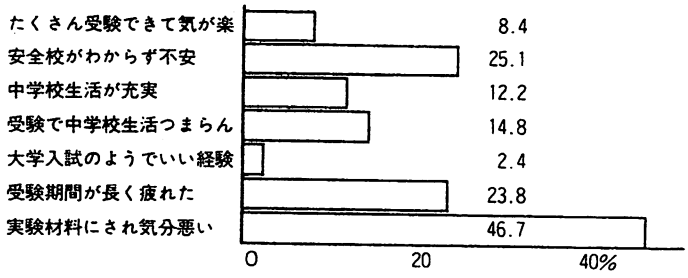


図16. 経験した高校入試の感想

生徒は、受験した高校入試について、「実験材料にされているようで気分が悪い」47%「安全校がわからなくて不安」25%
「たくさん受験できて気分が楽」は9%と否定的評価を下している。

図16



(5) 急減期にこそゆきとどいた教育を

愛知の希望高校全入について、二つの問題を聞いた。

図17

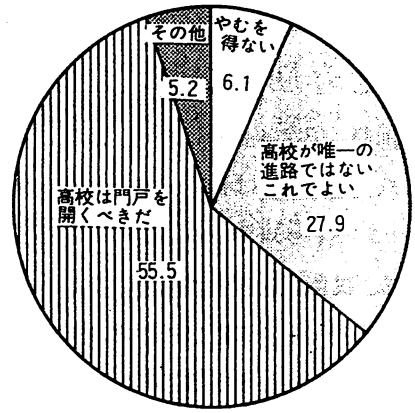
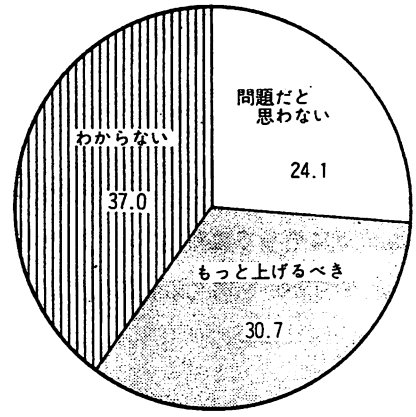


図17. 10%のこどもの進学断念

「10%の子どもの進学断念」については、過半数の教職員が「高校は門戸を開くべきだ」と答えている。他方「これでよい」「選抜だからやむをえない」も合わせて34%にのぼっている。

図18. 全国最低の進学率

図18



父母に愛知の高校進学率について聞いたところ、「問題なし」「わからない」が61%ある一方「もっと上げるべき」とした人が3割いた。

高校進学率向上、希望者全入の課題は無条件で考えられないとするなら必要な条件整備は何か。

これについては3の2の視点による合意形成の論議が必要である。

3．複合選抜アンケート「自由記述」にみる父母の声

(1) 複合選抜に対する評価

「成績上位に有利で、中位の者には非常に不安で大変だった」「(県教委がいうように) 学校を選べるのはほんの一にぎりの子供で、圧倒的多数の子供は学力順にきれいにふりわけられてしまう。これが複合選抜の本質です。」

(2) 愛知の教育改革の中に高校入試を位置づけてとらえようとする意見

「五段階相対評価による学力評価は昔から今日まで続いていますが、それを廃止して、子どもの学力が素直にわかり、学習意欲が高まるようにぜひぜひ、改善していただきたいと思います。(先生

方もそう思って見えるのではないでしょうか？)」

「中学校は義務教育だから、ただ単に自主性や塾（他、家庭教師）に任せて、その結果偏差値によって選り分けるだけでなく、『学ぶべきことが（を）全員の生徒に理解させる』という理想にできるだけ近づける教育をしてほしい。」

(3) 思春期をむかえた子どもをもつ親の立場から

「(前略) 中学3年の後半になると、子ども達はとっても成長し考え方もとても大人に近づいていきます。親としては喜び、又不安も一杯です。そんな話を先生ととてもしたいと思いました。学校の様子をとても知りたいと思いました。でも現実には、学校へ何回も保護者会で参りましたが、総て入試、複合選抜の事ばかりです。・・・・これは総て複合選抜がさせた物だと思います。」

「(前略) 人間の価値など15才の時点ではまだ選別される程決定的ではない筈なのにそんな錯覚に親子共々陥ってしまうほどの危険性をこの複合選抜に感じた。人間を教え育てることの意味を親も教育者もしっかりと考えてやらねば子どもはどんどん落ちてゆくことになり、コンクリート殺人がその終結になるのは目に見えている。」

「(前略) 序列化、そして有名校に何人いれたかという中学校の序列化もきっと激しくなると思います。受験を前にした子どもたちが1月からの中学ではまともな学校生活ではなく中学の予備校化です。」

(4) 肯定意見

「(どんなに変えても) 全員はいれる方法はないし今の方法がよい」「あくまでも希望にそって選択できるということは以前学校群による不本意な振分けでは得ることのできなかったやりがいを感じることのできるものだ」(いずれも公立高校父母)

4． 調査結果から導き出される今後への示唆と期待

(1) 調査全体のまとめ

ここではここでは複合選抜の根幹にかかわる3つの問題について、回答者の総体からみた結果を示し、まとめとする。

第一は、県教委の「5つの目標」についての評価である。この問題については父母・県民と高校教職員に対して同じ設問をおこなった。したがって、それら回答結果の素集計を基にして、総計約12,000人の判断を知ることができる。要は、否定的評価がどれだけあったかである。

第二は、公立高校の複合選抜方式そのもの、すなわち受験機会の複数化と推薦入試に対する評価である。

第三は、複合選抜の今後に対する意識についてである。これは、父母、教職員ともに同じ設問なので全体の結果をみることができる。さらに、生徒たち約14,000人の声を参考にしてみれば、総計26,000人の意識がどうであるかがはっきりしてくる。

最後に、父母と生徒について「自由記述」の中から、特徴的な意見を取り出し、紹介する。

(2) 県教委の掲げた「5つの目標」に対する否定的評価

県教委のいう「5つの目標」の実現状況をどう見るかを聞いたところ、教職員、父母でそれぞれ次のような否定的評価の回答があった。

	教職員 素集計	父母 素集計	総計 (%)
学校選択の自由の実現	2,154	5,925	8,079 (68.3)
学力以外の評価の実施	2,002	4,511	6,513 (55.1)
受験競争の激化の防止	2,640	7,023	9,663 (81.7)
学校間格差の拡大の防止	2,791	6,793	9,584 (81.1)
中学校教育の充実	2,458	4,013	6,471 (54.7)

いずれの項目でも過半数の人が、否定的な評価をくだしている。中でも、「受験競争の激化の防止」「学校間格差の拡大の防止」については、どちらも8割の人が否定的であることがわかった。逆に、「学力以外の要素の評価」「中学校教育の充実」の面では、4割の人が肯定していることになる。

(3) 公立高校の複合選抜方式に対する評価

① 受験機会の複数化

すでにのべたように、父母・教職員・生徒のいずれも、圧倒的多数が受験機会の複数化に否定的である。

② 推薦入試をどう見るか

	教職員 素集計	父母 素集計	総計 (%)
全面的に廃止すべきである	795	2,672	3,467 (29.3)
推薦基準など修正すべきである	3,150	3,947	7,097 (60.0)
現行のまま継続でよい	279	1,381	1,660 (14.0)

＊教職員の回答「普通科のみ廃止」は「修正」と答えた人が、全体の９割に達していることがわかる。「現行の継続」は、２割に満たないのである。

これによって、複合選抜の一つの柱である「推薦入学」は、県民（父母・教職員）の合意を得てはいない、といえる。

(4) 複合選抜の今後をどうするか

	教職員素集計	父母素集計	総計 (%)
複合選抜は維持すべき	145	1,815	1,960 (16.6)
２～３年後に検討すべき	412	2,897	3,309 (28.0)
早急に廃止し代わりの改革を	2,154	3,696	5,850 (49.5)

上記の結果から、「維持」は２割未満、「検討」または「早急廃止」が８割ということがはっきりした。とくに「早急廃止」が、父母・教職員を合わせた12,000名の半数いるということは、「複合選抜」不支持であり、生徒約14,000名の４割が「複合選抜はいやだった」と答えていることと合わせると、いっそうそれは明らかである。

愛知県中等教育問題検討委員会事務局長
愛知県立大学文学部教授
山田正敏



特集Ⅱ　複合選抜制のなかで中学生は…

—中学校の現場からの報告—

1.　複合選抜制度は、どんな改革であったのでしょうか？

(1)　高校進学率は従来どおり90%程度

定員枠はふえていませんので、相変わらず愛知の高校進学率は全国最低でした。名古屋市の場合、全日制高校への進学率は88.6%でした。またある中学校の場合、全日制高校へ進学したのは、男子81%・女子95%（全体で87%）でした。特に男子の進学率が低いのですが、それはこの学校だけの特徴ではなく、一般的にどこの学校でもみられる傾向です。約10人に1人は高校に行けないという状態が続いており、その点については、なんの改革もされませんでした。

ある中学校のA君は、オール1に近い通知表の点（評定）でした。評定は相対評価です。5・4・3・2・1はそれぞれ何%ということが決っています。

例えば、5と1の数はその学年の生徒数の10%です。そしてどの中学校もこれを守らされます。特に3年生の3学期の成績は学年の全生徒分の評定を公立高校に送っていますのでごまかしようはありません。ある学校で3年生が5クラスで200人いたとしましょう。すると学年で20人の生徒に5と1をつけることになります。ところが、ちょっと注意してほしいのですが、その20人をどう決めるのかというと、そこに学校ごとにちょっと違いが出てきます。ある教科の評定を決める時、クラスに関係なく学年順位の上から20人決める場合もあります。この場合5の生徒がいないクラスができる可能性もあります。各クラスに最初から均等に4人ずつ5をつけるという場合もあります。この場合成績の良い者が多いクラスでは、他のクラスでは5だがこのクラスでは4という生徒がでる可能性もあります。

さて、以上のような相対評価の中で、オール1に近いようなA君の場合、現在の受験制度のもとでは、ほとんど高校進学の望みは持てない状況にあるといえます。高校だけでなく、高卒の資格のとれる専修学校への進学もまず不可能です。なぜなら一定の内申点がなければ、それらには進学できないような「輪切り」の体制ができているからです。理容とか調理とかの各種学校を選ぶか、就職するかというのがA君のような生徒に通常残された道です。

ところがこのA君は、高校進学の気持ちが強く、毎年いくつかの公立高校でみられるわずかな定員割れに可能性をかけてみようと考えました。そして高校受験を決意したA君は、まず私立高校を2校受験しました。一般受験です。私立にも推薦入試はありますが、A君の内申点ではとても推薦基準には達しないので無理なのです。

予想されてはいたのですが、残念ながら両校とも不合格でした。多くの生徒が私立高校や公立の推薦で合格して、卒業後の行き先を決めていく中で、A君はおそらく不安と動揺の気持ちをいっぱいいだいて卒業したことでしょう。そして卒業後の公立入試。工業高校をA君は2校受けました。不運なことに

この2校とも定員割れは起きませんでした。今年からの2校受験で、新聞発表の志願状況からは定員割れかどうかはわかりません。試験の結果後に初めてわかるわけです。無残にもA君は両方とも不合格でした。A君はそれでも最後のチャンスの定員割れの公立高校の2次選抜にのぞみました。

A君のように、国・公・私立のいずれの高校にも不合格だった者が受けるのが、2次選抜です。A君の志願した高校は、新聞の志願状況では、募集定員を満たしていませんでした。つまり全員合格させても、なお欠員を生じる状態だったのです。A君は試験もそれなりにできたという感触もあって、合格を確信していたようでした。しかし結果は不合格でした。

A君の話しによると、受験票を持って高校へ行くと、来ていた受験生が一室に集められ、一人一人別の部屋に呼ばれ、合否の結果を知らされたのだそうです。A君は高校の教師から「君はテストはある程度できていたが、評定（内申点）が悪いから合格にはできなかった」と言われたといいます。この高校の教師の説明が本当のことなのか、それとも善意の話だったのかはよくはわかりませんが、とにかくこのようにしてA君は、公立高校の定員割れが941人ありながら、高校入学の希望を拒絶されたのです。

このことは、定員枠を満たさなくても、成績の悪い者は、本人の希望がどうであろうと、高校に入れないということを示しています。しかしその成績とは何かといえば、通知票の点であり、それは本人の努力だけではいかんともしがたい相対評価なのです。一方では、相対評価で中学校の教師に、どうしても学年の中の10％の生徒に1をつけさせておいて、もう一方高校の教師には、1が多いから高校には入れないと言わせるという道理に合わないことが行われているのです。こうしたしくみの中で、高校進学率も90％程度になっています。今回の改革はこの点でなんら以前と変わらず、かえって多くの定員割れを生じさせるような混乱を引き起こし、問題を複雑にしているのです。

(2) 変わらなかった二大学区制

愛知は全国的にみても特異な巨大学区制度をとっています。複数受験ということで、A・Bや1群・2群などと選択幅を狭くし、あたかも制限があるようにみえますが、尾張学区でいえば、普通科では77校の中から「自由」に受けられるしくみです。実際には通学時間や通学方法、それに「学力」の段階によって受けられる高校は制限されます。

この巨大学区制度にメスをいれて、学区を今より小さくしない限り、受験競争が根本的に緩和されることはありません。しかしこの点も改革されなかったのですから、受験競争を緩和する改革ではないということです。

(3) 激化した受験競争

① もともと成績上位者の一点集中をさけるために作られた学校群制度を廃止しました。学校群の廃止は成績上位者を含めて、受験競争を激しくしたといえるでしょう。「超エリート校」の復活が現実のものになりました。

② 更に複数受験（推薦試験や二次選抜をいれると4回の受験）を行うことになりました。このことは、学校群制度の廃止とあいまって受験競争を格段に激化させました。

③ そのうえ変わったことは、職業高校から徐々に導入していた推薦入学と面接試験を全高校に導入し

たことです。これは受験競争の内容に変化をもたらし、新しい面での競争激化をもたらしました。

以下これらのことについては、詳しく述べることにしましょう。

2. 複合選抜制度は何をもたらしたか

(1) 受験競争はどう激化したか

学校群を廃止したことは、成績上位者の「超エリート校」をめざした受験競争をこれまで以上に厳しいものにしました。更に複数受験ですから、これまで1.03倍くらいだった競争率が2倍以上になりましたから、全受験者の心理に競争意識をあおりました。また複数受験の第1回めは、生徒からいうと推薦入試です。ところがこの推薦入試はいろいろな問題をもっているのです。

まず第一は、高校間格差が一層はっきりさせられたということがあると思います。推薦入試とは、ペーパーテストは行わず、内申書にある内申点と校長の推薦事項と当日の面接の結果で合否を決めようとするものです。推薦には、「学力推薦」「人物推薦」「環境推薦」と3つの推薦がありますが、いずれも推薦の基準の中に、ある点以上の内申点を設定するようになっています。この推薦入試を全高校が取り入れたということは、全高校が自分の学校の基準になる内申点を決めたということです。例えばA高校は、自分の高校の「学力推薦」を受けるには、内申点は36以上、B高校は内申点40以上というように、高校ごとに推薦の基準になる内申点がきめられたわけです。

これを全高校でやったわけですから、全高校分を一覧表にしてみれば、自ずと高校のランク表はできるのです。各中学校は、この全高校の推薦のための内申点の基準一覧表が送られていますので、高校の基準点による序列は一目瞭然なのです。その一部はマスコミに流れて発表されもしました。即ち推薦入試の内申点の基準づくりは、そのまま高校の格差づくりでもあったわけです。

今まで以上に高校のランクがはっきりし、しかも複数受験で一般入試では2校受験できるというのであれば、いやが上にも、生徒や親の「より良い」高校に行きたいという気持ちをかりたて、競争を促すことになります。これまでも学習塾への依存度が高かったものが、最近は更に高まり、特に大手予備校に通う生徒がふえるという傾向をみせています。1年生から大手予備校に通う子も出てきつつあります。

ある小学校の入学式で、校長が「複合選抜制になったから、今からしっかり勉強しなくてはなりません」と訓示したという話も聞いています。受験競争という競争原理によってしか、子供に勉強をさせることはできないと思い込むほうもどうかと思いますが、そういう考えが更に広がろうとしつつあるのです。

第二には推薦入試は競争原理の適用される範囲を拡大し受験競争を激化させたということです。これまでは「学力」の（受験学力）の面だけでの競争でした。ところが、推薦入試は運動能力や文化的能力・芸術的能力や忠誠心などの分野にも競争を持ち込み拡大しました。例えばいくつかの学校でみられたのは、人物推薦をしてもらおうとして、生徒会の役員立候補者がふえたということがありました。特に推薦の決定権を持つのは教師ですから、教師に対して「良い子」ぶる忠誠心競争が激しくなりました。このように推薦入試は、生徒の意識や学校でのいろいろな人間関係を変えざるをえなくなっているのです。

例えば推薦された生徒は、校内でのかくつかの面での競争の選抜をくぐりぬけたのですから、自分は

推薦されるにふさわしい人物だという自負心を持つようになります。ところが名古屋市外のように推薦されればほぼ100％合格するのであればまだしも、名古屋市内の高校のように半分くらいの生徒は不合格というところでは、自負心を持った生徒が失敗した時の15歳の心の傷はより深いものといえます。

ある中学校のＢ君は、不合格を知った時、みんなの前で泣き出しました。Ｃさんは母親と結果の通知をもらいにいきましたが、なかなか予定の時間になっても学校に来ません。随分遅れてやってきたのですが、後で聞いてみると、学校へ帰る途中に封筒を透かして結果を知り、いったん家に帰って心の乱れを直して登校したのでした。Ｄさんはオール５に近い評定だったのですが、不合格になり、その後１カ月ほど立ち直れず、一般入試では２校出願したものの、こわくなって第一志望の普通科高校の受験を欠席し、やっと第二志望の商業高校に合格しました。こういう痛ましい例が各中学校でいくつか見られました。

ましてや今は、推薦生徒の合否発表を高校ではなく中学校で担任から知らせる形になっているため、不合格の通知を渡される生徒もつらいのですが、それを渡すことになる担任も非常につらい思いをしなければならないのです。

一方推薦されなかった者は、教師や推薦された者に対して不信や確執をもつことになりました。「なんであの子が推薦されるの」というかげ口をいくつか聞いたり、「先生誰々あんなことやっとるで推薦とり消そう」とはやしたてたりということもありました。学校の中のさまざまな人間の信頼の関係を内側から掘り崩していくことになります。

(2) 面接試験は何をもたらしたのか

推薦入試が全高校に導入されたのと同時に、入試に面接試験が、全員に対して行われるということが始まりました。中学校ではこれまで学力試験の対策として、朝学習、夏休み中の「補習」、創意活動・学級指導の時間を使っての補充学習や小テストなどを行っていましたが、この新しい面接試験に対しても、ちゃんと対策をとりつつあります。

今は面接の仕方という便利なビデオもできていますので、これを２学期末から３学期にかけてクラスで、全員に見せるという学校もふえつつあります。早いところは体験入学（夏休みから秋にかけて行う）にいく生徒にそれを見させて行かせています。３年前の普通科への推薦入試の頃から、こうしたビデオが導入されているようです。今年あたりからは、副教材を作っている会社が、面接のための副教材の購入を働きかけており、生徒にそれを買わせて、それにそって練習しているところも出てきています。学級指導の時や自習の時間に大部分の生徒はプリントをやらせておいて、該当生徒を廊下に呼び出し、面接の練習をするのです。

高校の先生が、面接の際の中学生の受け答えが、ほとんど同じ型なので気味が悪いと言っておられたが、そういうふうになるような指導が行われつつあるのです。

更に推薦入試の生徒には、推薦申し込みの書類を書かせる時に、校則に従いこれからの学校生活をまじめに送りますというような誓約書を書かせる学校もありますが、中には推薦生徒と保護者とを学校に呼び出し、管理職が親子ともども面接をして、最終的に推薦を決定するというように、面接を生徒管理として位置づけている学校もあります。

今回は初めての複合選抜で先行き不透明だから、推薦で早く決めたいという気持ちが受験生に強くあり、このため推薦希望が例年になく多くなりました。多くの推薦希望の子は、推薦が問題になり始めた11月中旬から推薦が決まる2月中旬までの間、学校推薦を得るために、実にうまく「良い子」を装いました。そして推薦決定後は、何人かの生徒が、もとのだらしない面などをすぐ出して、したたかさというか、そういうものも見せてくれました。

このように面接試験の導入は、早くからタテマエとホンネを使い分けて、それで平気な人間を作り出す可能性が非常に高いのではないかと心配されます。

(3) 3年生の3学期の教育はどのようになったか

複数受験は、それに連動した私学の入試日程の繰り上がりもあって、中学校3年生の3学期の授業を実質的になくしてしまいました。3学期の始業式の翌日から、学年末テストという未曽有の事態を生み出しました。1月10日に学年末テストを行うということは、2学期中に教科書は全部終わっていたということを意味しなくてはなりません。実際そうはいきませんが、しかし遅くとも私学の入試が終わる1月末までには、教科書を終わったという教科はいくつかありました。「新幹線」授業でとばしたか、途中できり上げたということだろうと思います。そして私学のテスト以後も、まともな授業ではなく、受験勉強用にプリント学習に入った教科も多かったようです。

一方、1月からは生徒が全員揃わない日が、何日も出てきました。入試だけで一週間揃いません。それにそれぞれの高校への出願も授業中に出掛けます。3学期1つのクラスが全員そろうのは、授業日の約半分でした。こんなふうですから、何人かの生徒がぬける日は、特別時間割を組まざるを得ません。その中身は、プリント学習であったり、運動場で遊ばせたり、映画のビデオを見せたり、卒業記念品作りをさせたりということでした。

更に、こういった学校生活そのものの破壊は、教師の多忙化のために、一層深刻になりました。余裕がないのは、生徒ばかりではありませんでした。受験に伴う膨大な事務処理に追われた教師達も、多忙の日々の中で肉体が疲れるとともに、精神もすさんでいきました。生徒を見る目が険しくなり、生徒のちょっとしたミスにも腹を立てることが増えました。それだけではありません。3年生の3学期は義務教育最後の大事なまとめの時期ですが、なかなかそれにふさわしい生徒の活動を取り組むゆとりがないのです。せいぜい学級レクリエーションを行う程度です。あわただしくバタバタしている間に、卒業式当日を迎え、なんとなく卒業させてしまったという感じなのです。このことが悔やまれてなりません。



3.　これからの高校入試

以上今年の春に中学校現場に表れたいくつかの事例を紹介しました。これらの事例を紹介しつつ昨年のできごとを振り返ってみると、いま中学校と高校の教育現場は大きく変えられつつあるという感を一層強くしました。

高校入試についていえば、高校の特色を出すために、傾斜配点方式（特定教科の点数を重くみたり、軽くみるやり方）をとることが提言されています。また新学習指導要領では、中学校の２・３年生で選択教科をふやすことや習熟度別クラスを編成しても良いことが述べられています。

このようにさまざまな可能性を持つ生徒の能力を、早期に特定の能力（運動の能力、芸術の能力、知的操作の能力等）に振り分け、その振り分けに見合った学校を多様に作り出していくというような方向のようです。

現在の愛知の高校入試のしくみは、学校の成績の悪い生徒を排除しようとしています。また面接の重視などは、問題行動をもった生徒についても排除しようとしています。競争原理が全ての分野ではびこれば、その競争に取り残されるこうした生徒たちに、どう教育を保障するかという視点や配慮は希薄になっていきます。そして今そういう傾向が広がりつつあるように思えます。

このことは同時に、これまで私達が、本当に教育を必要としている子供たち、例えば障害児学級や養護学校の子供たち、普通学級の中で苦しんでいる学習障害児の子供たち等についても、高校教育を保障していくことへの視点や配慮が弱かったこととも関係しているのではないでしょうか。

愛知の高校入試制度をどう改造するのか。具体的な改革のプランについては、多数の県民のいろいろな智恵をもちより、民主的な討議によってまとめていくしかないと思います。その改革の方向は、この複合選抜制度にみられる能力主義的な差別・選別の方向ではなく、全ての生徒に人間としての成長・発達を保障する希望者全入の方向しかないと思います。



特集Ⅲ　複合選抜を体験して

—父母たちの手記—

1.　第一希望校合格…と言っても何番目かの希望でしかない

（岩倉市　母親）

複合選抜制度元年を子どもと共に経験しました。振り返ってみますと、本当に長く苦しい受験期間だったと思います。

公立２校受験可能…と言われて、１群又は２群の中のＡ、Ｂグループから１校ずつ子どもに合った高校を取り出そうと思っても、帯に短かし、たすきに長しです。第１は挑戦校、第２は安全校と考えて選ぼうと思っても、安全の保障など、まるでありません。受験がどんな風に様変りするのか、親は勿論中学校の先生にも皆目見当がつきませんでした。従って、「第１は挑戦校ではなく、安全校を！」というような安全志向の指導が郡部ではありました。

我が子の場合、安全志向の第１は中学校の先生の「無理をして名古屋の公立高校へ行っても、大学進学は難しい。それより、近くのしぼる新設校へ行った方がよい」という言葉に左右されたことです。それ迄は、第１は名古屋のＡ校、第２はＢ校（少々子どものレベルからは無理に思えましたが）と書いていました。しかし、その後の調査からは、近くの新設校を書くようになりました。

安全志向の第２は、新設校へ行くよりは、良く分かっている私立高校へ行った方が良いのでは…と思ったことです。私学展で聞いたＣ校の推薦基準に達していたこともあって、子どもと担任の先生との話し合いで「駄目だ！」と一かつされることを予期し乍ら、Ｃ校推薦を口にしたら、トントン調子に話がすすみ、学校推薦がとれたことです。

しかし、うまくは運びませんでした。安全志向は他の受験生にもいえ、私学詣での始まった週の最後の土曜日、中学校からの呼び出しがあって「Ｃ校は推薦希望者が多く、うちの中学校は実績がないということで断わられてしまった」と無残な結果になってしまいました。親子共々ショックで立ち直るのが大変でした。

こうして、私学推薦に揺れ動いて３週間を無駄にしてしまいました。結局振り出しに戻った訳です。

そこで、当初の予定通り、私学の第１はＣ校、第２はＤ校として、Ｃ校の結果待ちということにしました。私立はもう既に８割以上の合格者が決まっています。Ｃ校推薦は前述のように、打診の段階で断わられています。やはりＣ校は不合格、Ｄ校はかろうじて合格しました。従って、公立は１群のＡグループのＥ高校のみを受けました。新設校です。幸い合格し、Ｅ高校生となりましたが、本人の抱いていた高校生活とは程遠い様です。

形の上では第１希望校合格…と言ってもそれは何番目かの希望でしかないのです。

我が子の場合は「Ｃ校推薦は駄目」ということはありましたが、一応選べました。しかし、友達の中には、早々と専修学校を推められ、学習意欲をなくしていった子たちも沢山いました。３月末に公立高校の定員割れの数を知り、どの様に思ったのか心が痛みます。

2. 親子の信頼こそ、
子どもをおちつかせる最大の力

（千種区　母親）

うちのような「ふつうの子」にとって今年の入試は厳しいものでした。中学２年の時から市工芸印刷科に行くと心にきめてそれなりの勉強もし、親も励ましていました。３年になってからの担任もそれでいいとおっしゃっていたのですが、ぎりぎりになってから「どうせ二つ受けられるのだから市立工業の工業化学科も受けなさい」と言われ願書を出しました。しかし、本人は行く気もなく工業化学で何を勉強するかということにも無関心でした。ところがフタを開けたら第１志望の市工芸印刷科は７倍という最高の競争率です。不安のどん底で、とにかく中学の先生に志願変更の書類を作って頂き、しめ切りのぎりぎりまで受付の前のイスに坐っていました。しかし、志願変更に来る人はほとんどありません。「やっぱり親がウロウロしてはかえっていけないのだ」「面接の時、親の仕事をつぐためと言えば点数がかせげるかもしれない」等と自分に言いきかせて結局志願変更はしませんでした。案じた通り第１志望は落ちて、第２志望の学校に１時間かけて通うことになりました。入学式の日はいやいやでしたし、バスが通過通過で遅刻して叱られたりして最初は大変でしたが、まじめに一生けんめい授業を受けていることを認めてもらえ、友だちもできて、気持を切りかえることができました。

たとえ入試に失敗しても親子で気持を合わせていたので乗りこえられたのだと思います。親子で気持が一つになっていないと、失敗の責任を転嫁し合ったりしていつまでも不満のまま高校生活を過ごさねばならないでしょう。受験校をきめる三者懇談で初めて子どもの気持を知って慌てるようなことではだめだと思います。

中学３年は本当に大変でした。私学と併せて四つ受けたので、面接の練習が４回あり、学校の下見にも４回行って在校生に「こんな学校に来るんでないぞ」とおどかされたりして神経の使いづめだったようです。３学期の授業はきちんとやってもらえなかったし、卒業文集づくりも気が入らずいい加減だったと言っています。

何よりも先生がいらいらして子どもの気持をつかむ余裕が無かったようで、何を言っても聞いてもらえず、子どもの側もあの年頃ですから反発していたようです。いらいらしてふてくされていました。よくできる子ではないので、勉強もわからない所やうまくやれない不安も多かったのですが、手をあげて「わかりません」などと言える雰囲気ではなく、どんどん進んでしまうと言っていました。先生に親身になって相談にのってもらった記憶は全くありません。塾に行っても、できない子はますます自信を無くすだけですし、結局２人組で大学生のお兄さんに勉強を見てもらいました。



3年になってから服装や髪についてとてもきびしくなり「複合選抜だから」ということでマメに検査があり「内申点を下げるぞ」という言葉もよく聞かされたようです。学校や先生への不満をあれこれ親に言うのですが「学校には言ってくれるな」と念を押すのです。とにかく1年間ピリピリして過ごしました。親は味方だという気持、親子の信頼が、子どもをおちつかせる最大の力だったと思います。

考えてみれば先生もわけのわからない複合選抜制にふりまわされながら40何人の子どもの進路をきめねばならず大変だったのでしょう。

3. 娘から笑顔の消えた一年でした

（緑区　母親）

今、娘は希望に燃え、毎日たのしく高校生活を送っています。中3のときにはとても見ることのできなかった目の輝きです。

中学2年までは勉強も余りしなかった娘が、3年となり看護婦になりたいという夢をもったことから勉強をするようになりました。しかし今迄成績を気にしないで中学生活を楽しんできた娘です。定期テストの結果に一喜一憂し、内申点を非常に気にし出しました。テストが近づくと、熱を出すなど体調を崩し、ゲッソリとやせてきました。テストのあと出される1教科毎の順位、3教科の順位、5教科の順位、9教科の順位により、自分の位置を知らされるのが不安なようでした。今迄勉強しなかった娘が勉強をするようになり、勉強したことが結果に結びつき、内申点が上昇してきました。すると今度は、成績を落としてはいけないと思うあまり親の「頑張って」の一言すらプレッシャーとなりました。一方、声をかけなければそれも不安で、イライラしながら話す言葉にトゲがありました。まるで八ツ当たりです。

2学期の私学決定の三者懇談で、二校で十分だと思ったのですが、娘は「滑るから、滑るから」と云って三校受験することにしました。三学期の始業式の翌日からもう学年末テストです。授業もしていないのに何のテストでしょうか。学年末テストで娘が一番得意としていた教科を失敗しました。学年末評価は1学期、2学期合わせた評価だから大丈夫だよという私の言葉も何の役にも立たず、1教科の失敗でまるで将来がなくなったように落ち込み、体調を崩し、ついに貧血で倒れ後頭部を強打しました。私学の受験の15日程前のことでした。頭痛に悩まされ、視力に異常が出てきて病院通いです。体調が戻らない内に私学受験の日がきました。殆んどの私学が80％程推薦で入れているので、残りの20％位しか当日受験で入れる枠はないと思っている娘は、何千人もの受験者の中で合格できるとは、どうしても思えないのです。私学の事情を話し、何とか不安を取り除き、「気分が悪くなったら保健室へ行きなさいよ」と送り出しました。私はテストなんかできなくてもいいから倒れないでほしいと、ひたすら願いました。しかし38度の熱があっても学校を休まなかった子です。3日間の私学受験を何とか乗り切ってくれました。

公立受験までは、卒業式をはさんで3カ月という長い期間がありました。3学期になってクラス全員が揃って授業を受けた日が余りなく、安全志向で半数の子供が私学の推薦を受け、行く先が決まってい

る中で、勉強する意欲もなくなり、イライラした日が続き、心身共に疲れが目立ってきました。疲れた体で受験校に行くだけで精一ぱい。ただただ早く終ってほしいと親も思っていました。結果としては玉突き現象により第２志望校へ。

新聞などの記事で、玉突き現象について読み、第２志望校へ行くのではないかと予想はしていましたが、娘にとっては理不尽な結果であり、そのことに対しては腹が立ってなりませんでした。しかし娘には合格した学校の良さを話し、頑張れば貴女の夢が実現できるに違いないと励ました。幸い娘は校風が気に入り、友達も沢山出来て、毎日生き生きと学校へ通っています。しかし振り返ってみると、末っ子で明かるさだけが取り得の娘から笑顔が消えてしまい、親・子共に心労の耐えない一年でした。



3　私学の入試日程について

①　各私学は、それぞれの建学精神に基づいて独自の教育方針を掲げ、健全な学校経営を図りながらその使命を果たすべく努力している。特に、入学試験に関わる問題はまさに私学の教育と経営を左右するものである。したがって、私立高等学校の入試日程は私立高等学校が独自に決定すべき事項であり、入選協や県教育委員会の指示を受けて決めるものではない。しかし、入試日程については中学校と深い関わりがあるので、従来から中学校の要望について直接協議してきたし、今後も協議していくことになろう。

②　私学の入試日程が中学校教育の正常化を著しく阻害していると言われるが、根本的には、公立高等学校の複雑な入学試験制度と長期にわたる入試日程に起因している。

4　志願変更について

①　志願変更は、受験生と中学校の進路指導担当者に対し、より安全な選択を求めるものであり、複合選抜制の本来の趣旨に合致しない。

②　複合選抜制の導入によって、公立高等学校への受験機会が三回となり、しかも第二次選抜による救済措置があるので、ことさらに志願変更を認める必要はない。

5　第二次選抜について

中等協において複合選抜制が検討された際、この制度を実施すると志願者が複数校を受験できる代わりにいずれの高等学校にも合格できない場合が生じ、いわゆる中学浪人が出るのではないかと危惧され、その救済策として第二次選抜が位置づけられていた。したがって、中等協では受験資格の制限などということは全く問題とはならなかった。また、異論もなかったのである。

もし、出願資格を変更しようとするならば、先ず、中等協で複合選抜制そのものの問題として再検討されなければならず、少なくとも三者会議を開催して協議することが先決である。

② 入選協諮問への基本見解【愛知県私学協会『愛知県私学協会五十年史』98年】

1 公立高校普通科推薦入学について

① 教育の機会均等を保証する公立高等学校においては、推薦制度そのものが馴染まない。推薦制度は学校または学科の特色と活性化を図るためのものであって、普通科への拡大は本来の趣旨にそぐわない。

② 三者会議および入選協において、推薦制度を旧学校群に拡大するにあたり、普通科高等学校では推薦枠を学力、人物、環境いずれも五パーセントとすることで合意している。この合意事項を覆すような主張は受け入れられない。

③ 推薦枠を拡大すれば、一般受験による受入れ枠がその分狭まることになり、結果として、学校選択の幅が縮小され、複合選抜制の趣旨そのものに反することになる。

④ まず経済的弱者救済のための環境推薦枠五%の完全充足のための方策を講ずべきである

⑤ 推薦制度に関わる中学校関係者の心労は計り知れないものと仄聞しているが、他方、多くの誤解を招いているのも事実である。推薦枠を拡大すればするほど、父母・生徒の学校教育への信頼が揺るぎ、父母を巻き込んでの受験競争が激化して、公正な高等学校入試に悪影響を与える恐れがある。

2 入試日程について

① 中学校教育の充実と正常化を図るためにも、現行より選抜実施日程を短縮し、試験開始日を可能な限り繰り下げるべきである。

② 入学手続きの辞退については、適切な学校選択を行わせるためにも、最低二日間は必要である。

③　【あいち県民教育研究所『複合選抜制のもとで中・高生，青年はどうなっているか？
－複合選抜制３年間の検証』93年の該当部分の抄録】

複合選抜制３年間の検証（９２あいち県民教育討論集会）のための

中学校教師のアンケート調査結果

１９９２年６月３０日

配布数　約２００枚　　回収数　５１人（名古屋市内42、市外9 ）
調査期間　９２年３月２２日～６月３０日

［１］公立高校の推薦入学について

１．推薦入学のねらい（人物の多角的評価）の通り実施されたか？

ア．実施されたと思う	５．９％	［　３人］
イ．そうとは思えない	７６．５％	［３９人］
ウ．何とも言えない	１７．６％	［　９人］

◇［イ］の根拠（一部を抜粋）
（１）推薦入試でも一般入試と同等またはそれ以上の学力（内申点）が必要。
（２）個性の優れた面を何ではかるのか、特技ではかるのか？不明である。
（３）真面目に取り組んでいる生徒がどう評価されているか、わからない。
（４）一定のかなり高い「学力」が前提としてあり、しかもスポーツの優位がはっきりとしている。
（５）中学校側で「よし」とする線と、高校側が「よし」とする線が一致するはずがない。つまり、中学校側が「よい」としても、高校側がそう思わなければそれまでで、結局は「学力」を共通の尺度にしてしまう。
（６）客観的に評価不可能な個性については全く推薦の対象とはなりえていない。つまり、県大会入賞とか、コンクール入賞などの実績のない分野においては推薦の方法がない。

２．公立高校の推薦入学制度の存続についての中学校教師の意見

ア．現行のままでよい	１１．８％	［　６人］
イ．すべて廃止すべきである	４５．１％	［２３人］
ウ．一部の学科・学校に限るべきである	３７．２％	［１９人］
Ｎ．Ａ．	５．９％	［　３人］

◇［ア］の根拠（一部を抜粋）
（１）今の制度になって救われている生徒がいる。
（２）受験機会を増やすという意味において、賛成である。
◇［イ］の根拠（一部を抜粋）
（１）推薦も選抜であり、選抜することそのものを止める。
（２）生徒間の相互不信。推薦された子とされない子の教師への不信感。ＡとＢが同一校を受け、Ｂだけが合格した場合、説明のしようがない。
（３）子供が推薦に受かるため、こびへつらうようになって、子供が二重人格になる。

◇［ウ］の根拠（一部を抜粋）
（1）第一次産業の後継者を育てていくもの。他は推薦制を行っても利よりも害多し。
（2）ほとんどの生徒が普通科を希望しつつ、学力による輪切りで他の学科を不本意に受験する面がある。本当に農・工・商等の学科を希望している生徒がはじき出されないためならあってもよい。

3．中学校での推薦希望者の扱いについて

ア．自由に受験させている	52．9%	［27人］
イ．予め中学校で適否を判断し制限している	43．1%	［22人］
N．A．	4．0%	［ 2人］

◇［イ］の場合のようす
（1）他の模範となることを条件として考えて推薦委員会で判定している。
（2）推薦委員会でしぼっている。落とさない方向で、学習成績・部活の実績生徒会関係などを見ながらしぼっている。
（3）（推薦するかしないかは）校長・進路指導主任で決めている。

4．「イ（環境）推薦」についての意見

ア．賛成である	23．5%	［12人］
イ．廃止すべきである	25．5%	［13人］
ウ．何とも言えない	45．1%	［23人］
N．A．	5．9%	［ 3人］

◇［イ］［ウ］の回答のコメントとして
（1）必要ならば、内申書に記入してやればよい。高校側はそれを見て判断する。
（2）環境に恵まれない生徒でも入試の関門の広さは平等にして、奨学金の形で救済すべきである。公立の方が入学しやすくなった現状では、イ推薦の意味はあまりない。

［2］公立高校の一般入試について

1．高校選択の自由の拡大について

ア．拡大した	7．8%	［ 4人］
イ．拡大していない	78．4%	［40人］
ウ．何とも言えない	13．8%	［ 7人］

◇［イ］の根拠（一部を抜粋）
（1）上位の者はすべて受かり、又選択の幅も大きいが、成績下位の者にはまったく選択の余地がない。
（2）希望する組合せが決まっている。2校とも希望校を選ぶことは不可能で1校受験が3年前よりも増えた。至難！

（3）何流校、何流校とあるのに、自由に受けられるはずはない！！
（4）学力・地理的条件を考えると、受験する学校は限られるし、1群・2群のグループ分けによる壁もあり、自由とは言えない。
（5）（皮肉かもしれないが）自由に選択は出来る。しかし、選択は「受験」と読み変えるべきである。

2．「複数受験」の制度についての考え

ア．よいと思う	5．9％	[3人]
イ．よくないと思う	52．9％	[27人]
ウ．何とも言えない	41．2％	[21人]

◇［ア］の根拠（一部を抜粋）
（1）安全校があるので、少し上位の高校を受けることが出来る。
◇［イ］の根拠（一部を抜粋）
（1）より細かく高校の序列ができる。
（2）1校でも落ちればショックは同じ。変な安心感が生じる。実際は2校は希望校は選べない。
（3）生徒サイドから言えば、私学も含めて受験回数が多くなり、かなり精神的に負担が大きいと言える。複数受験にしても、2つとも受ければ1週間のうち4日間が受験となり、大変である。

3．「複数受験」の指導で困ったことは？

ア．なかった	11．8％	[6人]
イ．あった	78．4％	[40人]
ウ．何とも言えない	9．8％	[5人]

◇［イ］の根拠（一部を抜粋）
（1）可能性のない者に、複数受験することによって、合格の幻想を与える。親子で目移りして不可能に敢えて挑戦してしまう。
（2）仕事が増え、煩雑となり、生徒によっては2校受験の「恩恵」にあずかれない者も出る。
（3）「玉突き」現象まで読むのは難しく、2校ともギリギリの生徒は変更を余儀なくされる。

［3］中学校での進路指導について

1．高校・学科の選択の指導基準（理念）―― 複数回答

ア．まず調査書の「評定」や「学力」で指導	76．5％	[39人]
イ．あくまでも生徒の個性や適性を考えて指導	21．6％	[11人]
ウ．地元の高校を志願するように指導	13．7％	[7人]
エ．合格しやすいと思われる学校・学科を勧める	76．5％	[39人]
オ．受験生の自由意思を尊重して指導	35／3％	[18人]

2．進路指導で最も苦労したこと（自由記述） —— 省略

3．複合選抜制導入に伴う勤務状況の実態

① １１月から２月までの１週間平均超過勤務の日数

６日	２７．５％［１４人］	５日	１３．７％［ ７人］
４日	２１．６％［１１人］	３日	１１．８％［ ６人］
２日	３．９％［ ２人］	１日	３．９％［ ９人］
		N．A．	１７．６％［ ９人］

② 上の期間で、最も遅くまで居残った場合の時刻

１２時	１１．８％［６人］	１１時３０分	２．０％［１人］
１１時	１７．６％［９人］	１０時３０分	３．９％［２人］
１０時	１１．８％［６人］	９時	１３．６％［７人］
８時	７．８％［４人］	７時	１１．８％［６人］
６時	３．９％［２人］	N．A．	１５／８％［８人］

［４］「受験競争激化の防止」をうたった県中等協の配慮事項についての意見

ア．緩和されたと思う	０．０％	［ ０人］
イ．激化したと思う	５６．９％	［２９人］
ウ．以前と変わらない	２７．５％	［１４人］
エ．何とも言えない	１５．６％	［ ８人］

◇［イ］の根拠（一部を抜粋）

（１）通塾の増加、学校間格差の拡大に表れている。

（２）受験機会が増えれば、それだけ高い実力も必要になる。

（３）上から下の生徒まで、１年生から競争社会をつくっている。

（４）私学に合格出来ない生徒が相当数出てきて、公立・公立二次・定時制と何度も受験している。

（５）愛知ではトップクラスの激化ということでなく、中間層・下層の成績の者の競争が激化している。

◇［ウ］の根拠（一部を抜粋）

（１）大都市は以前からではないか？

（２）試験制度がある限り、同じことである。

［5］愛知県の高校（通信制を除く）進学率が全国最低であることについての意見

ア．現在のままでよいと思う	5．9％	［ 3人］
イ．全国並みに上げるべきだと思う	70．6％	［36人］
ウ．何とも言えない	23．5％	［12人］

［6］高校の「希望者全入」についての意見

ア．反対である	15．7％	［ 8人］
イ．賛成である	43．1％	［22人］
ウ．条件つきで賛成である	31．4％	［16人］
エ．何とも言えない	9．8％	［ 5人］

◇［ア］の根拠（一部を抜粋）

（1）希望があるのと、勉学の意志があるのとは別問題である。

（2）高校教育に耐えられるだけの学力・強い希望があるか・家庭のしっかりとした支えがあるか、が不安である。

（3）高校までも全員入学させたら、はたして大学の質はどうなるだろうか？甘やかすのもほどほどにしてほしい。

◇［ウ］の条件（一部を抜粋）

（1）高校での低学力生徒の学力保障、教員の定員増で低学力の補充を。

（2）とりあえず全入からスタートしても、学力補充など、小学校からの諸条件整備を併せてやらないと、退学者は減らない。

（3）競争体制をなくせるか、なくすことが必要。

［6］「中学校教育の充実」をうたった県中等協の配慮事項に対する現場の実態

1．「中学校３年生の３学期のようす

ア．充実できた	2．0％	［ 1人］
イ．充実できなかった	70．6％	［36人］
ウ．何とも言えない	27．4％	［14人］

2．３年生の各教科の授業のようす

ア．生徒の実態に合わせた授業ができた	13．7％	［ 7人］
イ．生徒が解らなくても急がざるをえなかった	70．6％	［36人］
ウ．何とも言えない	15．7％	［ 8人］

3．学校や学年行事への影響

ア．影響はなかった	１９．６％	［１０人］
イ．行事を削減した	４１．２％	［２１人］
ウ．何とも言えない	３７．３％	［１９人］
Ｎ．Ａ	１．９％	［　１人］

［7］地元の高校に強制的に志願させる「地元優先」の指導について

ア．残っていないと思う	５１．０％	［２６人］
イ．今も残っていると思う	１１．８％	［　６人］
ウ．わからない	３７．２％	［１９人］

［8］複合選抜制の導入にともなって、中学校の教師の間に生じている問題
［一部を紹介］　（自由記述）

（1）教師が最近は無感覚になってきていて、問題意識を持たなくなっているのではないか。
（2）会議・事務の増大。これによる超過勤務・持ち帰り残業、これに伴う３年生担当希望の減少（特に副担）。
（3）子どもと母をかかえての１年間、心身ともに大変でしたが、生徒のためにがむしゃらにやっているあいだは、何も考えなかったが、終って落ち着いて振り返ると、本当の教育をしたのだろうかと考えさせられた。
（4）多忙化が進む中、子ども中心の思考がだんだんできなくなっている。機械的に物事を処理するようになってきた。
（5）進路指導担当者が、好むと好まざるとにかかわらず、「受験屋」になっていく。

［9］複合選抜制にともなって、生徒の間に見られる問題点や顕著な変化
［一部を紹介］　（自由記述）

（1）生徒会や部活を利用しようと考えて行っている生徒が増えた。他人とのかかわりをうすく接して生活しようと考えるようになった（班ノートを書かない。他人を批判しない。わからない問題を一緒に解いてやる生徒がへった）。
（2）学校では一見明るくふるまっているが、心の片隅ではイライラしているのか友だちどおし、親子での間で、感情的なぶつかり合いが増加した。学力不振生徒については、学習意欲が低下し、ますます低学力となり、学力格差が広がった。
（3）推薦で「楽」したいという気持ちが見られる。１月からの長い受験で、公立のころには気力が無くなってきている。

（4）以前より「これで5にして」とか「おまえ、これで1だ」などの生徒間の会話が増えたように思う。また、教師に対しても、何かほめてやることがあると「内申書、5にしてね」などと言うことが多いように思われる。
（5）自己中心のスタイルが増加する。教育の原点（人間形成）の後退！

[10] その他、「複合選抜」制についての意見や感想
［一部を紹介］ （自由記述）
（1）少数かも知れないが、本校のような（障害児）学校の子どもたちの進路を県はもっと考えてほしい。
（2）愛教組と愛高教と私教連と、教育委員会で、この辺りで討論集会をしたらどうかと、提案する。
（3）教育委員会が決めたことは変えられない（反対できない）という学校社会の考え方が、どんなこと（入試だけでなく）でもガンとなっている。
（4）全国に先がけて導入しただけあって、県当局や中部財界のねらいは見事に成功した。その反面、愛知の教育は高・中・小とも破壊されつつある。
（5）「多様化」の時代、入試制度も各都道府県毎に多様化している。大阪でも「複数受験」が導入されたとのこと（資料請求中）。東京都の単独選抜など大都市中心にいろいろの試みが行われている。大愛知は「複合選抜」を目玉に、「教育愛知」を宣伝するだろう。愛教組も再び言い出した「中学区総合選抜」制で合意できれば、大きな力を発揮できる。オール1の子が入っても、驚かず指導できる高校側の受け皿作りを始め、教育関係組合がまとまり大運動をしたら、この制度は変えられる。そうでなければならない。同様に、私学の「複合選抜」制についても考えていくべきでしょう。

④　複合選抜入試制度が困難をいっそう深めた

…「学校群」撤廃後の過酷な入試制度で、中学生は人格まで傷ついて

〈大学区制批判の広がりと学校群制度の導入(73年)〉

ところで、全県を尾張・三河の二大学区に分けて高校間の自由競争をあおり、中学生の受験戦争を熾烈にした「大学区制」は導入から10年を経ずしてその弊害が明確になり、とくに70年代のはじめには「格差是正」を求める声が県政を揺るがすまでに広がりました。そこで県教委は73年、都市部の有名進学校とそうでない学校を結ぶ形の「学校群制度」を導入し、学校間格差の一部是正をはかりました。世論が教育行政を動かしたのです。

しかしこの改革は、①学区が二大学区のまま据え置かれたこと、②群編成が名古屋、豊橋、一宮、岡崎、刈谷の5都市内の普通科25校に限定され、単独校を多く残したこと、③70年代の高校生「急増」期にできた新設高校をすべて群の外に置き、その後一度も拡大・手直しをしなかったこと……などから不充分な改革にとどまりました(県教委のいう「富士山型から八ヶ岳型への転換」との宣伝文句も、言葉を変えれば「頂点校を少し分散・拡大しただけ」という本音の表明とも見ることができます)。加えてこの改革は、「高校間格差の解消」を口実とした教員の大量人事異動(旭丘などの民主的教職員集団の破壊)にも利用され、「東郷方式」による新設校の伸長にも使われました。後者でいえば「都市部の有名校をめざしても群内のどちらの高校へ割り振られるか分からない」「だから地元の新設校へ」という形で「新設校」のランクアップに一役買わされたのです。

以上からこの「学校群制度」は、愛知では必ずしも積極的な評価はされませんでした。ただ、「二つの高校が群を組んで受験生を均等に割り振る」という仕組みは「学校格差解消」への重要なヒントを含んでいました。そして、これを基盤に「当面、学校群の拡大・再編成をはかり、学区を縮小して群間格差・学校間格差を段階的に解消する」「そのことで小学区制復活への条件整備をはかる」施策がとられれば、着実な改革に発展する可能性を持っていました。少なくとも群を組んだ高校どうしでは格差はほとんどなかったからです。

〈学校群の廃止、複合選抜制度の導入(89年)……県民の大反対を押し切って〉

したがって愛高教はその後、『教育白書』や県教委召集の諸会議で、「学校群の拡大・再編成や学区の縮小」を一貫して主張しました。この中で県教委も一時は、現行の二大学区をもう少し細かくして県内を5～6学区に分ける案を検討する動きを見せました。

しかし、この検討は中途で断ち切られました。国の臨教審(臨時教育審議会、84～87年)と並行して中等教育の見直しをすすめていた県中等協(中等教育問題研究協議会)が、その最大の目玉として公立高校では全国初の“複数受験”制度＝「複合選抜入試」の導入を答申し、これを受けた県教委が89年、380万を超える県民の反対署名を無視してその実施を強行したからです。学区の縮小は当然のように見送られ、学校群制度は複合選抜導入と同時に廃止されてしまいました。

〈推薦と２回受験の「複合選抜」と私学の「入試改革」が重なって〉

最初に「推薦」入試で定員の一定枠をとり、次にＡＢ両グループから１校づつを選んで２校受験ができる学力試験で残りの定員枠をとる「複合選抜入試」制度は、「一発勝負でないので受験生の負担は軽くなる」「学校群をやめるし学校を自由に選べるので希望する高校に入りやすくなる」と宣伝されました。

しかし実際に「学校を自由に選べ」たのは学力の高いごく一部の生徒だけ。大多数の生徒は選抜システムが細かくなっただけよけいに点数による細かいふるいわけにかけられ、中学生の受験競争はこれまで以上に熾烈になりました。「学力に偏せず個性の優れた面を尊重し、人物を多角的に評価できる」との触れ込みですべての高校に導入された「推薦入試」も、内申書の点数が大きくものをいうとあって「選抜尺度の多元化」にはつながらず、むしろ中学生の人格支配につながる側面が強くなりました。

加えて、複合選抜で“公立高校が成績「上位者」を上から順に確保する”ことに危機感を抱いた私学経営者が“従来通り私学は成績「下位者」を引き受けていれば、中卒者が大幅に減る90年代には「下位校」からつぶれる”との不安にかられ、多くの学校で仮に定員を割っても「1」のある生徒はとらないという姿勢をとりはじめました。そして公立の推薦に先行する「私学推薦」で入学定員の大部分を先取りし、残る少数の定員枠は一人3校程度まで受験可能な一般入試でとる、などの「入試改革」を独自にすすめました。

つまり愛知の高校入試は、公私を含めてこの89年に大きく様変わりし、1点を争う受験競争がいっそう熾烈になるとともに、公立高校の学校間格差はこれまでになく開くことになったのです。

〈それまでになかった極端な「困難校」の出現〉

こうして愛知では、89年の「複合選抜」以後、「学校群」以前の進学有名校が復活する一方、学力も人格も傷つけられ学習意欲を喪失させられた生徒たちが公立の「底辺校」に集中し、今日のような極度の「困難校」が生まれる事態になりました。全国最大のマンモス学区(尾張・三河の全県二大学区制)、進学率91%枠、複合選抜入試制度の3点セットが、“15の春”を泣かせるだけでなく特定の高校に著しい「困難」を課す原因になっているのです。

合格者の９教科評定合計数(45点満点)の平均(点)

年度	88	89	90	91	92
D校	20.9	20.1	20.0	18.5	16.7
F校	—	—	21.8	20.3	19.6
H校	26.0	—	24.4	24.7	22.0
I校	22.8	—	21.8	21.0	20.0

入学者の出身中学校数(人)

年度	88	89	90	91	92
A校	—	55	—	—	77
B校	38	49	—	—	63
C校	59	68	—	—	71
D校	—	38	—	—	68
E校	—	52	—	—	65
F校	47	59	—	—	94

特別(非行)指導(件)

年度	88	89	90	91	92
A校	284	372	363	180	—
F校	112	183	211	173	—

中途退学者数(人)

年度	88	89	90	91	92
B校	19	35	52	39	53
E校	37	57	94	92	99
F校	42	51	66	66	86
G校	28	44	71	36	45

定時制Ｎ校志願者の「評定１」の割合(%)

年度	88	89	90	91	92
国語	50	—	66	68	80
数学	55	—	54	76	75
英語	55	—	54	76	85

通信制Ｌ校の合格者の年齢割合(%)

年度	88	89
15歳	27.0	40.0
19歳	48.9	70.2

Ｆ校生の１か月の通学費
(金額区分は出典のまま)

0.0〜0.5万円	84人
0.5〜1.0万円	32人
1.0〜1.5万円	60人
1.5〜2.0万円	90人
2.0〜2.5万円	19人
2.5〜3.0万円	1人
3.0〜　万円	4人
91年度１年生	290人

Ｋ校生の遠距離通学

往復１００km以上は
(豊橋市以遠)
９１年度
入学生の３８.８%
１か月41,260円も
９２年度
在校生の３３.５%

⑤ 第９節　複合選抜制度を高校生・父母・教師はどのようにとらえているか

【あいち県民教育研究所『共に育もう 愛知の子どもたち－分析･提言編』96年】

1　はじめに

全国に先がけて、大幅な改革をともなう高校入試制度として「複合選抜制度」が導入されてから、７年が経過しました。県当局は「おおむね順調にすすんでいる」とか、「定着している」とか言って、複合選抜制度が県民から評価されたとしています。世間でも複合選抜制度についての意見や評価、あるいは撤回・改善をめぐっての要求や運動が全くといってもよいほど、姿を消しているようです。その現状をどう観るかということは、次の点から考えても必要なことであると思います。つまり、実際には受験競争の緩和がみられず、中学校教育は依然として高校入試に縛られて生徒に寄り添うゆとりもない状態であり、また高校間の格差が拡大し序列化が固定されて、「困難校」も生まれています。このような現状のもとで、「複合選抜制度とは何だったのか」を再度論議し、今後の入試制度改革と高校教育を考えていく必要があると思います。

このような問題意識を前提にして、今回の調査結果から「生徒・県民の複合選抜についての意識」、さらに「中学校と高校の接続として妥当な制度とは何か」をどのようにとらえるか、データの読解を通して、子どもを苦しめ、教育をゆがめている現行の高校入試制度の見直し運動に貢献できればと思います。

2　調査にみる数的な結果と賛否の理由

【高校２年生】

資料2-9-1 が示すように、全体として「賛成」意見が過半数の58.8％となっています。もう少し詳しくみると、資料2-9-2 のように普通科と職業科では大差はありませんが、公立と私立を比べると、公立の「賛成」は「反対」の２倍以上であり私立は「賛成」と「反対」の差がそれほどはありません。私立はその分「無回答」が15.4％と公立の２倍以上もあります。

2-9-1 複合選抜制度の賛否（％）

	高２	父母	教師
賛　　成	58.8	7.9	22.1
反　　対	32.4	18.4	38.0
わからない	－	72.7	37.4
無　回　答	8.9	0.9	2.5

公立と私立の、このような差は、私立は推薦によって入学してくる生徒が多く、彼らにとっては安全志向が先にたって、公立の複合選抜制度の評価についてはあまり意識にはなかったのではないかと思われます。また、全体として高校生の「賛成」が58.8％と過半数であるのは、他の入試制度を経験していないので比較評価することが不可能であり、それよりも進学できるかどうかという不安

感が、どこかの高校に入学できたという逆転感として、肯定的に受け止められたためであろうと思われます。

しかしその中でも、この入試制度のどこかに疑問・否定の意見をいだいている高校生が約３分の１いることは、注目する必要があるのではないでしょうか。

高校生が複合選抜制度を「よい制度である」と肯定的に受け止めている根拠は、ほぼ100％が資料2-9-3 のような「２回以上受験できる」、つまり「すべり止めがつくれる」というものです。また「２回以上受験できる」という中には「学校選択の自由が拡大した」という、実際には幻想でしかないような理由が重なっていると考えられます。

2-9-2 高校２年生の普職・公私別の賛否（％）

	普通	職業	公立	私立
賛　成	58.1	60.2	63.0	47.9
反　対	33.8	29.2	30.7	36.7
無回答	8.1	10.6	6.3	15.4

2-9-3 複合選抜制度に賛成の理由

１つだけしか受けれないと、もし不合格の時、定時制とかまた１年後に受けなおすしかできんし、すべり止めに私立を受けなきゃいけなくなると、お金がかかる。とにかく入りたいところが２つもえらべることがいいと思う。（公立男子）

複合選抜だと２校受けれて、自分の目標より１ランク上の学校をひとつ希望できるからよい。（公立女子）

体調が悪かったりした時にも、２校受けれるので、ばん回ができる。（公立男子）

ほぼ３分の１の「反対」の理由は、資料2-9-4 にみるように、「２校受験できても、第二希望で選べる学校が少ない、またはない」というものが大半です。１校は希望の高校に挑戦できるが、そのすべり止めとして第二希望校は家から遠いとか、ランクをぐんと落とさなければならないという不満からです。したがって、「反対」というものの、複数受験という現行制度の枠の中での部分的修正を求める意見であると考えてもよいでしょう。

2-9-4 複合選抜制度に反対の理由

Aと B に区別して、それぞれから１個とかにするのはいやだ。全県から（尾張も三河もなく）２校選べるといい。（公立女子）

A群から行きたいところをえらぶと、第二はいやなところでも自然に決まってしまうから反対。（公立女子）

少数意見ではありますが、「複数受験というのはいい制度だと思うので、あとは第一希望と第二希望では合格条件をちょっと変えたほうが公正だと思う」という理由から「反対」する生徒もいます。また、上位校と言われる高校２年生は「２回も同じような試験をやる必要はないような気がする」「あんなやさしいテストなら、１回で十分」として、現行制度を否定的にとらえている生徒もいます。

【父　母】

複合選抜制度の評価については「わからない」と答えた父母が72.7%とかなり多くいます。それは、制度が複雑であるうえに、「わが子の成績次第」という面が強く意識されて、希望通り入学できた場合とそうでない場合とでは、評価は異なってくることも考えられ、いざ賛否を問われた場合に、客観的な評価回答に困ったのではないかと思われます。また、資料2-9-5 にみられるよう、地域的には「反対」が名古屋市・尾張部と比べて、三河部にやや多いのは、交通が不便であるために、適当な第二希望校が選択できないという理由からではないかと考えられます。

父母の場合も「賛成」「反対」の理由は高校２年生とほぼ同じですが、「賛成」の理由を書いている父母は極めて少なく、書いているのは「反対」の立場からのものが大半です。これは「学校で学ぶ時間だけでは、高校へ行けない。それが当たり前の社会になっている。益々学力の差をつけてしまう制度であり、改めるべきである」（母親）の意見が示すように、わが子の高校受験を経験しての実感からのものではないかと思われます。

2-9-5　父母の地域別賛否（%）

	名古屋	尾　張	三　河
賛　　成	9.9	5.8	6.6
反　　対	16.9	18.1	24.6
わからない	72.8	74.2	68.9
無　回　答	0.5	1.9	0.0

【教　師】

教師の場合は、資料2-9-6 のように、男女と校種によって大きな差がみられます。「わからない」が幼稚園や小学校、養護学校の教師に多いのは、教育の仕事にたずさわる一県民として考えた場合、やむを得ないととらえてもよいのか、やや疑問が残ります。

高校入試の矛盾が集中的に現れていると思われる中学校の現場で、「賛成」が比較的に多いのはどうしてでしょうか。ある一面では、複合選抜制度になってから、進学指導に教師の責任部分が少なくなり、「気楽になった」という感覚の表れではないかと考えられます。つまり、生徒や一部の父母が複合選抜制度を肯定的に受け止めている根拠と同じように、「１校は自由に挑戦させる」が、選り好みしなければ、すべり止めとしての第二希望校があるという気楽さではないかと推察されます。そして、不合格であっても、それは教師のアドバイスの誤りというよりも、複数受験による「玉突き現象」に責任を転嫁することができるということなのでしょうか。それは、進学指導が実務的になっている一因でもあるとも考えられます。逆に言えば、高校の厳しい序列化を前にして、コンピューターが合否を決めるという、どうしようもない制度だからであり、１校は自由に挑戦させる学校であり、その第一希望校の選択によって自然と第二希望校が決まってしまうという、教師の主体的な指導の届かない制度であるということからくる諦めの気持ちとも言えるでしょう。

2-9-6 男女別・校種別の教師の賛否（％）

	男子	女子	幼稚園	小学校	中学校	高校	養護
賛　成	26.3	18.1	45.5	9.1	30.2	25.5	14.3
反　対	42.5	33.7	0.0	38.2	37.2	51.1	14.3
わからない	27.5	47.0	54.5	49.1	30.2	21.3	71.4
無回答	3.8	1.2	0.0	3.6	2.3	2.1	0.0

これに対して、高校の教師の「反対」が51.1％もあるのは、高校の教師にとっては、複合選抜制度をくぐって入学してきた生徒たちに日常的接し、生徒の実態を通して、この制度の持つ矛盾や問題性を嫌というほど実感させられているからではないかと思われます。したがって「よくない制度であると思う」という根拠も、比較的妥当性があるように思われます。

2-9-7　教師の複合選抜制度の賛否の理由

複合選抜では、Ａ群・Ｂ群を決めると他方に入る高校は受験できなくなるからよいとは言えない。（小学校教師）

２回の受験機会があるのはよいと思うが、兼ねる学校の選択が難しい。

（中学校教師）

まず、複雑すぎる。自分の学校の生徒をコンピューターが選抜していて、教員はその制度の「しもべ」のように働くという図式は非常に腹立たしい。基本的には「高校全入！」
（高校教師）

学校格差を増幅し、底辺校の教育環境は悪化し、子守をしているようでむなしい。複合選抜方式の欠陥を生徒ならびに現場の教師が一手に引き受け、苦しんでいる。
（高校教師）

15歳の子供が「不合格」通知を受け取るのは１回で充分だ。入試という学力の一面しか判断できないものによって「不合格」という評価を複数回下された生徒は、たまらないと思う。中には自分の学力に自信をなくしたり、人間としての自信をなくしてしまう子供がいるのではないかと危惧する。
（高校教師）

３　調査結果から何を読み取るか

生徒も父母も、また教師の一部にも、複合選抜制度が「よい制度」であると肯定的に受け止める理由は、「２回以上受験できる」、つまり「すべり止めがつくれる」というものが大半でした。そして、「選択の自由が拡大した」と意識されています。

この意識は、「業者テスト利用の禁止」や「生徒の希望を尊重」という状況変化の中で、従来の進路指導が、厳しい輪切りをもとにあまりにも中学校教師主導になりがちであったことへの反動として表れた評価ではないかと考えられないでしょうか。

しかし、現実には納得のいく学校選択が可能なのか、あるいは希望通り、例えば通学の便のよい近くの高校への進学が保障されているかとなると、高校の序列化に対応した成績による選別がなくなっていない限り、むしろ難しいのではないでしょうか。

したがって、「よい制度である」という根拠が非常に皮相的なまま、あるいは「複数受験」「推薦入学」についての幻想とも言える期待を抱かされたままの生徒・父母が多いのではないかと考えられます。

実際には、「よい制度である」と歓迎しながらも、友だちどうしが点数を競い合う競争は依然として続けなければならないし、親としては点数をめぐる競争にわが子を追い立てなければならないのが日常化しています。したがって、受験競争の激化が生み出しているこの現状については、決してよいこととは受け取っていないのではないでしょうか。ここに、複合選抜制度について、県民ともっと議論できる接点があるような気がします。

複合選抜制度が「よくない制度である」という理由もさまざまですが、生徒の大半と親や教師の一部は、「２校受験できても、第二希望校として選べる学校が限られて

いる」という理由からです。事実、第二希望校は、むしろ家から遠いとか、高校が序列化されているもとでは、ランクをぐんと落とさなければならない場合が多いでしょう。このような不満から「よくない」としているのです。いわば、複合選抜制度の枠内での部分修正を求める意見と考えてよいでしょう。

したがって、「反対」「賛成」の数的な多少でもって、「定着した」とか「これだけ反対している県民がいる」、だから「撤回運動が起こせる」と単純に判断することには問題があるのではないでしょうか。

今回の調査結果から以上のようなことが解りましたが、「学校選択の自由」への強い希望と「小学区制」＝学区縮小への移行の相対立する問題をどのように解決していくかが、今後の大きな課題であると思いました。

（春日　一彦）

【あいち県民教育研究所『共に育もう 愛知の子どもたち－資料編』96年】

実施　あいち県民教育研究所(あいち民研)
期日　９４年１１～１２月
対象　高校生(２年)・小～高の父母・小～高の教員(無作為抽出で回収率25.2%)

(%)	普通科 582人	専門学科 274人	公立校 616人	私立校 240人	高校２ 856人	父　母 429人	教　員 163人	小学校 55人	中学校 43人	高　校 47人
賛　成	58.1	60.2	63.0	47.9	58.8	7.9	22.1	9.1	30.2	25.5
反　対	33.8	29.2	30.7	36.7	32.4	18.4	38.0	38.2	37.2	51.1
わからない	－	－	－	－	－	72.7	37.4	49.1	30.2	21.3
無回答	8.1	10.6	6.3	15.4	8.9	0.9	2.5	3.6	2.3	2.1

⑥ 高校生・父母アンケート【愛知県私立学校教職員組合連合の原資料，97年】

実施　愛知県私立学校教職員組合連合
期日　９７年１月
対象　私立高校生(96年=22768人，回収率55.3%)・その父母(96年=14751人，回収率35.8%)

	年度	９２	９３	９４	９５	９６
【生徒】学校生活で感じていることは	入って良かった	４２.１	４５.１	４４.５	４３.６	４３.６
	他の私学がよかった	１２.８	１２.２	１２.６	１２.８	１２.１
	公立に行けばよかった	１８.０	１８.０	１８.６	１８.７	１９.０
	就職か各種学校の方がよかった	２.１	１.７	１.８	１.６	１.７
	何も感じていない	２５.３	２３.２	２２.７	２３.４	２３.６
【以下，１年生のみ】この学校を選んだ理由は（３つ以内）	自分の成績にあっていたから	４３.８	４０.６	３７.９	４０.６	３８.４
	伝統や校風に魅力を感じたから	５.８	８.０	６.３	６.５	６.２
	通学に便利だから	２３.６	２２.１	１９.６	２０.７	１８.０
	大学進学に有利だから	２０.６	１８.４	１８.６	１５.９	１５.６
	就職するのに有利だから	６.８	４.６	４.３	４.６	４.３
	クラブ活動が盛んだから	９.９	８.７	８.２	１０.２	８.３
	男子校だから	１.１	１.２	１.０	１.２	０.８
	女子校だから	３.８	５.４	３.８	３.８	３.７
	男女共学校だから	１６.１	１５.６	１１.２	１４.３	１３.３
	希望校に行けずしかたなく	２５.８	２３.９	２３.１	２４.０	２３.４
	中学の先生や家族に勧められて	― ― ―	― ― ―	― ― ―	２７.２	２５.１
	人間教育に魅力を感じたから	― ― ―	― ― ―	― ― ―	４.３	３.７
	その他	１９.０	１８.４	１７.６	１７.９	１７.８
業者テストを受けたことは	２回以上	― ― ―	― ― ―	２９.２	２５.３	２５.５
	１回	― ― ―	― ― ―	１４.７	１３.３	１１.６
	受けていない	― ― ―	― ― ―	２３.６	２４.３	２６.２
	わからない	― ― ―	― ― ―	２７.６	２６.２	２１.９
業者テストをどうして受けたのか	全員受けるようになっていた	― ― ―	― ― ―	１４.６	１１.３	１０.４
	希望者は受けなさいで自発的に	― ― ―	― ― ―	１３.７	８.０	７.６
	学校以外から知った	― ― ―	― ― ―	１６.３	１７.８	２１.９
中学校の進路指導をどう感じているか	本人・親の希望が尊重されてる	― ― ―	― ― ―	２５.１	２６.７	２３.２
	内申点とテストだけ	― ― ―	― ― ―	５３.８	５２.９	５１.４
	公立偏重	― ― ―	― ― ―	１７.６	１８.５	１４.０
	私学を優先	― ― ―	― ― ―	１３.４	１４.２	１３.２
	公立に偏らない	― ― ―	― ― ―	２０.２	２０.３	１８.６
受験で受けた中学校の指導は(いくつでも)	公立は合格したら辞退できない	― ― ―	― ― ―	１７.６	１９.０	１９.１
	公私どちらも何回受けてもよい	― ― ―	― ― ―	１０.８	１２.９	１０.７
	公立は２回受けてほしい	― ― ―	― ― ―	１３.８	１４.７	１３.６
	私学は１回だけにしなさい	― ― ―	― ― ―	８.１	７.７	６.８
【１年父母】公立辞退の自	私学受けるなら公立は受けない	― ― ―	― ― ―	８.０	８.３	８.６
	その他	― ― ―	― ― ―	３８.９	３８.７	４３.９
由があることを	知っていた	― ― ―	― ― ―	４８.９	５０.９	４３.６

⑦ 高校生アンケート

【愛知県高等学校教職員組合『子どもがかがやく学校づくりを』91年】

実施　愛知県高等学校教職員組合
期日　９１年２月
対象　県立高校生

現在の学校は	全　体	「進学」校	「困難」校	新設校	職業科校
もともと自分が行きたかったところでない	３６.９	１７.２	５１.３	５１.７	３２.６
成績でやむをえず選んだ	３６.６	１３.６	５５.１	４５.５	３５.６
つまらない・あまり楽しくない	１６.７	３.６	１７.３	２０.０	２０.５

*68年以降設立

⑧ 高校生・父母・教員アンケート

【愛知県高等学校教職員組合『98愛知の高校教育白書』98年】

実施　愛知県高等学校教職員組合
期日　９７年１０～１１月
対象　県立高校生・その父母・県立高校教員

(%)			全　体	普　通　科			専門
				上位校	中位校	下位校	学科
県立高校生	学	行きたかった学校である	５４.７	７６.９	５４.１	４２.９	４８.６
１～３年生	校	行きたかった学校でない	１７.１	５.７	１８.１	２５.３	１８.２
３１８１人	は	どちらともいえない	２７.６	１７.２	２７.７	２９.５	３３.０
(回収率88.4%)	複	受験機会が増えてよい	３９.９	５２.３	３７.５	３９.５	３５.２
	合	制度が複雑でわからない	７.２	２.８	７.５	８.０	９.２
	選	どこに決まるかが不安	６.１	３.６	４.３	８.２	８.２
	抜	受験校の組合せが難しい	３７.３	２９.７	４３.１	３４.５	３７.８
	は	そ　の　他	８.７	１１.２	７.０	９.２	８.６
県立高校の	複	よい	０.１	０.０	０.０	０.０	０.０
教　員	合	まあまあ	４.１	３.８	３.７	４.３	４.８
９５４人	選	やや問題がある	１９.８	２９.６	１９.２	１６.６	２７.２
(回収率79.5%)	抜	問題が多い	７０.１	６１.６	７０.７	７３.３	６２.３
県立高校生	複	①よい	１３.０	１４.９	１２.５	１０.０	１６.１
の　父　母	合	②どちらかといえばよい	３１.１	２９.９	３１.６	３３.０	２６.４
９１４人	選	③どちらかといえばよくない	２１.１	２１.８	２１.５	２３.０	１６.８
(回収率56.8%)	抜	④よくない	１５.５	１８.４	１３.８	１６.３	１５.５
	は	わからない	１７.８	１３.８	１８.６	１６.３	２２.６

⑦ 高校生アンケート

【愛知県高等学校教職員組合『子どもがかがやく学校づくりを』91年】

実施　愛知県高等学校教職員組合
期日　９１年2月
対象　県立高校生

現在の学校は	全　体	「進学」校	「困難」校	新設校	職業科校
もともと自分が行きたかったところでない	３６.９	１７.２	５１.３	５１.７	３２.６
成績でやむをえず選んだ	３６.６	１３.６	５５.１	４５.５	３５.６
つまらない・あまり楽しくない	１６.７	3.6	１７.３	２０.０	２０.５

*68年以降設立

⑧ 高校生・父母・教員アンケート

【愛知県高等学校教職員組合『98愛知の高校教育白書』98年】

実施　愛知県高等学校教職員組合
期日　９７年１０～１１月
対象　県立高校生・その父母・県立高校教員

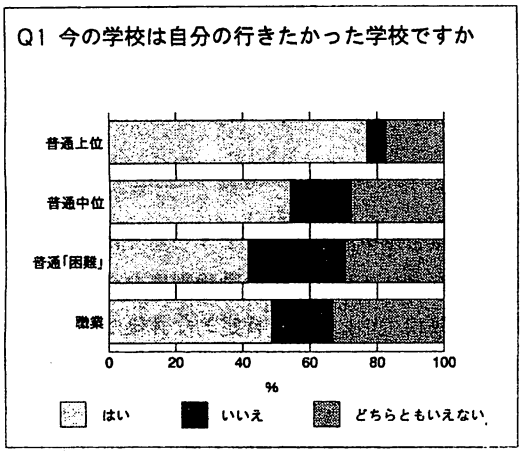
(%)			全　体	普　通　科			専門学科
				上位校	中位校	下位校	
県立高校生	学	行きたかった学校である	５４.７	７６.９	５４.１	４２.９	４８.６
１～３年生	校	行きたかった学校でない	１７.１	5.7	１８.１	２５.３	１８.２
３１８１人	は	どちらともいえない	２７.６	１７.２	２７.７	２９.５	３３.０
(回収率88.4%)	複	受験機会が増えてよい	３９.９	５２.３	３７.５	３９.５	３５.２
	合	制度が複雑でわからない	7.2	2.8	7.5	8.0	9.2
	選	どこに決まるかが不安	6.1	3.6	4.3	8.2	8.2
	抜	受験校の組合せが難しい	３７.３	２９.７	４３.１	３４.５	３７.８
	は	そ　の　他	8.7	１１.２	7.0	9.2	8.6
県立高校の	複	よい	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
教　員	合	まあまあ	4.1	3.8	3.7	4.3	4.8
９５４人	選	やや問題がある	１９.８	２９.６	１９.２	１６.６	２７.２
(回収率79.5%)	抜	問題が多い	７０.１	６１.６	７０.１	７３.３	６２.３
県立高校生	複	①よい	１３.０	１４.９	１２.５	１０.０	１６.１
の　父　母	合	②どちらかといえばよい	３１.１	２９.９	３１.６	３３.０	２８.４
９１４人	選	③どちらかといえばよくない	２１.１	２１.８	２１.５	２３.０	１６.８
(回収率56.8%)	抜	④よくない	１５.５	１８.４	１３.８	１６.３	１５.５
	は	わからない	１７.８	１３.８	１８.６	１６.３	２２.６

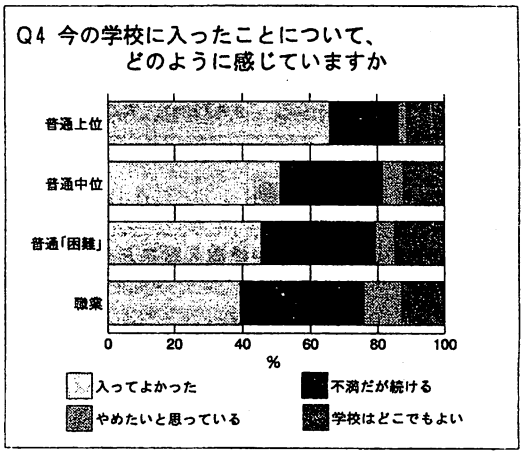
I　高校生アンケートより

1　高校生からみた学校

1）学校選択

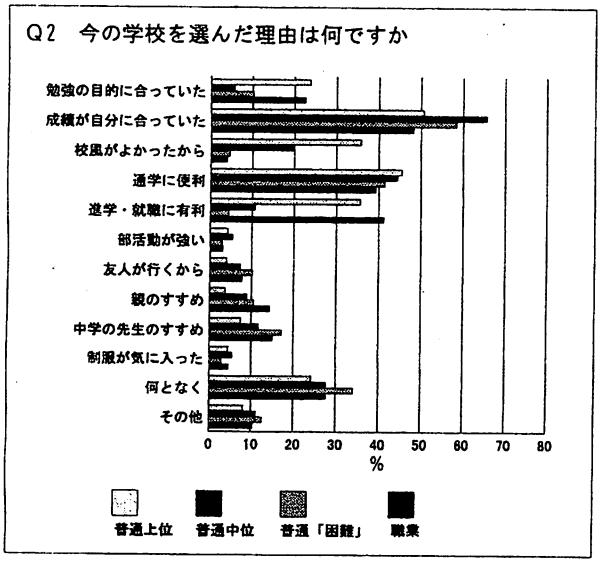
半数近くが不本意入学、「困難校」では６割にも





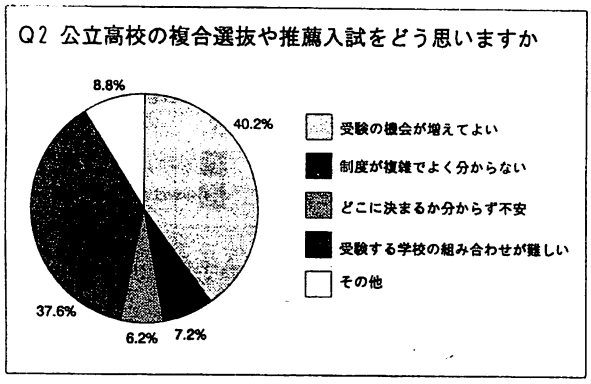
不本意入学の割合が、上位校を除いてはかなりの高率になっている。さらに、入学後は学校に対する不満が増えており、特に上位校と職業校でその傾向が顕著である。逆に、「困難校」では「今の学校は行きたかった学校か」という問いで「はい」と答えたのは 41.1 %であるのに対し、「入学してよかった」と答えた生徒は 43.2 %となり、入学後、学校に対する満足度がわずかではあるが増えている。

入りたい学校より、入れる学校を選択



「成績が合っていたから」がトップで、「通学に便利」がそれに続く。反対に「勉強の目的に合っていた」や「校風がよかった」という理由はきわめて少ない。特に校風で学校を選んだ生徒は、上位校から中位校、「困難校」や職業校に行くに従って減っている。ここに成績で輪切りにされ、本人の適性や希望という、進路選択で最も重視しなければならない要因が軽視されている実態がうかがえる。本人の適性・希望と授業内容が違うため、もともと高くなかった学校に対する満足度が、入学後さらに低くなったのではないか。

複合選抜肯定派は４割



複合選抜制度をよいとする意見は４割と半数を割っている。他の受験制度を全く知らない高校生の間でも、肯定的な評価は半数以下である。

入試制度の根本的改革と学校改革を（高校生からみた学校　まとめ）

約半数の生徒が「行きたくなかった」学校に入学しており、また、学校選択の理由では「成績が合っていたから（ここしか入れない）」「通学に便利（近ければどこでもいい）」「何となく（理由がない）」が上位３つを占めている。このように、高校入試で成績によって輪切りにされ、本人の適性や学びたい目的とは違った学校への遠距離通学を強いられ、不本意な気持ちで入学式を迎えている実態や、何の目的も持たずに入学してくる生徒の姿が浮かび上がった。一方で、現在の複合選抜制度に対する直接的な不満はそれほど多くはない。しかし、学校選択の過程や生徒の意識を見ると、愛知の入試制度が大きな欠陥を持っていることは明らかであり、早急に抜本的な改革が必要である。

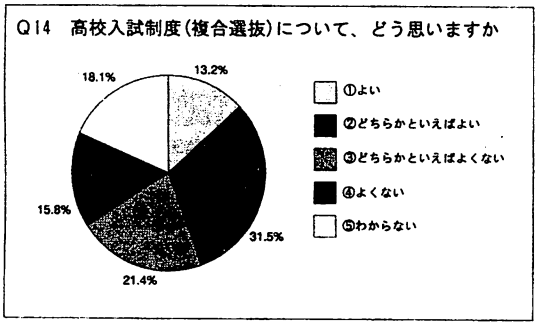
不本意な気持ちで入学した生徒に対し、多くの教員が何とかしようと奮闘しているが、学校に対する不満は入学前の意識と比べて減少しておらず、成果は上がっていない。その主な原因は、「授業がつまらない、いい先生がいない、行事がつまらない、規則が厳しい」という学校に対する評価に見ることができる。学校生活で主要な時間を占めている授業では、過半数の生徒が半分以上の授業を理解できておらず、また、授業に求めるものが「何もない」という生徒も多い。毎日かなり長い時間、生徒は内容をあまり理解できないまま無目的に授業に出ていることになるが、それにも関わらず、かなりのペースで授業が進められている。また、生活面では厳しい校則に縛られ、息苦しいと感じている。わからない授業と厳しい管理の下では教員に対する信頼感も生まれない。さらに、いわゆる「新設校」で典型的に見られたように、学校行事等を縮小したり要求実現運動を禁止したりして生徒の自主活動を制限してきた結果、生徒会活動は低調となり、自治の意識もきわめて低くなった。一方、入学後「この学校に入って良かった」と答えた生徒の理由では、「友人ができた」が圧倒的に多く、次いで「通学に便利」となり、「授業や勉強内容、先生が良いから」という学校そのものへの評価は低い。したがって、生徒にとって学校は本当につまらないものと認識され、これに加えて体罰やことばの暴力が、生徒と教員の信頼関係を奪い、学校不信を増大させている現実をアンケート結果は厳しく告発していると受け止めなければならないだろう。合わせて、このような中で、不満のはけ口が「いじめ」のような陰湿なかたちであらわれていることも見逃してはならない。

5　高校入試（複合選抜）についての思いは？

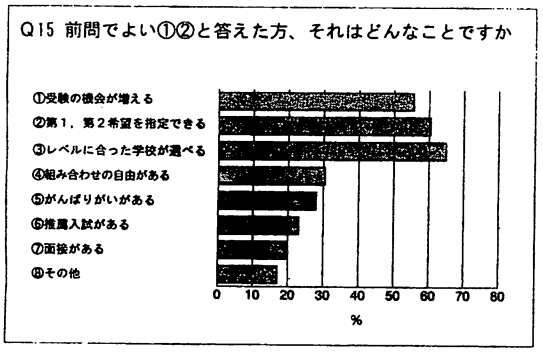
複合選抜入試についての評価は「よい・どちらかといえばよい」44％に対して「よくない・どちらかといえばよくない」37％と、大きく分かれている。父母の意見が分かれたのは、恐らく、わが子の入試の結果を踏まえて評価する傾向が強いからだと思われる。そう見れば「よい・どちらかといえばよい」の理由ベスト3が「レベルに合った学校が選べる」「第1、第2希望を指定できる」「受験の機会が増える」であり、「よくない・どちらかといえばよくない」の理由が「偏差値で輪切りにされる」51％を筆頭に、ほとんどの項目が14～22％の率で並んでいることもうなづける。 複合選抜入試10年、巨大学区制のもとで、「競争原理」に基づく序列化が進み、一方の極に伝統ある超エリート校の復活、他方の極に「困難校」が創出されたのは、動かせない事実である。中学～高校という人間的に大きく飛躍する多感な時期に「成績」がすべてという一面的な人間観を植えつけられ、人間的な成長を阻まれ、歪められている子どもたちの現実を、曇りない眼で見るべきである。

高校生アンケートでもQ3「複合選抜や推薦入試をどう思うか」で「よい」40％「分からない・不安・組み合わせ・・・」51％と分かれ、教員アンケートでは、Q19「今の入試制度（複合選抜）についてどう思うか」で「よい・まあまあ」僅か4.4％「やや問題・問題あり」95.5％と圧倒的に疑問の声が上がっている。先般、中部経済同友会も、高校入試の弊害を重く見て入試廃止の提言を出している。県教委や校長は、もはや「複合選抜入試は広く県民の中に定着し、うまくいっている」と自画自賛している場合ではなかろう。父母の、教員の、そして何よりも最も苦しめられている子どもたちの声を率直に受けとめて、抜本的な見直しに足を踏み出すべき時である。

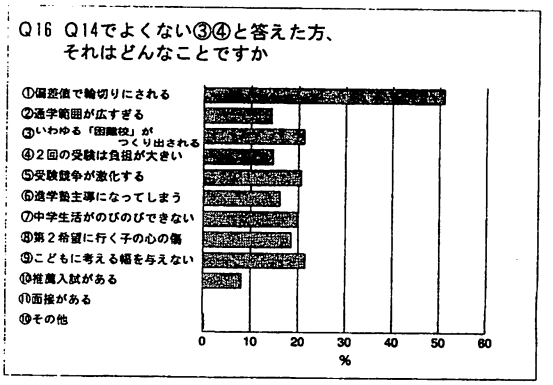
複合選抜入試の評価は真二つ



レベルにあった第1、第2希望の学校を選べること

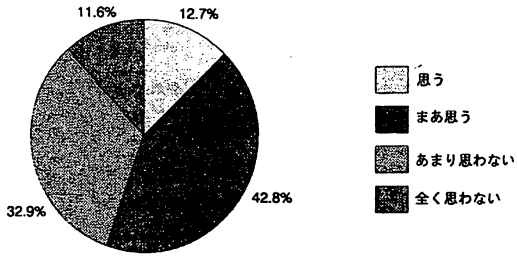


偏差値で輪切りにされること

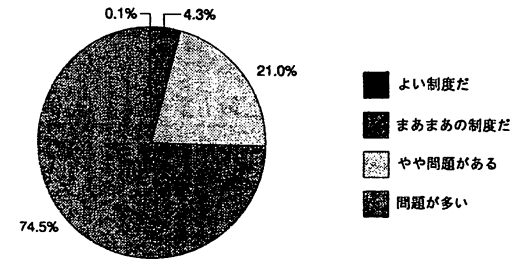


6　複合選抜制度に問題ありは９割

Q18　あなたの学校の校長は、
校長としてふさわしい人物だと思いますか



Q19　今の入試制度(複合選抜制度)についてどう思いますか



教育現場の困難さがますます深まる中で、管理職の果たす役割は大きい。教職員集団の意を尊重しつつ、教職員が意欲を持って働くことができる職場をつくっていくために、人格・能力・適性に優れた管理職が望まれる。しかし、今の校長が、校長にふさわしい人物だと思わない教員が約４割もあるのは、現在の管理職の登用制度に欠陥があることを示している。

複合選抜入試制度は、その導入時から問題点が指摘され、大きな反対運動を引き起こした。実施後 10 年を経て、なおも肯定的な評価がわずか４％、ほとんどが問題ありとしている。生徒の変化した原因として約３割がこの入試制度をあげている。

管理職登用制度と入試制度は、ともに県独自で改善できる数少ないことのひとつである。

一刻も早い抜本的な見直しが求められる。

〈学力水準の向上〉については、「志望校を自由に選択させる」ことが可能なのは、トップ校に入った生徒だけであって、「志望校の自由な選択」を言えば言うほど、多くの生徒は不本意な選択をせざるを得ない。「最後のテストでもう少しとっていれば、こんな学校には来ていない」、「教科担任があの人でなければ、もっと別の学校に入っていた」とずっと思い続けている。長引く受験競争に引き付けられていた分、自らすすんで学ぶことが弱い。ものごとを統一的につながりにおいてつかむことがますますできにくくなっている。偏差値の高低にかかわりなく、本物の学力が身についていないと多くの人が指摘している（大学からも同様の批判が出されている）。

〈中学校教育の充実〉については、中学校三年の三学期については、批判の声が大きかったから、さまざまな行政的手だてが講じられていることになっているが、事実は予想を超えたひどさである。三学期に入って一週間もしないうちに期末テストが行われている。その後はほとんどプリント学習となる。私立と公立のそれぞれの推薦と学力検査。一回の受験のたびに、願書提出、入試、合格発表と三回も学校を休むため、いつもクラスからは人が欠け、しまりのない終わりとなっている。

荒れる中学の状況は、一方では外への攻撃となって、中学校のガラスが破られたり、高校が襲われる事件が度々起こっている。また、いじめによる自殺が西尾東部中学で起こったこと、その後も犬山、稲沢などで、中学生がいじめが原因で三人も亡くなっているし、九五年に入っても同じような事件が三河部でも起こっている。これらの社会への抗議とも言える自殺の根底には、中学校教育の崩れという事実がある。

〈公私・中高連携の推進〉は、公私とも複合選抜をやっているために歪みはますます中学校教育、中学生に集中している。中学生が高校訪問をするようになったこと、さまざまな高校案内が出版されるようになったことなど、一定の前進面はある。しかし、学校間格差が広がるなかで、遠距離通学する生徒が増えたため、家庭訪問が困難になり、出身中学校数も多くなったため、中高の連携はいっそう難しくなった。

中学校が高校入試に大きく追いつめられていることもあって、高校に入った生徒は、ひどく評価・点数を気にして、逆に自ら学ぶ喜びを知らず、自分で学ぶことができなくなっている。推薦入学・面接などもあって、教師の目を非常に気にすることや、面従腹背などの人格的な影響も懸念されている。生徒会・HR活動などでも推薦ねらいならやるが、自らすすんで積極的にとりくむことには非常に弱くなっている。年々、自主活動を育てることに手間ひまがかかる。

四　複合選抜制度実施から一〇年

全国初の公立高校の受験機会の複数化、すべての学校での推薦入学の実施は、どのような事態をもたらしているか。愛知で事態を難しく深刻にしているのは、私立高校でも推薦入学で実質八〇%以上をとり、そのうえで学力検査を、私立高校を三グループに分けて三回行っている、つまり私立版複合選抜が先行して実施されていることとが重なっている。

複合選抜制下の高校では、学校間格差は、学校群の時とくらべて大きくなった。とりわけ私学助成の拡充、公立より先に行われる広い間口の推薦入学もあって、「まん中」が私学に流れ、生活・学力の面で大きくハンディを負った生徒たちが、とりわけ高校生急増期につくられた交通の不便な学校に大量に送られてきている。九〇年代で詳述するが、教育「困難校」が生まれた。

学校間格差を抑えるために、群・グループ分けを行ったけれども、群・グループ内の格差はますます拡大している。かつての地方有名校（旧制中学の伝統を受け継ぐ学校）は大学入試をめざしてなり振り構わぬ動きを示している。地方のトップの学校が競争に拍車をかけるため、周辺の学校全体があおられる結果になっている。

もう一つ、大きな変化は、複合選抜実施前後から、明倫ゼミナール・佐鳴学院などのチェーン化した受験予備校が、人通りの多い繁華街に次々に進出した。私鉄・ＪＲの駅前に次々に受験予備校ができて、二月から四月へかけて、親心を「脅迫」するように大判の折込広告が各家庭に配られる。かつてのどの子の面倒もていねいに見る塾が次々と駆逐される状況となっている。私立中学への入学をめざして競争の低年齢化も大きくすすんでいる。

複合選抜制導入にあたって中等協本会議が県教委に課した「配慮事項」について、今日の状況をチェックしてみると、〈多角的な選抜基準の実施、受験競争の激化の防止〉については、推薦入学は、過去の合格者の評定合計が一人歩きをしている。高校の校長が中学校の集まりで、「独り言」を言うことによって推薦基準（内申点の合計）を公表してきた。中学校では、各高校ごとに何点以上あれば入れるか、一覧表にして生徒・父母に明らかにしている。特技、家庭環境などについては学力より評定合計が二～三点低いだけで、「多角的な選抜基準」にはなっていない。面接で「入った」「落ちた」ということはないので、尺度として多元化は図られてはいない。受験機会を複数化することにより、受験するごとに異なった評価尺度が用いられるならまだしも、内申書の評定、学力検査の点数という尺度がいつも使われるならば、受験の回数を重ねるほどに受験競争は激化することになる。

⑩ 【愛知県教職員労働組合協議会『99年版・検証 愛知の学校』99年】

(2) １１年経過した「複合選抜制度」の問題点

― 県教委は「おおむね順調」というが… ―

① 進路・進学対策部が，1998/10/01付で調査し，1999/02/21，06/19に追調査したものです。
② 所属学年を中心に他学年の様子も視野に入れた職場(分会)の現状をベースとして，可能な限り地区(教労の組織範囲)の一般的な傾向を加味してまとめています。
③ ☆部分は進路・進学対策部によるコメントです。

1 進路・進学指導の状況

(1)全般的なようす ―●実施 ▲一部実施 ×未実施/不実施 ◇その他

地区	愛知	一宮	春日井	小牧	瀬戸	知多	中島	名古屋	西春	尾北	三河
① 校外「業者テスト」への参加の奨め	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◇特に触れず	×
② 校内「業者テスト」の実施	×	×	×	×	×	×	×	▲ 3年生，1回	×	×	▲
③ 生徒全員の「職場訪問学習」	▲ 2年生		▲	×	● 2年生	● 1・2年生	▲	▲ 2年生	●	● 2・3年生	
④ 生徒全員の「勤労体験学習」	▲ 2年生		▲ 1~3年生	×	×	● 1・2年生	▲	×	×		▲ 1・2年生
⑤ 生徒全員の最初の「進路希望調査」	2年生 3月	1年生 6月	1年生	3年生 4月	3年生 6月	3年生 4月	3年生 5月	3年生 5月	1年生 3月	3年生 4月	2年生 5月
⑥ 2・3年生，保護者への進路指導の全体説明会の回数	1回 10月	2回 4・11月	2回 5・10月	2回 6・11月	2回 4・10月	2回 4・11月	2回 4・11月	2回 4or5・11月	2回 6・10月	1回 6月	2回 7・10月
⑦ 2・3年生，保護者との進路中心の三者懇談会の回数	3~4回 7・11・12・1月	2回 12・2月	3回 7・12・1月	2回 12・1月	3~4回 7・11=希望・12・2月	3回 7・12・1月	3回 12・1・2月	3回 6or11・12・1or2月	3回 7・12・1月	2回 11・2月	3回 7・12・1月

☆ 文部省の方針どおりに，「業者テスト」はかげがうすくなり(①・②)，代わって「職場訪問・体験学習」が盛んになろうとしている(③・④)。それとともに，指導の早期化の傾向がみられる(③~⑤)。しかし，本人・保護者への説明や懇談の回数をみれば(⑥・⑦)，必ずしも納得づくの進路決定が保障されているわけでもなさそうである(「進路・進学１１０番」の存在意義)。

(2)全日制高校への進学希望者の指導 ―●根強くある ▲一般的にある △あまりない ○全くない

地区	愛知	一宮	春日井	小牧	瀬戸	知多	中島	名古屋	西春	尾北	三河
①成績面の理由から定時制高校，専修学校高等課程・一般課程，各種学校等，全日制高校以外への進学を勧める指導	▲	▲	●	▲	▲	▲	△	▲	▲	▲	▲
②私立高校より公立高校を勧める指導	△	○	△	○	○ 希望減	○	○	△	△	○	△
③私立高校の推薦入学を勧める指導	▲	▲	△	△	▲ 部活動	△	○	△	▲	▲	▲
④私立高校の一般受験の校数を制限する指導	△	○	△	△	○	△	○	○	▲	△	▲ 日が重なり実質できない
⑤公立高校の一般受検を１校に制限する指導	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○
⑥公立高校の一般受検の合格は辞退できないとする指導	▲	▲	●	●	▲ 辞退は困る	●	▲	△	●	●	●

☆ 従来から，愛知は「官尊民卑」の風潮が強い，との指摘がある。愛知私教連の調査(96年度１年生7,932人対象)では，②については14.0%，④については6.8%，⑥にいたっては19.1%の生徒が，中学校の進路指導で体験したという。

(3)評定の扱い

	明らかにしない	原則として明らかにする	そ の 他
① 私立高校・専修受験校決定の際に本人・保護者に対して２学期末評定を	５地区(組合)	５地区(組合)	１地区(組合) **
② 私立高校・専修が提示する推薦の評定基準を生徒・保護者に	１０		１ *
③ 公立高校受検校決定の際に本人・保護者にたいして学年末評定を	４	６	１ **
④ 公立高校が提示する推薦の評定基準を生徒・保護者に	１０		１ *

* 明言はしないが暗に伝わるようにする。
** 結果として伝わるような言い方をする。

☆ 個人に関する情報である「評定」を本人に知らせない「理由」として，「確定したものではない」ことがあげられるが，「今後変わりうる」ということであれば，「嘗し」にほかならず，また，本当に「不確定」だというのならば，学校決定をすべきではないしできないことになる。
高校側が提示する推薦基準の扱いで，私立と公立では違いがみられる。私立を明示しない(②)のは，何校かが希望状況をみて評定基準を変更することがあるからだろうが，途中変更をしない公立については，もっとオープンにしてよいのではないか。

2 選抜制度の問題点

(1) 公立高校の複合選抜制度

	強くある 問題点ある	一般的にある かなりある やや問題ある	あまりない	全くない 特にない	その他
① 高校側が示し校長会がまとめた推薦基準(評定・条件)を，学年職員に公開しないことは	１地区(組合)	１地区(組合)	１地区(組合)	７地区(組合)	
② 推薦入学希望者の推薦を，基準を満たしているのに制限(校内選抜)する指導は	1	3	２地区	5	
③ 地区の進路指導主事会等で各中学校の推薦受検者数を調整(談合)することは		4 実態調査も	2	4	
④ ①~③以外で推薦入試の問題点は	8	1		1	
⑤ 一般入試で２校受検する場合，交通事情等で組み合せが困難なことは		7	2	2	
⑥ 一般入試での繰り上げ(補欠)合格には	6	4			
⑦ ⑤·⑥以外で一般入試の複数受験には	5	3		1	
⑧ ⑥·⑦以外で一般入試には	2	1		4	1
⑨ 二次入試には	4	1		4	
⑩ 推薦·一般·二次をあわせて出願から発表までの日程には	4	4		1	

④推薦入試　の問題点
- 合否基準がはっきりしない。
- 人物・家庭環境より成績重視の傾向が強い。
- 調査書に書かれた結果や名称のみが重視され，本人が見えてこない。
- 「環境推薦」は全国のどこにもない奇妙なもの。廃止して奨学金制度を充実させるべきではないか。
- 人間性がゆがむ。生徒がこびる。
- 欺瞞に満ちた面接指導[をしなければならない]。
- 事務の複雑化，多忙化。
- 普通科の倍率が高く，「落ちてもともと」というような指導しかできないが，これが指導か!
- 合格者は一般受検でほとんど合格できる生徒ばかりであるので，推薦入試は不必要である。それどころか，一般受検での再挑戦者のなかには，推薦不合格ショックで調子をくずして不合格になるケースもあるので，有害である。
- 推薦の合格者と不合格者とのミゾができたり，学級経営上，問題が大きい。

⑤一般入試２校受検の困難　の例
- 名古屋＝　昭和ー北
- 瀬　戸＝　名東ー自転車通学や親の送迎でやりくりしている。

⑥一般入試繰り上げ合格　の問題点
・私学に対し入学金を支払った後の連絡のため，お金は返ってこない。
・私学に気持ちが固まりつつあるところへ，それを切りかえさせることになる。
・[「補欠合格」という本人の]まわりの見方[がうまれる]。
・休業日でも高校から連絡があり，対応しないと次の中学校にまわされる。
・補欠辞退があってもコンピュータ処理がされなくなり，制度の原則（玉突き）からはずれてくる
・受け入れ側の高校に混乱が起きる。中学側の立場がなくなる。
⑦一般入試複数受検　の問題点
・群・グループの組合せで，自由に選択できない。
・結果的には１校受検になっている。
・第２希望で合格した者の心の複雑さ。
・第２希望に合格したとき私学の方へ入ってしまう。
・私学を含めて希望順位がはっきりしないため，合格を辞退する書類が必要になる。
・２校とも不合格の生徒へのダメージが大きい。
⑧一般受検　の問題点
・受験競争の激化。
・成績による高校差がみごとに固定化された。高校の序列化。
⑨の問題点
・全てに受験し不合格者のみという受検制限。
・私学や専修・各種学校の合格者のうちの希望者の受験機会を奪っている。
・日程が遅すぎる。
・日程的にきつい。
⑩日程　の問題点
・日程が長い。
・二次の日程が遅すぎる。
・推薦と一般との間が短い。
・全国に例がないほど短期間に圧縮されているので，超勤の連続の元凶となっている。
・授業が軽視され「塾」化する。
その他の問題点，改善・廃止すべき点
・推薦入試の廃止

☆　問題点が網羅されているが，①「環境推薦」を評価⇔反対，⑨二次日程が遅い⇔早い(きつい)，⑩全日程が長い⇔短い，など，いくつかの点で見解が分かれている。運動を進めるうえでは，それぞれの根拠を出しつきあわせることが早急に必要である。

(2) 複合選抜制度の導入にあたって付された７項目の「配慮事項」についての現在の評価

	逆　行	変化なし	一部実現	ほぼ実現	そ　の　他
①「受験競争の激化の防止(人物評価尺度の多元化と受験機会の複数化)」	８地区 激化	１地区			１地区 形を変え競争継続
②「学校間格差の復活防止(２群・２グループによる学校群制度の長所の維持)」	7 復活・拡大	3			
③「学力水準の向上(志望校の自由選択による帰属意識や学業意欲の向上)」	5 低下	4			1 両極化
④「中学校教育の充実(学力に偏らない選抜方法の導入，学校行事・入試日程等の検討)」	8 混乱	2			
⑤「公私連携の推進」	悪化　4*	7			
⑥「中高連携の推進」	悪化　2	7	2**		
⑦「推薦入学実施方法の改善(普通科での拡大)」	6*** 悪化	4	1		

*　公２：１私の配分等が強固に固定化されてしまった。
**　連絡会・体験入学を実施する学校が増えた。
***成績＋αで生徒に大変さが加わっただけ。

☆　見解の一致度が最も高いのが，④受験競争に関してであり，防止とは反対の「激化」とみる。国連子どもの権利に関する委員会の日本政府報告への『所見』(98年6月)にいう「極度に競争的な教育制度」そのものである。もっとも，「変化なし」のほとんどは，「複合選抜以前からひどい状況である」と判断しているものと考えられるので，全ての項目について「問題あり」と一致した認識が成立している，といえよう。
そもそも「配慮」の内実はなんと「複合選抜を推進すること」という欺瞞的なものであった(①～④・⑦)ので，評価を問うこと自体がナンセンスであるかもしれない。

(3) 複合選抜制度がもたらしたもの

・[群・グループがあり２校の組合せ方等で，高校の]場所によっては受験できない。
・卒業式が早くなったので３学期の生活が忙しくなり３年間のまとめが落ち着いてできない。
・中３の３学期の混乱。
・高校間格差の拡大，高校の序列化をはっきりさせた。超エリート校の復活と「困難校」の創出。
・生徒間競争の激化。
・進学塾の繁栄。
・中学校現場の入試事務の複雑化・多忙化，教員の過労。

☆ 中学生は評定獲得に加えて推薦条件(部活動・ボランティア等々)獲得の競争への参加を余儀なくされ，教員は複雑な制度の指導と多量の事務による多忙・超勤を強制され，ともに心身疲労している。この制度を謳歌しているのは，ねらいどおりに復活したエリート校とその追随校，そして，チェーン店を拡大した県内外の大手進学塾である。

複合選抜制度の評価の分岐点は「２校受検」にあると思われるが，その問題点は愛高教の最新の県立高校生対象アンケート(97年度実施)の結果にも表れており，「普通科下位校」での「不本意入学者」は２５．４％をしめている。

(4) 私立高校の選抜制度

	問題点がある	やや問題がある	特に問題ない	その他
① 推薦入試は	９地区	１地区	１地区	
② 一般入試の複数受験には	4	3	3	
③ ②以外に一般入試には	4	5	2	
④ 推薦・一般ともに出願から発表までの日程には	3	1	7	

①推薦入試　の問題点
・学校枠[人数制限]。Ｔ高－基準を満たしても，Ｋ市内から６名しか認めない。
・推薦基準が内密になっている。
・基準を途中変更することがある。
・学校以外に評定基準が流れてしまっている。
・成績輪切り。
・推薦入試後の残り定員が明らかにされない。
・「推薦」という名称[にそぐわない制度と内容]。
・日程が早い。３学期の授業に影響する。

②一般入試複数受験　の問題点
・３日間連続は子どもに負担である。
・公立と合わせて５校以上受験する生徒あり。
・序列化を助長している。

③一般入試　の問題点
・日程が早い。
・各校の基準を内密にしたまま行っている。
・問題がむずかしい。出題が中学校の学習内容とかけ離れていることがある。
・当日の入試得点を教えてくれない学校がほとんど。
・低学力生徒は受験校がない。
・進路事務の複雑化。事務の簡素化(統一)が必要。

④日程　の問題点
・推薦入試が早すぎる。
・推薦と一般の間が短い。
・説明会を重ねて不自由を課していたりする。

その他の問題点
・同一受験料なのに，返信封筒に切手貼付をする学校としない学校がある。
・合格したときの一時金(２万円)[の納入]。

☆ ここでも④日程について見解が分かれている(早すぎる⇔間が短い)が，公私立あわせて日程・制度問題を考えることが必要だろう。導き出しうる運動方向は，例えば，「公立推薦入試を廃止することにより，全日程をゆるやかにするとともに短縮する」である。

3　進学指導事務の現状

(1)超過勤務　－●稀に終了/連日ある/ない　▲半数程は終了/よくある
△ほぼ終了/時々ある/部分的にある　○全て終了/ない/ある

地区	愛知	一宮	春日井	小牧	瀬戸	知多	中島	名古屋	西春	尾北	三河
①各種会議は勤務時間内に	●	●	▲	●全く終了せず	●	●	●	▲	●	●	●
②学級分や学年の分担部分の事務・指導は勤務時間内に	●	●	●	●	●	△	●	●	▲	●	●
③学級分や学年の分担部分の事務・指導を家庭に持ち帰ることは	▲	▲	●	● 調査書等の書類	● 成績処理，資料	▲ 調査書推薦書の作成	▲	●	▲	●	●
④超過勤務の回復措置(勤務割振)は	●		●	●	△ 生徒が早く下校したとき，卒業式後	●	△ 卒業式後に勤務時間を軽減する	△ 全く不充分であるが卒業式後に	○ 表を作り支障ない形で全員がうまくとれるようにする	△ 交通当番，開錠当番等を職員一斉にまとめどりする	●

☆　１０経っても，地区を問わず，多忙・超勤が続いている(①～③)。ということは，制度そのものに問題があるということにほかならない。ところが，この事態を，松原眞志夫元県教委学校部長は，「関係者の慎重な配慮と献身的な努力によって厳正かつ円滑に実施されてき」て，「安定定着の度を深めている。」ととらえる(『月刊高校教育』96年5月号)。

回復措置は，２年前と比べて瀬戸・西春で前進したが，まだまだ全く不十分である(④)。

②・③にかかわって，次のような改善が求められている。

	廃止が可能な事務	簡略化が可能な事務	改善が必要な事務
公立高校	評定一覧表	推薦書 調査書－評定のみ　(ワープロ) 推薦書・調査書等－コンピュータ作成，OA化	合格証の受領
私立高校	推薦書(所見) 事前相談	調査書・願書・推薦書－統一・OA化 郵送出願	願書・調査書等－様式の完全統一 事前相談

諸書類が簡略化され統一されれば，「ＯＡ化」も可能であり，事務軽減の一方途になりうる。

－5－

次は，９７年度に３年生を担任した名教労の組合員の時間外勤務の実態をまとめたものである。

月	日数	職場 進路委・学年会等	三者懇談事後処理	書類作成学級事務	授業準備テスト作成	その他の指導＊	家庭 電話相談	書類作成学級事務	授業準備テスト作成	合計 時間.分
11	11	1.40	4.30		8.40	2.30			9.30	26.50
12	19	3.05	4.10	11.05	1.00	3.55	8.40	7.00	9.00	47.55
1	21	2.30	5.30	13.15	6.30	2.00		5.15	12.45	47.45
2	23		2.50	15.25	2.30	2.30	1.00	11.00	7.00	42.15
3	6			6.55		2.30		2.00	1.00	12.25
合計		7.15	17.00	46.40	18.40	13.25	9.40	25.15	39.15	177.10

＊ 卒業文集委員会指導，答辞指導，生活指導等

１７７時間は，まるまる１か月分の正規の勤務時間にあたる(名古屋は１日の実働が７時間３０分)。最も長いのが，やはり，書類作成やその前提となる学級事務で，４０％を占めている。

勤務内容を概観すれば，次のような構造がうかんでくる。共同作業である会議・懇談が最優先し，勤務時間内に収める努力がされているものの，不可能である。個人作業の書類作成や学級事務は後回しとなる。しかし，書類作成も期限があるため，家庭に持ち込まざるをえない。授業準備は二の次，三の次となりがちだが，テスト問題の作成や採点は睡眠時間を削ってでもこなさなければならない。

(2)出張(教委の説明会，私立の入試・学校説明会，公立体験入学引率等)

地区	愛知	一宮	春日井	小牧	瀬戸	知多	中島	名古屋	西春	尾北	三河
①進路・進学にかかわる出張に行くのは	学年で分担	学年で分担	学年で分担	学年で分担	主事・主任	学年で分担	主事・主任	主事・主任	学年で分担	学年で分担	主事・主任
②生徒向け体験入学・学校説明会への教員の引率は	○ない		▲場合によりある	▲場合によりある	○ない	●	▲場合によりある	○ない	▲場合によりある	▲場合によりある	●ある
③（教育振興会等主催の）地区の進路指導主事の会合（内容）	ある		ある（市内高校別進学希望者数とその評定）	ない	ない	ある（情報交換，公立高校長らとの懇談）	ある（情報交換）	ない（緑区のみある）			ない

☆ 生徒の体験入学の機会が増えたことは確かに評価できるが(2－(2)－⑥)，教員の引率出張は廃止したいし，すぐにでも廃止できる業務である。

(3)進路指導主事

地区	愛知	一宮	春日井	小牧	瀬戸	知多	中島	名古屋	西春	尾北	三河
① 主事は学級を	１人担任or持たず	持たず	１人担任or持たず	持たず	１人担任	２人担任or持たず	持たず	２人担任or持たず	１人担任	１人担任	２人担任
② 主事の教科授業の担当時間数は	15時間以上	15時間以上	10～14時間		15時間以上	15時間以上	10～14時間＊	15時間以上	15時間以上	10～14時間	９時間以下
③ 主事の任期は	1～3年	３年以上	１年	３年以上	1～2年	2･3年以上	1～2年	１年	３年以上	１年	２年

＊ 小規模校は15時間以上。

☆ 「学級を担任しないか，２人担任で，そのため，教科授業担当時数は少なくはなく，任期は２年以上」という主事が主流である。なお，愛知の進路指導主事は，人事院基準外でありながら，「校務主任」・保健主事とともに，県独自措置で「主任手当」が支給されている（９９年度文部省予算概算要求に保健主事分が初めて計上された)。

Ⅳ　統　計

《解題Ⅳ》

出典は，県教委が調査しまとめたものが中心である。

1　9月10日を基準日として県教委総務課が悉皆調査する，中学校３年生の進路希望状況で，県教委『教育年報』各年度版の統計資料に，12月10日付第２回調査とともに収録されている。

2　5月1日を基準日として文部省が実施する『学校基本調査』のうちの，卒業後の進路状況調査と同一のものである。７月下旬に企画部統計課が速報値を記者発表し，県教委『教育時報』８月号が最も早く一般向けに活字で発表する。また，県教委管理課が次年度の高校入学者募集計画立案の基礎資料としている。

「計画進学率」と，同一対象の「実績進学率」との推移を付した。この問題についてのまとまった解説資料としては，愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）進路進学対策部の『なぜ全国最低？ 愛知の高校進学率』98年１月がある。

3　複合選抜導入期から，毎年５月に招集される県公立高等学校入学者選抜方法検討協議会議（入選協）の第１回会議で，諮問に先立って発表される，県教委の「入試業務」報告で，次の３つから構成されている。

「公立高等学校入学者選抜の実施結果」

「公立高等学校推薦入学に関する調査結果」

「(前年度)公立高等学校推薦入学者の実態に関する調査(追跡調査)結果」

1 中学校３年生の進路希望状況（９月１０日現在）【県教委『教育年報』88～99年版，他】

年度	８７	８８	８９	９０	９１	９２	９３	９４	９５	９６	９７	９８	９９
卒業見込者総数(人)	116400	115919	110945	103125	97,755	92,969	91,025	85,861	82,598	80,147	79,149	81,403	79,368
高等学校等進学希望率(%)	９４.９	９４.８	９５.２	９５.２	９５.６	９６.１	９６.０	９６.４	９６.２	９６.２	９５.９	９５.７	９５.７
高等学校	９４.５	９４.４	９４.９	９４.８	９５.２	９５.６	９５.５	９５.７	９５.４	９５.４	９５.１	９４.８	９４.７
全日制課程	９４.１	９４.０	９４.５	９４.４	９４.８	９５.１	９５.１	９５.２	９４.９	９４.９	９４.６	９４.２	９４.０
定時制課程	０.５	０.３	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４	０.５	０.４	０.４	０.５	０.６
通信制課程	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.１	０.１	０.１	０.１	０.１	０.１	０.１
高等専門学校	０.２	０.２	０.２	０.２	０.２	０.３	０.３	０.４	０.４	０.４	０.４	０.５	０.６
盲・聾・養護学校高等部	０.２	０.２	０.２	０.２	０.２	０.３	０.３	０.３	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４
専修学校入学希望率	１.３	１.４	１.２	１.２	１.２	１.１	１.２	１.０	１.１	１.１	１.２	１.２	１.２
各種学校入学希望	０.５	０.５	０.４	０.３	０.２	０.２	０.２	０.２	０.２	０.１	０.２	０.１	０.１
公共職業訓練施設等入校希望	０.３	０.３	０.３	０.３	０.２	０.２	０.２	０.３	０.２	０.２	０.１	０.２	０.１
就職希望率	２.６	２.７	２.４	２.３	２.２	２.０	１.８	１.６	１.７	１.６	１.８	１.８	１.９
その他	０.３	０.４	０.５	０.５	０.５	０.５	０.５	０.６	０.６	０.７	０.８	１.０	１.０

2 中学校卒業生の進路状況（５月１日現在）【県企画部統計課『愛知の学校統計』88～99年版，他】

入試年度	８８	８９	９０	９１	９２	９３	９４	９５	９６	９７	９８	９９	００
卒業者総数(人)	116450	115980	111013	103159	97,795	92,991	91,045	85,881	82,622	80,181	79,161	81,414	
高等学校等進学率(%)	９０.７	９１.１	９１.８	９３.１	９４.８	９５.７	９６.０	９６.４	９６.５	９６.４	９６.５	９６.１	
高等学校	９０.３	９０.７	９１.３	９２.６	９４.３	９５.１	９５.４	９５.８	９５.８	９５.７	９５.８	９５.４	
全日制課程①	８８.６	８８.８	８８.４	８８.７	８９.８	９０.３	９０.７	９１.０	９０.７	９０.８	９０.７	９０.２	
定時制課程	１.４	１.３	１.５	１.５	１.３	１.２	１.１	１.０	１.２	１.０	１.１	１.４	
通信制課程	０.２	０.６	１.４	２.４	３.２	３.６	３.６	３.８	３.９	３.８	４.０	３.７	
高等専門学校②	０.２	０.２	０.２	０.２	０.２	０.３	０.２	０.３	０.３	０.３	０.３	０.３	
盲・聾・養護学校高等部	０.２	０.２	０.２	０.２	０.３	０.３	０.３	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４	
専修学校高等課程入学率	４.０	３.８	３.４	２.１	１.０	０.６	０.５	０.５	０.３	０.３	０.２	０.３	
専修学校一般課程入学率				０.２	０.１	０.１	０.１	０.１	０.１	０.１	０.１	０.２	
各種学校入学率	０.８	０.６	０.５	０.３	０.２	０.２	０.３	０.２	０.１	０.１	０.１	０.１	
公共職業訓練施設等入校率	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４	０.４	０.３	０.３	０.３	０.２	０.２	
就職率	３.６	３.４	３.４	３.３	２.８	２.３	２.１	１.７	１.８	１.８	１.８	１.６	
無業者率	０.６	０.６	０.６	０.６	０.６	０.６	０.７	０.８	０.８	１.０	１.１	１.５	
死亡・不詳率	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	０.０	
愛知県　計画進学率(①＋②)	９１.０	９１.０	９１.０	９１.０	９１.０	９１.０	９２.０	９２.０	９２.０	９３.０	９３.０	９３.０	９３.０
愛知県　実績進学率(①＋②)	８８.８	８９.０	８８.７	８９.０	９０.１	９０.６	９０.９	９１.２	９１.０	９１.２	９１.０	９０.５	
全　国　実績進学率(①＋②)	９２.２	９２.３	９２.７	９２.８	９３.７	９４.０	９４.４	９４.２	９４.２	９４.２	９４.１	９３.９	

3 公立高校入試実施状況 【県教委『公立高等学校入学者選抜の実施結果』・『同 推薦入学に関する調査結果』88～99年版】

① 推薦入学・帰国子女選抜

***88年度は20　**４３の学科は97年度までは40　*この２学科は93年度までは20

年度	総募集人員（人）	志願者数（人）	合格者数（人）	各学科の募集人員に対する合格者数の割合（%）［学科名の下は推薦枠の上限（%）］ 全学科	普通科 ***１５	農業科 **４３	工業科 ４３	商業科 ４３	家庭 ４３	水産 ４３	音楽 ４０	美術 *４０	厚生 ４３	体育 ４３	外国語 １５	国際教養 １５	総合 ４３	帰国子女選抜 海外 編入者数	海外 帰国者数	中国 編入者数	中国 帰国者数
88	70,437	15,410	14,627	20.8	19.2	36.6	36.0	39.4	37.2	41.1	23.8	25.0	42.5	21.3	23.8	25.0	－－	28	26	－－	－－
89	70,141	16,077	14,245	20.3	13.6	40.7	38.0	41.5	40.6	46.1	20.0	15.0	48.0	22.5	16.7	17.5	－－	19	19	9	9
90	67,154	15,418	13,276	19.8	13.8	38.8	33.1	40.5	36.0	48.9	22.5	15.0	43.5	36.3	16.7	20.0	－－	22	21	11	11
91	62,340	16,139	12,380	19.9	13.6	35.3	37.3	40.5	33.0	37.8	22.5	15.0	47.5	43.8	15.0	17.5	－－	16	15	10	10
92	59,116	15,692	11,656	19.7	14.0	35.5	33.5	40.1	33.7	27.2	20.0	17.5	47.9	25.0	15.0	17.5	－－	18	17	9	8
93	56,178	15,270	10,906	19.4	13.9	34.3	31.9	40.7	30.8	36.1	18.8	17.5	43.3	40.0	16.7	17.5	－－	19	19	7	7
94	55,634	16,192	11,123	20.4	13.9	38.7	32.8	42.2	36.7	37.8	40.0	30.0	43.8	31.3	16.7	17.5	－－	51	46	9	9
95	52,440	15,078	10,405	19.8	13.8	37.6	31.8	41.9	37.7	42.2	40.0	32.5	43.3	41.3	17.5	17.5	－－	32	28	4	4
96	50,440	15,128	10,168	20.2	13.7	39.9	33.7	42.8	42.0	35.6	46.3	35.0	44.6	41.3	19.2	20.0	－－	28	24	4	4
97	49,240	14,444	9,734	19.8	13.5	38.9	32.8	42.8	40.7	30.6	40.0	35.0	37.1	26.3	17.5	20.0	－－	30	27	5	5
98	48,600	14,403	9,689	19.9	13.3	40.6	32.9	43.7	44.1	30.6	40.0	32.5	39.6	32.5	18.3	17.5	－－	29	29	4	4
99	50,040	15,547	10,249	20.5	13.7	38.6	34.6	45.6	46.0	27.8	41.3	32.5	33.8	40.0	17.5	20.0	53.0	35	33	2	2

推薦入学合格率

年度	志願者数（人）	合格者数（人）	合格率（各学科の志願者数に対する合格者数の割合，%） 全学科	普通科	農業科	工業科	商業科	家庭科	水産科	音楽科	美術科	厚生科	体育科	外国語科	国際教養科	総合学科
88	15,410	14,627	94.9	95.2	100	98.1	92.5	98.0	100	42.2	17.5	88.5	100	63.3	52.6	－－
89	16,077	14,245	88.6	82.0	99.7	97.4	97.0	98.6	97.6	35.6	15.0	82.8	100	71.4	41.2	－－
90	15,418	13,276	86.1	78.5	99.2	98.0	96.8	98.4	76.1	36.0	15.0	94.6	100	64.5	47.1	－－
91	16,139	12,380	76.7	65.2	97.5	95.2	94.9	94.5	87.2	40.0	13.6	89.6	89.7	42.9	41.2	－－
92	15,692	11,656	74.3	62.2	98.9	98.3	95.9	95.2	96.1	35.6	15.6	82.1	100	34.0	31.8	－－
93	15,270	10,906	71.4	59.4	97.2	94.5	93.4	93.1	100	26.8	17.5	92.0	100	46.5	46.8	－－
94	16,192	11,123	68.7	56.2	95.9	94.0	94.2	85.4	100	40.5	17.4	92.9	100	44.4	33.3	－－
95	15,078	10,405	68.0	56.0	96.6	94.6	93.3	87.4	93.8	57.1	26.0	79.4	94.3	50.0	41.2	－－
96	15,128	10,168	67.2	54.6	92.5	88.4	91.8	85.1	86.5	45.7	17.9	82.3	100	56.1	34.8	－－
97	14,444	9,734	67.4	54.5	86.7	92.4	90.6	86.6	91.7	46.4	29.2	96.7	100	53.8	28.6	－－
98	14,403	9,689	67.3	54.1	90.5	92.2	93.4	79.1	85.9	33.7	21.0	94.1	100	53.7	33.3	－－
99	15,547	10,249	65.9	53.6	81.4	90.5	90.0	76.0	86.2	42.3	21.0	91.0	100	50.0	18.6	89.8

推薦入学選抜基準別合格者割合(%)　　＊ 文化等＝文化・芸術・奉仕活動等　　＊＊ 農・水＝農業・水産後継者　　推薦不合格者同一校再受験率・合格率

	全学科				普通科				専門学科・総合学科					普通科		専門・総合学科	
年度	学習成績	運動	文化等＊	家庭環境	学習成績	運動	文化等＊	家庭環境	学習成績	運動	文化等＊	農・水＊＊	家庭環境	同一校再受験率	再受験合格率	同一校再受験率	再受験合格率
88	46.6	32.8	20.6	－－	46.6	33.1	21.4	－－	46.6	47.9	15.9	3.8	－－	44.9	99.4	68.0	92.7
89	35.2	34.5	20.9	9.4	32.8	35.9	21.7	9.6	37.6	33.1	16.7	3.8	9.3	77.2	80.3	76.5	75.0
90	30.4	37.4	21.8	10.4	28.9	38.7	21.5	10.9	32.0	35.9	18.6	3.7	9.8	82.7	79.6	78.0	72.8
91	28.1	61.1	10.8		26.4	62.6	11.0		29.8	56.4	3.2	10.6		85.7	82.9	76.6	67.9
92	26.7	62.3	11.0		26.3	62.4	11.3		27.2	59.4	3.0	10.6		84.9	85.7	87.2	88.2
93	26.0	62.9	11.1		26.2	62.5	11.3		25.8	60.1	3.3	10.8		86.9	82.2	85.1	63.2
94	24.3	64.3	11.4		24.4	63.9	11.7		24.2	61.3	3.5	11.0		88.7	82.3	89.0	73.3
95	23.8	64.7	11.5		23.4	64.8	11.8		24.2	61.8	2.8	11.2		89.9	82.2	87.3	72.1
96	23.7	64.7	11.6		22.6	65.7	11.7		24.8	60.5	3.3	11.5		90.1	82.6	87.4	73.3
97	23.2	64.9	11.9		22.4	65.7	11.9		24.1	59.7	4.3	11.9		92.2	84.8	89.2	75.6
98	23.1	65.1	11.8		22.8	66.0	11.2		23.4	59.7	4.5	12.4		92.8	82.7	83.0	65.0
99	22.9	65.1	12.0		22.4	65.9	11.7		23.4	60.0	4.3	12.3		93.9	85.1	84.5	64.7

推薦入学に関する中学校長と高校長の評価

年度	選抜基準				定員枠						実施時期・日程				中高連携		推薦書項目									
	中学校		敲全学科		中学校		敲全学科		敲普通科		中学校		敲全学科		中学校		中学校		敲全学科		敲普通科		高校専門総合学科	
	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要	概ね適切	改善必要
88	41.3	58.7	92.3	7.7	66.2	33.8	73.6	26.4	82.2	17.8	79.1	20.9	96.0	4.0	82.1	17.9	—	— —	89.5	10.6	86.4	13.6	93.3	6.7
89	50.6	49.4	91.5	8.5	56.0	44.0	67.3	32.7	70.6	29.4	55.8	44.2	94.0	4.0	77.8	22.2	—	— —	89.5	10.5	86.6	13.4	93.8	6.2
90	50.9	49.1	93.8	6.2	70.0	30.0	71.5	28.5	74.1	25.9	72.2	27.8	94.3	5.7	86.2	13.8	—	— —	90.7	9.3	87.1	12.9	96.1	3.9
91	54.9	45.1	94.9	5.1	74.1	25.9	72.6	27.4	78.8	21.2	72.4	27.6	97.7	2.3	93.3	6.7	58.9	41.1	92.1	7.9	90.4	9.6	96.5	3.5
92	55.0	45.0	94.8	5.2	74.5	25.5	72.9	27.1	79.5	20.5	75.4	24.6	97.2	2.8	93.0	7.0	75.2	24.8	94.3	5.7	92.1	7.9	97.6	2.4
93	58.5	41.5	95.3	4.7	74.4	25.6	74.9	25.1	80.9	19.1	75.1	24.9	97.6	2.4	92.7	7.3	76.1	23.9	94.8	5.2	93.1	6.9	97.5	2.5
94	59.1	40.9	96.2	3.8	75.9	24.1	75.6	24.4	81.3	18.7	75.4	24.6	98.1	1.9	94.2	5.8	78.6	21.4	96.2	3.8	95.3	4.7	97.6	2.4
95	59.2	40.8	96.2	3.8	75.7	24.3	76.1	23.9	82.0	18.0	76.0	24.0	98.1	1.9	93.9	6.1	78.4	21.6	96.7	3.3	96.1	3.9	97.6	2.4
96	59.2	40.8	96.7	3.3	75.7	24.3	75.7	24.4	82.0	18.0	76.2	23.8	98.6	1.4	94.2	5.8	78.6	21.4	96.2	3.8	95.3	4.7	97.6	2.4
97	62.8	37.2	96.7	3.3	76.1	23.9	75.5	24.5	82.0	18.0	76.0	24.0	98.6	1.4	94.2	5.8	78.2	21.8	96.2	3.8	95.3	4.7	97.6	2.4
98	63.7	36.3	97.7	2.3	78.2	21.8	83.4	16.6	82.2	17.8	76.0	24.0	98.5	1.5	94.0	6.0	78.5	21.5	96.2	3.8	95.4	4.6	97.5	2.5
99	63.9	36.1	98.0	2.0	78.3	21.7	83.6	16.4	82.5	17.5	75.9	24.1	98.4	1.6	93.8	6.2	78.2	21.8	96.4	3.6	95.6	4.4	97.4	2.6

中学校側の事務量増加の程度(%)

年度	書類作成				校内会議				校外会議				懇談等			
	大幅増加	多少増加	変化なし	多少減少	大幅増加	多少増加	変化なし	多少減少	大幅増加	多少増加	変化なし	多少減少	大幅増加	多少増加	変化なし	多少減少
88	37.1	40.3	22.6	— —	27.4	49.5	23.1	— —	14.2	57.0	28.8	— —	18.7	50.7	30.6	— —
89	32.6	34.8	32.6	— —	16.3	47.7	36.0	— —	14.1	43.9	37.0	— —	15.1	45.4	39.5	— —
90	6.6	19.9	73.5	— —	6.1	23.6	70.3	— —	3.9	17.9	78.2	— —	6.4	23.3	70.3	— —
91	5.2	19.5	74.6	0.7	2.2	25.4	70.7	1.7	0.0	12.8	84.7	2.5	2.2	29.5	66.3	2.0
92	2.2	7.6	60.7	29.5	2.0	14.5	80.6	2.9	1.2	8.6	87.5	2.7	3.0	14.0	82.3	0.7
93	1.5	7.3	86.1	5.1	1.0	12.4	85.1	1.5	0.0	5.1	93.2	1.7	0.7	11.5	86.6	1.2
94	1.7	5.8	70.8	21.7	1.4	10.7	86.4	1.5	0.2	3.2	93.2	3.4	1.2	14.1	83.5	1.2
95	0.2	5.6	89.8	4.4	0.2	7.5	90.6	1.7	0.2	4.2	91.2	4.4	0.7	9.7	87.9	1.7
96	0.2	5.3	90.4	4.1	0.0	7.3	90.8	1.9	0.2	3.9	91.5	4.4	0.5	9.5	88.1	1.9
97	0.2	5.6	93.2	1.0	0.2	7.5	90.8	1.5	0.2	2.4	93.5	3.9	0.5	9.7	88.1	1.7
98	0.1	5.7	93.0	1.2	0.1	7.5	91.3	1.1	0.1	3.4	93.4	3.1	0.1	9.8	88.5	1.6
99	0.2	5.8	88.2	5.8	0.2	7.3	90.1	2.4	0.0	2.7	92.5	4.8	0.5	9.9	88.1	1.5

② 一般入学

全日制課程

年度	募集人員(人)	志願者実数(人)	2校志願率(%)	2校組合せの内訳(%) 普一普	普一専総	専一専総	実質倍率(%)	倍率1倍未満 校・学科	志願変更者(人)	欠席者(人)	追検査(人)	第1志望合格率(%)	合格辞退者(人)	募集 第2次入試 志願 校・学科	人	校・学科	人	合格	欠員(人)
88	55,784	59,162	― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	1.06	17・21	3305	465	5	― ― ―	64	17・21	167	17・21	131	83	160
89	55,871	58,158	84.9	67.8	18.0	14.1	1.04	3・3	1411	936	18	83.9	222	50・60	1341	39・45	543	433	941
90	53,846	58,158	83.5	68.1	18.4	13.5	1.08	4・4	1207	553	26	81.5	228	33・38	420	28・34	491	263	180
91	49,935	53,970	82.6	67.7	18.3	14.0	1.08	4・4	732	763	27	80.9	161	20.29	389	17・23	321	196	209
92	47,435	50,946	81.6	68.1	18.6	13.4	1.07	5・5	700	655	8	80.6	121	26・36	389	21・30	269	160	236
93	45,250	49,277	81.1	67.7	17.8	14.5	1.09	5・5	571	757	14	79.4	94	22・27	367	15・17	273	190	182
94	44,457	48,309	82.6	68.6	17.9	13.5	1.09	3・3	528	679	20	78.1	125	26・30	317	22・25	267	256	126
95	42,005	45,444	81.4	69.2	16.6	14.2	1.08	5・5	601	488	17	77.5	103	36・45	531	27・31	136	133	408
96	40,246	44,115	80.7	67.9	17.5	14.6	1.10	4・4	584	406	9	77.4	110	17・19	307	14・16	198	160	156
97	39,475	34,109	80.8	67.5	17.6	14.9	1.09	6・6	359	666	12	78.2	103	31・37	516	25・28	209	163	367
98	38,879	42,850	79.7	67.5	17.8	14.7	1.10	4・4	415	716	11	77.5	109	24・26	499	21・22	257	208	303
99	39,757	44,089	79.4	65.6	19.8	14.6	1.11	2・2	399	694	16	77.4	81	23・24	269	17.18	221	136	143

定時制課程

年度	募集人員(人)	志願者数(人)	倍率(%)	夜間 普通科	工業科	商業科	昼間 普通科	倍率1倍未満 校・学科	第2次選抜 校・学科	募集人員	志願者	受験者	合格者
88	3,160	2,653	0.84	0.91	0.74	0.74	0.93	29・38	32・42	821	200	182	150
89	3,160	2,807	0.89	0.95	0.82	0.76	0.99	30・37	31・40	757	168	163	144
90	3,120	2,665	0.85	0.89	0.88	0.85	0.88	28・35	28・37	777	274	259	214
91	3,040	2,430	0.80	0.82	0.83	0.53	0.86	31・39	33・42	928	233	228	208
92	3,000	1,902	0.63	0.68	0.54	0.38	0.79	38・49	37・48	1,208	155	143	128
93	2,880	1,631	0.57	0.53	0.45	0.41	0.92	38・48	37・48	1,404	180	166	154
94	2,720	1,543	0.57	0.54	0.41	0.28	0.66	37・48	37・48	1,352	148	144	139
95	2,480	1,381	0.56	0.51	0.41	0.33	0.94	35・45	35・45	1,228	88	84	83
96	2,280	1,562	0.69	0.66	0.46	0.40	1.09	32・42	32・42	955	153	144	134
97	2,200	1,351	0.61	0.62	0.44	0.32	0.89	32・40	32・40	989	104	―	92
98	2,000	1,582	0.79	0.69	0.64	0.59	1.30	27・31	29・34	649	140	―	131
99	2,000	2,108	1.05	0.75	0.92	0.77	1.90	22・25	23・26	435	269		237

V　年　表

《解題Ⅴ》

次の３冊の巻末年表を大いに利用させていただいた。

愛知県教育委員会『愛知県における公立高等学校入学者選抜制度の推移　第２集』1990年３月

愛知県公立高等学校長会『愛知県高校教育五十年－最近十年の歩み』1998年11月

愛知県高等学校教職員組合『愛高教５０年史　下巻』1999年

中等協や専門員会の会合の開催日，行政の活動については Ⅰ－２－⑦，３－①等を，連絡会の運動経過の詳細については Ⅱ－⑤を参照されたい。

見開きの『改変年表』は，民研第４部会が毎年書き加えて作成してきたものである。複合選抜の手直し経過の早見表として活用されれば幸いである。

年月日　○県教委関係　◎県民運動関係　●文部省関係　→参照ページ

810904　○高等学校教育研究協議会議報告(生徒受け入れ比率は公２：私１，高校以外の教育機関の整備充実)→3

830117　○公立高等学校入学者選抜方法協議会議答申(86年度入試より学力検査は５教科)
1115　●第12期中央教育審議会教育内容等小委員会審議経過報告(入学者選抜方法の多様化，自己教育力，個性と創造性等々)

840124　○公立高等学校通学区域調査研究協議会議最終答申(学校群制度は若干の欠点を持ちつつも安定・定着，全国的には高校教育・入試の総合検討の気運)→5
0510　○入選協答申(86年度入試より５教科・50点満点，調査書は45点満点)
0612　○中等教育問題研究協議会(中等協)発足，教育長諮問(中等教育の改善)→11～
0622　●高校入学者選抜方法改善検討会議報告(学校・学科の特色による選抜)→27
0707　◎教育臨調反対・民主的教育改革推進愛知県連絡会結成総会(351団体)
0719　○入選協答申(85年度入試の推薦入学枠上限＝80%，86年度入試より商業科で推薦入学)
0720　●文部省通知(高校入試の受験機会の複数化=多段階選抜，推薦入学等)→31
0803　○86年度入試より学力検査は５教科・50点満点を通知
0821　●臨時教育審議会発足
1016　○中等協入学者選抜専門員会第１回会議開催
1114　●臨教審「審議経過の概要(その１)」公表

850201　○中等協基本答申(入学者選抜のあり方ー普通科推薦入学，受験機会の複数化等)→32
0209　○入選協答申(86年度入試より商業科へ推薦入学の導入→全職業学科へ拡大，定員枠上限＝40%，評定基準36の廃止，出願条件・書類・判定基準・合格決定・中学校長の措置)→67
0221　○海外帰国子女入学者選抜を初実施
0424　●臨教審「審議経過の概要(その２)」公表
0523　○中等協第１次答申(普通科での推薦入学の実施)→34
0617　○89年度より単位制高校導入を発表
0626　●臨教審第１次答申(個性重視，６年制中等学校・単位制高校等)
0626　◎臨教審反対・民主教育推進愛知県民連合緊急大集会
0715　○入選協答申(86入試より普通科へ推薦入学を導入，定員枠上限＝30%，定時制入試の改編)→71
0715　○86入試での推薦入学実施の普通科２６校を発表
09　○高校教育・入試制度アンケートを実施→35
1103　◎私学協会が第１回私立学校展を開催
1202　○中等協専門員会第７回会議に県教委が「新選抜制度」(第１次案，２グループ分け・２回受験制・４項目の配慮事項)を提出→42
1226　◎私学協会が中等協に要望書(選抜制度改革案の変更)提出

860107　○中等協第２次答申（単位制高校・６年制中等学校，学科間・学校間連携等）→43
0122　●臨教審「審議経過の概要（その３）」決定（世界の中の日本人論）
0125　私立高校が推薦入試を初実施
0127　◎愛高教がシンポジウム「高校入試をめぐって－複合選抜制度（県教委案）を批判する」を開催
02　○奥田信之教育長の『経済批判』への談話（『エリート校復活』容認・推進）
0203　◎教育臨調反対県連が選抜専門員会座長に要望書（民主的運営）を提出
0205　◎教育臨調反対県連が教育長に公開質問状（拙速な制度改革，格差解消，私学への影響等）を提出
0212～18私立高校が一般入試で複数受験を初実施
0218　○中等協専門員会第12回会議に県教委が「複合選抜方式」修正案（第２次案，２群２グループ分け・志望順位制・４項目の配慮事項の追加）を提出
0315　◎教育臨調反対県連が公開シンポジウム開催（複合選抜制度）
0317　○学力検査を５教科で実施
0328　◎朝日新聞に意見広告「１５の春を泣かせる入試改革はごめんです！」を掲載
0329　○中等協専門員会第14回会議で本会議への答申案を決定
0409　◎愛高教・名高教・私教連が飯島中等協会長に申入書（慎重審議・公聴会開催等）を提出
0419　○中等協第３次答申（複合選抜方式による新入学者選抜制度の実施）→45
0423　●臨教審第２次答申（初任者研修制度）
0715　○入選協答申（普通科推薦入学での学力基準重視の是正，定員枠上限の引き下げ＝25～30%）→77
1127　◎民主教育をすすめる県民連合が県教委交渉（署名４６万余筆，複合選抜強行反

870123　●臨教審「審議経過の概要（その４）」発表（教科書検定論）
0210　○中等協最終答申（学力検査教科間の傾斜配点，調査書の記載内容の検討）→52
0401　●臨教審第３次答申（高校の個性化，選抜方法・基準の多様化・多元化，新教科書検定制度等）
0528　◎１５の春を泣かせない**連絡会**発起人会
0601　◎私学協会が県教育長に要望書（公立の推薦入学・複合選抜制に反対）提出→113
0615　◎１５の春を泣かせない連絡会が発足，100万人請願署名運動（複合選抜反対・教育条件整備・進学率向上）を開始→114（以後の運動の詳細は→173）
0622　◎連絡会が総決起集会を開催
0628　◎私学父母懇談会が決起集会を開催
0711　◎連絡会が大街頭宣伝を実施
0711　◎日本教育学会がシンポジウムを開催（高校・大学入試と青年の進路）
0717　○入選協答申（88入試より，群校２５校の普通科を除く全校・全学科での推薦入学の実施，普通科の推薦入学定員の上限の引き下げ＝15～20%，美術・音楽科での特別検査の実施）→78
0807　●臨教審最終答申
0911　◎連絡会が請願署名184万余筆を県教委に提出・交渉

0912　○A・Bグループ分け案を発表
1115　◎連絡会が３万人大集会を開催
1116　◎連絡会が300万署名運動を決定
1121～1210　○新入試制度シミュレーション実施(公立中２年生の14%を対象)
1122　◎民主教育をすすめる県民連合が県教委と交渉(配慮事項の実現)
1125　○三者[県教委・県総務部・私学協会]会議が発足
1207　◎連絡会が300万人請願署名運動(新入試制度実施の延期)を開始
1223　◎小川利夫編『愛知の高校入試改革－これからどうする高校進学』を発行
1224　◎連絡会が県民中等教育問題検討委員会(県民中等協)を発足－以後の会合については→*167*

880108　○三者会議が議長裁定で「合意」(公私格差の是正,生徒受入比率の厳守等々),発表→*82*
0110　◎連絡会拡大事務局が撤回闘争方針を決定
0112　○複合選抜方式による新入試(群・グループを一部変更)の89年度実施を決定・公表→*84～*
0114　◎連絡会が緊急集会を開催
0121　◎県民中等協が緊急アピール「県民合意による子どもの発達を保障する高校入試の実現を！」を発表
0206　◎複合選抜方式撤回300万署名突破宣言集会
0214　◎県民中等協が名古屋で県民討論集会を開催
0221　◎県民中等協が豊橋で県民討論集会を開催
0222　○全日制課程入学者選抜試験推薦入学面接を実施
0225　◎連絡会が総決起集会後，382万8735筆の請願署名を県議会議長に提出
03　私学協会生徒募集計画委員会が長期生徒募集(急減期)対策を決定
0308　◎県民中等協が『私たちの求める高校入試改革－複合選抜制度の問題点と急減期に向けての緊急提言』を発表，県教委に提出→*118～171*
0315　県議会文教委員会が382万請願を「継続審議」扱いに決定
0316　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)学力検査実施
0324　県議会本会議が382万請願を「継続審議」扱いに決定→*173*
05　○新入試制度シミュレーション実施(公立中３年生の進学希望者全員)
0627　○高研協開催(中学卒業生急減期の公私立高校の受入れ比率等の検討)
0715　○入選協答申(89入試より，推薦入学の全校・全学科への拡大，環境推薦・中国帰国子女選抜の実施，デザイン科推薦入学へ特別検査の導入)→*79*
0718　○「公立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」を公布
0725　○来年度公立高校入学者選抜方法の基本方針・基本事項・日程を決定・公表
0728　○尾張地区中学校進路指導研究協議会で新入試制度を説明
0729　○三河地区中学校進路指導研究協議会で新入試制度を説明
0905　○全県中学校長に新入試制度を説明
1022　○尾張地区中学校担当者への入学者選抜実施要項説明会
1023　◎県議会請願→不採択→*181*

1025　○三河地区中学校担当者への入学者選抜実施要項説明会
1026　○公立高校長への入学者選抜実施要項説明会
1031～1102　○公立高担当者への入学者選抜実施要項説明会
1104　○名古屋地区中学校担当者への入学者選抜実施要項説明会
1108　○名古屋市立高校担当者への入学者選抜実施要項説明会
1111　○来年度公立高校入学者募集要項を告示
1118　○合格者発表方法を公表

890119　◎県民中等協が緊急アピール「県民のための『高校進学制度』を！」を発表
0215　○全日制課程入学者選抜試験推薦入学面接を全校・全学科で実施
0215　○中国帰国子女入学者選抜を実施
0309　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)Aグループ学力検査実施
0310　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)Aグループ面接実施
0313　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)Bグループ学力検査実施
0314　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)Bグループ面接実施
0328　○定時制課程入学者選抜試験実施
0718　○入選協答申(推薦入試時期の遅延,一般入試期間の短縮,環境推薦事由の追加,志願変更・第2次選抜出願資格は現行維持)

900113　●第14期中教審答申(生涯学習)
0220　○全日制課程入学者選抜試験推薦入学面接を実施
0312　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)Aグループ学力検査実施
0315　○全日制課程入学者選抜試験(一般入試)Bグループ学力検査実施
0401　○刈谷東高校に単位制を新設
07　◎私学協会が入選協諮問に関する基本見解を提出→*227*
0717　○入選協答申(志願変更時の志望順位変更可,93入試より国際教養・英語科入試で聞き取り検査,91入試より通信制入試の改編)
1030　○高研協報告(計画進学率91%の維持,進学希望状況と進学実績とをみて引き上げ)→*108*

910419　●第14期中教審答申(複線上多選択型競争,第3の学科等→新複線化)
0628　●高校教育改革推進会議が発足
0711　○入選協(92入試より海外帰国子女選抜の学力検査は3教科,指導要録改訂に伴い94入試に向けて調査書検討専門委を設置)

920412　◎あいち民研がシンポジウム「複合選抜制のもとで中・高生,青年はどうなっているか？」を開催
0629　●高校教育改革推進会議第1次報告(総合学科構想,全日制単位制高校・学校間連携)
0710　○入選協答申(93入試より調査書の「知能検査の記録」欄を削除,94入試より,Bグループ入試を先行実施,中国帰国子女選抜の出願資格の拡大)

09　●総務庁行政監察結果による文部省勧告(業者テスト問題,入試多様化等)

930126　●高校教育改革推進会議第３次報告(全面多様化入試)
0212　●高校教育改革推進会議第４次報告(総合学科具体化)
0222　●事務次官通知(偏差値排除,全面多様化入試)
0322　●初中局長通知(総合学科の新設)
0401　●中学校新指導要領全面実施
0709　○入選協答申(94入試より，調査書の「人物総評」・「視力・疾病・異常」欄を削除,美術・音楽科の[技能]推薦入学定員枠の上限の引き上げ＝30～40%，計画進学率の引き上げ＝92%)
0714　○三者会議開催
1117　○計画進学率の91%から92%への引き上げを発表

940711　○入選協答申(97入試より英語学力検査で聞き取りを実施,配点は$\frac{1}{4}$程度)
1216　●高等学校教育の改革に関する推進状況を発表

950308　●職業高校改革調査研究会議「スペシャリストへの道」を報告
0712　○入選協答申(98入試より全日制専門学科の一部で傾斜配点を実施,美術・音楽・体育科で美術・音楽・保体の評定を１．５倍,英語・国際教養学科で英語の学力検査の配点を１．２倍，96入試より定時制入試の改編)

960712　○入選協答申(98入試より推薦入学の選抜基準エ[就業予定]の対象を拡大＝福祉・衛生看護科，音楽・美術・体育・英語・国際教養科を除く専門学科の推薦入学定員枠の上限の引き上げ＝30～43%,97入試より計画進学率の引き上げ＝93%)
0719　●第15期中教審第１次答申(「生きる力」等)
1121　○計画進学率の92%から93%への引き上げを発表

970424　○高校教育課が総合学科設置を報告
0626　●第16期中教審第２次答申(中高一貫教育の選択的導入等)
0709　○入選協答申(99入試よりＡグループ入試を先行実施)
1128　●初中局長通知(＋自己推薦書等)

980612　●改正学校教育法公布(中等教育学校の創設等)
0714　○入選協答申(99入試より総合学科の選抜方法は専門学科と同様,推薦入学定員上限は30～43%)
1124　●初中局長・助成局長通知(選抜方法の高校裁量の拡大等)

990401　○岩倉高校に総合学科を新設
0419　●高等学校入学者選抜の改善等に関する状況(第５冊)を発表→204
0713　○入選協答申(01推薦入試より体育科で特別検査を実施，03推薦入試より面接で３分程度の「ことばによる自己表現」の実施)

愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改変年表

入試年度	帰国子女選抜	推薦入学	一般入学 学力検査・面接
84		職業学科推薦(評定平均4以上)枠上限＝定員の100%	
85	海外帰国子女選抜の実施(学力検査・面接) 千種・国際教養科	枠上限＝80%	
86	名東・英語科	1商業科で実施(→全職業学科) 学力・人物の2種で上限＝30～40% 2普通科26校で実施 学力・人物の2種計で30%	学力検査出題教科数の増加(3→5科)
87		5普通科26校で実施 学力≒人物で25～30%	
88	豊田西・普通科	6群校25校を除く普通科124校に拡大 15～20% 6美術・音楽・英語・国際科で実施 6美術・音楽科で特別検査(実技)実施	
89	7中国帰国子女選抜の実施(作文・面接) 名古屋南・普通科 豊田北・普通科	7全普通科に拡大 学力≦人物で10～15% 環境で“概ね”5% 7デザイン科特別検査	4A・B2つの学校ｸﾞﾙｰﾌﾟで期日をずらして2回の「学力 検査＋面接(→2日間)」を実施 第2次入試の出願資格の制限(国私立高校合格者を除外[→専修・各種学校合格者へも拡大])
90		8環境推薦対象を拡大	
91			9志願変更時の志望順位の変更の実施
92	10[海外]学力検査出題教科の削減(5→3科＝国・数・英)		
93		推薦書の簡略化	9英語科・国際教養科で英語特別検査(ヒアリング)を実施
94	11[中国]出願資格の拡大(小学校4学年以上に編入学した者も)	13美術・音楽科推薦入学(技能推薦)合格者の上限の拡大＝30～40%	11学力検査・面接の実施期日の入れ替え (Bｸﾞﾙｰﾌﾟ→Aｸﾞﾙｰﾌﾟ)
95			
96			全学科の学力検査で社会世界地理の小問(2問)の生徒選択を実施
97			14全学科の学力検査で英語ヒアリングを実施(1/4程度)
98		16選抜基準エ(就業予定)の対象学科に福祉・衛生看護科を追加 職業学科の「環境」以外合格者上限の拡大＝30～43%	?15一部専門学科で傾斜配点制を実施。英語・国際教養科で英語(調査書1.5倍,学力検査1.2倍),音楽・美術・体育科で該当各教科(調1.5倍)
99		18現行職業学科の「環境」以外合格者上限(30～43%)を新設の総合学科にも適用	17学力検査・面接の実施期日の入れ替え (Aｸﾞﾙｰﾌﾟ→Bｸﾞﾙｰﾌﾟ) 18現行の選抜方法を新設の総合学科にも適用
00			
01		19体育科で特別検査を実施	
02			
03		19面接で3分程度以内の「ことばによる自己表現」(←02より新指導要領実施)	

調査書	補習率(%)	学級類(人)	定時制課程	通信制課程	教育行政	公立高校入試日程	私立高校入試概・日程	入試年度
	91				7/12中等協発足 7/20文部省通知 2/ 1中等協基本答申→1 2/ 9入選協答申1	一般←推薦	一般←推薦	84
	91				5/23中等協1次答申→2 7/15入選協答申→2・3 10/ 県教委アンケート 1/ 7中等協2次答申	3/16	2/22	85
	91		3学力検査実施教科を2類から学校選択(A＝国・数，B＝基礎学力検査・作文)		4/ テスト業者分裂 4/19中等協3次答申→4 7/15入選協答申→5 2/10中等協最終答申→?	3/17←2/20	推薦入学・複数受験実施 2/12~←1/25 18	86
調査書のコピー提出可	91				7/17入選協答申→6 3/ 8県民中等協の提言	3/16←2/23	2/16~←2/ 2 19	87
	91	普 47・40 商 〃 農 〃 家 〃 工 〃	全校で面接を実施		7/15入選協答申→7	3/16←2/22	2/16~←2/ 1 19	88
	91	47・40			4・7複合選抜方式実施 7/18入選協答申→8	3/9A←2/15	1/30~←1/20 2/1	89
	91	46・40			7/17入選協答申→9	3/12←2/20	2/4~8←1/26	90
	91	45・40		9選抜に作文・面接の実施可	7/11入選協答申→10 新指導要録	3/11←2/20	2/5~8←1/29	91
	91	44・40			7/10入選協答申→11 10/31高研協答申→12 2/22文部事務次官通知	3/10←2/20	2/5~7←1/29	92
11知能検査の?記録欄を実質的削除	91	42・40			7/ 9入選協答申→13	3/11←2/18	2/5~8←1/29	93
13人物総評A?欄，視力・疾病・異常欄を削除	92 12	42・40			7/11入選協答申→14	3/10B←2/18	2/7~9←1/31	94
	92	40・40			7/12入選協答申→15	3/ 9←2/20	2/7~9←1/31	95
	92	40・40	15作文・面接を実施。学力検査も可(数，国+数，基礎学力検査から学校選択)		7/12入選協答申→16	3/11←2/19	2/6~8←1/30	96
	93				7/ 9入選協答申→17	3/10←2/20	2/5~7←1/30	97
	93				7/14入選協答申→18	3/ 9←2/19	2/5~7←1/30	98
ワープロ打ち出し可	93				7/13入選協答申→19	3/8A←2/18	2/8~ ←1/29 10	99
	93					3/ 9←2/18	2/7~9←1/31	00
								01
								02
								03

VI 文献

《解題Ⅵ》

編集者の手許にあるものを中心にして，しかも複合選抜を主題とした論文と著書に限定して編集した。したがって，別の論題のなかで副次的に扱っているものなどは除いた。また，《解題Ⅰ》で列挙した県教委の資料集や報告書も，重複を避けて除外した。おそらく，数倍にものぼる労作があると思われるが，時間不足で手が回らなかったのが実情である。ご一報をお願いする。

著者・編者	『書　名』・　論　文　名	掲載書・誌名	発　行　所	年月
小川　利夫	『愛知の高校入試改革－これからどうする高校進学』		エイデル研究所	8712
村上俊雄	このまま複合選抜を許していいのか－３８２万署名の切り拓いたもの	高校教育なごや14	名高教	8803
大村　恵	愛知の「受験機会の複数化」について	進路指導研究88	全進研	8805
県民中等協	『私たちの求める高校入試改革－複合選抜制度の問題点と急減期に向けての緊急提言』→１７１		県民中等協	8805
折出　健二	愛知の複合選抜制度	教育8907	国土社	8907
杉本裕明	『塗り変わった高校地図－やさしい複合選抜入門，愛知入試のすべて』		学書	8907
愛高教	『愛知の定時制高校教育白書』		愛高教	9001
愛高教	『子ども・青年がかがやく学校づくりを－県立高校教育白書』→２４５		愛高教	9106
折出　健二	システムとしての複合選抜	ﾗﾘｰ・ｳｪｰﾌﾞ91	すすめる会	9204
あいち民研	『複合選抜のもとで中・高生、青年はどうなっているか？－複合選抜制３年間の検証』→ ２２８		あいち民研	9302
三浦　明夫	「複合選抜方式」のもたらしたもの－愛知の高校入試制度をめぐる現況	進路指導研究116	全進研	9303
愛高教	『「困難校」白書－教育「困難校」の現状と訴え』→２３５		愛高教	9309
愛高教	『豊な定通教育をめざして』		愛高教定通部	9310
小川　利夫	複合選抜制度の検討－過去・現在・未来	都市問題85-3	東京市政調査会	9403
久保田祐司	複合選抜制度と生徒の意識	月刊高校教育	学事出版	9405
X生＋折出	私立高校教員から見た愛知の教育－高校入試の実態から	民研年報'94	あいち民研	9408
春日　一彦	中等教育「改革」の構造的把握－高等学校入学者選抜制度を中心として	研究紀要16	名古屋芸術大学	9503
あいち民研	子どもが人間らしく育つ教育を求めて－「複合選抜」への疑問	民研年報'95	あいち民研	9506
愛高教	『「困難校」問題資料集－94・95年度の「困難校」検討委員会のとりくみから』		愛高教	9511
あいち民研	『私たちが求める中学・高校教育とは－あいち民研・新民研共催シンポジウムの記録』		あいち民研	9605
松原眞志夫	受験機会の複数化のその後 →１９９	月刊高校教育	学事出版	9605
あいち民研	『共に育もう 愛知の子どもたち－子育て・教育総合調査－資料編・分析・提言編』→２３８		あいち民研	9605
近藤　正春	複合選抜制度の問題点と今後の改革課題	学びあい育ちあいの学校づくり	あゆみ出版	9702
愛高教	『愛知の定時制高校教育白書』		愛高教定通部	9703
春日　一彦	高校入試制度改革とその議論の隘路	民研年報'97	あいち民研	9705
三浦　明夫	せめて普通科の推薦制廃止を－愛知県公立高校の推薦入学制度の問題点	進路指導研究133	全進研	9705
愛高教	『98愛知の高校教育白書』→２４５		愛高教	9810
県私学協会	『愛知県私学協会五十年史』→１１３，２２７		県私学協会	9811
高校長会	『愛知県高校教育五十年』→２０１		県公立高校長会	9811
愛高教	『愛高教５０年史　下巻』→４２，１８４，２５２		愛高教	9903
愛教労	『見直しませんか 愛知だけの複合選抜入試』		愛教労	0004

編　集　を　終　え　て

目を通したもののうち，論文類は極力制限しました。また，新聞記事も全面的にカットしました。これら以外の文書や調査・統計を中心としましたが，まだまだ重要なものの遺漏はあると思います。お気付きの方のご教示をお待ちしております。

不充分な資料集ながら，ここから，「複合選抜方式」を導入した県教委の姿勢や意図，３８２万余筆の署名を集めた県民運動の願いをつかんでいただくとともに，現在の子ども・青年の「息苦しさ」・「荒れ」や学校教育の危機の淵源の一端をも読み取っていただけたならば，これにすぐる幸いはありません。

とりわけ，「１５の春を泣かせない連絡会」の結成と活動の再評価は，今こそ必要ではないかと思います。各教職員組合をはじめ各地域にもつくられた連絡会やさまざまな団体・個人が結集し，３８２万余筆の署名を積み上げました。87年12月から新年にかけての対県運動は，愛知の教育運動・県民運動の歴史に輝かしい一ページを書き加えるものでした。子ども・青年の発達・成長を保障する，県民自治による教育改革が求められている今，巨大なエネルギーを引き出したこの大運動から教訓を学びとりたいと考えます。

地域に根ざし生徒が主人公の学校づくりを追求するなかからも，希望者全員入学，ひいては廃止をも視野に入れた高校入試制度の改善・改革の手がかりや足場が築かれてくるものと思います。

末筆ながら，文書・資料の提供や転載を快諾された団体各位にあらためてお礼申し上げます

なお，出典の所在等についてのお問い合せは下記宛にお願いします。

あいち県民教育研究所(あいち民研)へのおさそい

いま，子育てと教育には，深刻な問題が山積しています。

父母・教職員・研究者など，子育て・教育にかかわるすべての人たちが，子ども・青年の幸せのために，力をあわせなければならないときだと思います。

そのためには，父母・県民の立場から子どもと教育の問題に取り組む研究所がぜひ必要であると考え，１９９１年に「愛知県民教育研究所」(略称，あいち　民研)を設立しました。

あいち民研は，あいちの子ども・青年が人間らしくすこやかに育つことを願うすべての個人や団体と協力・共同して，直面する諸問題の打開の方向を探っていきたいと考えています。

あなたもぜひ，あいち民研にご参加ください

年会費は，個人３，０００円，団体１０，０００円です。
『あいち民研通信』(隔月刊)『あいち民研年報』等をお届けします。

あいち民研の 出版物案内

『あいち民研叢書』頒価６００円(No.10は５００円)

- No.6　共感とゆとりの子育て
- No.7　いじめ・自殺－居場所をさがす子どもたち－
- No.8　育ってますか？「学ぶ力」
- No.9　見えていますか？「子どもの心」
- No.10　公費教育の充実と学校財政自治の確立を求めて
- No.11　ひとりで悩まないで－子育て・教育Q＆A－

『あいち民研年報』
－あいちの子育てと教育と文化－

- No.3　'95版　頒価５００円
- No.4　'96版　頒価６００円
- No.5　'97版　頒価７００円
- No.6　'98版　頒価８００円
- No.7　'99版　頒価５００円

共に育もう　愛知の子どもたち
－あいち民研　子育て・教育総合調査－
分析・提言編　頒価　８００円
資料編　頒価１０００円

いま，「複合選抜制」を問う
－愛知県公立高校入試制度／文書と資料・1984～2000－

２０００年５月１日　発行　　頒価　８００円

編集・発行　あいち県民教育研究所　高校入試制度と中等教育問題研究部会

0013

頒価 800円